ISBN978-4-87498-496-3
C0036 ¥1800E

定価：本体1800円＋税

EARBOOK
2012

軍縮・平和
と自治体のために
法人ピースデポ

記事】
そして核軍縮への人道的アプローチ（ランディ・ライデル）
の新国防戦略とアジア太平洋、日本（田巻一彦）
と自治体にできること】
のキーワード】
縮、ミサイル防衛、米軍、自衛隊、自治体
の一次資料】

イアブック
核軍縮・平和
2012
市民と自治体のために
NPO法人ピースデポ

YEARBOOK 2012 イアブック

核軍縮・平和

市民と自治体のために

監修●梅林宏道

事務所用

特集

2010年 核不拡散条約 NPT再検討会議 合意の履行

NPO法人ピースデポ
発売元 高文研

YEARBOOK

核軍縮平和イアブック 2012

市民と自治体のために





2011年4月12日、初の「軍事費に関するグローバル・アクションデー(GDAMS)」が世界同時に実施された。国際平和ビューロー(IPB)と政策研究所(IPS)の呼びかけに呼応し、世界35か国以上のNGO・市民が、100以上の軍事費削減を呼びかける行動を展開した(キーワードE10に詳細)。

【写真】(インド/コタ):「農村開発・青年訓練研究所」が作成した横断幕を背景に、伝統服姿の婦人たちがポーズ。(韓国/ソウル):国会議事堂前に集まった議員と市民が、「1900兆ウォンの世界の軍事費、これが最善ですか?」という質問に対し、それぞれの回答を示した。

「軍事費削減国際行動デー」

2011年4月12日

初の「軍事費に関する国際行動デー」
――軍事費削減求める世界の市民



（米国/ワシントンD.C.）
米政策研究所（IPS）の活動家たちが、国会議事堂前で「世界の軍事費トップ10」を可視化するパフォーマンス。軍事費は、世界全体の48%を占める米国が1位で、日本は7位。



（スペイン/アンダルシア）
「あなたは、1兆1250億ユーロをどこに使いたいですか？」という質問に対して、「皆のための住宅」と答えたハビエル・ロバトさんとイザベル・ペレアさん。



（ニュージーランド/ウェリントン）
平和団体メンバーが、ウェリントン市内の繁華街で、人々にチラシを配りながら「軍事費に関する世界同時行動デー」を紹介。



（沖縄/辺野古）
「思いやりは被災地へ」―。
東日本大震災を受けて、日米政府に対し、「もし日本の復興を真に望むなら、『トモダチとして』、『思いやり予算』の支出凍結と、受け取りを拒否すること」を要求するメッセージを発信。

写真：「軍事費に関するグローバル・アクションデー（GDAMS）」HP。
http://demilitarize.org/event-reports/

発刊にあたって

イアブック「核軍縮・平和2012―市民と自治体のために」をお届けする。本書は、核軍縮問題に力点を置きながら、日本の平和と安全保障の動向を、市民や自治体の視点から整理し、解説することをめざしている。年鑑として、2011年1月1日から同年12月31日をカバーすることを基本としているが、この期間後で2012年5月10日までに関連する重要な出来事が起こった場合は最小限の補足を行った。

本書の対象期間における最大の社会的できごとは、3月11日の東日本大震災と東電福島第1原発事故であった。たった一つの事故が深刻な被害と社会的混乱・停滞を引き起こした。この事態は、改めて核兵器の脅威のリアリティを浮き彫りにし、核兵器の抑止力により安全を保障するという思考がいかに非人道的であるかを鮮明にした（関連する論考は前年号に掲載）。これは、2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議の最終文書に、核兵器禁止条約への留意や国際人道法の遵守が初めて盛り込まれたことの歴史的意義をさらに強く印象づけるものである。しかし核抑止に固執する核兵器国の姿勢により、核ゼロの世界への道筋は見えていない。そうした中で、平和と核軍縮を前進させるためには、市民・自治体が、世界の現状や動向を正確に読み取る必要がある。本書は、その一助になればとの思いから、ピースデポの努力を傾注して製作されている。

世界における核軍縮の趨勢を理解していただくために冒頭に「概観」、及び「国連と人道アプローチによる核軍縮」、「米国の新国防戦略とアジア太平洋、日本」に関する2つの特別記事を掲載した。過去一年を特徴づける「キーワード」を設定し、見開きページでの解説を柱とした。キーワードAは、「2010年NPT再検討会議合意の履行」に関する特集記事とした。資料2には、「NPT最終文書」を初め特集に対応したものを多く集約した。キーワードに関係するデータは「データシート」「用語の説明」として整理した。製作に当たっては、事実情報を正確に伝えることを第一とし、必要な出典を注記し、後半部に主要な資料とその原典URLを収め、巻末には索引を設けた。

奥付に列記した人々で構成する「ピースデポ・イアブック刊行委員会」が企画・執筆し、ピースデポが編集（共同編集長：湯浅一郎、田巻一彦）と製作を担った。監修は従来と同様、梅林宏道が行っている。執筆・製作にあたり一部の分野では専門家に、また多くのボランテイアの方々に助けていただいた。関係した方々に厚くお礼申し上げる。

本書が、最新で、正確な情報の発信源として信頼され活用されていることに感謝しつつ、多くの市民、自治体の皆さまにより親しまれ、活用していただけることを願っている。忌憚のないご意見、ご批判を是非ともおよせいただきたい。

2012年9月
ピースデポ・イアブック刊行委員会代表　湯浅 一郎

「イアブック 核軍縮・平和 2012」発刊によせて



イアブック『核軍縮・平和 2012』の発刊にあたり、日本非核宣言自治体協議会を代表して心よりお喜び申し上げます。

1984(昭和59)年に結成された本協議会には、平和を希求し、核兵器のない世界を目指した自治体がお互いに連携し輪を広げ、現在国内の287自治体が加入しております。本協議会の調べでは、2012(平成24)年4月1日現在、国内の1,789自治体のうち、87パーセントにあたる1,556自治体が非核・平和宣言を実施しています。

現在、アジア初の実効性のある非核兵器地帯の実現をめざし、東南アジア非核兵器地帯に対して核保有5か国が核兵器の使用や威嚇をしないことを定めた議定書への署名・批准が模索されています。一方、私たちが暮らす北東アジアでは北朝鮮の核問題を抱えており、中東地域と同じく国際社会が取り組むべき急務の課題となっております。本協議会では被爆国の自治体として、核兵器廃絶に向けた方策の一つである「北東アジア非核兵器地帯」の創設に取り組んできました。昨年8月と今年3月にはピースデポの皆さまと協力し「北東アジアの非核兵器地帯化を支持する声明」への自治体首長289名の賛同リストを日本政府に提出したところです。

私たちは地域住民の安全を守ることが自治体の責務であるという視点から、平和な地域社会を築いていくために、研修等を通して核兵器を巡る国際情勢や、平和行政への取り組みについて理解を深めてきました。本書は、最新の世界の現状や動向を読み取るために「キーワード」ごとに関係する資料やデータ、用語解説などがわかりやすく整理されており、本協議会では、毎年、会員自治体全てに配布し、職員の方々に貴重な資料として大いに活用していただいております。

最後に、イアブック『核軍縮・平和 2012』の発刊の刊行委員会の皆さまの努力に心から敬意を表しますとともに、特定非営利活動法人「ピースデポ」のますますのご発展を祈念いたします。

2012年 9月

日本非核宣言自治体協議会会長

長崎市長 田上富久

●発刊にあたって　刊行委員会代表　湯浅一郎

●イアブック「核軍縮・平和2012」発刊によせて

日本非核宣言自治体協議会会長　田上富久　長崎市長

第1章　核軍縮：2011年の概観(2011年1月～12月)

停滞する核軍縮の流れの中で、革新的な挑戦が続く　梅林宏道　12

第2章　特別記事

1．国連と人道アプローチによる核軍縮　ランディ・ライデル　26

2．米国の新国防戦略とアジア太平洋、日本　田巻一彦　41

第3章　核軍縮・平和：2011年のキーワード

A. 特集：2010年NPT(核不拡散条約)再検討会議合意の履行

A1. 核兵器の「非人道性」で新しい前進 —NPT再検討準備委　48

A2. 「非人道性」アプローチに国際赤十字が貢献　50

A3. 中東非WMD(非核・非大量破壊兵器)地帯会議、実現に多くの課題　52

A4. CD(ジュネーブ軍縮会議)の行き詰まり、15年を超える　54

A5. 革新的な国連総会決議案、投票に付されず　56

A6. P5(5核兵器国)、10年「NPT合意」履行の具体的行動とらず　58

A7. 現在は「核兵器近代化の時代」 —国際NGOが報告書で警鐘　60

A8. APLN(アジア太平洋リーダーシップ・ネットワーク)が発足、「唯一の目的」化や非核地帯の新設など提言　62

A9. 新発足のCELAC(ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体)、核廃絶求める　64

★*データシート1：世界に広がる非核の傘*　66

B. 核軍縮・不拡散外交

B1. 新START(戦略兵器削減条約)発効 —さらなる削減が必要　70

B2. NATO戦術核の透明性でドイツ等が新提案　72

B3. CTBT(包括的核実験禁止条約)、インドネシアの批准で発効に半歩前進　74

★*データシート2：CTBTの署名・批准状況*　76

B4. 北朝鮮で体制交代 —6か国協議の行方は流動的　78

B5. 出口の見えないイランのウラン濃縮問題　80

B6. IAEA、シリア「核疑惑」を安保理に送付　82

B7. NSG(核供給国グループ)、核技術輸出指針を改定 —インドの扱いが再焦点化　84

★*データシート3：第66回国連総会決議投票結果*　86

C. 各国の核・安保政策

C1. 米国、新型(Zマシン)核実験を加速 —未臨界核実験も継続　90

★*データシート4：米国のZマシン核実験及び未臨界核実験*　91

C2. 米国、核兵器への投資増額を継続　92

C3. NATOの新MD(ミサイル防衛)計画にロシアが反発 94
C4. ロシア、核軍備近代化を加速 96
★データシート5:地球上の核弾頭全データ 98
C5. 中国の軍近代化と海洋進出に日米が過剰反応 108
★データシート6:北東アジア情勢を考えるための周辺地図 110
C6. 韓国、済州海軍基地建設を強行 —東シナ海に新たな火種 112
C7. NATO軍がリビアを攻撃 114

D. 日本の核・安保政策
D1. 日本の核軍縮国連決議 —核兵器国への要求の弱さ、続く 116
D2. 韓、豪との協力強化を約束 —米軍再編「2プラス2協議」 118
★データシート7: 再編実施のための日米ロードマップ 120
D3. 行き詰まる普天間移設 —米議会、「辺野古」見直しを要求 122
D4. オスプレイ普天間配備計画 —反対の声、沖縄全県に広まる 124
★データシート8: オスプレイの機体情報と運用計画 126
D5. 「武器輸出三原則」、「例外」を大幅拡大 128
D6. 日本のMD、欠陥を露呈 —宇宙の軍事利用は拡大 130
★データシート9:日本のミサイル防衛関連施設・部隊 132
D7. ジブチに戦後日本初の海外基地 —自衛官らに治外法権的地位 134
★データシート10:ソマリア沖派遣自衛隊と海賊行為発生状況 136
D8. 地位協定「刑事裁判権」で運用見直し —協定の改訂が必要 138
★データシート11:国内の基地騒音訴訟一覧 140
★データシート12:思いやり予算の動向 142
D9. 問われる原子力空母の安全性 —米では「退役論」も浮上 144
★データシート13:横須賀母港米艦船の変遷 146
★データシート14:原子力艦の寄港状況 148
★データシート15:民間港への米軍艦入港状況 151
D10. 岐路にたつ日本の核燃料サイクル —国民的議論の深化が必要 152
D11. 憂慮される韓国の「再処理」路線と日韓原子力協力協定 154

E. 自治体とNGO
E1. 「非核兵器地帯」への支持、自治体首長に拡大 156
★データシート16:北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名 158
E2. 日本非核宣言自治体協議会、「北東アジア非核兵器地帯」を推進 164
E3. 平和市長会議、加盟都市数5000を超える 166
E4. 広島、長崎で新しい動き 168
E5. 原爆症「集団訴訟」に区切り —なお続く認定却下に新訴訟 170
E6. 非核特使、被爆の実相を伝える 172
E7. PNND(核軍縮・不拡散議員連盟)、中東非核兵器地帯支援の議員活動を強化 174
E8. 「核廃絶フォーラム」が発足 —情報共有と議論の深化めざす 176
E9. 自治体、被爆者団体など相次ぎ「脱原発」を表明 178
E10. 軍事費削減を求める第1回グローバル・アクション 180
E11. DU(劣化ウラン)禁止の動き、さまざまな領域で拡大 182
E12. 沖縄、韓国で枯葉剤遺棄が問題化 184
★データシート17:米軍機・艦船による事故 186
★データシート18:米軍人による刑法犯検挙状況 187
★データシート19:自衛隊機・艦船の事故 188

F. 核軍縮日誌(2011年1月1日〜12月31日) 192

第4章 市民と自治体にできること
■市民と自治体にできる9つのこと 200
★データシート20:非核宣言自治体の現状 210
★データシート21:日本国内の「平和市長会議」加盟自治体 214
★データシート22:非核宣言自治体の活動と事業 220
◇用語の説明 222
◇略語集 225
◇資料
1. 基礎資料
1-1 核不拡散条約(NPT) 第4条1、第6条 230
1-2 国連憲章第7章 第39〜42条 230
1-3 国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(1996年7月8日) 231
1-4 95年NPT再検討会議「中東決議」(95年5月11日) 232
1-5 国連軍縮委員会による非核兵器地帯に関する報告書(99年4月30日) 233
1-6 2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日) 236
1-7 キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言(07年1月4日) 238
1-8 潘基文国連事務総長の核軍縮5項目提案(08年10月24日) 241
1-9 オバマ米大統領・プラハ演説(09年4月5日) 243
1-10 日本国憲法 前文、第9条 245
1-11 日米安全保障条約 第5条、第6条 246
1-12 日本の核基本政策(68年1月30日) 246
1-13 日朝平壌宣言(02年9月17日) 247
1-14 朝鮮半島の非核化に関する共同宣言(92年2月19日) 248
1-15 9.19 6か国協議共同声明(05年9月19日) 248
1-16 核兵器・核軍縮年表(1945年〜2011年) 250

2.特集資料:2010年NPT(核不拡散条約)再検討会議合意の履行
2-1 2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」(10年5月28日) 252
2-2 米核態勢見直し(NPR)報告書(10年4月6日) 264
2-3 米ロ新START条約 前文(10年4月8日) 275

2-4　中東会議に関するファシリテーター報告(12年5月8日)　276
2-5　核兵器の人道的側面に関する16か国共同声明(12年5月2日)　278
2-6　オーストリアなどの国連総会決議案(11年10月25日)　280
2-7　国際赤十字・赤新月運動の核廃絶決議(11年11月26日)　281
2-8　APLN(アジア太平洋リーダーシップ・ネットワーク)設立声明(11年12月12日)　283
2-9　NPDI(不拡散・軍縮イニシャチブ)ベルリン声明(11年4月30日)　285
2-10　CELAC(ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体)核廃絶決議(11年12月3日)　289
2-11　中東非核・非大量破壊兵器を支持する議員声明(11年10月16日)　290

3.その他の資料
3-1　第66回国連総会・新アジェンダ連合決議(11年12月2日)　292
3-2　第66回国連総会・日本決議(11年12月2日)　295
3-3　米新国防戦略指針「合衆国のグローバルな指導力を持続する」(12年1月5日)　298
3-4　欧州戦術核ノン・ペーパー(11年4月14日)　301
3-5　「2010年中国の国防」(11年3月31日)　302
3-6　「大統領政策指令X」(11年8月10日)　304
3-7　IAEAイラン報告・付属文書(11年11月8日)　306
3-8　実験軽水炉の建設：北朝鮮外務省報道官(11年11月30日)　308
3-9　米朝2国間協議発表(12年2月29日)　309
3-10　「武器輸出三原則」緩和に関する官房長官談話(11年12月27日)　311
3-11　オスプレイの安全性に関するリボロ証言(09年6月23日)　313
3-12　日・ジブチ地位協定(交換公文)(09年4月3日)　314
3-13　北東アジア非核兵器地帯に関するハルペリン論文(11年12月19日)　314
3-14　北東アジア非核兵器地帯に関する岡田副総理国会答弁(12年4月5日)　318
3-15　モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5)(08年12月13日)　319
3-16　「湘南・江の島かながわ自治体平和アピール」(10年11月27日)　327
3-17　秦野市議会の北東アジア非核地帯を求める意見書(11年3月25日)　328
3-18　広島・長崎の2011年平和宣言(11年8月6日・9日)　329

◇索引　332

データシート一覧

1.世界に広がる非核の傘　66
2.CTBT(包括的核実験禁止条約)の署名・批准状況　76
3.第66回国連総会決議投票結果　86
4.米国のZマシン核実験及び未臨界核実験　91
5.地球上の核弾頭全データ　98
6.北東アジア情勢を考えるための周辺地図　110
7.再編実施のための日米ロードマップ　120
8.オスプレイの機体情報と運用計画　126
9.日本のミサイル防衛関連施設・部隊　132
10.ソマリア沖派遣自衛隊と海賊行為発生状況　136
11.国内の基地騒音訴訟一覧　140
12.思いやり予算の動向　142
13.横須賀母港米艦船の変遷　146
14.原子力艦の寄港状況　148
15.民間港への米軍艦入港状況　151
16.北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名　158
17.米軍機・艦船による事故　186
18.米軍人による刑法犯検挙状況　187
19.自衛隊機・艦船の事故　187
20.非核宣言自治体の現状　210
21.日本国内の「平和市長会議」加盟自治体　214
22.非核宣言自治体の活動と事業　220

執筆者紹介(五十音順)

有銘佑理　第2次普天間爆音訴訟団事務局
梅林宏道　長崎大学核兵器廃絶研究センター長、ピースデポ特別顧問
嘉指信雄　ウラン兵器禁止を求める国際連合(ICBUW)ヒロシマ・オフィス代表
勝田忠広　明治大学法学部准教授
川崎　哲　ピースボート共同代表
茂垣達也　ピースデポ理事
田巻一彦　ピースデポ副代表
塚田晋一郎　ピースデポ事務局長代行
中村桂子　長崎大学核兵器廃絶研究センター准教授、ピースデポ前事務局長
林　公則　都留文科大学非常勤講師
山口　響　ピープルズ・プラン研究所前事務局長
湯浅一郎　ピースデポ代表
吉田　遼　ピースデポ奨励研究員、NPO法人セイピースプロジェクト

第1章

核軍縮 2011年の概観

停滞する核軍縮の流れの中で、革新的な挑戦が続く

梅林 宏道（長崎大学核兵器廃絶研究センター長、ピースデポ特別顧問）

09年4月のオバマ大統領によるプラハ演説（資料1-9）、10年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議最終文書の合意（資料2-1）、11年2月の新START条約発効といった流れをたどると、一見、「核兵器のない世界」に向かう新しい潮流は順調に流れているようにみえる。

しかし、その流れのなかで至る所に発生している渦や逆流をみると、流れは決して順調ではない。とりわけ本イアブックの対象期間である11年になると、流れは極めて緩慢になり渦や逆流が目立つ。11年12月になって発足した「核不拡散・軍縮のためのアジア・太平洋リーダーシップ・ネットワーク（APLN）」（呼びかけ人：ギャレス・エバンス元オーストラリア外相）（関連キーワードA8）は、この状況を率直に次のように書いた。

> 「オバマ大統領は、2009年のプラハ演説で『核兵器のない世界』を達成するという画期的な約束をすることによって進むべき道を示し、いくつかの重要な進展が続いた。すなわち配備核兵器を削減する米ロの合意、ほどほどの成功であったNPT再検討会議、そしてワシントン核セキュリティ・サミットの成功があった。‥‥しかし、この前向きの動きは今や動きを止めようとしている。CTBTを発効させ、行き詰まっている核兵器用核分裂物質の生産を停止しようとする交渉を打開し、‥‥すべてについてほとんど前進が見られずにいる。米ロ間の次の軍備削減交渉は停止状態にあり、NPTの内外を問わず、確立された核保有国の間で究極的に核廃絶に至るような多国間の核兵器削減交渉を真剣に始めようとする意思はほとんど見られない。」（資料2-8（283ページ）参照）

11年の概観を描く本稿は、この認識にほぼ同意する。そのうえ、12年11月に米大統領選挙があることを勘案すると、残念ながら12年の大半の時期を含めて、しばらくは状況が大きくは変わりにくい国際環境が続くと見なければならないであろう。とはいえ、そのような認識を基調としながらも、次の飛躍に向かって何が準備されているかを知ることが重要である。

新たな挑戦の動きの紹介は後の節に譲ることにして、まずは11年の停滞の現状を述べることにする。

I　変わらぬ抑止論のパラダイム

新 START 発効の意義と困難

2011年2月5日、米国とロシアは新「戦略兵器削減条約」（以下、単にSTART）の批准書を交換しSTARTは発効した（関連キーワードB1、資料2-3）。条約は2010年4月8日にプラハにおいてオバマ米大統領とメドベージェフ露大統領の間で署名されたものである。15年の期限をもつ旧STARTが2009年12月5日に失効して以来、1年2か月振りに米ロ間の相互検証制度不在の空白が正式に埋められたことになる。

STARTの発効は、現在（2011年末）のところ、オバマ政権が09年1月に誕生して以来、「核兵器のない世界」に向けて達成した唯一の核軍縮に関する目に見えた成果である。また、それは成果であると同時に前途に横たわる大きな困難の予告でもあった。

条約の内容を要約すると次のようになる。米ロ両国は発効後7年となる2018年までに配備された戦略核兵器の弾頭数を1550、配備運搬手段の数を700、そして配備及び非配備を含めた運搬手段の数を800まで削減する。米政府が3月29日に発表した「ファクトシート」の説明によれば、1550という配備核弾頭数の上限は「1991年のSTART条約の上限値6000より74%少なく、2002年のSORT（モスクワ条約）の上限2200よりも30%少ない。」

しかし、条約における核弾頭の数え方に注意しなければ理解を誤る。たとえば、米ロの重爆撃機(米国のB－52B、ロシアのTu－95MS等)は6～20発の核兵器(巡航ミサイル、空対地ミサイル、核爆弾)を搭載する能力があるにもかかわらず、STARTでは、重爆撃機の弾頭数は1機あたり1と数えると定めた。条約の発効とともに、11年6月1日、米ロは条約で定められた最初のデータ(発効日、すなわち11年2月5日における数値)の交換を行った。それによると米ロの配備された戦略核弾頭の実数は、米1800、ロシア1537であった。すなわち、米国は近代化した弾頭と置きかえながら、7年間に僅か250発(約14%)削減するに過ぎない。ロシアに至っては弾頭数の上ではすでに目標を達成しており、実際には近代化した弾頭で置きかえて数を増やしながら米国との均衡を目指すことを意味する。

条約に基づくデータ交換は6か月ごとに行われる定めであるが、11年9月1日、12年3月1日の数は、米国が1800→1790→1737、ロシアが1537→1566→1492と推移している。このように見てくると、STARTによる弾頭数の削減はほとんど本質的なものではないことが分かる。

もう一点、STARTで注意しなければならないことは、削減された弾頭の解体や廃棄が義務づけられていない点である。弾頭の削減とは、単に作戦配備から外されることを意味するに過ぎない。

とはいえ、量や削減後の扱いに不満があっても、上述のように定められた方式によって相互の保有兵器に関する基礎情報が交換されること自体が、START発効がもたらした大きな恩恵であることに変わりはない。米ロ間に相互検証の法的拘束力のある枠組みが復活したことは、信頼醸成の基礎となって次なる核軍縮を容易にする。世界的な核兵器の削減、ひいては「核兵器のない世界」の達成には米ロ両国の関係が良好であることが極めて重要であることを考えると、この点におけるSTART発効の意義は大きい。

STARTの交渉においては、米ロの安保関係における重要な課題が正面から議論されたことも、今後の米ロの核兵器交渉にとって重要な基礎作業となった。具体的には、ミサイル防衛(MD)問題が今後の両国の核軍縮交渉と無関係ではあり得ないこと、また米国で始まっている通常弾頭による戦略攻撃兵器(CPGS＝通常弾頭迅速グローバル・ストライク)の開発が今後の核兵器削減問題と関係せざるを得ないことが、両国の共通認識となった。すなわち、条約の前文は、「戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器は相互に関連していること、及び戦略核兵器の削減に伴いこの相互関係の重要性が増大する」、「通常弾頭を装備したICBM(大陸間弾道弾)及びSLBM(潜水艦発射弾道弾)が戦略的安定性に及ぼす影響に留意する」と述べている。

皮肉なことに、あるいは当然とも言えるが、次なる削減のために米ロ両政府が共有したこれらの認識が、そのまま両国の議会の保守派に強い警戒感を生みだした。

米ロ議会を支配する冷戦思考

STARTの批准を審議した米国の上院は、10年12月22日に新START条約「批准承認決議」を採択したが、それに厳しい条件を付けた。一方、ロシアでも、11年1月25日に国家院(ドゥーマ、下院に相当)、27日に連邦院(上院に相当)において、それぞれ新START批准法を可決したが、そこでも厳しい条件を付けた。両国の議会が付けた条件は、共通して両国の核兵器の近代化を強く要求するとともに、ミサイル防衛と通常弾頭兵器に関してそれぞれの政府に正反対の要求をするものであった。

START批准に対して、米国議会は次のような文言で核兵器近代化を義務づけた。

「合衆国は、新START条約の水準における合衆国の保有核兵器の安全性、信頼性及び性能を確保するとともに、生起しうる国際状況の変化や技術的問題に備え、合衆国の政策に合致する抑止力を支持するために強固な備蓄管理プログラムを継続し、核兵器製造能力及び規模を維持する。」

その結果、核兵器研究所の能力維持とその後10年にわたる総額1800億ドルに上る巨額の核兵器近代化への投資が義務づけられることになった。この金額は冷戦時代と比較しても最高の金額である。一方、ロシア議会は次のように条件を付けた。

「(1)ミサイル防衛に打ち勝つ優位性を持った新型及び新種の戦略攻撃兵器の開発、実験、製造及び配備を含む、ロシア連邦の戦略核戦力を

ロシア連邦の国家安全保障を確保するために必要な水準に維持する。

(2)ロシア連邦の戦略核戦力の戦闘準備態勢をいかなる戦略状況の進展にも対応できる水準に維持するとともに、必要とされる研究開発基盤及び生産能力を保全し、発展させる。」

このようにロシア議会は、新型兵器の開発によって米国に対するパリティを確保することのみならず、高い警戒態勢の維持さえも批准の条件として要求した。現状において戦闘準備態勢が米国よりも劣っているという認識が支配しているからであろう。ポポフキン国防第一次官によれば、ロシアの戦略兵器近代化予算は11年からの10年間で約700億ドルに上る(2011年2月24日発表「2011－2020年における国家軍備計画」)。

ミサイル防衛(MD)や通常弾頭戦略攻撃兵器に関して、米ロ両議会は正反対の内容を批准条件として要求した。すなわち、MDに関しては米議会は、現在の戦略ミサイル発射台をMDに転用したり、またその逆をしてはならないという条項以外には、STARTはMDに関するいかなる制約をもたらすものではないという解釈を批准書に明記させた。それに対して、ロシア議会は、攻撃と防衛は密接な関係があり、戦略兵器が削減されればされるほどより両者は密接になると述べ、一方のMDが他方の攻撃力の有効性を損なわない形でSTARTを履行するよう要求した。通常弾頭戦略攻撃兵器に関しても、米議会はSTARTに一切制約されてはならないと強く要求したのに対して、ロシア議会は核弾頭と同様に戦略通常兵器の弾頭数を制限すべきと主張し、米国がそれを配備するときにはSTARTが定めた二国間協議委員会に付託することを要求した。

両議会の議論を支配している考え方や感情は、ほとんど冷戦時代と変わらぬといってよいであろう。この固陋な風土を打ち砕く力が優勢になることが「核兵器のない世界」実現に欠かせない要件となる。

「抑止論を超える」詰めの甘さ

その意味で、米国におけるオバマ大統領の指導力に期待するところは大きい。このことと関連して、大統領の背後にいる4人の元高官(シュルツ、ペリー、キッシンジャー、ナン)の役割については、同じ意味で是とする部分を認めながらも、根本的な矛盾に迫る理論化を怠っていることに警鐘を鳴らすべきであろう。2011年3月7日の『ウォールストリート・ジャーナル』紙への4度目の投稿で、彼らは核抑止論を超えて「核兵器の役割とリスクが低減され究極的に無くなる世界における抑止と阻止のより安全で包括的な形態を確立する」可能性について提言した。その中でも、プラハ演説の<矛盾>が繰り返されている。

すなわち、一方では①「抑止の主要な要素として核兵器に依存し続けることは、核兵器の拡散を奨励するか、少なくとも拡散の口実を与える」という認識を述べながら、②「核兵器が存続する限り、第一義的には核攻撃を抑止し、同盟国に拡大抑止を通して保証を与えるために米国は安全で、安心で、信頼性のある保有核兵器を保持しなければならない」と説く。この二つの引用文が<矛盾>でなくなる唯一の可能性は、①の引用文における「主要な」という形容詞にかかっている。核兵器依存が国家安全保障の「主要な」要素であるから、核拡散や他国の核兵器強化を生んでいるのであって、「主要」でなくなればそのような悪影響を生まない、という公理が成立するならば、①と②は辛うじて矛盾しない。しかし、そのような公理は成立しない。第一に「主要な要素で無い」ことの信頼性を抑止論(核であれ非核であれ)の枠組みで獲得するのは不可能である。「主要でない」形が「主要なもの」のカモフラージュであったり、復活可能性を秘めたものでありうるのが抑止論の常である。第二に、残存する一発の核兵器であっても、ある国にとって保持する理由があるとすれば、別の国にとっても保有する価値のあるものになる。そのために、新しい核武装国を生む口実を無くすることにならない。

私たちは、4人の元高官の果たしている繋ぎの役割を早く乗り越えて、次のパラダイムに移る契機を一日も早く見出さなければならない。

STARTの発効以来、米ロの対立が緩和ではなくむしろ激化し続けていることは、両国議会における発効条件の姿から当然予想されることであった。それは、4人の高官が訴える「抑止と阻止のより安全で包括的な形態」についての詰めの議論を必要としているもう一つの領域でもある。北大西洋条約機構(NATO)が絡むMD問題と戦術核兵器問題はその中心にあるが、2011年に好転の兆しを見せることはなかった。

ヨーロッパ配備の米MDと米戦術核

オバマ政権はブッシュ政権のMD計画を批判し、2009年9月、イランのミサイル脅威に関して、大陸間弾道ミサイルよりも短距離・準中距離弾道ミサイルによる脅威をより切迫したものとする新しい情勢分析を打ち出し、スタンダード・ミサイル3（SM3）迎撃ミサイルを中心とする「欧州段階的適応性アプローチ」（EPAA）に転換した（関連キーワードC3）。

11年2月、米国はルーマニアに迎撃ミサイルを配備する計画を発表し、ルーマニアも受け入れを表明した。5月に両国は、配備場所をルーマニア南部のカラカル近郊にあるルーマニア軍のデベセル飛行場とすることで合意し、9月13日、クリントン米国務長官とルーマニアのバコンスキ外相が米国務省で合意文書に署名した。地上配備型SM3とイージス・レーダーなどを15年までに配備する計画である。

EPAAによる計画は、そのほかにも11年にかなりの具体的進展があった。3月にSM3（ブロックⅠA）搭載イージス艦モントレイ（CH61）を初めてのEPAA任務で地中海パトロール（6か月）に派遣した。10月3日、パネッタ米国防長官とスペインのサパテロ首相がNATO本部（ブリュッセル、ベルギー）で記者会見して、13年までにMD能力を持つ米イージス艦4隻をスペイン南部ロタに母港配備すると発表した。

さらに陸上配備型SM3（ブロックⅠB）の配備がEPAA第2期（15年まで）に計画されているが、9月2日、これに関してトルコ政府が早期警戒レーダー・システムの受け入れを表明した。トルコ内でイスラエルにレーダーで得た情報を渡すべきでないという議論があることを受けて、9月23日にはNATO加盟を目指し反ロシア色の強いグルジアが受け入れの意思を表明するなど、政治色も露骨に表面化した。

このような状況は、当然にもロシアに強い反発を生み出した。米・ルーマニア合意の署名に際して、ロシア外務省はウェブサイトに声明を出し、さまざまな動きがロシアと米国・NATOとのMD対話が進展しない中で進んでいることを批判し、「欧州に配備されるMDがロシアの戦略核に対抗するものでないことへのしっかりとした法的拘束力のある保証」を要求した（9月13日）。それに対して10月18日、タウシャー米国務次官は欧州MDがロシアへの対抗を意図しないとの誓約をロシアに与える用意があると述べ、オレリー米ミサイル防衛庁長官は、その確認のために米国のミサイル迎撃実験をロシアがレーダーで監視することを提案した。しかし、ラブロフ・ロシア外相はあくまでも法的拘束力のある保証を求めた。さらにメドベージェフ大統領は、12月のNATOロシア理事会を前にして演説を行い（11月23日）、欧州MD計画への対抗措置としてロシアの飛び地領土であるカリーニングラードのミサイル攻撃早期警戒レーダー施設を戦闘警戒態勢に置くと述べ、必要ならばNATOのMDデータや誘導システムの破壊を可能にするようなミサイル（イスカンデル）の配備も辞さないと述べた。

NATO配備の戦術核兵器（関連キーワードB2）については、11年、NATOのいくつかの関係国が新しい努力を見せたが、重要な変化は生まれなかった。12年に開催予定のシカゴ・サミットに向けてNATOは「防衛・抑止態勢見直し」（DDPR）起草作業に入っている。DDPRでは、現在5か国（ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ）に配備されている150～200発の米国の戦術核兵器（B61爆弾）を撤去するか存続させるかが重要な焦点となる。

5か国のうち、すでにベルギー、ドイツ、オランダでは撤去を望む意思表示が行われていたが、NATO全体の方針となるには、安全保障環境について加盟国の共通認識が形成されなければならない。しかし、上述したようなロシアとの関係改善が容易ではない状況の中で、NATO戦術核はロシアの戦術核との関係において論じるという、狭い枠組みの議論がNATOの共通分母になりつつある。ここにも冷戦期抑止論にとらわれた現在の核軍縮議論の限界が現れている。

11年4月15日、ベルリンのNATO外相会合の2日目、ポーランド、ノルウェー、ドイツ、オランダの4か国はベルギー、チェコ、ハンガリー、アイスランド、ルクセンベルグ、スロベニア6か国の賛同を得て、NATOとロシアの戦術核を同時解決するという立場で、「戦術核兵器に関する透明性向上と信頼醸成に関するノンペーパー」と題する新しい非公式提案を行った。その内容は、約一年前にポーランドとノルウェーの外相が提出した共同論文を基礎にしたもので、NATOとロシアが標準様式で情報交換することに合意し、NATOロシア評議会を信頼醸成のために活用するという内容である。これまでのところ提案が状況を動かす力にはなっていない。

中庸を歩む日豪主導10か国グループ

2010年9月に第1回会合を開いた日本とオーストラリアが主導する10か国グループ(他の8か国はドイツ、カナダ、オランダ、ポーランド、トルコ、チリ、メキシコ、アラブ首長国連邦)にとって、2011年は、政策の方向性を明確にして「核兵器のない世界」へのリーダーシップを発揮し、存在感を示すべき重要な年であった。結果的には、グループはNPT再検討会議が生み出した2010年合意の積極的要素を前進させるためにリーダーシップを発揮するという路線ではなく、合意の範囲内で中庸な課題設定をする路線を選択した。グループの試みは、むしろグループの組織固めに向けられているように思われる。各国がそれぞれに力を入れている中庸な個別課題について、グループ内でイニシャチブをとる仕組み(リード国)を採用することによって、構成国がこのグループにメリットを見出し、所属意識(オーナーシップ)を高めることを目指しているようにみえる。

2011年4月30日に開催された10か国の第2回外相会議においては、①兵器用核分裂物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始(技術的側面の専門家会議の継続と拡大、CDの行き詰まりの国連総会における打開)、②CTBTの早期発効、③核兵器国の核軍縮への履行状況を報告する標準様式の開発、④IAEAとの包括的保障措置協定と追加議定書の普遍化、の4つの課題に取り組むことが決定された(資料2-9)。また、この会合において、グループは「不拡散・軍縮イニシャチブ」(NPDI)と名乗ることになった。

この中で注目したいのは、③の取り組みである。2010年NPT再検討会議の合意文書の行動21において核兵器国は標準様式について合意することが求められた。行動21の実現を図ることをNPDIは第1回会議から取り上げていたが、今回、その草案を作ることに歩を進めた。実際、グループは草案を作成し、2011年6月にパリで開催されたP5(NPT上の5つの核兵器国)のNPT合意フォローアップ会議に提出した。しかしそこで討議されたかどうかは明らかではない。このテーマはその後もNPDIの一貫したテーマであり、2012年のNPT再検討準備委員会(ウィーン)においても作業文書として提出された。

2011年9月21日、国連総会の合間をぬって、第3回NPDI外相会議がニューヨークで開催された。グループ発足から1年を点検する会議であったが、概ねこれまでの路線を継承することになった。諸課題についてリード国を設定したことが組織面での新味となった。FMCT:ドイツ、標準様式:日・豪、追加議定書の普遍化:アラブ首長国連邦、などである。

II 創意ある挑戦が続く

国際赤十字社・赤新月社の貢献

2010年のNPT再検討会議の直前にヤコブ・ケレンベルガー赤十字国際委員会(ICRC)総裁が駐ジュネーブ外交官を前にして行った演説(本イアブック2011年版、特別記事3)が、核軍縮の人道的側面が初めてNPT合意文書に登場する契機となったことは、まだ記憶に新しい。ケレンベルガー総裁の問題提起は、「国際赤十字・赤新月運動」自身の中においても反響を生みだした。「国際赤十字・赤新月運動」とは、①世界の187か国・地域に存在する各国・地域の赤十字社や赤新月社、②それらを支援するための「国際赤十字・赤新月社連盟」(IFRC)、③紛争下の人道支援活動を統括する「赤十字国際委員会」、の3者から構成される大きな赤十字の枠組みである。

「国際赤十字・赤新月運動」の代表者会議は隔年に開催されるが、2011年11月26日の代表者会議は「核兵器廃絶に向かって進む」と題する決議(資料2-7)を採択した。提案したのはICRCと33か国・地域の赤十字社や赤新月社である。日本赤十字社(近衛忠煇社長、日本赤十字社法(1952年法律第305号)に基いて設立された法人)はその中で、指導的な役割を果たしたと伝えられる。

決議内容に関して次の2点に注目したい。

第1点はすべての国家に対して核兵器禁止条約の締結を要求したことである。すなわち、「法的拘束力を持つ国際条約によって、核兵器の使用禁止と完全廃棄を目指す、誠実かつ緊急で断固たる交渉を追求し、合意すること」と、決議は要求した。

第2点は「国際赤十字・赤新月運動」の構成団体自身が、もともと自分たちの果たすべき任務として存在する「人道外交」の枠組みに組み入れて、決議内容の市民への啓発や政府関係者への働きかけを行うことを決めたこと

である。単に一過性の決議ではなく、主体的な取り組みを定めた姿勢に注目したい。

「…具体的行動の必要性に関して、一般大衆、科学者、医療従業者、政策決定者の意識を啓発する活動を、可能な限り行うこと」「政府及びその他の関係者との間で、人道法や国際人道法に関する絶え間ない対話を可能な限り行い、本決議で示された赤十字・赤新月運動の見解を広めること」と決議は述べている。決議に従って、日本赤十字社自身も、マニュアルを作り核兵器廃絶への人道外交を展開し始めている。日本の非核自治体の有力な伴侶が多くの自治体に生まれたことを意味するだろう。自治体レベルの協力が追求されるべきであり、その発展に期待したい。

3か国が国連総会に問題提起、背後にNGOの創意

オーストリア、メキシコ、ノルウェーの3か国が、核軍縮の停滞に果敢に挑戦する国連総会決議案(資料2-6)を起草したことは、2011年の停滞を打ち破るために立ち上がった良心的な国々による注目すべき行動であった(関連キーワードA5)。しかし、決議案の内容を薄めずに支持を拡大することは困難であり、3か国は決議案を採決に付すことを将来の総会に先送りする判断を下した。その意味で、この挑戦は2011年の困難を象徴する挑戦でもあった。

3か国の決議案は、行き詰まりを打開できなかったジュネーブ軍縮会議(CD)の終了後、9月13日に開幕した国連総会において、第一委員会で討議されるべき非公式文書(ノンペーパー)「多国間軍縮交渉の前進」として配布された。

その内容は以下のものである。ジュネーブ軍縮会議で行き詰まっている4つの主要議題を2つに再分類し、2つの作業部会をジュネーブに設置する。作業部会は2012年国連総会に向けて勧告を作成し、それを受けて国連総会はその時点でのCDの状況を見極めて作業部会のその後の任務を決定する。2つの作業部会とは、(1)核軍縮、(2)宇宙における軍備競争の防止、である。そして(1)の中に、①核軍縮ならびに核兵器のない世界の実現、②核兵器の使用ならびにその威嚇を行わないという保証を非核兵器国に与える実効的国際的取極め(いわゆる消極的安全保証)、③兵器用核分裂物質の生産禁止条約(FMCT)の3つの懸案が含まれる。

この提案は従来のCDのアプローチを超える2つの新しい側面をもっている。一つは核軍縮という大分類の中に3つのテーマを入れたことによって、3つの相互関係が一体的に論じられ、FMCTのみを優先させようとする西側諸国に対する途上国の不審を和らげることになること、もう一つは、従来は核軍縮に関するテーマの部会は情報や意見の交換という極めて後退した役割が割り当てられていたのを「核兵器のない世界の実現」というゼロ目標が掲げられたことである。

実は3か国が最初に回覧したノン・ペーパーは上記のものよりもさらに革新的な内容のものであった。それが、薄められて上記のような総会決議案となったが、さらに薄めなければ多数派にならないと判断した3か国は、採択に付すことを断念したのである。

なお、決議案のエッセンスである、CDの4つの主要議題を2つに再分類することによって、従来の対立を包み込もうとする革新的なアイデアは、NGOの提案から生まれた。2011年7月27～29日に開催されたCDの現状打開ハイレベル会議(2010年会議のフォローアップ会議)の際に、NGO「リーチング・クリティカルウィル」と「核政策法律家委員会」が共同提案「多国間軍縮交渉の再活性化:一つの代案」として提出したものがそれである。

北東アジア非核化に新しいアプローチ

2011年12月17日、DPRK(北朝鮮)の金正日総書記が死去し、息子の金正恩体制に移行した。2008年12月の首席代表者会議以来、3年間、6か国協議は開かれていなかったが、総書記の死去前にこの停滞を打開するための中国と米国の努力が続いていた。すなわち、2011年4月26日、中国は韓国と北朝鮮との間で調整し、次のような3段階を経て6か国協議を再開することで合意をとりつけたことを明らかにした。①南北の6か国協議首席代表者の会談、②米朝協議、③6か国協議の再開。

第1段階の南北主席代表者会議は、11年7月22日、ASEAN地域フォーラムの機会を利用してバリ島で行われた。それを踏まえて第2段階の米朝協

議が1年7か月振りに開始された。第1回が11年7月28日～29日(ニューヨーク)、第2回が同年10月24日～25日(ジュネーブ)に開催され、第3回が年内に開催される見通しであったが金正日総書記の死去で中断した。それ以後、金正恩体制になって初めての米朝会談(シリーズ第3回)は2012年2月23日～24日(北京)に行われ、2月29日に一応の合意を見たとして米朝それぞれが声明を発した(資料3－9)。しかし、4月13日の北朝鮮の衛星打ち上げ失敗によって流れはとん挫している。

このような経過の中で、非政府レベルで北東アジアの非核化に向けて新しい動きが始まった。2011年11月11日に東京で開かれた「東アジア核安全保障ワークショップ」(主催:ノーチラス研究所など)において、クリントン政権における大統領特別補佐官を務めたことのある米国の元高官モートン・H・ハルペリン氏が北東アジア非核兵器地帯に関する新しい外交プロセスを提案したことに始まる。彼の提案は、後に季刊誌「グローバルアジア」に、「北東アジア非核兵器地帯に向けた一提案」(資料3－13)と題する論文として発表された。

ハルペリン氏の提案する非核兵器地帯は日本でも定着している「3プラス3」構造に基本的に同じであるが、提案の眼目は「北東アジア平和安全保障条約」と名付ける諸要素を含んだ包括的条約という外交プロセスにある。北東アジア非核兵器地帯は狙いの中心ではあるが、包括的条約の一部を構成する。すなわち、包括的条約は1. 戦争状態の終結、2. 常設の安全保障協議体の創設、3. 相互を敵視しないという宣言、4. 核及び他のエネルギー支援、5. 制裁の終結/条約違反への対応、6. 非核兵器地帯が含まれている。

ハルペリン提案は、検討すべきさまざまな課題を含んでいると思われるが、米朝関係に関与してきた著名な米高官が北東アジア非核兵器地帯を提案したものとして、今後の発展が期待される。

(本論に述べられた見解は、筆者個人のものであり、所属する機関を代表するものではありません。)

第2章

特別記事

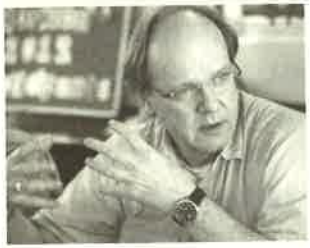
1. 国連と人道アプローチによる核軍縮

ランディ・ライデル(国連軍縮部上級政務官)

2. 米国の新国防戦略とアジア太平洋、日本

田巻一彦(ピースデポ副代表)

特別記事
1



ランディ・ライデル
国連軍縮部上級政務官。これまでに、軍縮に関する国連事務総長諮問委員会事務官、大量破壊兵器委員会上級顧問及び報告責任者、軍備管理協会(ACA)上級フェロー、プリンストン大学客員教授などを歴任。

国連と人道アプローチによる核軍縮

ランディ・ライデル
(国連軍縮部上級政務官)

君は、国制というものは、そこに住む人間たちの性格からではなく、どこか木や岩からでも生まれてくるものだと思うかね？

——プラトン

いったんランプから出た核兵器という「魔人」は二度と戻らない、という言い回しをしばしば耳にする。核兵器が「発明されなかったことにすることはできない」とも言われる。よくありがちの決めつけであるが、実のところこれらは、核兵器というより、核軍縮についてむしろ真実を言い当てているのだ。

核軍縮は健在である。多国間協議の場における核軍縮の人道的側面への認識の高まりを背景に、その法的、道義的、政治的基盤はますます強固なものとなっている。多国間軍縮機構のさまざまな構成要素を含め、国連はこうしたプロセスにおいて重要な役割を担ってきた。それは今後も続くであろう。以下に、その役割について論じていきたい。

旧来の核軍縮ゲーム

第一に、核軍縮は、これまで長きにわたってそうであったように、すべての国家が公に認めた目標である。それは1946年1月24日に国連総会が採択した第1号決議にも盛り込まれている。このように、核兵器ゼロという目標は1946年の時点から明確であり、さまざまな形で示されてきたし、国際関係において広く市民の期待を集めてきた。

1959年、国連総会は、核軍縮を、より包括的な目標である「効果的な国際管理下に置かれた全面完全軍縮(GCD)」の一環と位置付けた(決議1378)。GCDは後に1978年の第1回軍縮特別総会において、核軍縮を最優先課題とする国際社会の「究極的目標」であると宣言された。

GCDや核軍縮はいくつもの国際条約で言及されている。その中には、5つの非核兵器地帯条約や核不拡散条約(NPT)も含まれる。

NPT第6条において加盟国は、核軍縮に関して「誠実に交渉を追求する」こと(ならびに核軍備競争を「早期に」中止すること)を誓約している。これは国際司法裁判所(ICJ)がその画期的な1996年の勧告的意見のなかで、そのような交渉を完了させる責任があると解釈したところの責務である。こうした核軍縮に対する誓約は、過去のNPT再検討会議で採択された全会一致の最終文書でその都度確認され、数十年にわたって数えきれないほどの国連総会決議で繰り返し言及されてきた。世界の市民社会においても、個人や団体が核軍縮支持という心情的な「想い」を表明してきた。これをもっともよく示しているのが、国内外を問わず発展してきたネットワークの広がりであろう。それらの政治的役割は、大量破壊兵器(ブリクス)委員会、核不拡散と核軍縮に関する国際

(エバンス・川口)委員会(ICNND)といった主要な国際委員会も認めるところである。これらのイニシャチブは何百万筆もの国際署名に結実している。

このように、核軍縮はそれを批判する人々が言い続けているような「世迷言」ではまったくない。しかしながら、これほどの支持にもかかわらず、2万発を超える核兵器が今も存在していると言われる。その実際の数は不明であり、それは、保有核兵器に関する透明性の欠如を証明するものである。核軍縮実現という考えがよもや元の「ランプ」に戻ることはない。一方では、それが生まれ変わり、突然変異で新種が出現する危険性があるとみなす人々もいる。とりわけ政府高官、メディアのコメンテーター、研究者やアカデミアの世界で今日しばしば言われるのが、核軍縮は遠い目標、あるいはビジョンであり、地平線の遥か向こう、あるいはよく使われる比喩としては、霧に包まれた、そびえ立つ山の頂である、ということである。

近年、核軍縮に関する議論もまた変化している。核軍縮を「実現可能」にするためにはいかなる前提条件が満たされるべきかが繰り返し議論されている。それらの中には妥当なものもあり、それらは必ずしも核軍縮の進展を真摯に願う人々の反発を買うものではない。たとえば、核軍縮に関する誓約は法的拘束力があり、不可逆的で、透明で、普遍的かつ検証可能でなければならない、といった点に対しては異論をはさむ余地はほとんどない。しかし、その他の前提条件、たとえば世界平和、「戦争という問題の解決」、あらゆる地域紛争の解決、あらゆる拡散やテロの脅威の撲滅、さらには世界政府の樹立といったものは、他の目標を核軍縮に優先させることによって、明らかに核軍縮を遠い未来に押しやる。

「安定と秩序」が核軍縮の前提条件として不可欠であるという意見は、核軍縮が信頼醸成、不信の払拭、対立激化の危険の低下、核戦争の危険の除去、紛争の平和的解決の促進、不拡散努力の正統性(及び有効性)の強化、武力による威嚇あるいは行使の抑制といった、まさに国連憲章に様々に直結するものを通じて、国際の平和と安全の強化に貢献してきたという事実を看過している。まさに、核軍縮の達成、あるいは少なくともそれに向けた具体的な前進でつまずくことは、国際的な「安定と秩序」を達成する見通しを間違いなく危険にさらすことになる。

核軍縮を真剣に提唱してきた人々にとって、今後の最大の試練は、こうした目標を実現するにあたっての慢性的な政治的、制度的、精神的な障害を乗り越えることにある。アルバ・ミュルダールはこれを「軍縮ゲーム」と呼んで批判してきた。すなわち、国際社会全体が共有する目標の達成よりも、国家政策的な目的の前進が優先されるというものである。この旧式のゲームは現在も続いている。

ゲーム・チェンジャー

核軍縮に向けた「ゲーム・チェンジャー」になる可能性が最も高いのは、核兵器国がこの分野で決定的なリーダーシップを発揮することである。核軍縮の条約交渉そのものは行われなかったが、ソ連と米国は1946年の国連において核軍縮提案を行った。「グロムイコ案」と「バルーク案」である。さらに両国は、全面完全軍縮の達成に向けた措置を概観した1961年の「マクロイ - ゾーリン共同声明」に合意した。しかしそれ以降、両国間の核軍備に関する協議は、非配備の兵器の処分に関する問題をわきに置き、国際的な検証措置を伴わない配備数の削減に象徴されるような、核軍備管理の漸進的措置をめぐるもののみとなった。英国、中国、フランスはさまざまな軍縮関連措置を講じてきた。そうした措置には(必ずしも共通したものではないが)、核実験の中止、核実験場及び核分裂性物質生産施設の閉鎖、特定の運搬システムの廃棄、既存の核兵器及び核分裂性物質の備蓄の申告、核軍縮交渉が存在しない中での他の自主的な措置等が含まれる。

「トップダウン型」のリーダーシップにそれなりの意味はあろう。しかしすべての核保有国が自国の保有核兵器の近代化に努め、新型核兵器や運搬システムの開発のための長期計画を追求している今、それだけでは核軍縮実現に向けた前進の基盤としては不十分である。潘基文(パン・ギムン)国連事務総長が「伝染する」と述べた核抑止ドクトリンは、核兵器保有9か国、また、核同盟国を含めるとするとさらに多くの国家においてさまざまな形で実行されてい

る。実際のところ、今日の世界においては、核兵器の存在しない国より、核兵器を保有する、ないしは核の傘の下にある国に住む人々の方が多いのである。

核兵器保有国はまた、そのような兵器の使用が合法であるという立場をとっており（中国とインドは先行使用に反対しているが、核攻撃への反撃としての使用を禁じていない）、中国、インド、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国を除いては、核兵器禁止条約の交渉に反対している。しかし、もしそのような兵器の使用が合法であり、国家の安全の保証に有効であり、世界の大多数の人々から国力と地位の象徴と認識されているならば、そのような主張は、核兵器廃絶の達成よりも、保有の規範という望ましくない展開を促すものとなるだろう。これまで核兵器国によってなされてきた以上の核軍縮の実現努力が必要とされるのは、こうした理由によるものである。

「ゲームを変える」リーダーシップには、多くの場合、国際社会の3つのレベルのすべてにおいて持続的な努力が必要とされる。すなわち、既存の核兵器国を含むトップダウン、市民社会からの継続的圧力によるボトムアップ、それから、非核兵器国からの「外から内へ」とも言うべき外交イニシャチブ、なかでも核兵器廃絶を求める世界の外交コミュニティからのイニシャチブである。これら3つのレベルのいずれにおいても、政治的な「意志の欠如」を乗り越えるような相当の政治的意志が要求される。

今後数年間において、核兵器国は、2010年NPT再検討会議における軍縮関係の誓約の履行を議論する多国間会議における協議を継続してゆくと思われる。実際、本稿を書いている現在、すでに二度の会議がもたれている。核兵器国は、自国の個別及び集団的な努力に対する国際的な認知や正統性を獲得したいという共通の関心を有し、また、核軍縮と不拡散が「すべての国家によって」追求されることを望んでいる。こうしたことから、核兵器国は、世界の中心的な議論の場である国連、ならびにNPT再検討会議（慣例的に国連本部で開催されている）で実施されている諸活動に寄与することへの明確な意図を有している。

非核兵器国の側にも、国連において、またNPT再検討プロセスを通じて、核軍縮の目標を前進させたい独自の理由がある。NPT再検討プロセスは、核軍縮の誓約を果たす上での説明責任を維持してゆくための価値あるツールになりうる。これらの国家の多くは国土が小さく、巨大な軍事組織を有していない。よってそれらの国々の安全保障は、武力の使用に関する世界的に認識された法的・政治的規制に依存せざるを得ない。市民社会の個人や団体は、国連においてそれらの国々のイニシャチブを支援してゆくことへの関心を共有している。こうした関心の顕著な例が、モデル核兵器禁止条約の起草（および改訂）を行った市民社会グループの努力である。モデル条約については、マレーシアとコスタリカの求めに応じて国連事務総長がすべての加盟国に回覧した。

ICJが1996年に勧告的意見を出して以来、国連総会においてはすべての加盟国に核兵器禁止条約の早期締結につながる多国間交渉の開始を求める決議が毎年採択されている。昨年※の決議65／76は、過去最多となる133か国の支持を得た。同決議はその多くを、しかしそれに限定したものではないが、人道的テーマについて述べており、その前文においてそのような兵器が継続して存在していることが「地球上の人類ならびにすべての生命体に対する脅威」であると述べている。昨年※、国連総会で採択された、核兵器を主たるテーマとする12本の決議が、「人道」あるいは「人道的」目的をその目標として定めていた。2010年NPT再検討会議の概要及び全会一致の行動計画もまた、核兵器のいかなる使用も「壊滅的な人道的結果」につながると述べており、行動計画においては、「すべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性」を再確認した。国連総会はこうした見解を、決議65／59において明確に歓迎した。

「ゲーム・チェンジャー」のベストな在り方、いわゆる「パーフェクト・ストーム（千載一偶の機会）」は、次に述べる3つのプレイヤーのいずれもが貢献し、共同作業が展開されることによって起こりうるだろう。すなわち、いくつか、あるいはすべての核兵器国（及びその他の核保有国）、中堅国家や「核の傘」依存国・非依存国を含む、さまざまな地域の外交コミュニティに所属する国々、そして市民社会である。普遍性及び全面的な正統性を達成するために、こうした努力もまた国連の取り組みの中心に据えられるべきである。

※2010年（編集部注）。

ゲームを変える

国際連盟の軍縮局に務めたサルバドール・デ・マダリアガは、2つの世界大戦の間に書かれた著作の中でこう述べている。「軍縮問題は軍縮の問題ではない。それは国際社会の組織問題に他ならない。」人道的目標の達成は国際社会を組織するという作業の一環であるという認識が各国で広がりを見せている。

軍縮というゲームのやり方を変える可能性を持つものとして、その結果を左右するまではいかないかもしれないが、国際社会の組織に関していくつもの新しい傾向が見えてきている。それらの多くが、すべてではないが、国連の活動を中心とするものである。そしてそれらは、「法の支配」、国際「人道法」の発展、「人権」尊重の要求、「核兵器の使用を合法とする主張への反論」、アラブ世界を筆頭に世界中を席巻している「民主化革命」等に関連するものである。

「法の支配」という文言は国連憲章には登場しない。しかし、国連総会及び歴代の事務総長は、それを国連の「存在理由」とまでは言わずとも、重視してきた。2008年10月22日のハーバード大学での講演において、潘基文国連事務総長は次のように述べている。「国連は法の支配および軍縮を長きにわたり支持してきた。また、我々は軍縮における法の支配も支持しており、声明、決議、教育的な努力を通じてその前進を図っている」。その2日後、軍縮における法の支配の強化に向け、事務総長は5項目の軍縮提案を行った。提案においては、核兵器禁止条約を追求することの重要性が強調された。

「法の支配」という言葉に正式な定義はないが、本稿ではそれを諸国家が拘束力を有すると認識する規範の枠組みにおいて国際関係上の行動を律することを指すものとする。国際的なレベルにおいては、紛争の平和的解決、武力による威嚇や使用の禁止等の義務を含め、国連憲章の原則が法の支配の重要な一部を成している。条約下の誓約の遵守(*pucta sunt servanda*)を尊重することは、多国間条約における普遍的な加盟の追求と同じく、法の支配のまた別の表現である。国際慣習法及び絶対的規範(*jus cogens*)は、法の支配と呼ばれるこの法的構造の全体に独自の貢献をしている。国際人道法及び人権法の重要性への国際的認識の高まりは、核軍縮の達成という挑戦に密接な関係を持つものとして、軍縮に法の支配を持ち込もうとの現在進行中の努力の重要な一端を担っている。

近年、国連総会は、「国内及び国際レベルにおける法の支配」に関するいくつかの決議を無投票で採択してきた。直近のものでは、「より平和で、繁栄し、公正な世界において欠かせない基盤」であるところの国連憲章ならびに国際法の目的や原則に対する総会の誓約を再確認した決議65／32が挙げられる。それ以前においては、国連総会は、「国連憲章に合致した形での、国家間の友好関係ならびに協力に関する国際法の原理への配慮」に言及したいくつかの決議を採択している。決議1815(1962年)は、「国家間における法の支配」の強化の重要性に強調点を置き、「軍備競争を撤廃し効果的な国際管理の下での全面完全軍縮を達成する」ことが「不可欠」であると付け加えた。この決議においては、国際法の漸進的発展と成文化に関する勧告を行うという、国連憲章(第13条)に基づく国連総会の権威もまた想起された。これは、国連総会国際法委員会(LLC)が主に担っている役割である。国連総会の要請を受けて、LLCが国際人道法及び人権法上での核兵器の地位に関してそうした機能を行使できる日が来るかもしれない。

核兵器のいかなる使用も国際人道法に違反するということについて、国際社会の多くが同意していることに疑いの余地はない。1996年の国際司法裁判所の勧告的意見は、そのような法が、自衛権の行使を含め、常に遵守されなければならないことを再確認した。国際人道法の分野において特別な責任を有する国際赤十字委員会は、核兵器の使用が国際人道法に合致しないという懸念を繰り返し表明している。

国際人道法の実効上の意味に関して、ニナ・タネンワルドは、米国内においてはいかなる核兵器の使用についても既に「核のタブー」が存在していると指摘する。こうしたタブーは、核兵器のいかなる使用も、恐ろしい、無差別的な結果をもたらすとの事実に起因するものである。チャールズ・モクスレイは、多くの米国の戦場マニュアルの分析を発表しているが、彼の指摘によれば、そこでは、核兵器使用を検討する時でさえ、国際人道法の遵守という法的義務に対

する認識が反映されているという。多くの高名な裁判官、法律家、法学者、政府高官及び元外交官、議員、市民社会の団体や個人が、「核兵器のない世界の早期実現に向けた法の重要性」を掲げた2011年2月11日のバンクーバー宣言を支持している。

国連総会には、最も顕著な例として1961年の決議1653の採択に始まる、核兵器の使用を国際人道法への違反であると表明してきた長い歴史がある。同決議は、核兵器のいかなる使用も「国連の精神、明文、目的に反するものであり、よって国連憲章への直接的な違反である」とし、また、「国際法の支配ならびに人道法に反する」と断言した。4つの国連総会決議が核兵器のいかなる使用も人類に対する罪であると言明している。加えて、35の決議がそれ以前に採択された不使用に関する決議を再確認あるいは想起している。

核兵器を法の支配、国際人道法上の規制、人権の基本的規範の対象にしようとの世界的な関心を継続し、拡大してきたのは、ICJだけでもなく、法の専門家だけでもない。これは主として、国連、国会、地域組織を含むさまざまな国際的な場でこれらの目標の前進を図ってきた世界中の市民社会の団体や個人による継続的努力が成し遂げたものである。国際的なコミュニケーションを、より簡便に、そしてしばしば低コスト化にしてきた技術革新を追い風として市民社会グループの役割が拡大するにつれ、国連の「民主的改革」も進められてきた。1950年代、60年代における国連加盟国の拡大は、ジュネーブ軍縮会議(CD)等の国連軍縮機構の拡大へとつながっていった。主権平等という国連憲章の原則に完全に合致する形で、小国や中堅国家は、スイス、ノルウェー、マレーシア、インドネシア、コスタリカを筆頭に、単独で、あるいは協力して声を上げてゆくとともに、世界的な軍縮規範を発展させ履行してゆく進化の過程に精力的に関与してきた。

正統と見なされる国際規範を確立することは国連の重要な機能である。こうした正統性は、関連する規範の確立に関与してゆく各国の権利を確保するという手続き的な側面と、そのような規範の実質的な公正さ(例えば二重基準の排除など)の両面に依って立つものである。だが正統性は単なる法的な概念ではない。かつてイニス・クロードは、「集団的正統性」が国連の重要な政治的役割であると指摘し、「集団的正統性の後見人として国連が発展してゆくことは、我々の時代における重要な政治的現象である」と述べた。近年においては、スイス政府が核兵器の非正統化をテーマにした非常に優れた研究を助成した。その議論の多くが、国際人道法による規制に依拠したものである。

ゲームに勝つ

核軍縮が最終的に達成されたとき、それはある特定の国や、要素や、時代の変化や、政治的ないし法的手段が、それ単体でそのような結果を生んだということにはならないだろう。

しかし核軍縮の実現には、国際的な法の支配をめぐって進化する潮流が相当影響してゆくと思われる。これには、国際人道法ならびに人権法や、潘基文国連事務総長が提案するような多国間の核兵器禁止条約(あるいは相互に強化される別々の条約)を通じて核兵器を非合法化するという努力の結果などが含まれる。

さらには、国際的なレベルでの法の支配が拡大するにしたがい、国内の法的システムの水準も発展してゆくだろう。国際的な核軍縮努力の将来について、おそらく今日最も予測不能なことは、いつ、いかにして、合意された法的規範を国内法や政治システムに根付かせるか、という点における不確かさが継続していることである。国際的な軍縮(交渉)の誓約と、国内法、機構(軍縮機関等)、軍縮任務を持つ立法管轄委員会、具体的な国内計画や核軍縮実現にいたるタイムテーブル、予算配分や執行制限の間は整合性がとれないままにある。各国の国内政治プロセスを通じてこれらの溝を埋めていく以外にいかなる近道もない。

この限りにおいて、核軍縮のめざすところは、主権国家をなくし、ある種の世界政府にそれらを従わせることではなく、主権国家の目標を国際的な誓約と一致させることによって、国家の目標を再構築することに置かれるべきである。今後の前進の道筋の可能性の一つは、各国政府間での相等しい部門にお

いて、連携、コミュニケーション、調整を強化することであろう。これをアン・マリー・スローターは「トランス・ガバメンタリズム」と呼んでいる。この言葉は核軍縮に関して用いられたものではないが、いつの日かその実現に非常に関係あるものになりうる。いずれの場所においても、「国際法の未来は、国内政治において、特定のアクターや行動、成果に働きかけ、影響を及ぼし、支持し、防護壁となり、ひいては義務づけすらする能力を持つか否かにかかっている」とスローターは言う。

人道問題を基盤とした軍縮アプローチは、こうしたギャップへの橋渡しとして有用である。こうしたイニシャチブがめざすところは、特定の国家の外交ないし防衛政策に関する時局的関心を前進させることよりも、人類共通の関心に寄与することにある。あるいは、より明確に言えば、共通の関心を前進させることを通じて国家の関心を前進させるというところにある。軍縮に対する人道的アプローチは、足し算ゲームの論理で動いている。これは全ての人に利益となるものであり、他方、勝ち組国家、負け組国家のいる世界で競争的なパワーポリティクスを展開する「ゼロサム・ゲーム」とは対照的なものである。このように、軍縮に対する人道的アプローチは社会のより広範な聴衆にアピールしうるものである。これらの政治的基盤が今後拡大してゆくにつれ、国内法や政策を、国際的な誓約に一層即したものにすべく国内の法的・政治的組織も改変されてゆくかもしれない。

ゲームの目的を忘れない

しかしこのアプローチにも問題は存在する。その第一の弱点は執行面にある。誰が、いつ、「軍縮の規範」への違反があったと判断するのだろうか。また、どのようにして違反者を法の下で裁くのだろうか。

二つ目の弱点はさまざまな「不使用」イニシャチブの促進に関連したものである。これは、その強調点を、核兵器を廃絶することから、単に使用の危険性を低減することへと移行させるものだ。エバンズ・川口報告書やいくつかのNGOは、核兵器の唯一の目的は核攻撃の抑止であるとする「唯一の目的」規準を提唱している。このアプローチに伴う問題は、もしそれが軍縮プロセスの一部として履行されるのでなければ、それは保有を正当化するさらなる理由となってしまうことである。非核兵器国に対する不使用ならびに先行不使用の誓約は、それが進行中の軍縮のプロセスの一部でなければ、核兵器のない世界の平和と安全をその目標に据えるのではなく、核兵器の存在する世界における非現実的かつ非常に危険な安定状態をその目標に据えるものとなってしまう。核を保有する国家及び核の傘の下にある国家は――これらが世界の人口の多くを代表しているわけであるが――いかなる不使用条約にも加盟することはないだろう。

不使用を基盤とする人道的アプローチはおそらくそれ単体としてではなく、化学兵器禁止条約において不使用がそう扱われ、また、間接的ではあるが生物兵器条約においてもそうであるように、核兵器禁止条約の一つの条項として追求されることが最善の策と思われる。普遍的な加盟は達成されてはいないものの、対人地雷やクラスター弾に関する条約交渉の取り組みが成功例である。しかしそこで追求されたのは、単に当該兵器の使用の規制ではなく、不使用は明確に軍縮（あるいは非武装）の一部に位置づけられた。これは核兵器においても同様に理にかなったアプローチであるように思われる。人道法の原則、そして進化し続ける軍縮における法の支配を基礎とする、世界からの支持に値する核兵器（および他の大量破壊兵器）の真の意味での「唯一の目的」は、それらの廃棄という、目的に貢献することである。

最後に、核軍縮に向けた人道的アプローチにおいては、同時並行的努力の必要性を認識しなければならない。すなわち、他の大量破壊兵器の廃棄、軍事費の削減、通常兵器の保有及び移転の制限、紛争の平和的解決の促進に向けた強化されたメカニズム等である。これらの目標はすべて、「効果的な国際管理の下での全面完全軍縮」と長きにわたって関係してきた。通常軍備あるいは他の大量破壊兵器の使用を含め、大規模な戦争を繰り返してきた世界は、「核兵器のない世界」の実現に向けた望ましい遺産とはならないであろう。

来るべきゲーム

軍縮における共通の目標を前進させる上で、国連が国際社会の不可欠な舞台として機能してきたことは明白である。近年、核兵器の使用や保有に対する人道的規範を前進させることはその一部となってきた。

おそらく加盟国は今後も、国連軍縮委員会、国連総会第一委員会、ジュネーブ軍縮会議といった国連軍縮機構の主要機関においてこれらの目標を追求し続けてゆくであろう。事務総長ならびに事務局はこうしたプロセスを引き続き支援してゆくと思われる。国連軍縮研究所や事務総長の諮問機関である国連軍縮諮問委員会からの追加的な貢献も行われるであろう。

今後においては、中東における非大量破壊兵器地帯や新たな非核兵器地帯の設立(例えば北極、中央ヨーロッパ、東アジア、そしていつの日か、南アジアにおいても)の追求といった建設的な地域的イニシャチブに加え、他の多国間協議の場からも追加的な貢献があり得よう。これらはすべて、ラテンアメリカ及びカリブ地域、アフリカ、南太平洋、東南アジア、中央アジアにおける現存する地域的非核兵器地帯で共有されている目的を補完するものとなりうる。

人道法が核兵器の使用を規制する範囲をめぐっての国際社会における根深い見解の相違や、法的解釈における様々な差異(1996年のICJ勧告的意見で示されたように)が存在することを踏まえれば、国際法の成文化及び前進に関して国連総会は国連憲章第13条に基づく任務の遂行を検討すべきかもしれない。総会は、国際法委員会(ILC)に研究の実施を求めること、特別報告者を任命すること、この問題に関する作業グループ、あるいは法の明確化のために条約案を起草することを目的にした作業グループを設置することさえ可能である。

人道上の目標に合致した形で、国連安全保障理事会は、潘基文国連事務総長の提案にあるように、核兵器のない世界における国際の平和と安全の維持に向けた計画を検討すべく、憲章の定める軍事参謀委員会の活動を再活発化することもできる。安保理は、すでに採択している決議1887(2009)において、

NPT非加盟国を含むすべての加盟国に核軍縮交渉の誠実な履行を求めている。この決議のフォローアップとして、年次のハイレベル会議、あるいは軍縮問題に特化した首脳会議を開催することもできる。特定の日までに核軍縮を「実現するよう努める」という意向を述べた共同宣言を採択することも考えうる。これは長きにわたってゼロに至るための時間枠を伴う計画を求めてきた非同盟運動諸国の要求に少なくとも一部は応えたものとなるだろう。その拡散のみならず、大量破壊兵器の存在そのものが国際の平和と安全に対する脅威であるという宣言が行われれば、これまでに発せられた大統領声明や諸決議の一歩先を行くものとなるだろう。また、拡散への新たな誘因となりうる新たな核の脅威を生み出さないよう、望ましくは無条件で、非核兵器国に対する新たな、曖昧でない形の安全の保証を提供することも可能である。

人権の促進に向けた国連の努力に関しては、経済社会理事会(ECOSOC)、人権理事会、国連総会第三委員会、人権高等弁務官、条約に基づいた9つの委員会を中心に、数多くの国連組織が人権の促進に直接的あるいは間接的に取り組んでいる。これらの機構の中には、軍縮の目標を前進させることに関心を示しているところもある。人権理事会(「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の履行を監視している)は、1985年の報告書の中で、核兵器がもたらす脅威を「人類が今日直面する、生存権に対する最大の脅威の一つ」と記している。2002年、当時の国連人権促進保護小委員会は、モーリシャスの最高裁判所裁判官の手による、人権に対する大量破壊兵器の影響に関する詳細な作業文書を発行した。しかしながら、人権コミュニティと軍縮コミュニティが国連の中で別々に行動しているというのもまた事実である。

こうした協力を深化させるためのさまざまな選択肢が考えられる。人権理事会には、この問題に関して同理事会に勧告を準備できる「シンクタンク」の役割を担う諮問委員会が存在する。同様に、ECOSOCにおいては、研究の開始や軍縮関連問題を取り上げる特別会合の召集といった勧告が可能である。国連総会の第一及び第三委員会では、軍縮と人権に関する決議を共同で、あるいは同じ決議を同時並行で検討することができるだろう。国連の事務局、人権高等弁務官事務所、軍縮局においては、声明、論説、シンポジウム、刊行物、映像

作品など、様々な共同イニシャチブを検討することが可能である。この他にも軍縮・人権テーマに取り組む方法としては、経済的、社会的、文化的権利委員会(子どもの権利委員会もありうるかもしれない)などを含む、条約ベースの人権委員会で追求してゆくことが考えられる。

別の選択肢としては、国際赤十字委員会による新たな取り組みを通じて国際人権法を促進してゆく努力が挙げられる。国際人道法に基づき、核兵器の存在そのものと使用の脅威の両方に反対する公式決議を採択することも可能である。1949年のジュネーブ条約・第4議定書を検討することも有益かもしれない。これは、核兵器使用の脅威の対象にならないという市民の権利について述べたものである。

非政府組織(NGO)においても、核兵器の使用あるいは使用の威嚇に対する国際人道法の強化に向かう取り組みが継続されることが期待される。そのような努力には、核兵器禁止条約を促進すること、軍縮を国内の法的・政治的慣習や制度に漸進的に取り入れていくこと、軍縮を国内政治の優先課題に取り上げるよう、政府間協力やトラックツー・イニシャチブを奨励すること、国内の法曹界のイニシャチブの関与を奨励すること、教育イニシャチブの拡大や、ニュース、ソーシャルメディアの関与などが挙げられる。

このように、国連が軍縮を前進させる唯一の場ではなくなり、また、道義的や個人的関心もまたかかわってくることから国際人道法がこの目標をめざす上での唯一の実質的な理由ではなくなるという側面はある。しかし、手続き的にも実質的にも、普遍的に正統とみなされる世界的な軍縮規範を確立する上で、国連は今後も世界の中心的な場であり続けるだろう。これに関連して、保守的な「現実主義者」でさえ、国連が有用かつ健在であり、同じく核軍縮への人道的アプローチもまた健在であるということを認めてゆくほかない。

最後に、ジャヤンタ・ダナパラ氏の次の言葉を引用したい。

核軍縮とは、人間及びその生存に関する権利擁護のための崇高な人道的努力である。我々は、核軍縮のキャンペーンを、奴隷廃止、男女同権、児童労働の廃止に向けたキャンペーンと同等にみなさなければならない。それは厳しく、困難な闘いとなるだろう。しかし、いつの日か、我々は勝利するであろう。

(出典:「核廃絶フォーラム」第1号、2011年10月)
www.abolitionforum.org/site/wp-content/uploads/2012/01/NAF-First-issue.online-version.pdf

特別記事 2

米国の新国防戦略とアジア太平洋、日本

日本は憲法平和主義に立った「全政府アプローチ」で「脱軍事」主導を

田巻 一彦
(ピースデポ副代表)



たまき・かずひこ
ピースデポ副代表。70年代から、神奈川での日韓連帯運動、反基地平和運動に加わる。『核兵器・核実験モニター』編集長。

2012年1月5日、米国は「合衆国のグローバルな指導力を持続する—21世紀の国防における優先課題」[1]と題された新しい国防戦略指針を発表した。10年5月の「国家安全保障戦略」[2]で示された基本戦略の履行プロセスを、イラク、アフガンでの大規模作戦の終結という状況を踏まえ、財政的現実に合致させることを目的に、10年から11年にかけて検討されてきた文書である。

全政府アプローチ

10年5月に発表された「国家安全保障戦略」が強調した考え方の一つは、テロや大量破壊兵器の拡散といっ

た焦眉の課題に対処するためには、「防衛、外交、開発、国土安全保障、情報などを「バランスさせ、統合」した「全政府アプローチ」が必要だということである。

この「全政府アプローチ」という概念は、この「国家安全保障戦略」で初めて使われた言葉ではない。萌芽的な概念はブッシュ政権の06年「国家安全保障戦略」に示された。一方ブッシュ政権からオバマ政権へと続投したゲイツ国防長官が09年1月に発表した「4年毎の役割・任務見直し(QRMR)」報告書[3]においても、「全政府アプローチ」は安全保障の中心的概念とされ、「早期の制度化」の重要性が強調された。これらは外交と国防(すなわち文民と軍)の統合戦略である、いわゆる「スマートパワー」[4]と軌を一に打ち出された考えであった。

そして「全政府アプローチ」は09年1月に発表された「オバマ・バイデン政策課題」[5]に登場する。同「政策課題」は防衛政策に言及した部分で「世界的安定を促進するための全政府アプローチの開発」と題して次のように述べた。

「軍と文民の努力を統合する: (略)陸・海・空・海兵隊の兵士たちが民生的役割から解放されるために、国防総省以外の各省庁が、必要な場所に要員及び分野専門家を配備する能力を構築する」。

この「全政府アプローチ」制度化の青写真は、10年12月14日に米政府として初めて発表した「4年毎の外交・開発政策見直し(QDDR)」報告書(副題「文民パワーによって主導する」)[6]で示された。国務省によって作成されたQDDR報告書は、紛争対処における「軍事力依存の低減」というオバマ大統領の意欲を反映するものであった。

重視される「3つの能力」と「核抑止力」

QDDRに対して、国防総省(DOD)が作成した「新戦略指針」は、当然のことながら「軍の果たすべき役割」に焦点を当てたものである。すなわち、この「指針」はオバマ大統領の「軍事力依存の低減」方針と「軍・国防総省の既得権維持」というバランスの上に立つ文書である。

「新戦略指針」は、東アジアからインド洋にいたるアジア太平洋、そして中東を最も戦略的重要性の高い地域であるとした上で、10項目の「合衆国軍の基本的任務」を示した。そこでは、「拡大抑止」を含む核抑止力の維持に加えて、3つの能力に焦点を当てた世界的な態勢見直しを行う方針が示された(以下、斜体は当該箇所の抜粋である)。

(1)「2正面作戦対処」能力から「1正面作戦+1抑止」能力へ

*多様な地域に重要な国益を有する国家として、我が軍は、**ある地域における大規模作戦に従事する一方で、もう一つの地域において侵略の機会を伺う者を抑止・撃破する能力を持たねばならない**。*

10年「四年毎の国防見直し(QDR)」報告書が示した「同時に生起する2つの大規模地域紛争に対処する能力」に代わって、「ある地域における大規模作戦に従事する一方で、もう一つの地域において侵略の機会を伺う者を抑止・撃破する能力」が目指される。QDRからわずか2年経たないで行われた重要な変更である。米国の戦略は軍事情勢以外の諸事情(財政状況等)によっても、基本部分において変わりうるのであることがここには示されている。

(2)「接近阻止・領域拒否」環境における効果的作戦

*潜在的な敵による攻撃を抑止し、彼らの目的達成を防止するため、合衆国は、我々のアクセスと作戦の自由が挑戦を受けている地域に対する戦力投射能力を維持しなければならない。(略)**中国やイランのような国は我々の戦力投射能力に対抗するために非対称的手段を追求するであろう。(略)したがって、合衆国軍は接近阻止・領域拒否環境において効果的に作戦行動する能力を確かなものとするための所要の投資を行うであろう**。*

「新戦略指針」は、中国とイランを名指しにして、米国が「接近阻止・領域拒否」と名付けた両国の態勢に抗して行動の自由を確保することを、最大限追求すると強調する。中国とイランを併記する政治・外交感覚には驚くべきものがあり、ここは同指針のもっとも挑発的で危険な部分である。この作戦で採用されるのは、統合参謀本部の「統合作戦アクセス概念」(JOAC)[7]である。JOACは海、空、宇宙、サイバー空間を舞台に同盟国を巻き込んで実行される統合作戦

概念である。「新戦略指針」はこの作戦概念を支える「潜水作戦能力、新型ステルス爆撃機の開発、ミサイル防衛の改良、宇宙の重要軍事施設の抗堪性、有効性の向上」などの分野への投資を継続するとも述べている。

(3)駐留からローテーション配備へ

「新戦略指針」は、次のように大規模部隊の長期駐留に代えて「ローテーション配備と二国間及び多国間演習の実施によるプレゼンス」を重視する。

> *合衆国軍は、**ローテーション配備、二国間及び多国間演習の実施を含むプレゼンスを絶え間なく維持する。**これらの活動は(略)同盟の結束を強化し米国の影響力を高める。予算が削減される中で、**我々が同盟国及びパートナーの相互運用性と能力の向上の支援を維持するためには、革新的かつ創造的手法が求められる。***

軍の規模と構成を決定する4要素

一方、軍の規模と構成は、次の4つの任務の要請によって決定されるとしている。対テロ及び非正規戦闘、侵略の抑止と撃破、安全で防護され、効果的な核抑止、そして本土防衛と文民機関への支援。

12年1月26日の記者会見において、パネッタ国防長官は、陸軍(現在56万2千人)を7万2千人、海兵隊(現20万2千人)を2万人削減する一方、特殊部隊の増強や国内基地閉鎖の新プロセスの開始等を含む予算要求の骨格を明らかにした。詳細は、後の予算要求に反映されてゆくであろう。

変わりゆくアジア太平洋の態勢

「新戦略指針」の下、米国は「抑止力と世界的リーダーシップ」とを維持するために、「全政府アプローチ」によって「軍事力依存の相対的縮小」を追求する一方で、特定の重点分野への資源の再投資を進めてゆくであろう。その過程において求められるのが同盟国の「責任分担」と「財政負担」、同盟国軍と米軍の「相互運用」の拡大である。

事実、11年に米国がアジア太平洋で展開してきた外交交渉は同指針を先取りするものである。オーストラリアとはすでに、豪北部ダーウィンへの最大2500人の海兵隊ローテーション配備に合意(11年11月16日)[8]した。また、フィリピンとの南西部パラワン島への海兵隊のローテーション配備、シンガポールとの基地使用のための交渉が進められ、「ローテーションと演習によるプレゼンス」の再編が行われつつある。

日本は、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(10年12月)で、「接近阻止、領域拒否」対処能力と軌を一にするともいうべき「西方海域防衛重視」方針を明らかにした。一方、日米政府は、沖縄海兵隊のグアムへの移転規模の縮小やオーストラリア配備部隊を含めた「ローテーションと演習によるプレゼンス」への移行作業の協議が進んでいる。今後は、日本の「責任分担」、「相互運用」の議論が今後いっそう高まるであろう。

日本は『脱軍事』を主導する時

しかし、日本には、この責任分担拡大の要求に応じる必要はない。

それは、日本が米国と同じような財政危機を抱え、震災復興こそが優先されるべきだという理由からだけではない。先に述べたように「新国防指針」が背景に持つ「全政府アプローチ」には、安全保障における軍(ハードパワー)依存を縮小し、外交による「ソフトパワー」によって代替してゆくという方向性が潜在している。米国はそれを先に述べたように「スマートパワー」と呼ぶ。「スマートパワー」とは「ソフトパワー」と「ハードパワー」の統合した力である。しかし、巨大な軍事力を持つ米国の「全政府アプローチ」には「軍(ハード)が外交(ソフト)を代替する」という方向に逆転する危うさが常に潜んでいる。

これに対して憲法平和主義を持つ日本は、不可逆的に「外交によって軍を代替する」可能性を、米国よりもずっと大きく持っているのである。しかも、ここで大事なことは、米国が「全政府アプローチ」を内包した「新国防指針」を出したいま、日本の「全政府アプローチ」の拡大が、現政権がつねづね強調する「日米同盟の深化」と整合しつつ進みうることだ。

日本の政治指導者に求められているのは、日米同盟の「意味」をこのような方向に「転換する」政治的意志と行動力である。日本の市民は今こそ、挑発的な「抑止力」にとってかわる日本独自の「全政府取り組み」を求める声を高める必要がある。「北東アジア非核兵器地帯」設立を要求する世論を強めることはその大きな力になるであろう。東シナ海での緊張緩和や「北東アジア非核兵器地帯」設立を目指して、中国との外交対話を強めることは、日本の市民にとっても差し迫った課題の一つである。

注
1 www.defense.gov/news/Defense_Strategic_Guidance.pdf。本イアブック資料3-3(298ページ)に抜粋訳。
2 www.whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf
3 www.defense.gov/news/Jan2009/QRMFinalReport_v26Jan.pdf
4 戦略国際研究センター (CSIS)「『スマートパワー委員会』報告書—よりスマートで安全な米国のために」(07年11月)。
5 http://change.gov/agenda/。 本イアブック09-10年版・資料2-2(240ページ)に抜粋訳。
6 www.state.gov/s/dmr/qddr/index.htm
7 www.defense.gov/pubs/pdfs/JOAC_Jan%202012_Signed.pdf。文書公開は12年1月17日。
8 豪首相府「米軍戦力態勢イニシャチブ」。
www.pm.gov.au/press-office/australia-united-states-force-posture-initiatives

第3章

核軍縮 平和

2011年のキーワード

A. 特集：核不拡散条約 2010年NPT再検討会議 合意の履行
B. 核軍縮・不拡散外交
C. 各国の核・安保政策
D. 日本の核・安保政策
E. 自治体とNGO
F. 核軍縮日誌

A1. 核兵器の「非人道性」で新しい前進 ——NPT再検討準備委

2012年4月30日から5月11日にかけて、2015年核不拡散条約(NPT)※再検討会議のための第1回準備委員会が、オーストリアのウィーン国際センター(VIC)で開催された※。110か国の政府代表らが参加し、オーストラリアのピーター・ウールコット大使が議長を務めた。

2010年の再検討会議が、以下のような画期的な要素を含む全会一致の最終合意文書※を採択したことは記憶に新しい。15年の「本番」に向けた3回の準備委員会の一回目である今回の会議においては、そうした諸要素の前進に向け、各国がどのような積極姿勢を見せるかに市民社会の注目が集まった。

- 核兵器禁止条約(NWC)の交渉、あるいは相互の補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意を検討するべきとの国連事務総長の5項目提案※への言及。
- 核兵器使用がもたらす「壊滅的な人道的結果」への懸念と、すべての加盟国が「国際人道法を含め適用可能な国際法を遵守する必要性」への再確認。
- 「中東非核・非大量破壊兵器地帯」を設立するための国際会議の12年開催など、95年「中東決議」※の履行に向けた具体的な行動計画の決定。

アンジェラ・ケイン国連軍縮問題高等代表が「NPT再検討プロセスの中に国際人道法がやってきたことはもはや誰の目にも明らか」と開会の辞で述べたように、今回の準備委員会においては、スイスやノルウェーをはじめとする多くの国が核兵器の非人道性や国際人道法にかかわる視点に言及した。ノルウェーは、13年3月4～5日に、この問題に関する国際会議を主催すると述べた。5月2日には、16か国※が名を連ねた、「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」※がスイスにより発表された。声明は、核兵器使用の非人道性を根拠に、その非合法化を通じて「核兵器のない世界」を実現するよう各国に求めている。NPT合意として初めて国際人道法遵守の必要性を述べた2010年合意を積極的に発展させる努力として、十分に評価すべきであろう。

中東決議に関しては、ファシリテーターに任命されたフィンランドのヤッコ・ラーヤバ国務次官が、12年会議に向けた関係国その他との協議の進捗状況を報告した※。提出された報告書は、地域国間の根深い見解の対立などを背景に、未だ具体的報告ができる段階にないことを率直に認めつつも、中東に非核・非大量破壊兵器地帯を創設する意義をあらためて強調し、協議継続の努力を約束した。

2週間の会議においては、大統領選を控えた米国をはじめとする核兵器国と、これまで対決姿勢を鮮明に打ち出してきたイランなど非核兵器国の双方が慎重姿勢をとり、議題採択を含めた議事は滞りなく進展した。最終日には、手続き的な報告書が全会一致で採択された。ウールコット議長は、会期中に出された政府演説や作業文書の内容を網羅した「議長の事実概要」(議長の私的なまとめ)を、全会一致合意を要しない「作業文書」として提出した。15年に向けた建設的な雰囲気を壊したくないとの意向によるものであろう。このように、今後につながる建設的議論の基盤を築いたという点では、今回の準備委員会は一定の成功をおさめたと言えよう。しかし一方で、非核兵器国の一部からは核兵器の維持・近代化に巨額を費やす核兵器国への強い不満も示されるなど、これまでNPTプロセスに繰り返し登場した多くの問題が引き続き残っていることも忘れてはならない※。

※NPTは1968年署名、70年発効。加盟国は脱退表明している北朝鮮を含めれば190か国。「再検討会議」は、発効後5年ごとに開催されている。

※会議の連日の動向や分析については、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)の「NPTブログ」(http://recnanpt2012.wordpress.com/)に詳しい。

※ピースデポ・ブックレット「2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議—市民社会からの総括」に最終文書の全訳等。

※資料1-8(241ページ)。

※資料1-4(232ページ)。

※オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、バチカン、エジプト、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、南アフリカ、スイスの16か国。

※資料2-5(278ページ)。

※資料2-4(276ページ)。キーワードA3(52ページ)。

※第2回準備委員会は、2013年4月22日から5月3日にかけ、ジュネーブ(スイス)で開催される。

A2.「非人道性」アプローチに国際赤十字が貢献

11年11月26日、「国際赤十字・赤新月運動」(以下、「運動」)は、ジュネーブで開催された「代表者会議」(隔年開催)において、「核兵器廃絶へ向かって進む」と題する決議※を採択した。決議には、ICRCと33か国・地域の赤十字・赤新月社が共同提案社として名を連ねた。日本赤十字社は最初の提案国の一つである。

※資料2-7(281ページ)。

「運動」は、①世界187の国と地域の赤十字社・赤新月社、②それらの情報共有や技術支援を行う「国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)」、③紛争下の人道支援活動を統括する「赤十字国際委員会(ICRC)」で構成される、赤十字の最も大きな枠組みである※。

※日本赤十字社ウェブサイトに詳細。www.jrc.or.jp/press/13/Vcms3_00002641.html

同決議は、10年4月20日にヤコブ・ケレンベルガーICRC総裁がウィーンでの演説※で示した、核兵器の無差別性や非人道性への批判、また、国際人道法の原則に従って核兵器を禁止すべきであるとの考えを、「運動」として明確にしたものである。決議は、すべての国家に対し、核兵器禁止条約の締結を要求した。

※「核兵器の時代に終止符を」、本イアブック11年版・特別記事3(54ページ)に全訳。

「法的拘束力を持つ国際条約によって、核兵器の使用禁止と完全廃棄を目指す、誠実かつ緊急で断固たる交渉を追求し、合意すること」

決議は同時に、「運動」構成団体自らに対して、「人道外交の枠組みを活用し」、以下に取り組むことを求めた。

「一般大衆、科学者、医療従業者、政策決定者の意識を啓発する活動を、可能な限り行うこと」、「政府及びその他の関係者との間で、人道法や国際人道法に関する絶え間ない対話を可能な限り行い、本決議で示された赤十字・赤新月運動の見解を広めること」

ここで登場する「人道外交」という用語は、決議の起草過程の中で、日本赤十字社の提案によって加えられたものである。その意味は、「アドボカシー」(世論啓発)のさらに先を行き、働きかける相手の考え方に変化をもたらすことを目標とする、赤十字の活動の中で普及されてきた概念である。

「運動」代表者会議では、決議案とともに、「背景文書」※が配布された。そこには、人道的見地からの核軍縮議論が焦点化する中、赤十字としての見解を求める声が各国政府、市民社会から高まったとし、決議がその役割を果たすものであるとの説明がなされている。

※「核兵器・核実験モニター」第391-2号(12年1月15日)に抜粋訳。
原文は以下。www.icrc.org/eng/resources/documents/report/nuclear-background-document-2011-11-26.htm

また、「背景文書」は、広島、長崎への原爆投下直後に始まる「運動」の活動が各国で活発化していることを歴史的経緯を含めて述べた。その上で、オーストラリア赤十字社による、「核兵器を標的にしよう」と題されたキャンペーンや、核兵器使用の是非を問うオンライン投票※、北欧5か国の赤十字社によるアピールなど、各国の赤十字社が取り組んでいる具体的行動が紹介されている。

※http://targetnuclearweapons.org.au/

日本赤十字社(近衛忠煇社長)も、マニュアルを作り核兵器廃絶への人道外交を展開し始めている。また、12年3月21日には、「核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)日本」総会において、田坂治国際部長が、「赤十字と核兵器」と題する講演を行った※。田坂氏は、国際赤十字の核兵器廃絶へ向けた取り組みを紹介し、日本赤十字社としても、今後取り組みを強めたいとの意志を述べた。

※「核兵器・核実験モニター」第399-400号(12年5月15日)に講演録。

12年4~5月に開催された、核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会では、16か国による「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」※が発出された。このような核兵器の「非人道性」に焦点をあてたアプローチが前進した背景には、スイス、オーストリアなどの諸政府の働きに加え、国際赤十字の積極的な貢献があった。自治体や市民との連携も含め、今後の赤十字のさらなる取り組みに期待したい。

※資料2-5(278ページ)に全訳。

A3. 中東非WMD地帯会議、実現に多くの課題

非核・非大量破壊兵器

2011年10月14日、国連事務総長と米、ロ、英の代表は2012年に開催予定の「中東非核・非大量破壊兵器(WMD)地帯の設立のための会議」(以下「中東会議」)のファシリテーター(調停人)にフィンランド外務次官のヤッコ・ラーヤバ氏を、開催国にフィンランドを選んだと発表した。

「中東会議」開催は、10年核不拡散条約(NPT)再検討会議最終文書「行動勧告」※で合意された。目的は、1995年「中東決議」※の履行を前進させることにある。最終文書は、中東の全国家が参加し、中東決議を委任議題とする会議を12年に開催することに合意するとともに、ファシリテーター、主催国を選任することを、中東決議の共同提案国である上記3か国と国連事務総長に委ねていた。

ファシリテーターは、会議の開催準備をとおして「95年中東決議の履行を支援する」(最終文書)ことに加え、「2012年会議で合意された後継措置の履行を支援」し「2015年再検討会議ならびにその準備委員会において報告を行う」(同)という重要な任務を担う。

中東会議の準備は緒についた。しかし、会議の実現には次のような課題が山積している。

(1) 開催時期:2012年中の開催が困難視され、13年にずれこむ可能性がある。

(2) 参加国:現時点で予定されているのは域内の24か国とパレスチナである※。NPT非加盟の「事実上の核兵器国」であるイスラエルは、「10年再検討会議の最終文書を履行する義務はない」という姿勢であったが、参加に向けて態度を和らげつつある。イスラエルに加え、核兵器開発の疑惑があり、WMDを保有しているイラン、シリアを含む全関係国の参加が強く望まれる。

(3) 議題設定:委任議題とされた95年「中東決議」は、イスラエルの名指しこそ避けながら、「地域のNPT未加盟国が、包括的保障措置協定を締結する」よう求めている。会議が同協定締結を迫る場所になるならば、イスラエルの参加は得られないであろう。

加えて、「アラブの春」と呼ばれる一連の民主化運動によって、内戦状態に陥ったシリアを筆頭に劇的な政権交代、統治機構の不安定化が中東に広がっている。このような政治状況が障害となる可能性がある。これらの困難を克服して、実のある会議を準備するためにファシリテーターは慎重に準備作業を進めねばならない。

11年11月21、22日、国際原子力機関(IAEA)は中東非核兵器地帯のためのフォーラム※を開催した。非公開で行われたこのフォーラムには、イスラエルを含むIAEA加盟国・97か国と現存する非核兵器地帯と2つの地域的な検証国際機関※の代表者が参加した。イスラエルは「情報交換及び議論の場であり交渉の場ではない」ことを念押ししつつ参加した。一方イランは、核兵器開発疑惑に関するIAEA報告書と11月18日の理事会決議に反発してボイコットした。それでも、中東諸国の大半が集まり、現存する非核兵器地帯の教訓が共有された意義は決して小さくない。

歴史的に蓄積された根深い対立と相互不信を抱えた中東の状況が改善されないかぎり、非WMD地帯は現実的ではないという見方がある。これに対して、11年6月にEUが開催した「地帯」設立を支援するセミナー※において共有されたのは「安全保障環境の改善を前進の前提とみなすべきではない」という考えであった(同セミナー「最終要約」)。会議を成功に導くためには、このような考えを基礎とした国際的な市民社会の声の高まりが求められる。

※本イアブック-2011年版資料2-1(252ページ)に全訳。

※資料1-4(232ページ)に全訳。同決議はNPT再検討会議において同条約の無期限延長が合意された時に同時に採択された条件文書の一つ。

※イラン、イラク、アルジェリア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モーリタニア、モロッコ、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、ソマリア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦(UAE)、イエメン。アルジェリア以降の22か国はアラブ連盟構成国。出典:梅林宏道「非核兵器地帯」(岩波書店)

※正式名称は「中東非核兵器地帯の創設に有用と思われる経験に関するIAEAフォーラム」。次のサイトに概要。www.iaea.org/newscenter/news/2011/nwfz-forum-closes.html

※ユーラトム(EURATOM。欧州原子力共同体)及びアルゼンチン・ブラジル核物質計量管理機関(ABACC)。

※「中東における信頼醸成の促進と大量破壊兵器及び運搬手段のない地帯の設立を支援するセミナー」(11年7月6日~7日、ブリュッセル)。「最終要約」を含めた概要は、www.nonproliferation.eu/activities/activities.php。

A4. CDの行き詰まり、15年を超える

ジュネーブ軍縮会議

※用語の説明「ジュネーブ軍縮会議」(222ページ)。
<2011年の日程>
第1会期:1月24日~4月1日
第2会期:5月16日~7月1日
第3会期:8月2日~9月16日

※資料2-1(252ページ)に「行動勧告」全訳。

※用語の説明「消極的安全保証」(223ページ)。

※用語の説明「カットオフ条約」(222ページ)。

11年9月15日、ジュネーブ軍縮会議(CD)※はすべての議事を終えた。11年のCDの任務には、10年5月のNPT再検討会議・最終文書※がCDに促した次の3つの課題に関する実質的前進を達成することが含まれていた。①核軍縮を扱う下部機関の即時設置(行動6)、②消極的安全保証(NSA)※のための国際的取極めの協議(行動7)、そして③兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)※の即時交渉開始(行動15)である。しかし、10年に続き、11年もその目標を達成することはできなかった。CDの行き詰まりは15年を超えた。

09年5月、CDは、上記3課題に「宇宙における軍備競争の防止(PAROS)」を加えた4つの課題に関する実質的作業のための作業計画(CD1864)に合意した。しかし、その後当初は賛成していたパキスタンが「反対」に転じたことから、同作業計画は破棄された。CDが「全会一致(コンセンサス)」を運営ルールとしているためである。

09年作業計画に対してパキスタンが挙げた反対理由は、同計画が、FMCTについて「交渉を行う」としていることが、他の重要課題については「意見と情報の交換」としていることに比べてバランスを著しく欠く、というものであった。また、同国は米国などが推進するFMCT案が過去に蓄積された備蓄を削減対象に含めないことは、核兵器国の既得権を温存するものだとも主張した。それ以来、同国はこれらの主張を変えていない。

11年会期の開会演説(1月26日)で、潘基文(パン・ギムン)国連事務総長は、「一つか二つの国がプロセスを無期限に止めるようなことは許されない」と暗にパキスタンを批判した※。

※「リーチング・クリティカル・ウィル」ウェブサイトから日付で検索。http://reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/cd

それでも、パキスタンの姿勢は変らなかった。11年の会期で同国は、従来の理由に加えて、米印核協力協定(10年10月10日発効)のようなインドへの優遇措置を放置した中でのFMCTは無力であると強調し、作業計画に反対した。この主張に見られるように、パキスタンには、インドとの「核物質ギャップ」を埋めるなど、南アジアの「パワーポリティクス」を中心に据えた動機が働いていることは明らかである。

3月17日には、第1会期の最後の議長を務めたチリのペドロ・オヤルセ大使が非公式に事態収拾案※を示した。それは作業計画から「FMCT交渉」を削除し、「FMCTに全般的焦点を当てる」とすることによって、パキスタンから譲歩を引き出そうというものであった。しかしこの収拾案は各国から賛同を得ることはできなかった。同案は、全体としては09年作業計画を後退させるものであった。

※「2011年作業計画の可能な諸要素」。検索方法は上に同じ。

11年7月27日から29日にかけて、国連総会は「CDの再活性化」を主題とする特別会合※を開催した。そこでは、再活性化のためには、「全会一致原則」を含むCDの制度改革が必要であるとの意見も出された。しかし、多くの国が表明したのは、国連総会の責任においてFMCTを含む核軍縮諸課題を前進させるべきであるとの意見であった。この会合の後、オーストリア、メキシコ、ノルウェーは非公式提案(ノンペーペー)を配布し、これにいくつかの修正を加えて、総会第1委員会に決議案として提出した※。

※「2010年9月24日に開催されたCDハイレベル会合のフォローアップ:CDの活動を再活性化し、多国間軍縮交渉を前進させるために」。www.un.org/disarmament/content/news/ga65-113/

「コンセンサス」を「人質」にとって自らの主張を押し通そうというパキスタンの姿勢は批判されるべきであろう。しかし、この状況は、本質的には核軍縮プロセス全体の停滞の一部であり、CDの行き詰まりの責任を全てパキスタンに帰するのは公正ではない。「FMCT交渉」を強調する一方で核軍縮を加速せず、むしろ既得権を守ろうとする5核兵器国やその同調国の姿勢もまた、厳しく問われなければならない。

※キーワードA5(56ページ)。

A5. 革新的な国連総会決議案、投票に付されず

オーストリア、メキシコ、ベルギーの3国は、11年10月13日、国連総会第1委員会※に「多国間軍縮交渉の前進」と題された決議案(A/C.1/66/L.21)を提出した。これはジュネーブ軍縮会議(CD)の行き詰まり※に対して、その原因にも遡って再考を促し、革新的で創意に富んだ代案を提示する決議案であった。

※用語の説明「国連総会第1委員会」(222ページ)。

※キーワードA4(54ページ)。

決議案※は、CDが12年の会期内に核軍縮に関する作業計画の採択、履行ができない場合には、総会が期限を定めない2つの作業グループをジュネーブに設置し、審議をそれらに委ねるというものであった。「核軍縮の優先課題」に関する第1の作業グループは、「核軍縮及び核兵器のない世界」、「消極的安全保証(NSA)※に関する国際取極め」そして「兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)※に関する交渉」という3つの議題を扱う。一方、第2の作業グループの議題は、「宇宙における軍備競争の防止(PAROS)」である。

※資料2-6(280ページ)に1度の修正を経た決議案の全訳。

※用語の説明「消極的安全保証」(223ページ)。

※用語の説明「カットオフ条約」(222ページ)。

これらの課題は09年にCDが合意した作業計画に上げられた課題と同じものである。決議案は、同作業計画の「FMCT交渉」への偏重を正し、前記の3課題が本質的に持つべき相互の連関を明確にすることによって、核軍縮全体を前進させるために国連総会がイニシャチブをとることを求めたのである。

この決議案の端緒となったのは2つの核軍縮NGOの提案であった。リーチング・クリティカル・ウィル(RCW)※と核政策法律家委員会(LCNP)※は、11年7月末に開かれたCDの活性化に関する国連ハイレベル会合に向けて共同提言を提出した※。そこで2団体は、国連総会の下に①核軍縮と②宇宙における軍備競争の防止に関する期限を設けない2つの作業グループを設置することを提案した。さらに作業グループ①の中には核兵器廃絶、核分裂性物質、消極的安全保証の3つの委員会を設けることが提案された。

※www.reachingcriticalwill.org/

※http://lcnp.org/

※共同提言「多国間軍縮交渉の再活性化:一つの代案」www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/cd/2011/papers/RCW-LCNP-paper.pdf

この提言を下敷きとして、オーストリアなど3国はハイレベル会合後にCDで非公式提案(ノンペーパー)※を配布した。その提案を土台に作成されたのが、この決議案である。提出された当初の案ではFMCTに関して「交渉」の言葉はなく、「条約の諸要素を検討する」とされていたが、10月25日には「条約の交渉」に修正された。これは、FMCT交渉の早期開始を主張する国々の支持を得るためであった。

※キーワードA4(54ページ)。

11年の第1委員会には、オーストリア等の決議案の他に、CDもしくはFMCTに焦点を当てた決議案が2つ※提案された。これらの決議案は、11年10月24日と25日の第1委員会で「軍縮機関」というテーマで集中討論された。投票前の討論においては、通常は決議案を特定した賛否表明は行われず、意思表示や交渉は非公式の場で行われる。集中討論においても3決議案の賛否が直接言及されることはなかった。しかし、発言内容から立場を推察することはできる。

※A/C.1/66/L.39(提案国はオランダ、南アフリカ、スイス)及び同L.40(提案国:カナダ)。

まず核兵器国の中で、2日間で唯一発言したフランスは、「場所を変えても問題はそこで続くだけだ」としてオーストリア等の決議案に否定的な見解を表明した。一方非同盟運動(NAM)の多くは、CDの現状がFMCT交渉に偏重していることを批判しながらも、「全会一致ルールのCDが本来の交渉の場である」ことを強調し、同決議案に同意しないとの考えを示した※。

※各国の意見表明は「リーチング・クリティカル・ウィル」ウェブサイトから日付で検索。www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/unga/2011/statements

このような議論を受けて、オーストリアは10月31日の委員会で、共同提案国を代表して「決議の一体性と強さを保持するため」、決議案を採決に付さないと表明した※。

※国連総会会議報告(GA/DIS/S4449)、11年10月31日。

採択にはいたらなかったが、オーストリアなどの挑戦は、核軍縮議論の新しい局面を開くのに希望を残した。

A6. P5、10年「NPT合意」履行の具体的行動とらず

5核兵器国

2011年6月30日から7月1日にかけ、5つの核兵器国(米国、ロシア、フランス、英国、中国。「P5」と呼ばれる)による初の核不拡散条約(NPT)再検討会議フォローアップ会議がパリで開催された。会議の目的は、2010年NPT再検討会議の最終文書※で合意された核軍縮義務の履行に関する行動計画について、その進捗状況について情報交換し、協議することであった。会議は同時に、09年9月に開催された「核軍縮に向けた信頼醸成措置に関するロンドン会議」のフォローアップも兼ねていた。

※ピースデポブックレット「2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議――市民社会からの総括」に最終文書の全訳。

P5は、全会一致の勧告「行動5」のなかで、「核軍縮につながる措置について、確固たる前進を加速させる」と誓約している。その上で、行動5は、「確固たる前進」の実現に向け、以下の7項目に「速やかに取り組む」ことをP5に要請した。

a.あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう。

b.種類や場所を問わずあらゆる核兵器の問題に対処する。

c.軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性を低減させる。

d.核兵器使用の防止、廃棄等につながる政策を検討する。

e.核兵器システムの作戦態勢の緩和に対する非核兵器国の正統な関心を考慮する。

f.核兵器の偶発的使用の危険性を低下させる。

g.透明性を高め、相互信頼を向上させる。

また、「行動5」は、こうした措置の履行に関し、P5が14年の準備委員会に報告することを求めている。

パリ会議そのものは非公開であったが、議論の内容を知る手がかりとして、最終日に発表されたP5共同声明※がある。また、12年4月30日から5月11日にかけてウィーンで開催されたNPT再検討会議準備委員会※におけるP5共同声明(5月3日)にもパリ会議の総括が盛り込まれた※。

※「核兵器・核実験モニター」第381号(11年8月1日号)に全訳。

※キーワードA1(48ページ)。

※www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/NPT2015/PrepCom2012/statements/20120503/P5_US_on_behalf.pdf

それらの文書からみえるのは、「確固たる前進」に一歩を踏み出したとは言い難いP5の姿勢である。

そうした問題の一つが保有核兵器についての標準形式による報告である。10年合意の「行動21」は、核兵器国に対し「信頼醸成措置として、報告の標準形式について可能な限り早期に合意」し、「適切な報告提出の間隔を決定する」ことを求めている。パリ会議に先立ち、日独ら10か国の「不拡散・軍縮イニシャチブ(NPDI)」は、標準形式の案を示してP5の合意を促したが※、12年5月のP5共同声明は「(諸案を)検討した」と短く述べるに留まった。

※www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/npdi/2nd1104/statement.html

他方、大きな動きではないが、主要核関連用語の定義に関する作業グループの設置はパリ会議の成果と言える。12年5月の共同声明は、中国がその作業グループの議長であると明らかにしている。「作戦配備」「戦略兵器」といった定義を共有してゆく作業は、P5間の今後の信頼醸成や核軍縮に不可欠であり、その進展に注目したい。また、日本など中国の核兵器の透明性に懸念を示す国にとっては、こうした用語の定義問題を、中国と踏み込んだ対話を形成する好機として活用することも可能だろう※。

※第2回P5会合は12年6月27日から29日にかけてワシントンDCで開催された。

A7. 現在(いま)は「核兵器近代化の時代」——国際NGOが報告書で警鐘

2011年11月、NGO「英米安全保障情報協議会(BASIC)トライデント委員会」※は、「英国以外の核保有国における傾向」※と題する報告書を発表した。

英国は、トライデント・ミサイルと原子力潜水艦からなる「トライデント・システム」※を保有しているが、10年10月の「戦略防衛及び安全保障の見直し」(SDSR)※に従い、これを2割程度縮小する見直しを進めている。「委員会」はこの政策を批判的に検証するために設けられたものであり、「報告書」は委員会の作業のための基礎文書である。

「報告書」には、英国以外のNPT核兵器国(米、仏、ロ、中)とインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮を対象に、保有核兵器の現状と進行中の核戦力近代化の現状がまとめられている。これらは、核兵器の近代化に関する世界の動向を概観するうえで有用である。委員会が見出した各国で進行中の動きには以下が含まれる※。

米国:今後10年間に核兵器の維持・近代化に7000億ドル投入。大陸間弾道ミサイル(ICBM)の耐用年数延長と新型ミサイルを計画。新型弾道ミサイル原潜(SSBN)の建造を計画。

ロシア:新型多弾頭式ICBMを導入。新型潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)を配備開始。新世代戦略原潜の建造を計画。

中国:道路移動式ICBMを増強。新型SSBNを建造中。

フランス:多弾頭長射程SLBM搭載の新型SSBNを配備完了。空母搭載及び陸上配備の爆撃機部隊の近代化を推進中。

パキスタン:弾道ミサイルの長射程化、航空機搭載短距離ミサイル開発、兵器用核分裂性物質の生産能力拡大を推進中。

※www.basicint.org/trident commission

※www.basicint.org/sites/default/files/commission-briefing1.pdf

※データシート5(98ページ)。

※本イアブック11年版・資料3-6(299ページ)に部分訳。

※報告書の「国別要約」の全訳は『核兵器・核実験モニター』第388号(11年11月15日)。

インド:中国、パキスタンを射程に収めうる多種の射程距離を有する一連の弾道ミサイルを開発中。核弾頭搭載可能な海洋発射巡航ミサイル(SLCM)は開発済み。

イスラエル:弾道ミサイルの射程を拡大し、核巡航ミサイルを搭載可能な潜水艦部隊を増強中。

北朝鮮:弾道ミサイルを開発中。核弾頭製造能力は不明。

「報告書」はこれらの傾向を次のようにまとめた。

1) 1980年代中期に比べ核兵器数は大幅に減少したが、核兵器保有国数は増加した。核兵器は最も不安定で暴力が潜在する地帯(北東アジア、中東、南アジア)にも存在している。

2)すべての核兵器保有国は、核戦力の近代化もしくは能力向上のための長期的なプログラムを進行させている。そこには新型核兵器の開発が含まれる。

3) 核兵器保有国は、核兵器が安全保障にとって本質的に重要であるとみなしている。中国は、核兵器の役割を核攻撃の抑止に限定すると明言しているが、他の国はそのように明言していない。

4)各国は、核戦力の近代化・能力向上を正当化する共通の理由として自国の戦略的「脆弱性」をあげている。たとえば、ロシアは米国の「通常型迅速グローバル・ストライク」(CPGS)を核戦力近代化の理由の一つにしている。インドはパキスタン、中国の脅威を理由にあげる。一方、パキスタンはインドの通常戦力の優位に対抗するためには核能力の向上と近代化が必要だと主張している。

5)いくつかの国は、潜在的敵国に比べた通常戦力の劣勢を補うために非戦略核兵器が必要であると考えている。この考えは、戦時における核兵器使用の敷居を低くする。

6)米ロの新START条約※は、重要な前進であるが、両国の削減幅は十分ではない。

報告書は、「軍縮、軍備管理における画期的進展が起こらない以上、現状は核兵器の近代化と拡大の時代と呼ばざるを得ない」と結ばれている。

※キーワードB1(70ページ)。

A8. APLNが発足、「唯一の目的」化や非核地帯の新設など提言

アジア太平洋
リーダーシップ・ネットワーク

核不拡散・核軍縮アジア太平洋リーダーシップ・ネットワーク（APLN）※は、ギャレス・エバンス（豪）、川口順子（日）という二人の元外相が共同議長をつとめた「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」（ICNND。09年～10年）※を背景に、アジア太平洋から核兵器廃絶の気運を醸成・発信することを目的に、エバンス氏の提唱によって11年5月に発足した。ハイレベルの元政治家、軍人、外交官などのネットワークである。

※http://a-pln.org/

※本イアブック2009-10年版・資料2-10（257ページ）に報告書「勧告」等の全訳。

「設立声明」※は、11年11月に東京で開催された準備会合で合意され、12月12日、14か国からの31名の共同署名者とともに公表された。共同署名者の出身国は次のとおりである：オーストラリア、中国、インド、インドネシア、日本、マレーシア、モンゴル、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、韓国、シンガポール、スリランカ、ベトナム。日本からは、阿部信泰（元国際連合事務次長）、福田康夫（元首相）、川口順子（元外相）、河野洋平（元外相）、岡田克也（元外相）の5氏が署名している。

※資料2-8（283ページ）に抜粋訳。

「声明」は、まずオバマ米大統領の「核兵器のない世界」を含むビジョンや構想の実現が行き詰まりつつあるとの危機感を次のように述べた。

「しかしこれらの肯定的動きは、行き詰まりの危機に直面している。包括的核実験禁止条約の発効においてはわずかな進捗しか見られず、兵器用核分裂性物質のさらなる生産を禁止する条約の交渉を開始し、将来の民生用原子力部門における核拡散リスクに対処し、NPT体制を抜本的に強化しようとする動きのすべては、ほとんど前進が見られていない」。「米ロ二国間のさらなる軍備削減交渉は停滞しており、NPTの中であれ外であれ、現存する核兵器保有国の間には究極的に核兵器の無い世界につながるような多国間交渉を真剣に開始しようという意志は見られない。」（第7節）

このような現状を打開するために、アジア太平洋の政策決定者に、次の5項目の政策を公約するよう求めた。これらは、「ICNND報告書」を前進させた内容である。

(1) 軍縮における行動：2国間及び多国間プロセスを通して、核兵器の数を最小化するとともに国家の軍備における核兵器の役割と重要性を劇的に減少させること。先行不使用の誓約、強固な消極的安全保証、拡大抑止を核の脅威の緊急事態に対する抑止手段に限定すること（「唯一の目的」※化）の明確化が含まれる。

※核兵器の目的を、核兵器使用の抑止のみに限定すること。

(2) 不拡散における行動：NPT保障措置体制を強化し、追加議定書の普遍化を履行すること、拡散抵抗性の高い技術の開発により、すべての原子力エネルギー民生利用の拡大における拡散の可能性を最小化すること、など。

(3) 不拡散と軍縮双方のための重要な礎石を築くこと：包括的核実験禁止条約の発効、核分裂性物質カットオフ条約（FMCT）※交渉、核保安措置の世界的強化、北東アジア及び中東などにおける新たな非核兵器地帯の形成、核兵器禁止条約の諸要素の検討と発展、など。

※用語の説明「カットオフ条約」（222ページ）。

(4) 軍縮を阻害している地域的緊張と核兵器以外の要素に対処すること：南アジア、朝鮮半島、中東等における国家間関係の強化と安定維持のための体制やプロセスを発展させること。

(5) 核の脅威に関して一般市民を教育し情報を提供すること。

この声明に日本の元閣僚4氏が署名していることは、「北東アジア非核兵器地帯」という焦眉の課題に関する国内議論活性化の手がかりになろう。

A9. 新発足のCELAC、核廃絶求める

ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体

2011年12月2～3日、ベネズエラの首都カラカスにおいて、ラテンアメリカ及びカリブ地域の全33か国が首脳会議を開催し、「ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)」を設立した(**右上に参加国**)。参加国のうち26か国は非同盟運動(NAM)※、7か国はNAMオブザーバー国、その中の2か国(ブラジル、メキシコ)は新アジェンダ連合(NAC)※参加国である。

※冷戦下の1961年に、米国にも旧ソ連にも与さない立場をとる国々によって形成された国家グループ。

※用語の説明「新アジェンダ連合」(223ページ)。

米大陸においては、CELAC諸国に米、カナダが加わる「米州機構(OAS)」(51年発足、本部:ワシントン)が、地域の安全保障や、加盟国間の諸問題の解決をはかることを目的として活動してきた。これに対して、欧米諸国による支配と、そこからの独立の歴史を歩んできたラテンアメリカ・カリブ海諸国は、地域として独自の発展を目指すための枠組みを追求し、形成してきた。「リオ・グループ」(86年設立)や、「ラテンアメリカ・カリブ諸国統合・発展首脳会議(CALC)」(08年設立)がその代表的な枠組みである。

08年12月の第1回CALCにおいて採択された「サルバドール宣言」は、「米国から自立した地域統合を目指す」とし、CELAC設立の意図を表明した。10年2月には第2回CALCが開催され、そして11年12月の第3回CALCにあたる会議で、CELACが正式に発足した。CELACの設立によって、リオ・グループおよびCALCは、その役割を終えた。

※副題:「独立闘争200周年記念の年に、我々の解放者たちの道を歩む」。www.celac.gob.ve

CELAC設立会議は、「カラカス宣言」※、「2012カラカス行動計画」、「機構規約」の3つの基本文書と、18の「特別声明」を採択した。特別声明の1つとして採択されたのが「核兵器全廃に関する特別声明」※である。

※資料2-10(289ページ)。

【ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC):33か国】

アルゼンチン○、アンティグア・バーブーダ※、バハマ※、バルバドス※、ベリーズ※、ボリビア※、ブラジル○★、チリ※、コロンビア※、コスタリカ○、キューバ※、ドミニカ国※、ドミニカ共和国※、エクアドル※、エルサルバドル○、グアテマラ※、グレナダ※、ガイアナ※、ハイチ※、ホンジュラス※、ジャマイカ※、メキシコ○★、ニカラグア※、パナマ※、パラグアイ○、ペルー※、セントルシア※、セントビンセント・グレナディーン※、セントクリストファー・ネイビス※、スリナム※、トリニダード・トバゴ※、ウルグアイ○、ベネズエラ※

※:非同盟運動(NAM) /○:NAMオブザーバー国/★:新アジェンダ連合(NAC)参加国

NAM加盟国の概念は、第16回首脳会合(開催国:イラン)HP(12年5月付け)による。
http://nam.gov.ir/Portal/Home/Default.aspx?CategoryID=27f3fbb6-8a39-444e-b557-6c74aae7f75f

声明は冒頭で、「現在の核兵器の存在とそれらの使用もしくは使用の威嚇の可能性が引き起こす、人類に対する脅威への深い憂慮」を表明した。そして、「CELACの設立にあたり、諸国首脳は、ラテンアメリカおよびカリブ地域非核兵器地帯条約(トラテロルコ条約)※によって、世界で初めて、多くの人々が居住する地域における非核兵器地帯を宣言したという名誉を確認」し、さらに、「諸国首脳は、この事実が当地域のアイデンティティを強化することを確信するとともに、国際的に承認された非核兵器地帯の設立は、不拡散体制のみならず、国際的・地域的な平和と安全保障を強化することを強調した。すべての非核兵器地帯の設立は、核軍縮達成に重要な貢献をなす」と宣言している。

※データシート1(66ページ)。

声明はまた、核保有国が核軍縮義務を履行するよう強く求めるとともに、核兵器廃絶への計画を議論するハイレベル会議開催の必要性を訴え、同会議実現のためCELAC諸国として努力するとの意思を強調した。

CELACは国連においても核廃絶への意志を表明した。12年4月2日、国連軍縮委員会(UNDC)において、CELAC議長国であるチリのオクタビオ・エラツリッツ大使は、CELACを代表して演説※を行った。大使は、「可能な限り早期の核兵器廃絶のための方法と手順を確立するための、政府間ハイレベル会議の開催を招集するために努力することを誓約する」と改めて訴えた。

※www.un.org/disarmament/content/news/disarmament_commission_2012/statements/celac-en.pdf

メキシコでは、核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)※共同代表を務めるロザリオ・グリーン上院議員が、CELACによる「政府間ハイレベル会議開催」の提唱を支持する決議案を上院に提出し、12年3月8日に全会一致で採択された※。

※キーワードE7(174ページ)。

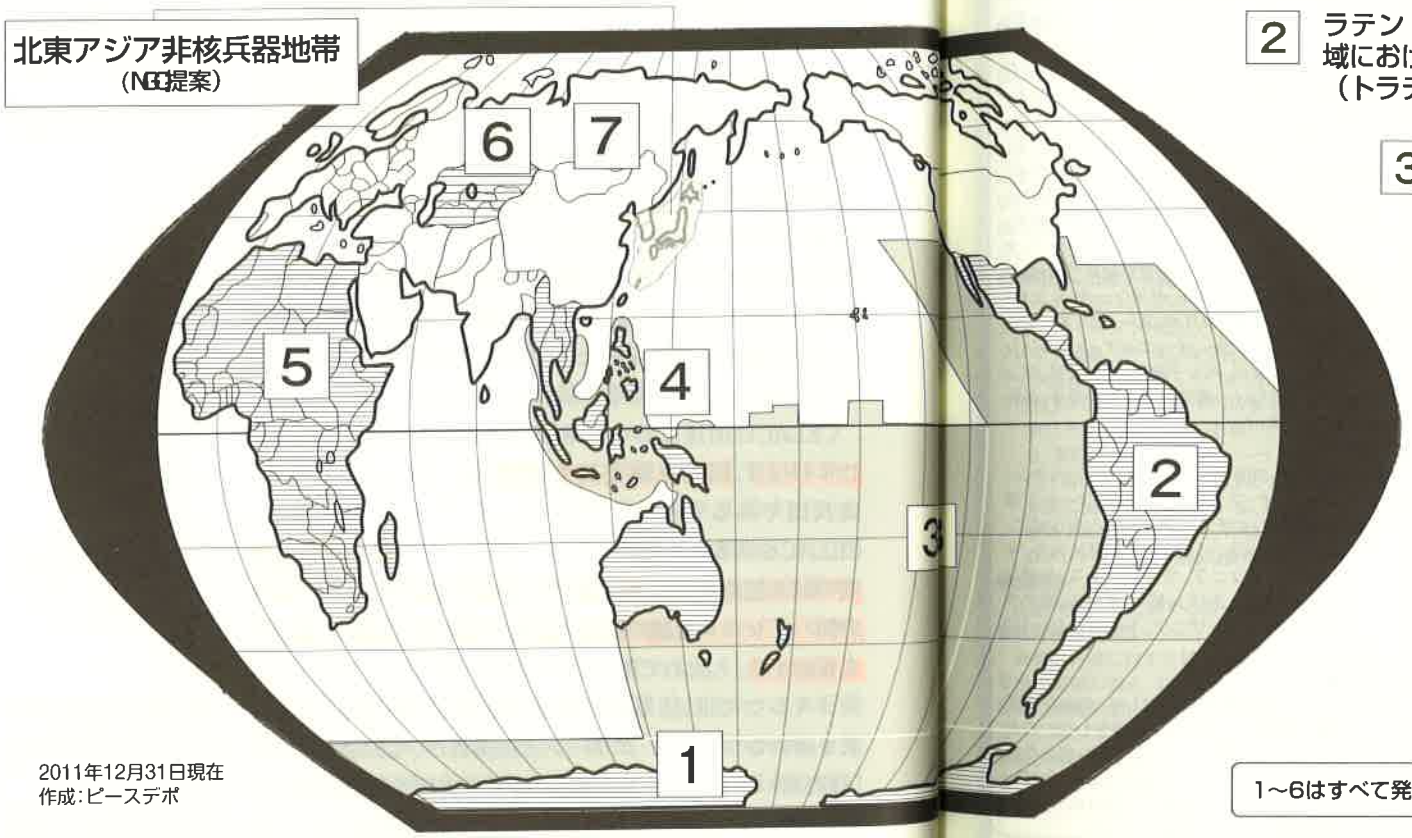
※アラン・ウェア、「国際反核法律家協会(IALANA)ニュース」12年7・8月号。http://lcnp.org/pubs/IALANA2012/JulyAugust2012.pdf

1. 世界に広がる非核の傘

【1】図説：世界の非核兵器地帯

非核兵器地帯とは、地域内の国家間で結ばれた条約により、核兵器の開発、製造、取得などが禁止された地域を指す。さらに重要なことは、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇もまた禁止されるという点である。非核兵器地帯を広げることは、軍事力による「核の傘」ではなく、軍事力によらない「非核の傘」で私たちの安全と平和を守ろうという努力の一つである。中東、南アジア、北東アジア、北極など各地で、新たな非核兵器地帯を生み出す努力が続けられている。2010年NPT再検討会議では、95年「中東決議」(資料1-4)の履行と中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に関する会議の12年開催が合意された(キーワードA3)。

09年、中央アジアとアフリカでそれぞれ非核兵器地帯条約が発効し、現存する5つの非核兵器地帯条約はすべて「発効済み」となった。世界的に核軍縮気運が高まっている今こそ、「非核の傘」に向かう、地域発のビジョンと行動がますます重要となっている。北東アジア非核兵器地帯の実現に一歩を踏み出す好機である。



2011年12月31日現在
作成：ピースデポ

1 南極条約

2 ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）

3 南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）

4 東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）

5 アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）

6 中央アジア非核兵器地帯条約（セミパラチンスク条約）

7 モンゴル非核兵器地帯地位※

※国連等で使われる用語は「非核兵器地位」(nuclear-weapon-free status)であるが、他の非核兵器地帯の持つ国際的要件(とりわけ消極的安全保証)を持つ権利を有しているとの主張を込めてこう呼ぶ。

1～6はすべて発効済み。7は他の地帯と性格が異なる。

データシート

1. 世界に広がる非核の傘

【2】非核兵器地帯のデータ

中央アジア非核兵器地帯条約（セミパラチンスク条約）

●締結署名：2006年9月8日
●発効：2009年3月21日
●地帯の範囲
　下記5か国の領土、全ての水域（港湾、湖、河川）、及びこれらの上空。
●地帯内に位置する国・地域
　カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
●加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の5か国。
●核保有国の対応
　核兵器国に署名が開放される議定書は、「核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないこと」、「条約及び議定書締約国によるいかなる違反行為にも寄与しないこと」を定めている。中、ロは支持を表明、米英仏は批判的。

モンゴル非核兵器地帯地位

●1998年12月4日：国連総会決議で一国の非核兵器地位を認知
●2000年2月3日：国内法制定
●現在、非核兵器地帯地位に基づく中・ロ・モンゴル多国間協定を交渉中。

北東アジア非核兵器地帯（非政府提案）

●1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もっとも現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつなげ、それを米・中・ロが支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与える**「スリー・プラス・スリー」案**がある。
●2004年、モデル「北東アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。2008年に改訂版。
●2008年、民主党核軍縮促進議員連盟が条約案を記者発表。

南極条約

●締結署名：1959年12月1日（ワシントン）
●発効：1961年6月23日
●地帯の範囲
　南緯60度以南の地域・ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。
●地帯内に位置する国・地域
　なし。南極での領土権は凍結されている（第4条）。
●加盟国
　5つの核兵器国を含む47か国。

アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）

●締結署名：1996年4月11日
●発効：2009年7月15日
●地帯の範囲
　アフリカ大陸、OAU[#]のメンバーである島しょ国、およびOAU[##]の決議によってアフリカの一部とみなされた島々の領土および領海。（地図は、付属書Ⅰに基づいて作成した。小島は示されていない。）
　【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。
●地帯内に位置する国・地域
　アガレガ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャード、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国（ザイール）、コートジボアール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーロパ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジュアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ（1985年にOAUを脱退）、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セイシェル、シエラ・レオーネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴー、チュニジア、トロメリン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバール、ジンバブエ（一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。）
●加盟国
　52か国が署名、28か国（アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、コートジボアール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウィ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ジンバブエ）が加盟。
●核保有国の対応
　議定書Ⅰでは、条約締約国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書Ⅱは、地帯内での核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英、ロは、署名・批准、米は署名済み。2011年5月2日、米政府は批准承認を上院に提案。
※2002年7月、OAUはアフリカ連合（AU）へと移行。

東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）

●締結署名：1995年12月15日
●発効：1997年3月27日
●地帯の範囲
　東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりなる区域。（図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。）
●地域内に位置する国・地域
　ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
　【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある）
●加盟国
　上記「地帯内に位置する国・地域」の10か国。
●核保有国の対応
　5つの核兵器国に対して「条約締約国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書（第2条）への参加を求めている。米は、核兵器の使用、または使用の威嚇の禁止が、経済専管水域までも含むことから議定書への署名を拒否している。中国は支持しているが未署名。

南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）

●締結署名：1985年8月6日
●発効：1986年12月11日
●地帯の範囲
　条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。
●地帯内に位置する国・地域
　オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド（NZ）、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島（NZ自治領）、ニウエ（NZ自治領）
　【注】その他に植民地下の仏領ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア（仏）などがある。条約は太平洋諸島フォーラム（2000年10月、『南太平洋フォーラム』より名称変更）参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。
●加盟国
　上記「地帯内に位置する国・地域」の13か国。
●核保有国の対応
　条約締約国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。2011年5月2日、米政府は批准承認を上院に提案。

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約※（トラテロルコ条約）

●締結署名：1967年2月14日
●発効：1969年4月25日
●地帯の範囲
　北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。（図は、この領域を示している。）
●地帯内に位置する国・地域
　アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グァテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビース、セント・ビンセント、スリナム、トリニダッド・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ
　【注】その他にプエルトリコ（米自治領）やフォークランド諸島（英植民地）など植民地下の島々がある。
●加盟国
　上記「地帯内に位置する国・地域」の33か国。
●核保有国の対応
　5核兵器国すべてが、条約締約国に対して核兵器を使用しないこと、または使用するとの威嚇を行わないことを定めた付属議定書Ⅱに署名、批准寄託している。
※1990年に現在の名称に変更された。

B1. 新START発効
戦略兵器削減条約
―さらなる削減が必要

2011年2月5日、米ロ新START※が発効した。これは、START1の失効(09年12月5日)後、空白となっていた検証を伴う米ロ核軍縮プロセスが再開されたという大きな意味がある。

同条約は、発効7年後(2018年)の核兵器数削減目標を次のように設定している。配備核弾頭:1550、配備運搬手段※:700、配備及び非配備運搬手段※:800。この削減目標は余りにも低いものといわねばならない。しかも、削減された兵器の解体は義務付けられていない。

一方、同条約「前文」※が、両国が「人類に対する核兵器の脅威の除去という歴史的目標の達成を誓約」し、「段階的プロセスの継続と加速」を追求するとしていることは重要である。これは、同条約が「核兵器のない世界」を究極の目標とした、さらなる削減交渉を当初から視野に入れた条約であることを示している。

検証手段※には、年間18回ずつの相互現地査察、年2回の保有核兵器に関する情報交換、テレメトリー情報※の交換などが含まれる。これらは、12年5月現在、大きなトラブルもなく実行されている。協議機関である「二国間協議委員会」も3回開催された。

他方、批准承認にあたって両国議会が示した解釈には、次のように重要な食い違いがあることを忘れてはならない。

＊ミサイル防衛:米上院の「批准承認決議」(10年12月22日)※は条約の対象外としたが、ロシア議会の「新START批准法」※(11年2月27日)は条約前文を引きながら、「一方の国の戦略防衛兵器(ミサイル防衛)が他国の攻撃戦力の有効性を損なうものとなってはならない」と強調している。

＊通常型戦略攻撃兵器:米決議は通常戦略兵器(「通常型迅速グローバル・ストライク」と呼ばれる)の開発・配備は制限を受けないと解釈している。これに対してロシア批准法は、通常戦略兵器も制限対象に含めるべきであるとしている。

＊さらなる核削減交渉:米決議は「発効後1年以内に戦術核兵器削減交渉を開始する」ことを大統領に求めたが、ロシア批准法は、戦術核兵器には触れず、さらなる削減交渉は「米ロ以外の核兵器の状況」も考慮して行うとしている。

これらが今後履行上の争点となる可能性がある。しかも、上記「承認決議」と「批准法」には、軍産複合体や議会保守派の意を受けて、核戦力の近代化や通常戦略攻撃戦力への投資増額を義務づける条項が含まれている。

第3回の「情報交換」で開示された12年3月1日現在の削減状況は次のとおりである※。

兵器(削減目標)	米国	ロシア
配備核弾頭(1550)	1737	1492
配備運搬手段(700)	812	494
配備及び非配備運搬手段(800)	1040	881

ロシアの配備核弾頭はすでに条約の目標を達成しているが一時的な状態と思われる。今後の両国の削減は、それぞれが進めている核兵器の更新、近代化※の計画に従って進むであろう。

「前文」の言う「人類に対する核兵器の脅威の除去」という目標を達成するためには、他の核兵器国も加わった多国間交渉が必要になる。しかし、新STARTの削減目標が達成されたとしても、他の核兵器国(英、仏、中)※の核兵器数との間には依然大きなギャップが残される。米ロ両国は、「新STARTを超える」大胆な目標に向かって早急に交渉を開始し、多国間テーブルへの道を拓く責任がある。

※「戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約」(2010年4月8日署名)。条約、議定書等は米国務省「新START」サイト。www.state.gov/t/avc/newstart/index.htm

※配備大陸間弾道ミサイル(ICBM)、配備潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)及び核兵器任務の配備重爆撃機。

※配備及び非配備ICBM発射台、配備及び非配備SLBM発射台、核兵器任務の配備及び非配備重爆撃機。

※資料2-3(275ページ)に全訳。

※「新START履行のタイムライン」。米国務省の上記サイト。

※ミサイル発射実験においてミサイルから発信される飛翔状況などの情報。

※本イアブック2011年版・資料2-7(284ページ)に抜粋訳。

※「核兵器・核実験モニター」第371-2号(11年3月15日)に抜粋訳。

※「新STARTの戦略攻撃兵器の総数」(12年4月6日、米国務省)www.state.gov/t/avc/rls/178058.htm

※キーワードC2(92ページ)、C4(96ページ)。

※データシート5(98ページ)。

B2. NATO戦術核の透明性でドイツ等が新提案

米国は、北大西洋条約機構(NATO)の「核分担政策」に基づいて、現在5か国(ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ)に推定150～200発の戦術核兵器を配備している※。最新のNATO「戦略概念」※は「核分担政策」を当面維持する内容となったが※、この改訂作業の過程で米戦術核撤去をめぐる議論が高まった。米戦術核の国内配備を受け入れ、核任務を分担しているドイツ、ベルギー、オランダなどから、NATO戦略における核兵器の役割低減と戦術核撤去を求める声が高まる一方、ロシアに警戒感を抱くNATO加盟の旧東欧諸国や米国などからは慎重論や反対論が出された。その後も、NATOが現在進めている「防衛・抑止態勢見直し」(DDPR)を念頭に、核軍縮の気運を高めることを目指す議論が続いている。

※データシート5(107ページ)。

※10年11月にリスボン(ポルトガル)で開催された北大西洋条約機構(NATO)首脳会議で採択。本イアブック11年版 資料3-3(292ページ)。

※本イアブック11年版 キーワードB1(84ページ)。

11年4月15日、ベルリンでのNATO外相会合において、ポーランド、ノルウェー、ドイツ、オランダのNATO大使は、他の6か国(ベルギー、チェコ、ハンガリー、アイスランド、ルクセンブルク、スロベニア)の大使の賛同署名を添えて、NATO事務総長に対して「欧州戦術核兵器に関する透明性と信頼向上」に関する非公式提案(ノンペーパー、4月14日付)を提出した※。この「ノンペーパー」は、米ロに共通する戦術核をめぐる透明性の欠如という現実を踏まえて、戦術核に関する情報の相互交換がこの問題の次の段階を考えるための不可欠の前提であると主張している。そして、戦術核の「数、存在場所、指揮体制、作戦態勢及び貯蔵の保安状況」に関する透明性を向上させるため、NATOとロシアがNATOロシア理事会を活用し、標準的な報告様式を用いた情報交換を行うことや、第1歩として「91-92年大統領核イニシャチブ」※による削減結果を公表することなどを提案している。

※www.fas.org/programs/ssp/nukes/nuclearweapons/nato-nonpaper041411/pdf 「核兵器・核実験モニター」第378号(11年6月15日)に全訳。

7月7日には、独仏のNATO大使がNATO諸国にDDPRに関わる異例の共同提案を送付した。ここで独仏は、戦術核兵器に関して「透明性及びロシアとの相互信頼を強化し拡大することを目的とした、可能な相互的措置」を検討することを提案した※。こうした動きも受けて、9月14日に行われた大西洋協議会は、12年5月20、21日にシカゴで開かれる次のNATO首脳会議で採択される最終報告の起草作業の開始を承認した。

※冷戦下で肥大化した戦術核の大幅削減を進行させた米ロ(ソ連)の首脳による一連のイニシャチブ。条約によらず議会が関与しないプロセスであったが、両国首脳間には相互了解の下、検証を伴わない一方的措置として進行した。

※www.armscontrol.org/act/2011_10/NATO_Deterrence_Review_Gets_Under_Way

「ノンペーパー」や独仏の提案は、「91-92年大統領核イニシャチブ」と異なり、相互主義的プロセスとして提案されている。NATO諸国及びロシアがこの相互主義的措置の実行に過度に拘泥すれば、戦術核削減は入り口で足踏みしてしまうリスクがある。また、ロシアは通常戦力における著しい劣勢を補うために戦術核に依存しているという側面がある。NATOのDDPRにおける「核・非核混合戦力」が、米「核態勢見直し」(NPR)のように核削減の代替に通常戦力を強化するものであれば、戦術核撤去の実現に向けた道は困難なものとなるであろう。

とはいえ、これらの提案が議論を前進させる可能性は充分ある。オランダの反核平和団体「IKV-パクス・クリスティ」※は、NATO全加盟国代表部の担当者に対して米戦術核問題についての見解の聞き取り調査を行い、3月に報告書を発表した※。これによると、全加盟国のうち米国を含む10か国が戦術核撤去を「積極的に支持」し、14か国が撤去に「反対しない」と答えた※。報告書は「現在の戦術核配備をそのまま継続することに対する同盟国の支持は、極めて低い」と結論付けた。

※同団体は「オランダ教会平和協議会(IKV)」とカトリックの平和組織「パクス・クリスティ・オランダ」の合同組織である。

※www.nonukes.nl/mediA/RES/files/withdrawal-issues-report-nospread.pdf 「核兵器・核実験モニター」第378号(11年6月15日)に勧告部分の全訳。

※「撤去反対」を明確にしたのは「フランス、ハンガリー、リトアニア」の3か国のみ。

B3. CTBT、インドネシアの批准で発効に半歩前進

包括的核実験禁止条約

「核兵器のない世界」実現に向けた重要措置の一つに「包括的核実験禁止条約(CTBT)」※の早期発効がある。しかし1996年の署名開始から15年が経過した現在も、条約発効の見通しは立っていない。

※データシート2(76ページ)に署名国・批准国の一覧。

このような中、11年12月6日、インドネシア国会がCTBT批准を全会一致で承認した※。同国は、条約発効にその署名・批准が求められる、条約付属書2で定められた44か国(以下、「発効要件国」)の一つである。インドネシアの批准を受けて、残る発効要件国は、署名はしているものの未批准である米国、中国、エジプト、イラン、イスラエルの5か国、署名も批准も行っていないインド、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の3か国、の計8か国となった。

※2012年2月6日にインドネシアは批准書を寄託した。この日が正式な批准日となる。

インドネシアの批准は、発効要件国の批准としては08年1月のコロンビア以来ほぼ4年ぶりとなる。他の未批准国の動きを促し、早期発効へのはずみをつけるものとして、潘基文(パン・ギムン)国連事務総長をはじめ各方面から歓迎の声が相次いだ。

インドネシアのナタレガワ外相は、12月7日付のジャカルタ・ポスト紙への寄稿文で、同国が批准を決断した経緯を次のように述べ、米国の姿勢転換がその要因の一つであることを示唆した。

「確かに、これまで我々が批准を先延ばしにしていたことは事実だ。それが当時の原則だった。核兵器を保有する国が、真っ先にこの条約を誓約しなければならない、というのが我々の主張であった。」「そうした原則的立場は役目を終えた。我々が姿勢を貫くことで、核兵器国に条約を誓約させるという世界的な努力に貢献した」※。

※「ジャカルタ・ポスト」(電子版)11年12月7日。

さらに外相は、今回のCTBT批准が、「東南アジア非核兵器地帯」議定書※をめぐる「東南アジア諸国連合」(ASEAN)と5核兵器国との協議妥結※の見通しがついた直後のタイミングであったことに触れ、「インドネシア及びASEANにとっての二重のブレークスルー」であると両方の意義を強調した。

※地帯内国家への核攻撃を行わないとする「消極的安全保証」(NSA)を盛り込んだ議定書に関し、5核兵器国は長年署名・批准を拒否してきた。NSAについては、「用語の説明」(223ページ)。

※その後、12年5月になっても協議は妥結していない。

インドネシアの批准を受け、オバマ米大統領は、12月6日、CTBT支持をあらためて強調し、「米国の安全保障における本条約の重要性について上院議員への働きかけを継続する」と述べた※。

※www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/12/06/statement-president-indonesia-s-ratification-comprehensive-test-ban-trea

99年の米上院における批准否決以降、米国内で議論されてきたCTBT賛否の争点が、①CTBTは検証可能か、②核爆発実験なしに米国の核抑止の安全性と信頼性は維持できるか、の2点である。これらについて米国は、核爆発実験を24時間世界中で監視する「国際監視制度(IMS)」※などCTBT検証体制の前進や、備蓄核兵器管理計画(SSP)の下で発展した技術向上を含め、過去15年間に「劇的な前進」があったとし、批准の可能性が十分にあると述べてきた※。しかし、このように条約早期発効への意欲を繰り返す一方で、大統領選挙を12年秋に控えたオバマ政権は具体的な時期の見通しについて明言を避けている。

※CTBT検証体制の一環であるIMSは世界89か国321か所の監視観測所と16か所の研究所で構成され、すでにその80%以上が稼働している。

※たとえば、11年9月23日のタウシャー国務次官(軍備管理・安全保障担当)の発言。http://usun.state.gov/briefing/statements/2011/173911.htm

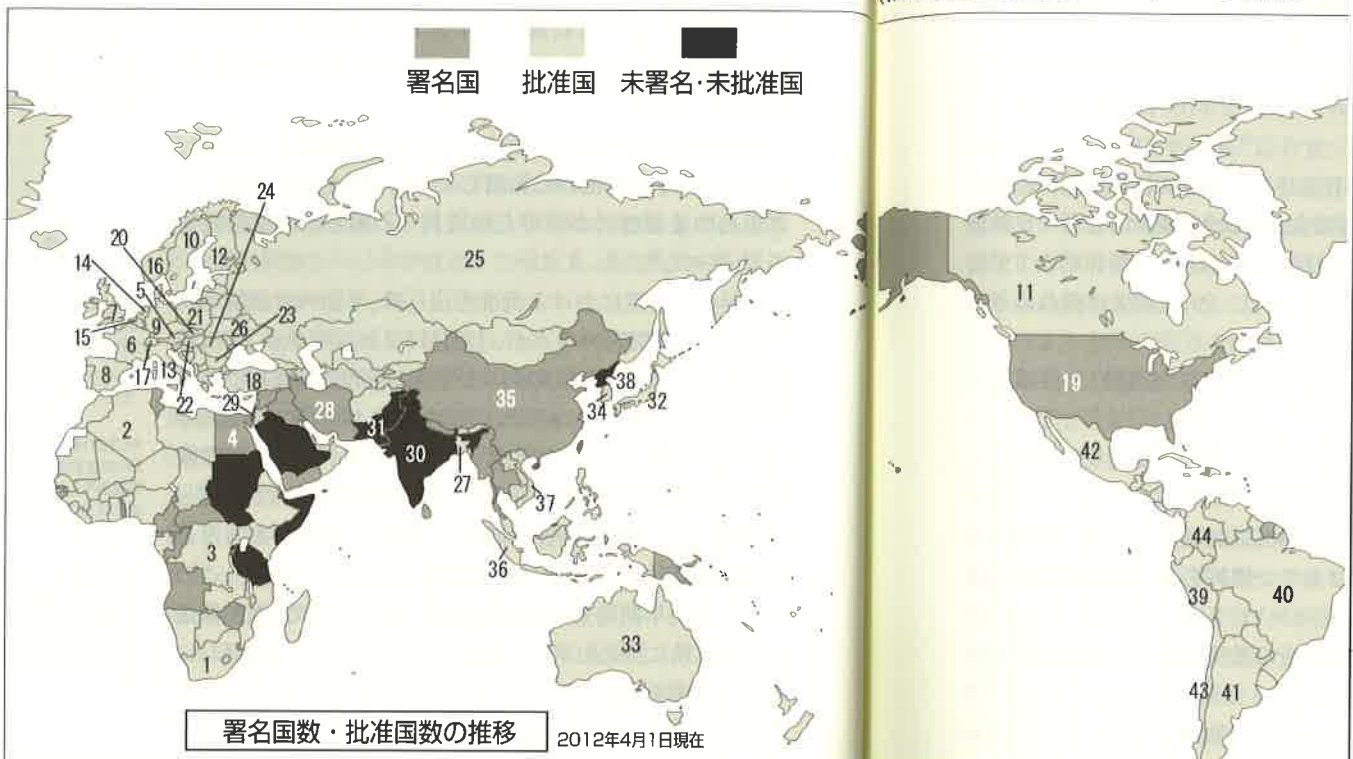
潘事務総長が「他国が動くのを待っていてはいけない」と指摘するように※、米国の出方を伺っている他の未批准国の姿勢も問題といえよう。なかでも中国は国内で批准に向けた動きが進んでいると公言しており、11年1月19日にも胡錦濤国家主席がオバマ大統領との共同声明※でCTBT支持を繰り返した。しかし実際に中国国内で何が進んでいるかは不透明である。

※www.un.org/News/Press/docs/2011/sgsm13840.doc.htm

※www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/01/19/us-china-joint-statement

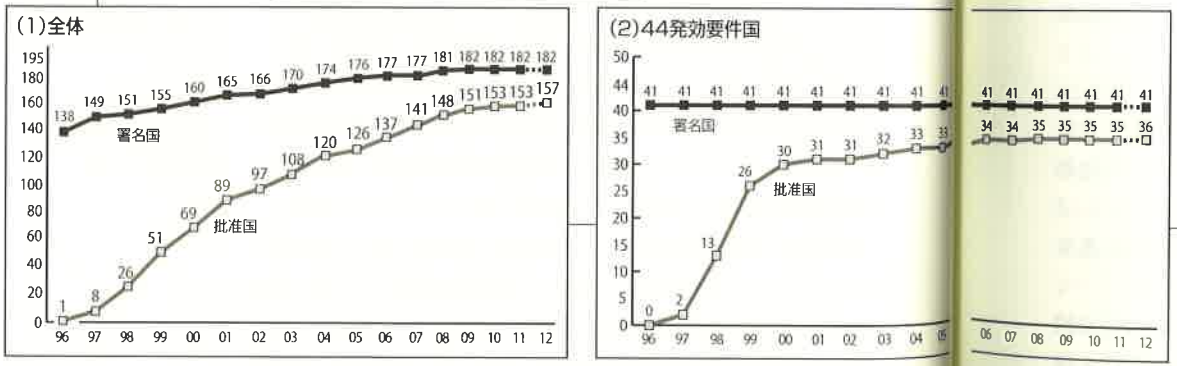
2. CTBT(包括的核実験禁止条約)の署名・批准状況

図、表ともにCTBTO(包括的核実験禁止条約機関)のHP(www.ctbto.org/map)をもとに、ピースデポ作成。



署名国数・批准国数の推移

2012年4月1日現在



CTBT発効要件国44か国と署名・批准状況

(2012年4月1日現在)

地図番号	署名年月日	批准年月日
東南アジア、太平洋及び極東		
32：日本	96.9.24	97.7.8
33：オーストラリア	96.9.24	98.7.9
34：韓国	96.9.24	99.9.24
35：中国	96.9.24	未批准
36：インドネシア	96.9.24	12.2.6
37：ベトナム	96.9.24	06.3.10
38：北朝鮮	未署名	未批准
中東及び南アジア		
27：バングラデシュ	96.9.24	00.3.8
28：イラン	96.9.24	未批准
29：イスラエル	96.9.25	未批准
30：インド	未署名	未批准
31：パキスタン	未署名	未批准
北アメリカ及び西欧		
5：オーストリア	96.9.24	98.3.13
6：フランス	96.9.24	98.4.6
7：イギリス	96.9.24	98.4.6
8：スペイン	96.9.24	98.7.31
9：ドイツ	96.9.24	98.8.20
10：スウェーデン	96.9.24	98.12.2
11：カナダ	96.9.24	98.12.18
12：フィンランド	96.9.24	99.1.15
13：イタリア	96.9.24	99.2.1
14：オランダ	96.9.24	99.3.23
15：ベルギー	96.9.24	99.6.29
16：ノルウェー	96.9.24	99.7.15
17：スイス	96.9.24	99.10.1
18：トルコ	96.9.24	00.2.16
19：米国	96.9.24	未批准
ラテン・アメリカ及びカリブ		
39：ペルー	96.9.25	97.11.12
40：ブラジル	96.9.24	98.7.24
41：アルゼンチン	96.9.24	98.12.4
42：メキシコ	96.9.24	99.10.5
43：チリ	96.9.24	00.7.12
44：コロンビア	96.9.24	08.1.29
東欧		
20：スロバキア	96.9.30	98.3.3
21：ポーランド	96.9.24	99.5.25
22：ハンガリー	96.9.25	99.7.13
23：ブルガリア	96.9.24	99.9.29
24：ルーマニア	96.9.24	99.10.5
25：ロシア	96.9.24	00.6.30
26：ウクライナ	96.9.27	01.2.23
アフリカ地域		
1：南アフリカ	96.9.24	99.3.30
2：アルジェリア	96.10.15	03.7.11
3：コンゴ民主主義共和国	96.10.4	04.9.28
4：エジプト	96.10.14	未批准

B4. 北朝鮮で体制交代 ——6か国協議の行方は流動的

2011年12月17日、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の金正日総書記が死去し、三男の金正恩氏が29歳※の若さで世襲最高権力者となった。12年2月23日～24日には新体制の下で初となる第3回の米朝協議が行われ、29日、両者は概ね以下の合意内容を同時発表した※。

①05年9月19日の共同声明※における誓約を再確認する。

②1953年の休戦協定が朝鮮半島の平和と安定の礎石であるとの認識を共有する。

③朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、長距離ミサイル発射、核実験及びウラン濃縮を含む寧辺(ヨンビョン)での核活動を一時中止する。

④北朝鮮は、核活動中止を監視・検証するIAEA要員を受け入れる。

⑤米国は24万トンの栄養補助食品を支援する。

要約すれば、米国からの食糧支援と引き換えに、北朝鮮が核活動のモラトリアムを行うということである。

09年4月の人工衛星発射※と5月の第2回核実験※を機に、北朝鮮は6か国協議からの離脱を表明していた。その後、10年の哨戒艦天安(チョナン)沈没事件、延坪島(ヨンピョンド)砲撃事件などによる南北の緊張が高まった。

このような中でも、6か国協議再開の努力が行われ、成果をあげつつあった。

中国は韓国、北朝鮮と調整し、11年4月26日、①南北の6か国協議首席代表者会談(第1段階)、②米朝協議(第2段階)を経て、第3段階として6か国協議を再開するという合意をとりつけた。第1段階である南北主席代表者会議は、11年7月22日、ARF(ASEAN地域フォーラム)の機会を利用してバリ島で行われた。第2段階である米朝協議は、11年7月(ニューヨーク)、10月(ジュネーブ)で2回が開催された。金総書記の死去を挟んで開催されたのが12年2月の第3回協議であった。

一方、日米韓は、10年12月6日の外相会談で、6か国協議再開のための5項目の条件※に合意、米国はこの条件をもって交渉に臨んできた。11年11月30日、北朝鮮外務省は低濃縮ウラン製造と実験軽水炉建設が順調に進んでいることを発表した※が、同時に「6か国協議を無条件に再開する用意」があるとも述べた。

このような外交努力の成果として、2月の米朝協議と合意はあった。「米朝合意」の5項目は、10年12月に日米韓が合意した「5項目条件」と重なるものである。

ところが、4月13日、北朝鮮は米日韓が「ミサイル発射」であるとして強く反対する中、「衛星打上げ」を強行した。国連安保理はこれを非難する議長声明を発し、北朝鮮は「外務省声明」を発して強く反発した。これらは、「2.29米朝合意」はおろか、「9.19共同声明」を含む6か国協議の成果までが大きく損なわれる可能性を孕むものである。しかし北朝鮮「外務省声明」には、「6か国協議から離脱」や「6か国協議での合意は無効」という表現はみられない。また自らが示唆した「第3回核実験」も行われていない(12年5月現在)。多国間協議による現状打開の手がかりは、なお残されている。

「先軍政治」、「強盛大国」という金正日総書記の「遺訓」を基本的に継承する金正恩体制の今後の動向には流動的要因が多い。12年秋に予定される米国と韓国の大統領選の結果も、状況に大きな影響を与えるだろう。

過去にくりかえされてきた「非難・制裁と反発・エスカレーション」の連鎖はもはや行き詰まっている。北朝鮮の体制交代を機に、関係各国は、その反省にたった慎重かつ積極的な関与を深めてゆくべきである。

※12年1月8日で29歳と言われるが、年齢、誕生日ともに異説がある。

※英語版「朝鮮中央通信」(12年2月29日)並びにヌランド米国務省報道官が発表(同日)。両者の発表には微妙な違いがある。両文書の全訳は『核兵器・核実験モニター』第397号(12年4月1日)。

※資料1－15(248ページ)。

※本イアブック2009－10年版、キーワードB2(66ページ)。

※本イアブック2009－10年版、キーワードB4(70ページ)。

※①ウラン濃縮活動の即時停止、②IAEAの監視要員の受け入れ、③6か国9.19声明遵守の再確認、④弾道ミサイル発射の一時停止　⑤朝鮮半島休戦協定の遵守。

※英語版「朝鮮中央通信」(11年11月30日)。

B5. 出口の見えない イランのウラン濃縮問題

イランの核関連活動を巡り、核兵器開発の意図を疑う西側諸国とイランとの先の見えない対立が続いている。

過去4度採択された国連安保理決議※は、検証を通じて核兵器開発疑惑を払拭するために、ウラン濃縮活動等の凍結をイランに求めてきた。しかし核不拡散条約(NPT)も認める、核の平和利用の「奪い得ない権利」(第4条)※を盾に核関連活動を拡大するイランとの溝は埋まらず、米国とその同盟国からは、軍事的威嚇を背景とした制裁強化を求める動きが加速した。

その圧力の「根拠」となったのが、2011年11月8日に国際原子力機関(IAEA)が理事国35か国に提示したイラン核問題に関する報告書※である。報告書は、イランが核兵器を保有した、あるいは保有を決断したことを示す証拠は示していない。しかし、報告書はその付属文書(「イラン核計画の軍事的側面の可能性」)※において同国の過去の核兵器開発に関する情報を詳述し、そうした活動の一部が現在も継続していると示唆した。

しかしそれらの情報の多くはすでに知られたものであったことから、専門家からはIAEAの意図や中立性に対する疑問が呈された。にもかかわらず、米国とその同調国は、この報告書と11月18日に賛成多数で採択されたIAEA理事会決議(GOV/2011/69)を根拠に、次々と追加的な制裁措置を打ち出していった。

米国では12月31日、イラン制裁条項を含む「2012会計年国防認可法」(公法112-81)が成立した。同条項は、原油の輸出入決済でイラン中央銀行と取引のある外国金融機関への制裁に初めて踏み込んだものである。当該外国銀行に米銀行との取引を禁じ、米金融市場から締め出すことは事実上の禁輸措置であり、その目的は輸出総額の8割を原油が占めるイランの核開発資金源を絶つことにある。

こうした措置はイラン産原油への依存国、さらには世界経済に多大な影響を及ぼすと予想され、とりわけオバマ政権は同盟国との関係悪化を懸念した。こうした事情から、制裁発動には一定の猶予期間が設けられ、イランからの原油輸入を「大幅削減」した国の金融機関には適用しないといった特例規定も盛り込まれた※。

米国と歩調を合わせる形で、12年1月23日にはイランの第2の原油輸出先である欧州連合(EU)が対イラン追加制裁に踏み切った。イラン産原油及び石油製品の輸入禁止、イラン中央銀行のEU域内資産の凍結などを定めた厳しい措置である。ただし、イラン産原油への依存が高く、同時に経済不安を抱えるギリシャなどの加盟国への配慮から、全面禁輸措置は7月1日に先送りされた。

イラン政府は当然ながら強く反発している。イラン保守層からは原油輸送の大動脈であるホルムズ海峡封鎖がたびたび言及され、イラン海軍による軍事演習も実施された。ともに強硬姿勢をとらねばならない国内事情を抱えるイランと米国の双方からは挑発的言辞が繰り返されている。これらは、イランの核開発阻止のためには軍事行動も辞さないというイスラエルの強硬姿勢とあわせ、地域の緊張をいっそう高めている。

一方、「P5+1」(5核兵器国とドイツ)とイランの間では1年以上止まったままの核協議再開の道筋が模索されている※。問題の根本的解決に、西側諸国の粘り強い交渉姿勢が必要であることは言うまでもない。加えて、長年続く地域の不信と対立の緩和には、現在進行中の中東非核・非大量破壊兵器地帯※の実現に向けた努力の進展が大きく貢献するであろう。

※これまでに採択された国連安保理イラン制裁決議:1737(06年12月23日)、1747(07年3月24日)、1803(08年3月3日)、1929(10年6月9日)。最初の3つは本イアブック08年版・資料2-7、8、9(218ページ)に、最後の1つは11年版・資料3-8(303ページ)に抜粋訳を掲載。

※資料1-1(230ページ)。

※「NPT保障措置ならびに安保理決議の関連条項に対するイラン・イスラム共和国の履行状況」(GOV/2011/65)。

※「核兵器・核実験モニター」第389号(11年12月1日)に抜粋訳。

※イラン産原油の輸出先上位には、日本(14%)、インド(13%)、韓国(10%)などがある。日本は輸入削減努力が認められ、3月に制裁適用対象から除外されることが決まった。

※P5+1とイランの協議は12年4月、約15か月ぶりに再開された。その後5月のバグダッド、6月のモスクワと協議が継続されたが具体的な成果はない。

※キーワードA3(52ページ)。

B6. IAEA、シリア「核疑惑」を安保理に送付

2011年6月9日、国際原子力機関(IAEA)理事会はシリアの核問題を国連安全保障理事会に送付する決議※を採択した。決議は、①07年9月のイスラエル軍の空爆で破壊された、東部ディル・エッゾール地区の施設はIAEAに申告せずに建設した原子炉施設であり、②シリアが同施設の査察に非協力的であることは、IAEAとの保障措置協定への違反であると認定した。また、これらが「国際の平和と安全の維持に関する疑念を生起している」ことが安保理送付の理由とされた。シリアは、施設はミサイル工場であると主張している。

※「シリア・アラブ共和国におけるNPT保障措置協定の履行」(GOV/2011/41)。「核兵器・核実験モニター」第382-3号(11年9月1日)に全訳。

決議採択に先立つ11年5月24日、天野之弥(ゆきや)事務局長が理事会に提出した報告書※は08年4月に米国から提供された衛星写真などの諸情報、民間衛星写真のIAEA独自の分析、08年6月の現地訪問、並びにシリアから提供された情報の分析に基づき、次のとおり結論づけた。

※「シリア・アラブ共和国によるNPT保障措置協定の履行」(GOV/2011/30)。

①問題の施設は、北朝鮮がヨンビョンに保持しているのと同型の熱出力25MW程度の黒鉛減速ガス冷却原子炉と類似している。

②同施設は、破壊直前には冷却系統などのインフラ整備が終了し、稼動の条件を整えていたと思われる。

③同地区から採取されたサンプルには、相当数の人為的起源の天然ウラン粒子が含まれていた。これは核関連活動が行われていたことを示す。

④破壊後、シリアは残骸を撤去し跡地を整地するなどの隠蔽工作を行った疑いがある。

6月9日の理事会(35か国)の投票結果は、賛成17、反対6(中国、ロシア、アゼルバイジャン、エクアドル、パキスタン、ベネズエラ)、棄権11、欠席1(モンゴル)であった。ロシアと中国と他の反対国は「建物が破壊されている以上、それは国際の平和と安全の維持に関する懸念になりえない」と主張した。拒否権を持つ中ロが反対した「送付決議」を受けて安保理が経済制裁などの具体的行動をとる可能性はなかった。事実、安保理は何らの合意もすることができないままでいる。このような結果が予想されながら「安保理送付」が選ばれた背景には、イラン、北朝鮮に加えてシリアの核疑惑を政治問題化することによって、3国への国際包囲網を強めるという米国等の政治的意図が働いたものと思われる。

最初の理事会決議によって直ちに安保理送付という理事会の行動も、異例に性急なものである。これは過去にIAEAが安保理に送付した次の2つの事案と大きく異なる。北朝鮮(03年2月送付)※は当時、核開発計画(02年10月からのウラン濃縮など)を自ら明言していたうえ、IAEAも同年1月に「警告決議」を採択していた。一方、イラン(06年2月送付)は、ウラン濃縮の前段階にあたる転換作業への着手をめぐり、05年の2次に及ぶ決議をイランが聞き入れないという経過の中で「送付決議」は採択されている。加えて、イスラエルによるシリア爆撃という国際法違反が不問に付され、それを発端に得られた情報を「安保理送付」の根拠としたことも、著しく公正を欠く。

※本イアブック04年版・キーワードA6(138ページ)。

「送付決議」は、11年に中東に広がった「アラブの春」と呼ばれる民主化運動と政変の連鎖がシリアに波及する中で採択された。その後、シリアは内戦状態に陥っている。シリアがすでに保有している可能性のある生物・化学兵器が使用されるなどの不測の事態が懸念される。

事実上の核兵器国イスラエルの存在と、その脅威に動機づけられたシリアとイランの大量破壊兵器(WMD)志向。これらの困難を克服するために国際社会に求められるのは、「制裁と圧力」に代る、公正さと英知である。

B7. NSG、核技術輸出指針を改訂
核供給国グループ ―インドの扱いが再焦点化

2011年6月23、24日にノールドウェイク(オランダ)で開催された核供給国グループ(NSG)※総会は、ウラン濃縮や使用済み核燃料の再処理に関連する機材や技術の輸出に関する規制強化に向け、NSGガイドライン※の改訂に合意した。74年のインド核実験を契機に米国主導で設立されたNSGには、日本や米国など核輸出国46か国が参加している。NSGガイドラインとは、それら参加国が守るべき、核関連機材や技術の輸出管理に関する指針を定めたものである。

※用語の説明「核供給国グループ(NSG)」(222ページ)。

※www.iaea.org/Publications/Documents/Infcircs/2010/infcirc254r8p2.pdf

濃縮・再処理といった、核兵器開発につながりうる機微な機材や技術の移転については、04年以降、規制強化の必要性がNSGで議論されてきた。今回、7年越しの議論を経て合意されたのは、ガイドラインのパート1第6項(「機微の輸出に関する特別管理」)と第7項(「濃縮施設、機材、技術に関する特別取極め」)の改訂である※。これまでのガイドラインは、これら機微の移転について加盟国の「自制」を求めるとのあいまいな表現であったが、改訂後は移転するにあたりどのような要件を受領国が満たすべきかが明記された。具体的には、核不拡散条約(NPT)への加盟と完全遵守、国際原子力機関(IAEA)との保障措置協定の遵守などである。

※www.nuclearsuppliersgroup.org/Leng/PDF/infcirc254r1Op1.pdfに改訂ガイドラインの全文。

議論の焦点の一つは、IAEA追加議定書※の発効を要件に含めるか否かであった。結果として、改定後のガイドラインは、IAEA包括的保障措置協定及び追加議定書の発効を要件に含めることになった。しかし同議定書が未発効の場合も、「IAEA理事会が承認した適切な保障措置協定(核物質計量管理の地域的な取極めを含む)を履行している場合」は移転を認める、という留保条件がが盛り込まれた。ここで想定されているのはブラジル・アルゼンチン核物質計量管理機関(ABACC)であり、追加議定書を批准していないこれら両国にも機微移転が許される内容となった。

※用語の説明「IAEA追加議定書」(224ページ)。

加えて注目されているのが、インドとの関係である。同国との核協定を推し進める米国の圧力を背景に、08年9月のNSG臨時総会は、ガイドラインにおけるインドの「例外扱い」を認め、核実験以降34年にわたる核関連禁輸措置を解除した※。インドはNPTに加盟せず、自国内すべての核関連施設を保障措置下に置くことを拒否している。そのような国への核技術輸出を認めることは、NPTの基本原則を掘り崩し、国際的な不拡散体制の崩壊をまねきかねないとNSG決定には多くの批判が集中した。

※本イアブック08年版キーワードA7(68ページ)及び09-10年版キーワードB5(72ページ)を参照。

インド国内では、改訂後のガイドラインが、「NPT加盟」を要件に掲げたことは、08年の「例外扱い」決定に反するとの批判が高まった。実際のところ、07年7月に締結された米印核協力協定には、協定を改訂すればインドへの機微な技術の移転ができると理解できる条項がある。その意味で今回のガイドライン改訂は米印協定に残されたこの曖昧さを解消し、インドへの輸出規制の原則をより明確にしたものといえる。しかし、米オバマ政権はインドに対する「クリーン(完全)な例外措置を支持する」と繰り返し、ガイドライン改訂は米印協定にいかなる影響も与えないと強調した※。これはインド国内世論に配慮したものと思われる。

※11年6月23日、米国務省報道官のステートメント。www.state.gov/r/pA/RES/prs/ps/2011/06/166878.htm

さらに米国はインド自身がNSGに参加することへの支持を表明している。NPT遵守国であること、あるいは非核兵器地帯構成国であることがNSGへの参加資格であるが、インドはこれらのいずれも満たしていない※。NSGのインド「例外扱い」以降、NPT非加盟のパキスタンやイスラエルからも同様の「例外扱い」を求める動きが相次いでいる。中国はパキスタンへの原子炉輸出を進めようとしている。こうした中、インドのNSG参加を認めるとすれば、NSG体制は一層形骸化されるであろう。

※12年6月のNSG総会(シアトル)においてもインドの参加についての結論は出なかった。

3. 第66回国連総会決議投票結果(1)

第66回国連総会(2011年)における主要な軍縮及び安全保障関連決議への各国の投票行動を示す。決議の正式名称と特徴は(2)(88〜89ページ)にまとめた。

＜○:賛成　×:反対　△:棄権　−:欠席＞

				米国	ロシア	英国	フランス	中国	インド	パキスタン	イスラエル	北朝鮮
				核兵器国								
A	核兵器		決議番号	賛成-反対-棄権	核兵器保有など9か国							
1	アフリカ非核兵器地帯条約		A/RES/66/23	無投票								
2	中東非核兵器地帯の設立		A/RES/66/25	無投票								
3	消極的安全保証		A/RES/66/26	120-0-57	△	△	△	△	○	○	○	△	○
4	NPT2010合意のフォローアップ		A/RES/66/28	118-52-6	×	×	×	×	△	△	△	×	○
5	2015NPT再検討会議		A/RES/66/33	175-0-3	○	○	○	○	△	△	△	−	
6	核軍縮への誓約履行の加速(NAC決議)		A/RES/66/40	169-6-6	×	△	×	×	△	×	△	×	×
7	東南アジア非核兵器地帯条約		A/RES/66/43	無投票									
8	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)		A/RES/66/44	158-2-21	○	○	○	○	○	×	△	×	
9	核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動(日本決議)		A/RES/66/45	169-1-11	○	○	○	○	△	△	△	×	
10	核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)		A/RES/66/46	130-26-23	×	×	×	×	○	○	×	○	
11	核兵器の危険性の低減		A/RES/66/48	117-49-13	×	△	×	×	△	○	×	○	
12	核軍縮		A/RES/66/51	117-45-18	×	△	×	×	○	△	×	○	
13	放射性廃棄物の投棄禁止		A/RES/66/52	無投票									
14	核兵器使用の禁止に関する条約		A/RES/66/57	117-48-12	×	△	×	×	○	○	×	○	
15	中東における核拡散の危険性		A/RES/66/61	167-6-5	×	○	○	○	△	○	×	○	
16	包括的核実験禁止条約(CTBT)		A/RES/66/64	175-1-3	○	○	○	○	○	△	○	○	×
17	CD活性化と多国間軍縮交渉の促進		A/RES/66/66	無投票									
18	ミサイル		A/RES/66/516	無投票									
B	他の大量破壊兵器												
1	新型大量破壊兵器の開発・製造禁止		A/RES/66/21	168-1-1	×	○	○	○	○	○	△	○	
2	化学兵器の禁止及び廃棄に関する条約		A/RES/66/35	無投票									
3	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置		A/RES/66/50	無投票									
4	生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約		A/RES/66/65	無投票									
C	宇宙(軍縮関係)												
1	宇宙における軍備競争の禁止		A/RES/66/27	176-0-2	△	○	○	○	○	○	△	○	
2	宇宙活動における透明性と信頼醸成措置		A/RES/66/517	無投票									
D	通常兵器												
1	対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行		A/RES/66/29	162-0-18	△	△	○	○	○	△	△	△	△
2	小軽火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援		A/RES/66/34	無投票									
3	小軽火器のあらゆる側面における不正取引		A/RES/66/47	無投票									
4	特定の通常兵器の使用の禁止及び制限条約		A/RES/66/62	無投票									
5	武器貿易条約(ATT)		A/RES/66/518	166-0-13	○	○	○	○	○	○	△	○	−
E	地域軍縮と安全保障												
1	インド洋平和地帯宣言の履行		A/RES/66/22	124-4-46	×	○	×	×	○	○	○	×	
2	地域軍縮		A/RES/66/36	無投票									
3	地域及び準地域的軍備管理		A/RES/66/37	175-1-2	○	△	○	○	○	×	○	○	
4	地域及び準地域的信頼醸成措置		A/RES/66/38	無投票									
5	軍備の透明性		A/RES/66/39	156-0-23	○	○	○	○	○	○	○	○	−
6	地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)		A/RES/66/55	無投票									
7	地中海地域における安全保障と協力体制の強化		A/RES/66/63	無投票									
F	他の軍縮手段及び国際安全保障												
1	国際安全保障における情報・通信の開発		A/RES/66/24	無投票									
2	軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進		A/RES/66/32	125-5-48	×	○	×	△	○	○	○	×	○

【国家の分類】

- **核兵器保有など9か国**:核不拡散条約(NPT)上の5核兵器国及び事実上の核兵器保有国など4か国。
- **米核兵器への依存国**:米国の核抑止力に依存する国々。
- **新アジェンダ連合(NAC)**:1998年に外相声明「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性」を発し、その後も活動を継続している7か国。
- **不拡散・軍縮イニシャチブ(NPDI)**:2010年9月、日豪主導で結成された国家グループ。下の表で、国名が白字の10か国。(注:日本政府は「軍縮・不拡散イニシャチブ」と訳しているが、原文(英)は「不拡散・軍縮イニシャチブ」)

				オーストラリア	日本	韓国	ベルギー	ブルガリア	カナダ	ドイツ	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポーランド	ルーマニア	スロバキア	スペイン	トルコ	ブラジル	エジプト	アイルランド	メキシコ	ニュージーランド	南アフリカ	スウェーデン	アルゼンチン	オーストリア	チリ	インドネシア	イラン	マレーシア	モンゴル	スイス	アラブ首長国連邦
				米核兵器依存国																新アジェンダ連合					(NAC)										
A	核兵器		決議番号																															
1	アフリカ非核兵器地帯条約		A/RES/66/23																															
2	中東非核兵器地帯の設立		A/RES/66/25																															
3	消極的安全保証		A/RES/66/26	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	−	○
4	NPT2010合意のフォローアップ		A/RES/66/28	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	−	○	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	○
5	2015NPT再検討会議		A/RES/66/33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	核軍縮への誓約履行の加速(NAC決議)		A/RES/66/40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	東南アジア非核兵器地帯条約		A/RES/66/43																															
8	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)		A/RES/66/44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○
9	核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動(日本決議)		A/RES/66/45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	−	○	○	○	○	△	○	○	○	○
10	核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)		A/RES/66/46	△	△	△	×	×	△	×	×	×	×	△	×	△	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	核兵器の危険性の低減		A/RES/66/48	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	×	○	×	△	×	○	○	○	○	×	○
12	核軍縮		A/RES/66/51	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	△	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	×	○
13	放射性廃棄物の投棄禁止		A/RES/66/52																															
14	核兵器使用の禁止に関する条約		A/RES/66/57	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○		×	○
15	中東における核拡散の危険性		A/RES/66/61	△	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	包括的核実験禁止条約(CTBT)		A/RES/66/64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
17	CD活性化と多国間軍縮交渉の促進		A/RES/66/66																															
18	ミサイル		A/RES/66/516																															
B	他の大量破壊兵器																																	
1	新型大量破壊兵器の開発・製造禁止		A/RES/66/21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	化学兵器の禁止及び廃棄に関する条約		A/RES/66/35																															
3	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置		A/RES/66/50																															
4	生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約		A/RES/66/65																															
C	宇宙(軍縮関係)																																	
1	宇宙における軍備競争の禁止		A/RES/66/27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	宇宙活動における透明性と信頼醸成措置		A/RES/66/517																															
D	通常兵器																																	
1	対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行		A/RES/66/29	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
2	小軽火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援		A/RES/66/34																															
3	小軽火器のあらゆる側面における不正取引		A/RES/66/47																															
4	特定の通常兵器の使用の禁止及び制限条約		A/RES/66/62																															
5	武器貿易条約(ATT)		A/RES/66/518	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△
E	地域軍縮と安全保障																																	
1	インド洋平和地帯宣言の履行		A/RES/66/22	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	−	○
2	地域軍縮		A/RES/66/36																															
3	地域及び準地域的軍備管理		A/RES/66/37	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	地域及び準地域的信頼醸成措置		A/RES/66/38																															
5	軍備の透明性		A/RES/66/39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△
6	地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)		A/RES/66/55																															
7	地中海地域における安全保障と協力体制の強化		A/RES/66/63																															
F	他の軍縮手段及び国際安全保障																																	
1	国際安全保障における情報・通信の開発		A/RES/66/24																															
2	軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進		A/RES/66/32	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	−	△	○	△	○	○	○	○	△	○

データシート

3. 第66回国連総会決議投票結果(2)

決議の原文等は、国連の文書検索システムから決議番号で検索。
www.un.org/depts/dhl/resguide/r66.shtml

以下は、(1)で列挙した諸決議の正式名称、提案国及び投票結果の特徴である。

A:核兵器

1.「アフリカ非核兵器地帯条約」／提案国:ナイジェリア(アフリカ諸国を代表)など7か国。無投票。
2.「中東非核兵器地帯の設立」／提案国:エジプト。無投票。
3.「非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを確約する効果的な国際協定の締結」(消極的安全保証)／提案国:キューバ、エジプト、インドネシア、イラクなど28か国。中国、日本は賛成。米国、ロシア、フランス、英国、NATO非核兵器国が棄権。
4.「1995、2000、2010年のNPT再検討会議核軍縮合意のフォローアップ」／提案国:イランなど3か国。北朝鮮は賛成。中国を除く4核兵器国、イスラエル、NATO非核兵器国、日本、韓国は反対。中国、インド、パキスタンは棄権。
5.「2015年NPT再検討会議及び準備委員会」／提案国:フィリピン。反対ゼロ。インド、イスラエル、パキスタンは棄権。北朝鮮は欠席。
6.「核兵器のない世界へ:核軍縮の誓約の履行を加速する」(新アジェンダ連合(NAC)決議)[1]／提案国:NAC7か国、オーストリア。日本は賛成。北朝鮮、フランス、インド、イスラエル、英国、米国が反対。中国、ロシア、パキスタンは棄権。
7.「東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)」／提案国:インドネシア(ASEAN及びバンコク条約加盟国を代表)など23か国。無投票。
8.「核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止条約」(FMCT)／提案国:カナダ。反対は北朝鮮、パキスタン。イラン、イスラエル、シリアなどが棄権。
9.「核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動」(日本決議)[2]／提案国:日本など99か国(米国含む)。中国をのぞく4核兵器国は賛成。反対は北朝鮮のみ。中国、インド、イラン、イスラエル、ブラジル、パキスタンなどが棄権。
10.「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見のフォローアップ」(マレーシア決議)(核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議)／提案国:マレーシアを中心とした55か国(北朝鮮、インド、イラン、イラク含む)。中国、パキスタンは賛成。フランス、英国、ロシア、米国、イスラエル、NATO非核兵器国(カナダ、ノルウェー、ルーマニアは棄権)は反対。日本、韓国は棄権。
11.「核兵器の危険性の低減」／提案国:インド、インドネシアなど28か国。パキスタン、北朝鮮は賛成。フランス、英国、米国、イスラエル、NATO非核兵器国が反対。中国、ロシア、日本、韓国は棄権。
12.「核軍縮」／提案国:キューバ、インドネシア、イランなど37か国。中国、北朝鮮は賛成。フランス、英国、米国、イスラエル、NATO非核兵器国は反対。ロシア、インド、パキスタン、日本、韓国が棄権。
13.「放射性廃棄物の投棄禁止」／提案国:ナイジェリア(アフリカ諸国を代表)、エルサルバドル。無投票。
14.「核兵器使用の禁止に関する条約」／提案国:エジプト、インド、インドネシア、マレーシアなど31か国。中国、パキスタン、北朝鮮は賛成。フランス、英国、米国、イスラエル、NATO非核兵器国が反対。ロシア、日本、韓国は棄権。
15.「中東における核拡散の危険性」／提案国:バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イエメン、パレスチナなど24か国。中国、フランス、英国、ロシア、パキスタン、北朝鮮、日本、韓国は賛成。イスラエル、米国、カナダなどが反対。インド、パナマなどが棄権。
16.「包括的核実験禁止条約」(CTBT)／提案国:5核兵器国、日本、ドイツ、韓国など66か国。反対は北朝鮮のみ。インド、シリアなどが棄権。
17.「CD作業活性化と多国間軍縮交渉の促進」／提案国:オランダ、南アフリカ、スイスなど54か国。無投票。
18.「ミサイル」／提案国:エジプト、インドネシア、イラン。無投票。

B:他の大量破壊兵器

1.「新型大量破壊兵器システムの開発・製造禁止(CD報告)」／提案国:キューバ、インドネシア、ロシア、パキスタンなど14か国。反対は米国。イスラエルが棄権。北朝鮮、インド、中国などが賛成。
2.「化学兵器の開発、生産、貯蔵、及び使用の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約」／提案国:ポーランド。無投票。
3.「テロリストによる大量破壊兵器取得防止措置」／提案国:インド、フランス、ロシア、英国、ドイツ、アイルランド、米国など56か国。無投票。
4.「生物及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約」／提案国:ハンガリー。無投票。

C:宇宙

1.「宇宙における軍備競争の禁止」／提案国:スリランカなど27か国。イスラエル、米国が棄権。
2.「宇宙活動における透明性と信頼醸成措置」／提案国:中国、ロシア。無投票。

D:通常兵器

1.「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び輸送の禁止、及びその廃棄に関する条約の履行」／提案国:アルバニア、ノルウェー、カンボジア。米国、ロシア、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮、韓国などが棄権。
2.「小軽火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援」／提案国:西アフリカ経済共同体参加国を代表するマリなど86か国。無投票。
3.「小軽火器のあらゆる側面における不正取引」／提案国:コスタリカ、フランス、ドイツ、日本、英国など84か国。無投票。
4.「特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約」／提案国:ブルガリア、スウェーデン。無投票。
5.「武器貿易条約(ATT)」／提案国:アルゼンチン、コスタリカ、日本、英国など7か国。5核兵器国、インド、イスラエルは賛成。イラン、パキスタン、シリアなどが棄権。北朝鮮は欠席。

E:地域軍縮と安全保障

1.「インド洋平和地帯宣言の履行」／提案国:非同盟運動を代表してインドネシア。中国、ロシア、日本、韓国などが賛成。フランス、英国、米国、イスラエルが反対。NATO非核兵器国は棄権。
2.「地域軍縮」／提案国:エジプト、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、ネパール、パキスタン、ペルー、サウジアラビア、スリランカ、トルコなど14か国。無投票。
3.「地域、及び準地域レベルでの通常軍備管理」／提案国:ベラルーシ、エジプト、イタリア、マレーシア、パキスタン、ペルー、シリアなど10か国。反対はインド。ロシアは棄権。
4.「地域及び準地域的文脈における信頼醸成措置」／提案国:エジプト、マレーシア、パキスタンなど10か国。無投票。
5.「軍備の透明性」／提案国:コスタリカ、米英仏3か国、イスラエル、日本など96か国。反対ゼロ。エジプト、イラン、イラク、ヨルダン、シリアなどが棄権。北朝鮮は欠席。
6.「地域的信頼醸成措置:中央アフリカにおける安全保障問題に関する国連常設諮問委員会の活動」／提案国:コンゴ民主共和国など13か国。無投票。
7.「地中海地域における安全保障と協力体制の強化」／提案国:エジプト、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガルなど41か国。無投票。

F:他の軍縮手段及び国際安全保障

1.「国際安全保障における情報・通信分野の開発」／提案国:コスタリカ、キューバ、中国、インド、ロシアなど33か国。無投票。
2.「軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進」／提案国:インドネシア(非同盟運動を代表)など4か国。イスラエル、英国、米国は反対。フランス、NATO非核兵器国(ハンガリーは賛成)、日本、韓国は棄権。

注
1 資料3-1(292ページ)。
2 資料3-2(295ページ)。

C1. 米国、新型核実験を加速 ——Zマシン未臨界核実験も継続

2011年5月11日、米エネルギー省・国家核安全保障管理局（NNSA）は、10年11月18日、及び11年3月31日の2回、サンディア国立研究所の世界最強のエックス線発生装置「Z（ジー）マシン」で、プルトニウムを使い核兵器の性能を調べる新たなタイプの核兵器実験を実施したと発表した※。

「Zマシン」は、07年に大規模改修を行い、「2600万アンペアのパルス電流を使用することによって、350兆ワットのピークX線放射と2.7メガジュールのX線出力、及び地球中心より大きな超高圧条件を作る」※ことができる。これにより、核爆発に近い超高温、超高圧の状態におけるプルトニウムの性質を実験装置の中で調べることができるとされている。得られたデータは、備蓄核兵器の信頼性維持のための「先端シミュレーション演算（ASC）プログラム」に入力するデータの精度向上に使われる。米政府は、核爆発実験をせずに保有核兵器の安全性、信頼性を保つことに寄与すると説明している。これは、いわゆる未臨界核実験※の目的として述べられていた内容とよく似ている。

一方、NNSAは、11年5月から四半期ごとの「備蓄核兵器維持計画（SSP）における実験一覧」※の公表を始めた。諸実験を統合非核兵器実験、集中実験、及び未臨界核実験に3分類（Zマシン実験は「集中実験」に分類）した上で、NNSAが有する13施設での実験の実施状況を四半期ごとに一覧にしたものである。「一覧」からは、Zマシン実験が、11会計年度第4四半期、12会計年度第1四半期にも各1回行われたことがわかる※。また「一覧」は、ネバダ国家安全保障施設（NNSS）のU1a施設で11会計年度第1、第2四半期に未臨界核実験を実施したことも記載されている。10年9月のバッカスを含め、バローロ・シリーズの3回が予定通り行われたことになる※。

過去最高の核兵器関連予算を5～10年にわたり増加させる※計画の中で、「核兵器のない世界」のビジョンに逆行するZマシン核実験、未臨界核実験が今後も繰り返されていく可能性は高い。今のところ、NNSAは、Zマシンによる実験を「ネバダでの仕事を補うために必要な実験を安全に行うことができる」としているが、今後、未臨界核実験に替わる実験になる可能性がある。

※http://nnsa.energy.gov/sites/default/files/nnsa/inlinefiles/Quarterly%20SSP%20Experiment%20Summary-FY11-4Q%20FINAL.pdf

※10年11月22日、NNSAプレス発表。

※用語の説明「未臨界核実験とZマシン核実験」（224ページ）。

※「備蓄核管理計画実験四半期一覧の公開」（11年6月17日）。http://nnsa.energy.gov/mediaroom/pressreleases/quarterlysse61711

※広島市などの問い合わせに対し、NNSAは、3回目は2011年9月22日、4回目は11月16日と回答した。

※NNSA月報（10年9月）によれば、バッカスはバローロ・シリーズの第1回目とされ、計3回行うとされていた。

※キーワードC2（92ページ）。

データシート

4. 米国のZマシン核実験及び未臨界核実験

●Zマシン核実験	第1回	（10年11月18日）（サンディア国立研究所）
	第2回	（11年3月31日）（サンディア国立研究所）
	第3回	（11年9月22日）（サンディア国立研究所）
	第4回	（11年11月16日）（サンディア国立研究所）
●未臨界核実験	第1回	（97年7月2日）「リバウンド」（ロスアラモス国立研究所）
	第2回	（97年9月18日）「ホログ」（ローレンス・リバモア国立研究所）
	第3回	（98年3月25日）「ステージコーチ」（ロスアラモス）
	第4回	（98年9月26日）「バグパイプ」（リバモア）
	第5回	（98年12月11日）「シマロン」（ロスアラモス）
	第6回	（99年2月9日）「クラリネット」（リバモア）
	第7回	（99年9月30日）「オーボエⅠ」（リバモア）
	第8回	（99年11月9日）「オーボエⅡ」（リバモア）
	第9回	（00年2月3日）「オーボエⅢ」（リバモア）
	第10回	（00年3月22日）「サラブレッド」（ロスアラモス）
	第11回	（00年4月6日）「オーボエ4」（リバモア）
	第12回	（00年8月18日）「オーボエ5」（リバモア）
	第13回	（00年12月14日）「オーボエ6」（リバモア）
	第14回	（01年9月26日）「オーボエ8」（リバモア）※
	第15回	（01年12月13日）「オーボエ7」（リバモア）
	第16回	（02年2月14日）「ビト」（ロスアラモス、米英共同実験）
	第17回	（02年6月7日）「オーボエ9」（リバモア）
	第18回	（02年8月29日）「マリオ」（ロスアラモス）
	第19回	（02年9月26日）「ロッコ」（ロスアラモス）
	第20回	（03年9月19日）「ピアノ」（リバモア）
	第21回	（04年5月25日）「アーマンド」（ロスアラモス）
	第22回	（06年2月23日）「クラカタウ」（ロスアラモス、米英共同実験）
	第23回	（06年8月30日）「ユニコーン」（ロスアラモス）
	第24回	（10年9月15日）「バッカス」（ロスアラモス）
	第25回	（10年12月1日）「バローロA」（ロスアラモス）
	第26回	（11年2月2日）「バローロB」（ロスアラモス）

※オーボエ8とオーボエ7は逆の順序で実施された。
（　）はそれぞれの実験を担当した国立研究所の名前。

C2. 米国、核兵器への投資増額を継続

※www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-112publ25/pdf/PLAW-112publ25.pdf

11年8月2日、米国では今後10年間で政府の裁量的支出を9170億ドル削減する2011年予算管理法(BCA)※が成立した。その結果、国防予算ももはや「聖域」ではなくなった。12年2月13日、議会に提出された国防総省(DOD)の13会計年予算案は6140億ドル、前年度議会承認額から4.9%の減額である。

しかし、こうした流れの中で増額が続いているのが核兵器関連予算である。

米国の核兵器予算は次の2つのカテゴリーから構成されている。

1) **国防総省(DOD)予算**:運搬手段を含む核兵器システムの開発、配備、運用等の予算。近年は約310億ドル程度で推移している。

2) **エネルギー省(DOE)・国家核安全保障管理局(NNSA)予算**:「備蓄核兵器維持管理」(SSMP)や核兵器研究所への投資。近年の予算額は、70億ドル強である。

予算額は圧倒的にDODが多い。しかし、同予算は巧妙に多項目にわたって計上されているため、全体像を把握するのは極めて難しい。ここでは、比較的内容を把握しやすいとともに、米国の保有核弾頭の将来にとって極めて重い意味を持つNNSAの予算に焦点をあてる。

13会計年のNNSAの核兵器関連予算として計上されたのは、75.8億ドル(対前年比5.0%増)である。その中で、とりわけ著しい増額要求がなされているのは次の二つの分野である。

＊備蓄核兵器維持管理(SSMP)活動(公式名称は「指令管理業務」(DSW)):核兵器の維持、管理、改修、信頼性評価、兵器解体・廃棄、研究・開発、認証など広範な活動を通して備蓄核兵器の維持管理を行う。13会計年要求額20.9億ドル(対前年比11.5%増)。

＊技術基盤・施設即応性維持(RTBF)活動:NNSAが管轄する3つの核兵器研究所、4つの核兵器製造工場及びネバダ国家安全保障施設における施設整備と研究開発を中心とする。ここには、新型核兵器実験※への投資が含まれる。要求額22.4億ドル(対前年比11.7%増)。

※キーワードC1(90ページ)。

このような予算増額の背景には10年12月に採択された上院の新START※批准承認決議※がある。同決議には3分野に関する支出増額10年計画※の実行を政府に義務付ける条項が含まれていた。3分野とは①備蓄核兵器維持管理、②核兵器研究所の設備、研究開発への投資、そして③戦略運搬手段を含む核戦力の競争力維持、である。このうち①と②、及び③の一部がNNSAの所管である。

※キーワードB1(70ページ)。

※本イアブック11年版・資料2-7(284ページ)に抜粋訳。

※10年5月に政府が議会に提出した「1251報告」(10会計年国防認可法1251節に基づく報告書)が示した10年間で800億ドルを支出する計画。

13会計年予算要求書では、予算緊縮に配慮し、若干の下方修正をした新たな「5年計画」が提示された。ここで注目したいのは、10年12月の「10年計画」に対して、新STARTが終了する17年を終期とする「5年計画」であることだ。オバマ大統領が模索する新START後の核兵器のさらなる削減※が実行されれば、支出計画もそれに応じて下方修正されることは不可避となる。ここには、上記「批准承認決議」に縛られながらも、大幅削減を模索するオバマ大統領の意思が反映されているとみるべきであろう。しかし、核兵器が削減されても、核兵器維持のためのNNSA予算の増額が必要であるという論理には変わりはない。

※キーワードB1(70ページ)。



(作成:ピースデポ)

C3. NATOの新MD計画にロシアが反発

ミサイル防衛

冷戦後に深刻化した米ロの対立は、北大西洋条約機構(NATO)の東方拡大と米国の東欧ミサイル防衛(MD)配備計画が大きな要因であった。オバマ政権は09年9月に、ブッシュ前政権の東欧MD配備計画の中止を発表し、同時にスタンダード・ミサイル3(SM3)を軸とするMD構想である「欧州段階的適応性アプローチ」(EPAA)を打ち出した。これは、イランの大陸間弾道ミサイルよりも短距離・準中距離弾道ミサイルをより切迫した脅威であるとする新たな脅威評価に基づき、4段階を経て20年までに陸上と海上に4種類のSM3を配備していく計画である※。

※EPAAの詳細については、「核兵器・核実験モニター」第338号(09年10月15日)。

第1段階は、11年までに「欧州における地域的な弾道ミサイル脅威に対応する」ことを目指すとされる。これに関して、11年3月に米国はSM3(ブロックⅠA)搭載イージス艦モントレイ(CG61)を最初のEPAAに基づく任務を担う艦船として半年の任務で地中海に派遣した※。また、10月5日にパネッタ米国防長官とスペインのサパテロ首相はNATO本部(ブリュッセル)で記者会見し、13年までにMD能力を持つ米イージス艦4隻がスペイン南部ロタ米海軍基地を母港化することで合意したと発表した※。

※www.navy.mil/search/display.asp?story_id=58913

※ネイビー・タイムス、11年10月5日。

第2段階では、15年までに「短距離・準中距離ミサイルの脅威から防衛されるエリアを拡大」するために海上配備型と陸上配備型のSM3(ブロックⅠB)を配備する。9月13日、クリントン米国務長官とルーマニアのバコンスキ外相が米国務省で、地上配備型SM3とイージス・レーダーなどを15年までにルーマニアに配備する合意文書に署名した※。11年5月に両国は、配備場所をルーマニア南部のカラカル近郊にあるルーマニア軍のデベセル飛行場とすることですでに合意していた。また、9月2日にトルコ政府が米艦船搭載イージスシステムにリンクされる早期警戒レーダーシステムの配備に合意したと発表した※。

※米国務省ファクトシート。www.state.gov/r/pa/prs/ps/2011/09/172258.htm

※スターズ・アンド・ストライプス、11年9月2日。

第3段階(18年まで)における「短距離、準中距離・中距離ミサイルの脅威に対抗するため」のSM3(ブロックⅡA)は、ポーランドに配備することが合意されている。

ロシアはオバマ政権によるブッシュMD構想の見直しを歓迎し、米ロ関係のリセット、新SATART条約の締結へと進んだ。10年11月にはNATOロシア理事会(NRC)で、NATOとロシアがMD協力を目指す議論を行っていくことに合意したが、一方でロシアはEPAAに基づくMD配備が自国の戦略核戦力の有効性を損なわせるとの疑念を強め、そうでないことへの「法的拘束力のある保証」を米国とNATOに要求している※。だが、米国はそれを拒否している。

※例えば、11年9月13日のロシア外務省声明。下記サイトの「9月13日」からアクセスできる。www.ln.mid.ru/brp_4.nsf/english

11月23日、メドベージェフ大統領はモスクワで行った演説※で欧州MD計画に強い懸念を表明し、ポーランドに隣接するロシアの飛び地であるカリーニングラードにある早期警戒レーダー施設を直ちに戦闘警戒態勢に置くこと(11月29日に実行)など、いくつかの対抗措置を打ち出した。また、これらの措置でも十分でないと判断した場合、ロシアの西部と南部にイスカンデルなど攻撃兵器システムを配備するとし、さらには、新START条約からの脱退も選択肢となると警告している。その後、12月8日に外相級のNATOロシア理事会が開かれたが、事態は打開されず継続協議することが合意されるにとどまった※。こうした事態の推移は、ロシアを組み込んで対立を解消しようとするNATOのアプローチの限界を示している。

※http://eng.news.kremlin.ru/news/3115/print
「核兵器 核実験モニター」第390号(11年12月15日)に全訳。

※www.nato.int/cps/en/natolive/opinions_81977.htm

C4. ロシア、核軍備近代化を加速

※キーワードC3(94ページ)。

米国とNATOが推進する欧州ミサイル防衛(MD)計画※に警戒を強めるロシアは、繰り返し懸念を表明する一方で、MDに対抗できる弾道ミサイルの開発と配備を含む軍近代化を加速している。ウラジミール・ポポフキン国防第1次官は2011年2月24日、「2011-2020年における国家軍備計画」に19兆ルーブル(約6500億ドル)を投じることを計画していると記者に語った※。このうち、1割に当たる約700億ドルが戦略戦力に投じられるという。

※パベル・ポドビックのブログ「ロシアの戦略核戦力」、11年2月24日。

11月23日には、メドベージェフ大統領がモスクワで行った演説※で欧州MD計画に強い懸念を表明し、いくつかの対抗措置を打ち出した。そこでは、ポーランドに隣接するロシアの飛び地であるカリーニングラードにある早期警戒レーダー施設を直ちに戦闘警戒態勢に置くこと(11月29日に実行)などに加え、「戦略ミサイル部隊と海軍が就役させる新たな戦略弾道ミサイルは、先進的なミサイル防衛貫通突破システムと極めて効果的な新弾頭を装備する」ことが強調された。

※「核兵器・核実験モニター」第390号(11年12月15日)に全訳。

大陸間弾道ミサイル(ICBM)に関しては、80年代から配備されている古い世代のICBMは現在全体の約72%を占めるが、これを16年までに約40%まで削減することが目指されている。古いICBMに置き換えられるのは、多弾頭ICBM「ヤルスM/RS-24型(西側識別番号SS-27Ⅱ型)」である。11年には、「ヤルス」を運用する最初の部隊がイバノボ州テイコボに配備され、8月5日に戦闘任務を開始した。第2の部隊も11年末に戦闘任務を開始している。さらに、サマラ州ノボシビルスクへの配備やカルーガ州コゼリスクへのサイロ型「ヤルス」の配備の準備も12年に始められる※。

※「ニュークリア・ノートブック」(「ブレティン・オブ・ジ・アトミックサイエンティスツ」68(2)、12年3月)によれば、現在の新しいICBMの生産と配備のペースは古いミサイルの退役を埋め合わせるのには十分でなく、その結果、20年代初頭までにロシアのICBM戦力の全体は約250発まで縮小すると見られる。

海軍近代化の軸をなすのは、新型のボレイ級弾道ミサイル原子力潜水艦(SSBN)の開発(8隻建造が計画されている)とこれに搭載する新型の多弾頭潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)「ブラバ(西側識別番号SS-N-32)」の開発である。11年には、最初のボレイ級SSBN「ユーリー・ドルゴルキー」が計4回(計5発発射)の「ブラバ」試射実験に成功した。これを受けて12月27日、メドベージェフ大統領は「ブラバ」の実験完了と作戦配備への移行を宣言した※。「ユーリー・ドルゴルキー」は12年半ばに作戦配備されると見られる※。

※「RIAノボスチ」、11年12月27日。

また、現在のSLBM戦力の中心である「シネバ(西側識別番号SS-N-23M1)」の改良型である「ライナー」の存在が新たに明らかとなった。飛翔性能は「シネバ」と似ているが、搭載弾頭を増やして10弾頭とし、MD突破能力により優れ、射程もより長くなっているとされる※。その他、ロシアのSSBNは11年には計5回の戦略抑止パトロールを行った。

※「ニュークリア・ノートブック」(「ブレティン・オブ・ジ・アトミックサイエンティスツ」68(2))。

MDシステムの構築では、モスクワ周辺にS-400部隊の配備が進められており、今後数年にわたって継続する。12月20日には、MDシステム「A-135」の迎撃ミサイルである「53T6」の試射実験が成功した※。

※「RIAノボスチ」、12年2月9日。ロシア海軍のウラジミール・ヴィソツキー総司令官は12年2月9日、「将来、全ての戦略原潜がライナーミサイルを搭載することになる」と語った。

組織面では、12月1日に「航空宇宙防衛軍」が新設され、作戦任務を開始した。統合参謀本部に直属し、宇宙司令部や防空・宇宙防衛司令部(ミサイル防衛軍を含む)などから構成される※。

※「ロシアの戦略核戦力」、11年12月20日。

欧州MD計画への警戒と対抗の必要性を強調する中で進められているロシアの核・軍備近代化は、欧州のみならず世界の平和にますます大きな影響を与えることになるであろう。引き続き注視が必要である。

※「ロシアの戦略核戦力」、11年12月1日。

5. 地球上の核弾頭全データ

【1】図説：世界の核兵器保有国

◉ 核兵器依存国
公式政策として核兵器依存を謳っている。



パキスタン
1998年に核実験。90～110発の核弾頭。事実上の核保有国。

インド
1974年と1998年に核実験。80～100発の核弾頭。事実上の核保有国。

イスラエル
米諜報機関の分析から、80発の核弾頭と種々の運搬手段を持つと推定されている。事実上の核保有国。

北朝鮮（DPRK）
2006年、2009年に核実験。核保有を主張している。「核保有主張国」。

フランス
総計 300発
戦略核
作戦配備 290
240
50
退役及びその他 10

中国
総計 240発
戦略核 178
62
退役およびその他
作戦配備0
作戦外貯蔵 178
138
0
40

英国
総計 225発
戦略核
作戦配備 144
81
144
作戦外貯蔵

作成：ピースデポ

ロシア
総計 10，000発
戦略・非戦略核 ～5，500
退役 4，500
戦略核（小計 3，500）
作戦配備 1，800
作戦外貯蔵 1，700
1，087
400
300
非戦略核（小計 2，000）
作戦配備0
作戦外貯蔵 2，000

米国
総計 8，000発
戦略・非戦略核 5，000
退役 3，000
戦略核（小計 4，240）
作戦配備 1，950
作戦外貯蔵 2，290
500
1，152
300
非戦略核（小計 760）
作戦配備 200
作戦外貯蔵 560



ABM＝対弾道ミサイル／ACM＝新型巡航ミサイル／ALCM＝空中発射巡航ミサイル／ASM＝空対地ミサイル／GLCM＝地上発射巡航ミサイル／ICBM＝大陸間弾道ミサイル／IRBM＝中距離弾道ミサイル／MIRV＝多弾頭個別誘導再突入体／SAM＝地対空ミサイル／SLBM＝潜水艦発射弾道ミサイル／SLCM＝海洋発射巡航ミサイル／SRAM＝短距離攻撃ミサイル

5. 地球上の核弾頭全データ

【2】解説

核弾頭について公的な情報が出はじめたとはいえ、まだまだ公開性は不十分である。

フランス政府は2008年3月21日に核弾頭の総数を300以下に減らせる予定と発表した。2012年5月3日、核不拡散条約(NPT)再検討準備委員会において、その削減は完了したと報告された。

2010年NPT再検討会議に臨んで、5月3日、米国政府は全備蓄核弾頭数を5113発と公表するとともに、その数の年毎の変遷も公表した。また、米国は2011年9月1日付の戦略兵器削減条約(START)交換データにおいて、運搬手段の内訳と核弾頭総数をすべて公開した。運搬手段の内訳の詳細の公表は初めてである。

2010年5月26日、英国政府は議会に対して備蓄核弾頭は将来225発を超えず、作戦に供する核弾頭数は160発以下であると発表した。

2010年5月3日の米国防総省ファクトシートは、02年核態勢見直し(NPR)と同様、弾頭の保管状態を「活性状態」と「不活性状態」に大別している。前者はそのまま使用できる弾頭であり、後者は時間が経過すると劣化するトリチウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭である。

この点も含めて、本イアブックで行ってきた従来の弾頭の分類方法を今回も踏襲する。ただ、米国で明らかになっているこのような分類方法が、その他の国でどこまで通用するかは、必ずしも明らかではなく、以下のデータ整理では便宜的なものにならざるをえない。注記によって、それを可能な限り補った。

①作戦配備の弾頭　部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭。(ただし、オーバーホール中の原潜の核弾頭は作戦配備に含めない。)

②兵站予備の弾頭　ルーチン整備・検査のために確保されている活性状態にあるスペアである。米国の戦略核兵器については推定するための一定の情報がある。概ね①の5～10%である。

③予備貯蔵の弾頭　活性、不活性を含め、再使用の可能性を想定して貯蔵しているもの。迅速対応戦力もこれに含めた。迅速対応戦力とは、作戦配備から外した核弾頭の中でも情勢の変化によって復活させることを前提として活性状態で貯蔵するものである。

④退役弾頭　運搬手段から外され解体を前提に保管されている核弾頭。

NPT加盟核保有国の核弾頭数

2012年5月

弾頭の分類			米	口	英	仏	中	合計
戦略核	作戦配備	ICBM/IRBM	500	1,087	0	0	0	1,587
		SLBM	1,152	400	144	240	0	1,936
		爆撃機搭載核兵器	300	300？	0	50	0	650
		小　計	1,950*	1,800	144	290	0	4,180
	作戦外貯蔵		2,290	1,700	81	0	178	4,250
	小　計		4,240	3,500	225	290	178	8,430
非戦略核	作戦配備　空軍航空機		200	0	0	0	0	200
	作戦外貯蔵		560	2,000	0	0	0	2,560
	小　計		760	2,000	0	0	0	2,760
合　計			5,000	~5,500	225	290	178	11,190
退役およびその他**			3,000	4,500	0	10	62	7,570
総　計			8,000	10,000	225	300	240	18,760
(うち作戦外貯蔵小計)			(2,850)	(3,700)	(80)	(0)	(180)	(6,810)

丸めのため合計にくい違いがある。
＊キーワードB1の表(新STARTに基づいた米発表数)に比べ多いのは、爆撃機搭載弾頭を数えていることによる。
＊＊米ロに関しては退役弾頭、中国に関しては退役、未配備など内容は不明確。

以下の図表の作成においては、②と③を合わせて「作戦外貯蔵」とする。

中国においては、作戦配備された戦略核の運搬手段に核弾頭は搭載されず、分離して貯蔵されていることが明らかになった。貯蔵のされ方の詳細は不明である。したがって、米ロの概念での作戦配備弾頭はゼロになる。

米国では、他に、弾頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピット14000発と二次爆発部分5000発を分離して貯蔵しているとされる。

北朝鮮(DPRK)は2度の核実験を行い、核保有国であると主張しているが、弾頭化／兵器化に関しては情報がない。本図説では従来通り「核保有主張国」と位置づけた。

事実上の核兵器保有国と見なされるインド、パキスタン、イスラエルを含めると、地球上には今なお19,000発を超える核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

出典:「ニュークリア・ノートブック」(『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ』に連載)を基本にしながら、S・ノリス(天然資源保護評議会(NRDC、米国))、H・クリステンセン(全米科学者連盟(FAS))、パベル・ポドビック(ロシア戦略核戦力プロジェクト、ロシア)、イアン・カーンズ(英米安全保障情報協議会(BASIC、英国)などの文献を参考にして作成。

データシート

5. 地球上の核弾頭全データ

【3】国別詳細

米国（計 8,000）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略・非戦略核（合計 5,000）		
戦略核（小計 4,240）		
【作戦配備（小計 1,950）】		
●ICBM（小計500）		
ミニットマンⅢ		500
Mk-12A 型（弾頭：W78）	335	250[1]
Mk-21 型（弾頭：W87）	300	250[2]
●SLBM[3]（小計1,152）		
トライデントⅡ D5		1,152[4]
Mk-4 型（弾頭：W76）	100	468
Mk-4A 型（弾頭：W76-1）	100	300[5]
Mk-5 型（弾頭：W88）	455	384
●爆撃機搭載核兵器[6]（小計300）		
核爆弾 B61-7	可変<1～360	100[8]
B61-11[7]	5	
B83-1	可変<1,200	
ALCM（弾頭：W80-1）[9]	5～150	200
【作戦外貯蔵（小計2,290）】[10]		
非戦略核（小計 760）		
【作戦配備空軍航空機（小計200）】		
核爆弾 B61-3、4	0.3～170	200[11]
【作戦外貯蔵（小計560）】		
トマホークSLCM W80-0	5～150	260
B61-3、4		300[12]
退役（小計 3,000）		

1 1～3MIRV×200基。
2 単弾頭が250基。W62を置きかえている。
3 オハイオ級戦略原潜12隻に搭載。ミサイル数は288基（12×24）。原潜数は14隻であるが、常時2隻はオーバーホール。
4 12隻×24発射管×4MIRV。12年3月1日のSTARTデータでは、1,115～1,165と推定される。
5 W76-1は2008年10月末から配備が始まった。W76からの置き換えが続いている。
6 ストラトフォートレスB-52H（93機のうちの44機）、スピリットB-2A（20機のうちの16機）、計60機が任務（核・非核両用）についている。B-2Aは爆弾のみ。警戒態勢は低い。
7 地中貫通型（1997年11月に導入）。貫通は6m。B-2Aにのみ搭載。
8 B-2Aのみ。
9 B52Hのみ。
10 常時オーバーホール中の2隻のオハイオ級原潜のトライデント弾頭48基、192発。数100の核爆弾と巡航ミサイル。戦略核の7.5%として兵站予備150発など。
11 迅速対応戦力も含めて200個がNATO軍用としてヨーロッパ5か国の6か所の空軍基地に配備（別表参照）。
12 米国内に貯蔵。ヨーロッパ配備のものを含めると計500発がある。

ロシア（計 10,000）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略・非戦略核（合計 5,500）		
戦略核（小計 3,500）		
【作戦配備（小計1,800）】		
●ICBM（小計1,087）		
SS-18 M6、サタン（RS-20）	500～800	500[1]
SS-19 M3、スチレトウ（RS-18）	400	288[2]
SS-25、シックル（RS-12M、トーポリ）	800	135[3]
SS-27Ⅰ型（RS-12M2、トーポリM）	800	56[4]
SS-27Ⅰ型（RS-12M1、トーポリM）	800	18[5]
SS-27Ⅱ型（RS-24、ヤルス）	100	90[6]
SS-27Ⅱ型（RS-24、ヤルス）[7]	?	?
●SLBM（小計400）[8]		
SS-N-18 M1、スチングレイ（RSM-50）	50	144[9]
SS-N-23M1（RSM-54、シネバ）	100	256[10]
SS-N-32（RSM-56、ブラバ）	100	(192)[11]
? （ライナー）[12]	–	–
●爆撃機搭載核兵器（小計300?）		
核爆弾		
ALCM（弾頭：AS15A、B）	250	300[13]
SRAM（弾頭：AS16）		
【作戦外貯蔵（小計1,700）】		
非戦略核（小計 2,000）		
【作戦配備（小計0）】[14]		
【作戦外貯蔵（小計2,000）】		
●ABM/SAM （小計425）		
ガゼル（53T6）	10	68[15]
SA-10、グランブル	low	340
SA-12、グロウラー		
セパル（レダト）	500	17
●空軍航空機（小計730）		
核爆弾/ASM AS-4、キッチン/SRAM AS-16	1000	730[16]
●海軍用戦術核（小計660）		
核爆弾		
ASM AS-4、キッチン	1000	660
SLCM	200～500	
対潜核兵器、SAM、核魚雷、核爆雷		
●地上発射（小計174）		
SS-21、スカラブ（トチカ）	low	150
SS-26、ストーン（イスカンデル）	low	24
退役（小計 4,500）		

（兵器の名称は「NATO命名（ロシア名）」。ロシア名はすべて（　）内。）

1 10MIRV×50基。STARTⅡが無効になり保持。しかし削減が続く。液体燃料。2026年まで保持の見込み。
2 6MIRV×48基。削減する計画。液体燃料。
3 単弾頭。ロシア名トーポリ。道路移動型で固体燃料。09年に2回の発射テスト（4月20日、12月10日）。
4 単弾頭。サイロ型。軌道を変更できる弾頭もある。
5 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。
6 RS-24という新型名で08年11月26日に試射成功。移動型。推定6MIRV×15。10年7月19日にポポフキン国防省第1次官が初配備されたと発表した。
7 サイロ型。
8 搭載原潜は、デルタⅢ級3隻、デルタⅣ級6隻。核ミサイルを搭載しないが、タイフーン級3隻も残っており、発射テストに使われている。
9 デルタⅢ級戦略原潜3隻に搭載。3隻×16発射管×3MIRV。10年10月28日に発射テスト。
10 デルタⅣ級戦略原潜6隻に搭載。ただし2隻がオーバーホール中のため配備弾頭数は4隻×16発射管×4MIRV。10年8月6日、10月28日に発射テスト。10MIRVの能力があるとの情報もある。
11 6MIRVと推定される。08年9月、潜水発射に成功。しかし、09年は2回発射テストに失敗。10年10月7日、10月29日、更に11年6月28日、8月27日、12月23日、発射テストに成功。2012年配備が予想される。新型のボレイ型原潜搭載予定。
12 9～12MIRVを開発中。11年5月20日、9月29日に発射テストに成功。
13 ベアH6（Tu-95MS6）28機、ベアH16（Tu-95MS16）31機、ブラックジャック（Tu-160）13機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個（計168個）、ベアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個（計496個）、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個（計156個）搭載する。基本的に貯蔵されており、航空機に配備されていない。2つの基地に数100の弾頭を配備と見積もる。
14 ロシアの戦術核は全て中央貯蔵されていると申告された。
15 ゴーゴン・ミサイルはABM任務からはずされた。
16 バックファイヤー（Tu-22）、フェンサー（Su-24）、フルバック（Su-34）に搭載。

中国（計～240）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計 178）		
【作戦配備（小計 0）】[1]		
【作戦外貯蔵（小計178】		
●ICBM/IRBM[2]（小計～138）[3]		
ドンフォン（東風）-3A	3,300	16
ドンフォン（東風）-4	3,300	12
ドンフォン（東風）-5A[4]	4～5,000	20
ドンフォン（東風）-21[5]	200～300	60
ドンフォン（東風）-31[6]	200～300?	10～20
ドンフォン（東風）-31A[7]	200～300?	10～20
●SLBM（小計0）		
ジュラン（巨浪）-1	200～300	0[8]
ジュラン（巨浪）-2[9]	200～300?	0
●爆撃機搭載核兵器（小計40）		
核爆弾		40[10]
退役及びその他（小計 62）		

東風-3Aは、NATOでの名称はCSS-2。以下、東風-4はCSS-3、東風-5AはCSS-4、東風-21はCSS-5M1、東風-31はCSS-10M1、東風-31AはCSS-10M2。巨浪-1はCSS-NX-3。巨浪-2はCSS-NX-4。

1 運搬手段は配備されているが、弾頭は別に貯蔵。
2 東風-5A（射程13,000km）、東風-31（射程7,200km）、東風-31A（射程11,200km）はICBM。他はIRBM。全て単弾頭。
3 グレゴリー・カラーキー（2011年）は155と推定している。
4 米大陸に届く現有2種類のICBMの1つ。サイロ型、液体燃料。単弾頭。
5 移動式、固体燃料。単弾頭。
6 移動式、固体燃料。米大陸には届かない。単弾頭。
7 米大陸に届く現有2種類のICBMの1つ。移動式、固体燃料。単弾頭だが、ミサイル防衛に備えておとりなどを伴うと考えられる。
8 戦略原潜シァ（夏）級（中国名：大慶魚）に搭載。12発射管。07年は12発と推定されたが、08年には0と推定。
9 新世代原潜ジン（晋）級（094型）に搭載する計画進行中だが、数回の発射テストに失敗。中国の戦略原潜は戦略抑止パトロールを一度も行っていない。東風-31の変型と考えられるが、単弾頭らしい。晋級は2隻就役（出典：CRSレポート、2011年6月8日）。
10 ホン（轟）-6（NATO表示：B-6）100～120機のうちの20機。キャン（強）-5のうちの20機程度が核任務を持つと推定。米国防総省は200～500発の巡航ミサイルDH-10のうち、一部が核（空中発射）と推定。

フランス（計 300）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計 290）		
【作戦配備（小計 290）】		
●SLBM[1]（小計240）		
MSBS[2] M45（弾頭：TN75）	100	160[3]
M51[4]（弾頭：TN75）	100	80
●爆撃機搭載核兵器（小計40）		
ASMP[5]-A（弾頭：TNA）	300	40[6]
●空母艦載機用核兵器（小計10）		
ASMP-A（弾頭：TNA）	300	10[7]
退役及びその他（小計 10）[8]		

1 ランフレキシブル戦略原潜は08年1月に退役。10年9月20日、M51を配備したル・テリブルが就航し、4隻体制になった。
2 フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。
3 4隻の戦略原潜のうち3隻に配備。3隻×16発射管×（4～6）MIRV。
4 M45に替わる新型。ル・テリブルは、10年1月27日、7月10日に発射テスト。
5 フランス語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字。
6 ミラージュ2000N、ラファールF3各20機にASMP-A搭載。1機あたり1弾頭。弾頭は40と見積もられる。
7 平時においては、唯一の空母ドゴール（原子力）には、核兵器は搭載されていない。空母艦載機ラファール海軍型に搭載のためのASMP-Aは陸上に配置。
8 オーバーホール中、ないし解体待ちのもの。

英国（計 225）[1]

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（合計 225）		
【作戦配備（小計 144）】		
●SLBM[2]		
トライデントⅡ D5	100	144[3]
【作戦外貯蔵（小計 81）】		

1 2010年5月26日、英政府は将来225発を超えないと発表。現在はこれより多い可能性がある。
2 バンガード級戦略原潜4隻に搭載。常時1隻のみパトロール。
3 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。06年12月発表の英政府「ファクトシート」は、パトロール中の原潜は最大48個の弾頭を持つと記述。3隻分として144個。

5. 地球上の核弾頭全データ

【3】国別詳細(続き)

インド (計80〜100)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし	5〜25[1]	80〜100

運搬手段[2]

- 航空機[3]
- 短・中距離ミサイル[4]

1 98年5月の核実験の地震波からの推定値。インドは、最高43キロトンの爆発を主張している。
2 いずれも通常任務を持つ。
3 ミラージュ2000H(バジュラ)48機、ジャガーIS/IB(シャムシャー)76機のいくつかが、核任務をもつと推定される。
4 ミサイルの核能力ははっきりしない。プリトビ1(射程150km)が配備ずみ。アグニ1(射程700km)は、10年春、発射テストに成功し、配備済み。アグニ2(射程2,000km)は、10年5月17日、11年9月26日、発射テストに成功したが、未だ配備に至らず。アグニ3(射程3,000km)は、10年2月7日に4回目の発射テスト。アグニ4(射程3,000km)は、11年11月15日、アグニ5(射程5,000km)は、12年4月19日に発射テストに成功。ダヌシュ(射程350km、プリトビ2の海軍版)、09年12月13日に発射テスト。プリトビ2は、10年3月27日、6月18日、11年6月9日に発射テスト。プリトビ3(サガリカ、射程300〜700km)を開発中で08年2月26日発射テスト。

イスラエル (計80)[1]

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
米国の推定[2]		80

運搬手段

- 航空機[3]
- 中距離ミサイル[4]
- 砲弾・地雷

1 79年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で、秘密裏に核実験が行われたとの説がある。
2 100〜200発分相当のプルトニウムを生産したが、核弾頭数は、運搬手段数や米諜報機関の分析から推測。
3 米国製F16A/B/C/D(ファイティング・ファルコン)260機、同F15E(ストライク・イーグル、イスラエルではF15I・ラアムと呼ぶ。)25機の一部が核任務を持つと推定される。
4 ジェリコ1(射程1,200km)、同2(射程1,800km)が配備されている。11年11月2日、ジェリコ3と見られる発射テストに成功。

パキスタン (計90〜110)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし[1]	5〜10[2]	90〜110

運搬手段

- 航空機[3]
- 短・中距離ミサイル[4]
- 巡航ミサイル[5]

1 核弾頭は配備されずに貯蔵されていると考えられている。
2 98年5月の核実験における地震波からの推定値。
3 米国製F16A/B)32機、ミラージュVのいくつかが核任務をもつと推定される。11年3月、老朽化したミラージュVの後継として18機のF16C/Dを配備。
4 ミサイルの核能力ははっきりしない。ガズナビ(ハトフ3、射程400km)、シャヒーン1(ハトフ4、射程450km)、ガウリ(ハトフ5、射程1,200km)の配備が確認されている。10年5月8日、12年5月10日にカズナビ(ハトフ3)及びシャヒーン1(ハトフ4)の、12月21日にガウリ(ハトフ5)の発射テスト。シャヒーン2(ハトフ6、射程2,000km)を開発中で、08年4月19日、21日に作戦配備準備の発射テスト。11年3月、12年3月5日、アブダリ(ハトフ2、射程180km)、11年4月、12年5月29日、ナーシュ(ハトフ9、射程60km)の発射テストに成功。
5 巡航ミサイル・バーバー(ハトフ7、射程600km)、ラ・アド(ハトフ8、射程320km)を開発中。前者は、11年2月10日など7回、後者は、07年8月25日、08年5月8日、11年4月29日に発射テスト。

北朝鮮 (DPRK)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確証なし	<数キロトン[1]	?

運搬手段

- 中距離ミサイル[2,3]

1 06年10月9日の核実験の推定値は1キロトン以下。09年5月25日の2回目の核実験の推定値では数キロトン程度。プルトニウム保有量については未分離を含めて40〜60kg(核弾頭8〜12個分)と推定されている(オルブライトらの数字から推定)。
2 ノドン(射程1,480km)は核搭載可能。200基配備。テポドン1(射程2,300km)、テポドン2(射程6,200km)は未配備。テポドン2には3段式(推定射程15,000km)のものも開発されている。2009年4月5日、2012年4月13日衛星発射を意図した飛翔体の発射実験を行ったが、失敗したとみられる。
3 米国防総省は、単段式ムスダン(射程500km)が存在すると分析している(この項『朝日新聞』07年5月13日)。

【4】国別詳細(核兵器依存国)

日本

◆「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(10年12月17日)

「防衛計画の大綱」は、日本の防衛政策の基本となる文書である。その基本理念の章に、次の一文がある。

「核兵器の脅威に対しては、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。同時に、現実に核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。」

◆「日米安全保障協議委員会共同発表」(11年6月21日)

11年6月21日の日米協議(ワシントン)において、「より深化し、拡大する日米同盟に向けて:50年間のパートナーシップの基礎の上に」と題する合意文書を発表した。その「序文」において、次のように確認した。

「米国政府は、核及び通常戦力の双方のあらゆる種類の米国の軍事力によることを含め、日本の防衛並びに地域の平和及び安全へのコミットメントを再確認する。」

NATO非核兵器国

◆同盟の戦略概念(10年11月19日)

最新のNATO戦略文書は、2010年11月19日、リスボンで開かれたNATOサミットにおいて99年4月以来、11年ぶりに採択されたものである(本イアブック11年版・資料3-3(292ページ))。

＊第18節

その第18節は、米国、英国、フランスの核戦力がNATO全体の抑止力になると次のように述べている。これは99年の第62節とほぼ変化がない。

「同盟国の安全保障に関する最高の保証は同盟の戦略核戦力、とりわけ米国の戦略核戦力によって与えられる。英国及びフランスの独立した戦略核戦力は、それぞれ独自の抑止任務を持つものであるが、同盟全体としての抑止と安全保障にも貢献する。」

＊第19節

第19節には、同盟国が核抑止力の維持のために参加する必要性、いわゆる核分担の義務が記されている。これは、99年の第63節とほぼ同じである。

「核任務に関する集団的防衛計画の立案、平時における核戦力基地の設置、及び指揮・統制・協議体制への、同盟国の可能な限り広い参加を確保する。」

＊戦略以下の核兵器について

99年「戦略概念」第64節の戦略以下の

5. 地球上の核弾頭全データ

【4】国別詳細（核兵器依存国）（続き）

核兵器についての記述は、2010年の「戦略概念」からはなくなった。しかし、全米科学者連盟（FAS）核情報プロジェクトの調査では、今でも150～200発の米国の戦術核兵器が5か国（ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ）の空軍基地に配備されている。

オーストラリア

◆「国防白書」（2009年5月2日）

最新のオーストラリアの国防白書は、2009年5月2日に9年ぶりに出された「国防2009―アジア太平洋の世紀においてオーストラリアを防衛する：戦力2030」である。その「米豪同盟と我が防衛」で、拡大抑止の必要性が確認されている。

＊6.33節　我々の直接的な防衛にとって同盟が意味するものは、諜報と技術におけるパートナーシップという同盟の核心にある連携した能力が利用できるということである。これによって、我々の直接の近隣、およびそれを超えたところにおける我々の戦略的能力を支えることができる。これは我が安全保障にとって掛け替えのないものである。

＊6.34節　これは同時に、核兵器が存在する限りオーストラリアに対する核攻撃を抑止するために米国の核戦力に依存することができることを意味する。歴代の政府の下でオーストラリアの国防政策は米国との同盟における拡大抑止によって得られる防護の我が国にとっての価値を認知してきた。この防護は安定感と信頼感のある安全の保証を与え、オーストラリアがさらに重大で高価な防衛選択肢を考慮する必要性を長年にわたって排除してきた。」

カナダ

◆「北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）」協定

カナダと米国が1958年5月12日に署名。06年5月12日に改定された。改訂されたNORADの役割は縮小されたが、米国の核抑止力の一部としての役割は続く。カナダはその抑止力の恩恵にあずかる。新協定の前文に次の認識が書かれている。

「軍備削減協定にもかかわらず、今なお保有核兵器は大量であり、北米大陸を攻撃できる戦略弾道ミサイル、巡航ミサイル、あるいは長距離爆撃機によって運搬できることを認識し、…」

ヨーロッパ配備の米核爆弾

2012年5月

国名	基地	搭載機（所属国）	核爆弾の数		
			米国分担	受入国分担	計
ベルギー	クライネ・ブローゲル	F-16(ベルギー)	0	10～20	10～20
ドイツ	ビュヒェル	PA-200(独)※	0	10～20	10～20
イタリア	アビアノ	F-16C/D(米)	50	0	50
	ゲディ・トーレ	PA-200(伊)※	0	10～20	10～20
オランダ	フォルケル	F-16(蘭)	0	10～20	10～20
トルコ	インジルリク	F-16C/D(米)	60～70	0	60～70
合計			110～120	40～80	150～200

（表注）※PA-200は、米独伊共同開発の戦闘爆撃機で、「トルネード」と通称される。

韓国

◆アメリカ合衆国と大韓民国の同盟のための共同ビジョン（09年6月16日）

ワシントンで開催された米韓首脳会談における共同ビジョンにおいて、以下のことを再確認している。

「米韓同盟は、21世紀の安全保障環境の変化に適応している。我々は両国の安全保障上の利益を守るべく同盟能力に支えられた強固な防衛態勢を維持し続ける。米国の核の傘を含む拡大抑止に対する継続的な誓約はこのような保証をさらに強化するものである。同盟再編に向けた二国間計画を進めるにあたって、大韓民国は、朝鮮半島ならびに地域内、さらには地域を超えて、永続的で有能な米軍のプレゼンスによる支援のもと、自国の共同防衛における主たる役割を担うこととする。」

◆米韓安保協議会議共同コミュニケ（11年10月28日）

1968年以来毎年開催される国防長官を長とする「米韓安保協議会議」の共同コミュニケで「核の傘」が確認されてきたが、最新の11年10月28日（ソウル）のものは、次のように表現している。

「パネッタ国防長官は、米国の核の傘、通常攻撃、及びミサイル防衛能力を含むあらゆる軍事能力を使用して、韓国に対し拡大抑止を提供し、強化する継続的な米国のコミットメントを再確認した。」

C5. 中国の軍近代化と海洋進出に日米が過剰反応

急速な経済成長を背景とした国防費の増額が継続する中で、中国の軍近代化が進行している。11年度国防予算は前年比12.7%増の6011億元(約7兆5300億円)と報じられた※。

※朝日新聞、11年3月4日。

国防白書「2010年中国の国防」(11年3月31日)※で、中国は「新時代の中国国防の目標と使命」として、①主権と領域の保全、防衛、海洋の権益の保障と国家発展を保障する、②社会の調和と安定を維持する、③国防と軍隊の近代化を加速する、機械化を基礎に情報化を最優先する、④世界の平和と安定を維持する、の4点を掲げている。中国軍は主権と領土の保全や国内治安の維持という伝統的課題を保持しつつも、②や④で国連PKOや海洋上の警護、「対テロ」の国際的な軍事行動に積極的な姿勢を示すなど、経済的発展のための条件作りや権益の防衛という課題へと重点をシフトしている。

※http://english.gov.cn/official/2011-03/31/content_1835499.htm 「国防政策」と「軍備管理及び軍縮」の部分の抄訳は、それぞれ「核兵器・核実験モニター」第376-7号(11年6月1日)、第384号(11年9月15日)。

2000年代半ば以降、中国海軍は西太平洋海域において活動を活発化させてきており、11年も太平洋で航行や演習を行う事例が複数目撃された※。中国海軍には、「第1列島線」の内側の制海権を確保するとともに「第2列島線」までの海域で活動を拡大する戦略があると思われる※。これを背景として、海軍活動の活発化や対艦弾道ミサイル(ASBM)の開発が進められている。また、外洋展開能力の向上も目指されており、ソマリア沖での海賊対策への艦隊派遣は08年12月から継続している。空母に関しては、国産空母の建造が進められる一方、ウクライナから買い取って訓練用空母として改修中であった空母「施琅(シーラン)」(旧名ワリャーグ)が改修を終え、11年中に3度の試験航海を実施した。米国防総省は、「施琅」は12年中に作戦配備可能になるが、艦載機が作戦能力を獲得するにはまだ数年かかると見ている※。

※データシート6(110ページ)。

※本イアブック11年版、データシート5(128ページ)。

※米議会調査局「中国海軍近代化」(12年2月8日)。

こうした中国軍近代化に対して、日米は過剰な対抗行動をとっている。11年6月21日にワシントンの米国務省で行われた日米安全保障協議委員会(2プラス2)における「日米共同声明」※で更新された「共通の戦略目標」は、名指しを避けているが実質的に中国軍を念頭に置いて、「接近阻止」※能力に対処するために「地域の防衛態勢を適合させる」ことを日米で確認している。中国軍が「接近阻止」能力の構築を目指していると名指す米軍は、これへの対抗戦略としてあらゆる作戦領域における空海両軍の統合作戦能力を高める「統合エアシーバトル概念」(ASBC)の構築を進めている。10年2月発表の「4年毎の国防見直し」(QDR)が米軍の公的文書として初めて言及し、11月9日には米国防総省にASBCを具体化するための専門部局が設置された※。

※www.mofa.go.jp/region/n-america/us/security/pdfs/joint1106_01.pdf

※「接近阻止」は米国による造語。

一方、中国の核態勢は、他の4核兵器国と異なり、核弾頭を運搬手段に搭載せずに分けて貯蔵しているため、STARTの数え方に則ると作戦配備された核弾頭数はゼロとなるという特徴を持つ※。近年の中国の核近代化は米国による核攻撃を抑止しうる核報復攻撃能力を維持するという戦略の下で、能力の不十分さを補おうとするものだと考えられる。これを踏まえれば、一部で過剰に報じられているような、中国の先行不使用政策が撤回される可能性は薄いと思われる。一方、核軍縮に対して中国は、CTBT早期発効やFMCT交渉早期開始を支持しているものの、具体的な行動を伴っていない。核兵器禁止条約(NWC)についても総論賛成の姿勢を示すが積極的行動はとっていない。中国は、先行不使用政策や非核国に対する無条件の消極的安全保証(NSA)政策に加えて、上記のような核態勢の特徴を核軍縮に向けて積極的に活かすべきである。

※www.defense.gov/transcripts/transcript.aspx?transcriptid=4923

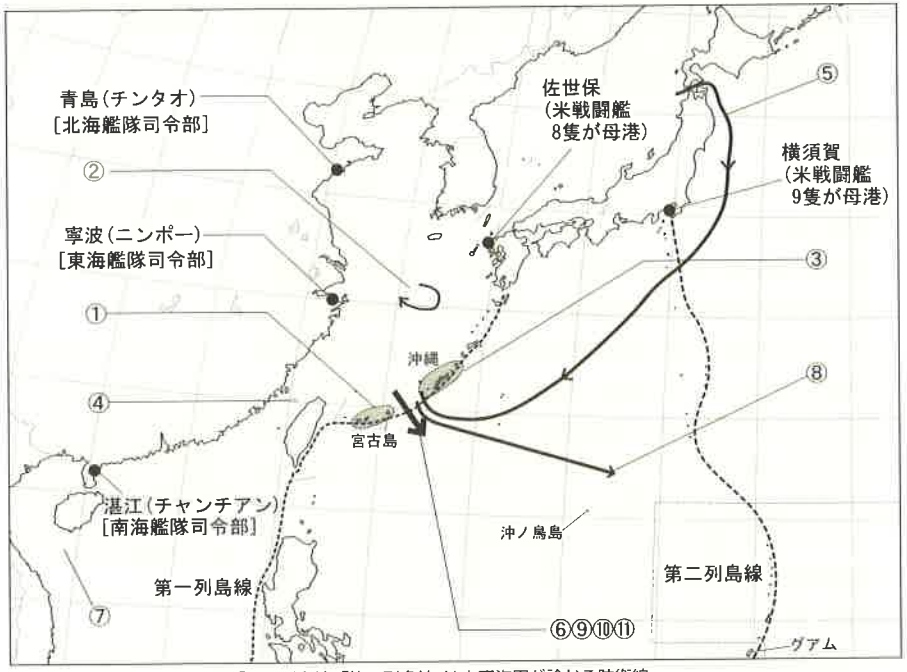
※データシート5(98ページ)。

他のP5を中心に軍近代化が進む中で、中国軍が遅れを取り戻そうとすることは驚くに当たらない。だが、今必要なのは、各国が軍事費の抑制と削減へ舵を切ることである。

データシート

6. 北東アジア情勢を考えるための周辺地図

【1】東シナ海周辺における中国海軍の活動事例



●図中の「第一列島線」「第二列島線」は中国海軍が論じる防衛線。
●防衛政策会議(10年5月13日)の資料「我が国近海などにおける活動」を参考にして作成した。

＜番号は地図の番号に対応＞

①04年11月　中国原潜がグアム近海で活動。その後、日本の領海に侵入(10日)。図の網目は推定活動海域。

②05年9月　東シナ海の樫(中国名「天外天」)ガス田付近を駆逐艦1隻を含む5隻の艦艇が航行、その一部が同ガス田の採掘施設を周回(9日)。

③06年10月　中国潜水艦が、沖縄に近い東シナ海の公海上で米空母キティホークから5マイルのところに浮上(26日)。図の網目は潜水艦の推定活動海域。

④07年11月　台湾海峡で中国海軍艦船と米空母キティホーク打撃団が対峙(23日)。

⑤08年10月　駆逐艦など4隻が津軽海峡を通過後、太平洋を南下し日本を周回。

⑥08年11月　駆逐艦など4隻が宮古水道[1]を通過して太平洋に進出。

⑦09年3月　米海軍調査船を中国海軍船など5隻が妨害(8日)。

⑧09年6月　駆逐艦など5隻が宮古水道を通過して沖ノ鳥島北東の海域に進出、訓練と見られる活動。

⑨10年4月　10隻の中国艦隊が宮古水道を通過。ヘリが海自護衛艦に2度接近(8日、21日)。

⑩10年7月　駆逐艦など2隻が宮古水道を通過して太平洋に進出。

⑪11年6月　11隻の中国艦隊が宮古水道を通過して太平洋へ進出。射撃訓練や艦載ヘリの夜間発着訓練などを実施(8～23日)。

注1　沖縄本島と宮古島の間の水道。

【2】黄海における軍事対立構造



❶北方限界線(NLL)：朝鮮戦争の休戦協定締結後の1953年8月30日にマーク・クラーク国連軍司令官が北朝鮮との協議なしに設定。停戦時に国連軍の支配下にあった白翎島(ペンニョンド)・大青島(テチョンド)・小青島(ソチョンド)・延坪島(ヨンピョンド)・牛島(ウド)の西海(黄海)五島と北朝鮮の海岸線の間の中間線にあたる[2]。

❷北朝鮮が主張する「西海海上軍事境界線」：1999年9月2日に朝鮮人民軍は特別コミュニケでNLLの無効とともに「西海海上軍事境界線」の設定を宣言した[3]。

❸米韓合同軍事演習(2010年11月28日～12月1日)の演習海域[4]：インビンシブル・スピリットの第3回目の時のもの。

❹米空母の黄海侵入：1985年3月の米韓合同軍事演習「チーム・スピリット85」の際の米空母ミッドウェイの航跡(ピースデポによる米情報公開法による調査結果)。最も深く入った場所は、「北緯36度03分、東経125度18分」である。

注
1　元韓国国家情報院院長の金萬福(キム・マンボク)氏の論文「紛争の海・西海を平和と繁栄の海にするために」(『世界』11年2月号)から引用。
2　注1と同じ。
3　朝鮮中央通信99年9月3日。
4　韓国国立海洋調査院「航行警報」の範囲。北緯34度30分～36度、東経124度～125度42分。

C6. 韓国、済州海軍基地建設を強行 ―東シナ海に新たな火種

2011年8月24日、韓国の李明博（イ・ミョンバク）政権は、済州島（チェジュド）の西帰浦（ソギポ）市江汀（カンジョン）村の海軍基地建設予定地に警察を投入し、建設反対の座り込みを続けるカン・ドンギュン村会長や村民を強制的に連行した。9月2日には、1000人を超える警察を動員し、約40人の市民を連行した。12年に入ってからも、こうした政府の強権的姿勢は続いている※。

※http://savejejunow.org/に計画概要や反対運動の情報。

韓国政府が05年に「国際平和の島」と位置付け、07年にユネスコが一部を世界自然遺産に登録した済州島は、韓国有数の文化・自然資源を有する名勝地として知られる。

済州海軍基地計画は、国防部、国土海洋部、済州道による共同事業であり、09年4月に3者が締結した「済州海軍基地（民・軍複合観光美港）建設に関する基本協約書」を契機に、事業が本格化した。15万トン級の民間クルーズ船2隻と、対北朝鮮ミサイル防衛（MD）のためのイージス艦を含む20隻が同時に接岸できる軍民共用港とされ、15年に完成する予定である。

韓国政府は計画当初から、基地建設の目的は、経済活動の大部分を輸出に頼る同国における「海洋権益の確保」と、戦時作戦統制権の米軍から韓国軍への移管（15年12月予定）を念頭においた「自主防衛力の強化」であると説明している。

しかし国内外の活動家やNGO、研究者は同基地が米国の対中国戦略への協力の一環であり、ミサイル防衛（MD）能力を持った米イージス艦配備のためのものであると指摘してきた。07年4月13日、金章洙（キム・ジンス）国防相（当時）は、「米軍が使用する可能性も、その必要性もない。この基地は韓国の国防と国益のためだけのものである」と述べた。一方では、韓米両政府は、MD協力強化に向けた協議を現在も継続しており※、11年7月20日、金寛鎭（キム・クァンジン）国防相が、米軍による使用を示唆する発言をしたとの報道もある※。

※12年6月14日、第2回韓米外務・国防担当閣僚会議（2プラス2）共同声明では「ミサイル脅威に対する包括的な共同防衛態勢を強化する方策を推進する」と発表。

※「ハンギョレ」日本語版、11年08月10日。

加えて、11年8月5日付のニューヨーク・タイムズ※は、済州基地建設計画を推進するよう、米国防総省が韓国政府に圧力をかけてきているとする在ワシントン韓国大使館当局者の発言を報じた。公式には、米政府も米軍による使用の方針を表明していないが、建設の背後に米政府の意向が働いていることは間違いない。

※オピニオン欄掲載のクリスティン・アン韓国政策研究所事務局長の「韓国の島の望まれないミサイル」。

特に10年以降、哨戒艦「天安」沈没事件や、北朝鮮による延坪島砲撃事件などと前後して、黄海や東海（トンヘ）（日本海）での米韓合同軍事演習が恒常化している。中国や北朝鮮との海洋権益をめぐる緊張を高めるこれらの活動が実施されている海域や、米韓両軍の活動範囲の実態※を見ると、済州海軍基地の米軍使用への懸念は、十分に根拠がある。

※データシート6（111ページ）。

さらに、済州島の南西174kmには、韓国と中国が領有権に関わって歴史的に対立してきた離於島（イオド）※（中国での呼称は「蘇岩礁（スヤンジャオ）」）がある。離於島は、干潮時にも海面上に出ないため、国連海洋法条約の定義では「島」ではなく、領土とは認められない「岩礁」である。中国政府もこの立場をとるが、韓国政府は52年の「李承晩（イ・スンマン）ライン」※の宣言以来引き続き、離於島の領有権を主張しており、87年には灯台、01年には中国が抗議する中、海洋調査施設を建設した。

※同上。

※1952年、当時の李承晩（イ・スンマン）政権が、日本に向けて一方的に宣言した漁船立ち入り禁止線。65年の日韓漁業協定成立に伴い廃止された。

このような背景を見ると、済州海軍基地は、海洋権益をめぐる「有事」の際に、韓国艦船が出動するための「前線基地」という側面を持ち、海洋活動を強化する中国に対抗する意図があることは想像に難くない。

済州海軍基地が完成すれば、中国、北朝鮮など周辺国の不信を拡大し、北東アジアの緊張関係をさらに高める新たな火種となるであろう。

C7. NATO軍がリビアを攻撃

「アラブの春」と呼ばれる中東・北アフリカ民主化の波がリビアにも到達し、11年2月15日に東部ベンガジで始まったデモを皮切りに反政府行動が各地に広がった。これに対し、カダフィ大佐率いる政府側は武力で応じ、反政府側も「国民評議会」を結成して、リビアは内戦状態に突入した。

国際社会の反応は早く、2月26日に採択された国連安保理決議1970では、リビアの状況の国際司法裁判所(ICJ)への付託、リビアへの武器禁輸、カダフィ大佐など指定人物の渡航禁止・資産凍結などが決められた。さらに、悪化する内戦状況を受けて、リビアへの「人道的介入」が必要だとの議論が強まり、民間人保護を理由として「あらゆる必要な措置」を採ることを加盟国に認める安保理決議1973が採択された(3月17日)※。決議を受けて、3月19日、英仏米を中心とした空爆が開始される。

※中国とロシアは軍事介入に反対していたが、決議採択では棄権に回り、拒否権を行使しなかった。

対リビア軍事行動は、(1)民間人保護のための空爆、(2)飛行禁止区域の設定、(3)武器禁輸のための臨検に大別される。いずれも当初は各国別に行われていたが、3月31日に空爆の指揮権が北大西洋条約機構(NATO)に移譲され、NATOが3つの作戦すべての中心を担うことになった。すでにアフガニスタン戦争を戦っている米国は作戦参加に消極的で補助的役割に回り、イギリスとフランスが作戦を主導した。ドイツのように、NATO加盟国であっても作戦に参加しなかった国も多い。

8月22日ごろまでに、NATO軍の支援を受けた反体制派の攻勢により首都トリポリが陥落した。カダフィ大佐はこの前後にトリポリを逃れたが、10月20日、自身の出身地シルトにおいて反体制派によって身柄を拘束され、その日のうちに殺害された。これによって、組織的な内戦は終結し、NATOも10月31日で作戦を終了した。NATOによるまとめでは、航空任務ののべ出動数は2万6,500回超(うち、爆撃を目的とした出動は9,700回超)で、破壊した軍事目標は5,900か所超であった※。

※www.nato.int/nato_static/assets/pdf/pdf_2011_11/20111108_111107-factsheet_up_factsfigures_en.pdf

NATOによる軍事作戦に対しては、いくつかの批判が出されている。

第1に、NATOによる空爆が安保理決議1973の目的から逸脱しているというものである。決議は、「あらゆる必要な措置」を採る目的として「民間人保護」を挙げていたが、NATOの作戦は、次第に、交戦の一方の当事者である国民評議会への肩入れとカダフィ体制の転覆を事実上の目的とするものに変質していった。NATOの構成国からは反体制側に対して武器の供与すら行われた。

第2に、NATOが、本来保護すべきリビアの民間人に対する誤爆を行ったというものである。国際人権NGOの「アムネスティ・インターナショナル」や「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」(HRW)が、カダフィ体制崩壊後にそれぞれ独自調査を行い、カダフィ派の軍事拠点ではない場所を標的としたNATOの空爆により民間人が死亡したケースを報告している※。しかし、NATOは、現在においても、「誤爆」に関する自己検証を行っていない。

※アムネスティ報告:www.amnesty.org/en/library/info/MDE19/003/2012/en
HRW報告:www.hrw.org/reports/2012/05/13/unacknowledged-deaths

第3に、軍事介入決定の二重基準を批判するものである。リビアについては、内戦開始から約1か月で安保理が軍事介入を認めたが、内戦による虐殺が繰り返されるシリアについては、同じような措置が取られていない。

NATO空爆は、リビア民主化という「成果」を結果としてもたらしたが、作戦の実態や法的根拠、作戦がリビア社会に中長期的に与える影響などの検証が、今後の課題となってくるであろう。

D1. 日本の核軍縮国連決議 ―核兵器国への要求の弱さ、続く

2011年12月2日、日本提出の国連総会決議案「核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動」※が採択された(賛成169、反対1、棄権11)。日本政府による核軍縮決議案は1994年以降、18回提出されており、現在のタイトルとなってからは2回目である※。11年の投票では、10年と同じく朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が反対、中国、インド、パキスタン、イスラエル、イランなどが棄権した。中国を除く4核兵器国は賛成した。共同提案国は過去最多の99か国で、米国は09年以来、継続して共同提案国となっている※。

※資料3-2(295ページ)に全訳。決議番号65/72。データシート3(86ページ)に投票結果。

※過去のタイトルは、①「究極的核廃絶に向けた核軍縮」(94年～)、②「核兵器完全廃棄への道程」(2000年～)、③「核兵器完全廃棄に向けた新たな決意」(05年～)。

※投票結果の詳細はデータシート3(86ページ)。

11年の決議にも過去の決議と同じ弱さが残された。まず2010年NPT再検討会議「最終文書」※に明記された「核兵器禁止条約」に関する言及はなく、「核兵器の非人道性」についても前文で最終文書と同じ文言を繰り返すに留まった(前文4)。また、同じく10年「最終文書」の成果であった「中東非核兵器地帯」※に関しては、前文(8)で「1995年『中東決議』を想起」しつつも、同決議の完全履行を明確には求めていない。一方、追加的な非核兵器地帯についてはその設立を一般的に奨励している(主文13)が、自らも当事者である北東アジアに関する主張は盛り込まれていない。被爆国の政府として、核兵器の非合法化をめざす意欲や、核廃絶へ向けた包括的プランを追求する姿勢はきわめて弱いままである。

※資料2-1(252ページ)に「行動勧告」全訳。

※キーワードA3(52ページ)。

核兵器国への具体的要求が弱いという日本決議の一貫した問題は、新アジェンダ連合(NAC)※が提出した決議※と比較するとより明確になる。NAC決議は11年、核兵器国による核軍縮誓約を列挙した10年「最終文書」の＜行動5＞※をはじめ、過去の合意の履行の加速を徹底して求める姿勢をいっそう鮮明にした。同決議は、「核兵器の世界的備蓄の総体的削減」、「核兵器の役割と重要性をいっそう削減させる」、「偶発的使用の危険性を低下させる」、及び「透明性の向上」などを核兵器国に対して具体的に求めている。核兵器国の削減努力や会議開催をただ「歓迎する」のみの日本決議に対し、NAC決議は2015年NPT再検討会議第1回準備委員会(2012年)※を「履行状況を監視する基礎作業の第一歩」と位置付け、核兵器国に誓約の実質的進捗を要求している。

※用語の説明「新アジェンダ連合(NAC)」(223ページ)。

※資料3-1(292ページ)に全訳。投票結果はデータシート3(86ページ)。

※資料2-1(252ページ)。

※キーワードA1(48ページ)。

10年の投票においては、核軍縮における日本決議の主張の弱さを批判してNAC参加国のブラジル、南アフリカ、メキシコが前年の賛成から棄権に後退した。11年もブラジルは棄権、南アフリカは欠席であった。一方、メキシコは11年は共同提案国に加わった。これは、日豪主導の国家グループ「不拡散・軍縮イニシャチブ(NPDI)」※の「同志国」として足並みを揃える目的や、メキシコがオーストリア、ベルギーとともに提案した決議案※への日本の支持獲得に向けた行動とも考えられる。

※2010年9月発足。日、豪、独、カナダ、オランダ、ポーランド、トルコ、チリ、メキシコ、アラブ首長国連邦の10か国が参加。

※キーワードA5(56ページ)。

「消極的安全保証」(NSA)※に言及した条項もブラジルや南アフリカの批判の対象になったものと思われる。11年の日本決議は、「95年の安保理決議984の想起(主文12)」という従来の条項に加えて、「明確かつ法的拘束力のある」NSAに対する「非核兵器国の正統な関心」に触れ、「核兵器国が非核兵器地帯の関連議定書に署名・批准することによって」、「法的拘束力のある個別の誓約」を「行いうる」との認識を示した(主文13)。これは最近の米国の考え方に沿ったものと思われる。しかし、上記NAC3か国も加わる非同盟運動(NAM)の多くは、NSAは個別の非核兵器地帯条約の議定書への署名では不十分で、「普遍的かつ無条件で、法的拘束力のある国際文書」によって約束されるべきであると主張している。

※用語の説明「消極的安全保証」(223ページ)。

日本決議の弱さの根底には、米国の核の傘に依存する政策を続けていることがあるのを忘れてはならない。

D2. 韓、豪との協力強化を約束 ―米軍再編「2プラス2協議」

※関連文書はすべて外務省「日米安全保障協議委員会」サイト。

2011年6月21日、日米安全保障協議委員会(2プラス2)が開催され、以下の4つの成果文書※が発表された。①共同発表「より深化し、拡大する日米同盟に向けて」、②「在日米軍の再編の進展」、③「東日本大震災における協力」、④「在日米軍駐留経費負担」。

文書①は、05年及び07年の「2プラス2」で合意された「共通の戦略目標」を再確認した上で、米日豪、米日韓の「3か国間の安全保障及び防衛協力を強化する」ことを新たに付け加えた。米国は、同盟国に「拡大抑止」を提供するとともに、「核技術、戦域弾道ミサイルの拡散」や、「接近阻止/領域拒否」態勢に対処する。これは、中国を念頭に10年の「4年ごとの国防見直し(QDR)※で示された概念である※。一方日本は、「新防衛大綱」※の「西方海域防衛」を重視した「動的防衛力」の構築によって米国に協力する。

※用語の説明「四年ごとの国防見直し」(224ページ)。

※中国は自らの態勢をこのように呼んだことはない。

※「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(10年12月17日)。

文書③においては、11年3月11日の震災発生直後に始まったトモダチ作戦※の成功が、「同盟の深化に寄与した」ことを評価した。在日米軍駐留経費※に関する文書④は、「日米同盟の柱の一つ」である日本の経費負担(いわゆる「思いやり予算」)を日本の10会計年度の水準に維持すること、並びに提供施設整備費は、今後206億円を下回らないことを確認した。

※防衛省HP「東日本大震災における米軍の活動について」。

※データシート12(142ページ)。

一方、文書②は06年5月の「日米ロードマップ」※に示された再編案の具体的進展を確認するとともに、今後の方向性を示した。在沖海兵隊※を除く主要事項は次のとおりである。

※データシート7(120ページ)。

※キーワードD3(122ページ)。

● 空母艦載機離着陸訓練施設(FCLP)の候補地に馬毛島(鹿児島県):「南西地域における防衛体制の充実」の観点から、馬毛島に自衛隊施設を建設する方針が初めて公表され、これを空母艦載機離着陸訓練の「恒久的な施設」として使用する計画が示された。7月2日には小川勝也防衛副大臣が、西之表(にしのおもて)市役所で地元自治体に計画を説明した。これに対し地元は、「例え自衛隊であろうとFCLP関連施設の整備は反対である」との強い反対の意思を表明した※。

※西之表市HP「馬毛島の米軍施設等移転に関する問題について」。www.city.nishinoomote.lg.jp/gyoukei/magemondai/magemondai.html

馬毛島は、種子島の西約10キロに浮かぶ小島で、そのほとんどは民間企業が所有している※。既に所有者によって滑走路建設のための測量を目的に樹木の伐採、整地が行われている。西之表市、中種子町、南種子町(種子島)と屋久島町(屋久島)は、農林水産業や観光への悪影響が甚大であるとして「米軍基地移設問題対策協議会」を形成、地域ぐるみの反対運動を展開してきた。日米政府が「自衛隊施設」を前面に打ち出したのは、地元として反対しにくい状況を作る意図があると思われる。

※面積8.2平方キロ、周囲16.5キロ。所有者は「㈱タストン・エアポート」(立石勲社長、東京。親会社は立石建設㈱)。

● **厚木から岩国への空母艦載機部隊の移駐**:施設整備、航空管制の手続きを含む訓練空域の調整を進め、12会計年度中に岩国における民間航空の再開※に向けた作業を行うとされた。

※同基地は1964年半ばまで軍民共用であったが、現在は軍(米軍・海上自衛隊)の専用である。

● **米陸軍司令部能力の改善**:キャンプ座間における米陸軍司令部・第1軍団(前方)の発足(07年12月)※と、12会計年度末までの陸上自衛隊中央即応集団司令部(朝霞)のキャンプ座間への移転の進捗を「歓迎」した。

※07年12月19日、当初予定より小規模で発足。

● **横田飛行場**:共同統合運用調整所(BJOCC)※が11会計年度末までに運用を開始するとされた。航空自衛隊によれば、航空総隊司令部(府中)は、12年3月26日、移転を完了し、航空自衛隊横田基地が発足した。これにより横田は、「米軍との防空・ミサイル防衛の情報共有・連携強化を目的」※とした日米共同使用の基地となった。

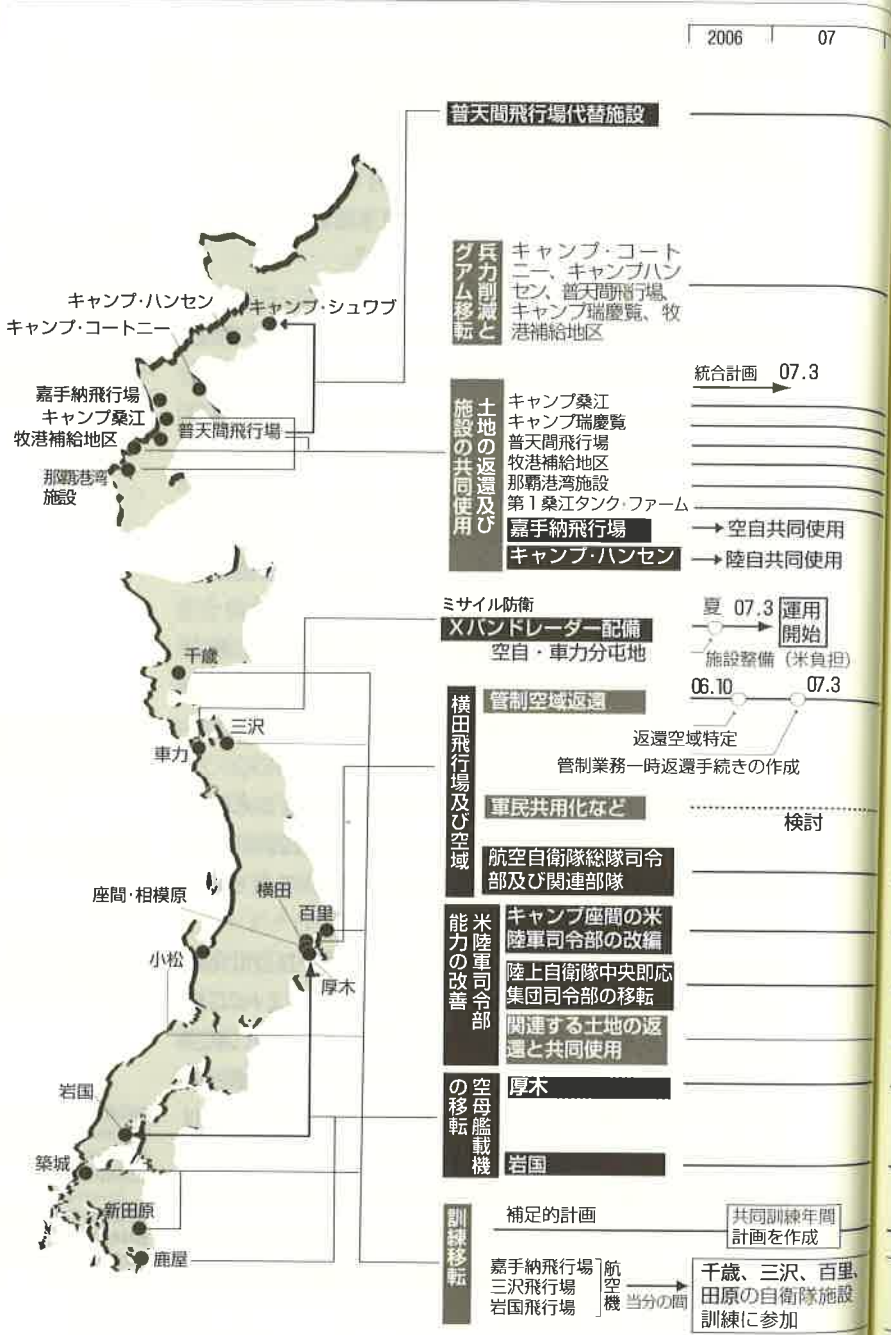
※防空やミサイル防衛における日米司令部間の連携や相互運用の向上に資することを目的とする。

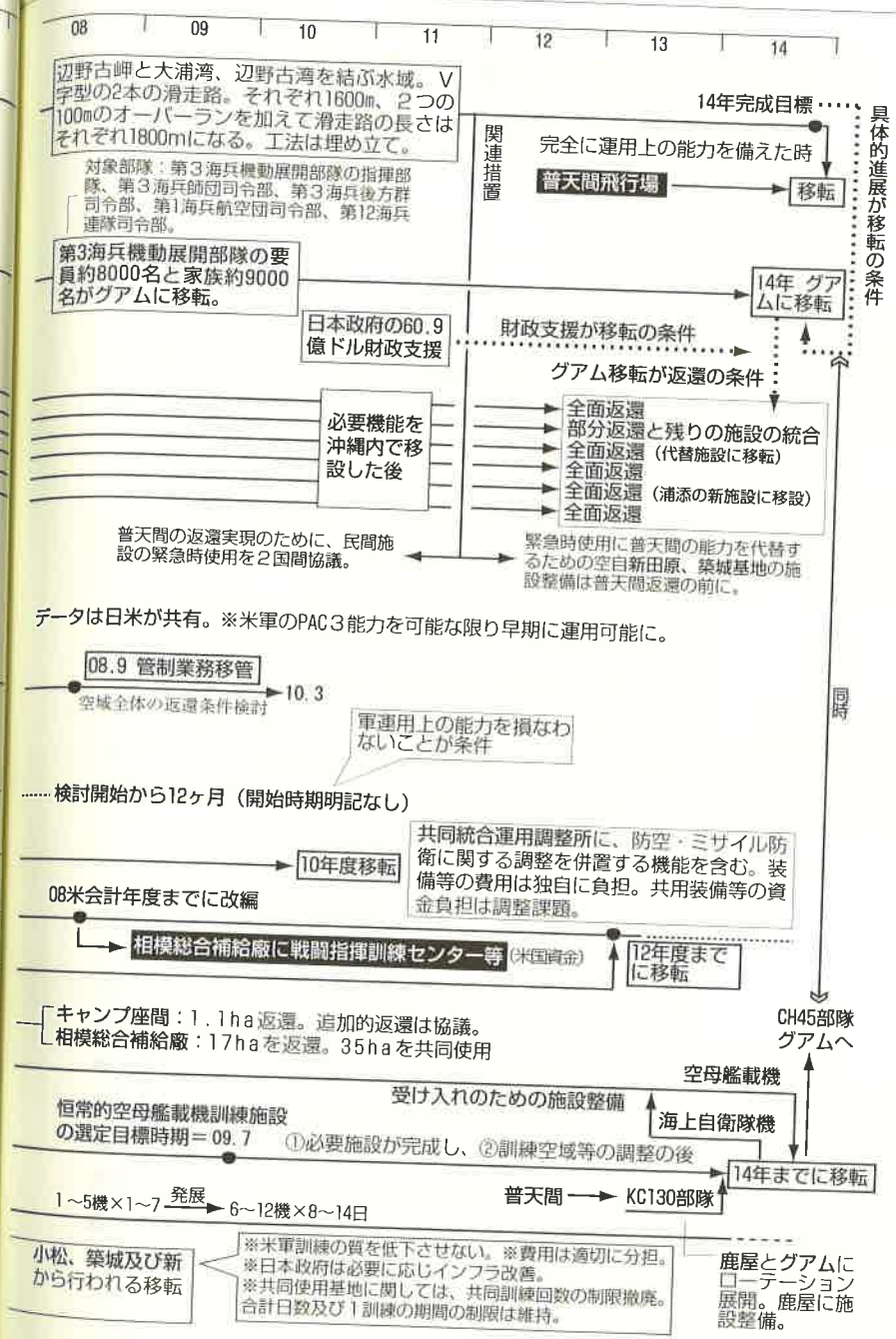
● **訓練移転**:11年1月の航空機の訓練移転に関する日米合同委員会合意を再確認した。同文書は、嘉手納航空機訓練の、グアムも含む「沖縄県外への移転拡充」※に合意している。

※航空自衛隊HP「航空総隊司令部」。www.mod.go.jp/asdf/adc/butaisyoukai/000shireibus-1/butaisyoukai.html

※外務省HP「米軍再編に係る訓練移転の拡充」。www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/1/0120_01.html

7. 再編実施のための日米ロードマップ





D3. 行き詰まる普天間移設 ―米議会、「辺野古」見直しを要求

※用語の説明「日米安全保障協議委員会」(223ページ)。

※キーワードD2(118ページ)。

11年6月21日、日米安全保障協議委員会(2+2)※は、4つの合意文書※を発表した。その1つである「在日米軍の再編の進展」は、以下の2計画を再確認した。①米海兵隊普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する。②海兵隊の要員約8000人及びその家族約9000人を沖縄からグアムに移転する。しかし、同文書はこれらの計画が、目標時期とされていた2014年には達成不可能であることを認め、「できる限り早い時期に完了させる」と時限を曖昧にした。一方では、普天間代替施設とグアム移転の進展を、嘉手納以南の施設の返還の条件とする「パッケージ」の堅持が再確認された※。

※12年4月27日の<2+2>協議で、「パッケージ」解消が合意された。

「14年までのグアム移転」は、米国の財政難やグアムにおけるインフラ整備の遅延等により、既に現実味を失っていた。さらに米議会では、日米合意の抜本的な見直しに波及しうる議論が次第に力を持つようになってきた。

11年5月6日、カール・レビン(上院軍事委員長。民主)、ジョン・マケイン(共和)、ジム・ウェッブ(民主)の3議員は、「現行の再編計画は、非現実的であり、機能せず、財政的に見合わない」との書簡をゲイツ国防長官(当時)に送付した。書簡は、「06年の米軍再編ロードマップ合意※以降、多くの変化があった。この計画日程は完全に非現実的だ」とし、「キャンプ・シュワブに高価な代替施設を建設するよりも、嘉手納基地の空軍の一部を他の太平洋地域に分散させつつ、普天間基地の海兵隊を嘉手納基地に移転することの実現可能性を直ちに検討しなければならない」と提案した。

※データシート7(120ページ)。

上院有力議員のこのような見解は、「12会計年国防認可法」に関する議会の決定に反映された。6月22日、上院軍事委員会は国防総省が要求した海兵隊グアム移転費の全額削除を決定した。同委員会は「財政緊縮が厳しく求められ、さらに政治的・大衆的反対に直面している今、沖縄とグアムの両方に大規模な軍事施設を建設することは、現実的時間枠の中では不可能」であるとの見解を示すとともに、辺野古での代替施設建設に代えて、普天間の航空部隊を嘉手納に移転統合することの「実現可能性を検討する」ことを国防総省に求めた。さらに委員会は国防総省に対して、太平洋地域における軍の態勢、所要経費予測及び基地増強によるグアムへの影響に関する独立委員会による研究を実施し、その結果を12年5月31日までに報告するよう指示した※。

※11年6月22日、上院軍事委員会報告(112-26)。www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-112srpt26/pdf/CRPT-112srpt26.pdf

12月12日に成立した「12会計年国防認可法」は、上院委員会の決定どおり、グアム移転関連費の政府要求額を全額削除するものであった。

一方、議会内では海兵隊の沖縄駐留そのものを問う声も顕在化している。バーニー・フランク下院議員ら民主党4議員は、12年1月25日、オバマ大統領へ書簡※を送り、「海兵隊は、費用負担や日本との対立の要因になっているにも関わらず、よく精査されないまま駐留している」と指摘した。

※連名者はフランクに加え、ラッシュ・ホルト(上院)、バーバラ・リー(下院)、リン・ウールシー(下院)。http://lee.house.gov/index.cfm?sectionid=57&itemid=2516

このような米議会での議論にもかかわらず、日本政府は11年12月27日、辺野古移設を前提とした普天間代替施設に関する環境影響評価書を沖縄県へ提出し、建設を既定方針どおり進める姿勢を示した。

米議会の議論は、あくまでもアジア太平洋地域での米国の戦略的利益を追求する立場に立ったものである。しかし、米国では、日本よりもはるかに広い選択の幅をもって「海兵隊移転と普天間」という問題が考えられていることに注目すべきであろう。

日本政府は、このような米国内議論を踏まえ、「沖縄の負担軽減と普天間の危険除去」という原点に立ち返って米国との交渉に臨むべきである。

D4. オスプレイ普天間配備計画 ―反対の声、沖縄全県に広まる

2011年6月6日、防衛省は、沖縄の関係自治体に対し、米海兵隊垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイ※が、12年後半に普天間飛行場へ配備されると通知した。海兵隊は、現在配備されている24機のCH-46ヘリを、12年と13年に12機ずつ、オスプレイに置き換える予定である。普天間配備計画は、90年代から複数の米軍文書※などで示唆されていたが、日本政府が正式に示したのはこれが初めてであった。自民党政権以来、政府は計画を知りながら、口をつぐんできたのである。

※MV-22は海兵隊・海軍仕様、CV-22は空軍特殊作戦部隊仕様。データシート8(126ページ)。

※米海軍「海兵隊普天間飛行場マスタープラン」(92年6月)など。

沖縄県民、自治体は一斉に反発した。宜野湾市議会決議(6月22日)※は、「15年も(普天間の)危険性が放置され続けてきた宜野湾市民にとって、さらなる基地機能の強化及び固定化につながるMV-22の配備は、いかなる方策を講じようとも、断じて受け入れられるものではない」と強く訴えた。7月14日には、沖縄県議会が全会一致で反対決議※を採択した。12年6月までに、県内の全41市町村議会で配備撤回を求める決議や意見書が採択された。オスプレイ反対の声は、沖縄全県に広がっている。

※「米軍普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に反対する抗議決議」。

※「普天間飛行場へのオスプレイ配備計画に反対する抗議決議」。

11年8月29日、北沢俊美防衛相(当時)は、6月24日に仲井眞弘多沖縄県知事と安里猛宜野湾市長(当時)が連名で提出した29項目の質問状に対する回答を行った。日本政府は、「米国政府に配備計画の修正を申し入れる立場にない」との姿勢を示し、安全性や騒音にも問題はないとの見解を示した※。

※12月19日に行われた2回目の回答も同様の内容であった。

オスプレイは米軍が80年代中旬に開発を始めた「ティルトローター機」※であり、ヘリコプターのように垂直離着陸し、固定翼機のように水平飛行する。CH-46との比較で、最大

※「ティルト(傾き・角度)」を変えることができる「ローター(回転翼)」を備えた航空機。オスプレイは世界の初の実用機。

時速は約2倍、行動半径は約4倍、積載量は約3倍とされる※。しかし、オスプレイは12年6月までに、少なくとも8回(試作段階2回、初期生産段階2回、配備後4回)の墜落を含む重大事故(計36名死亡)を起こし、その安全性が懸念されている。これは、沖縄の反対の大きな根拠の一つになっている。

※防衛省「MV-22オスプレイ―米海兵隊の最新鋭の航空機」(12年6月)。

オスプレイの安全性における最大の懸念は、「オートローテーション(AR)」※機能の欠如である。09年6月23日の米下院監視・政府改革委員会において、アーサー・R・リボロ元国防分析研究所主任分析官は、同機は「AR能力を欠いている」と証言※した。同氏は「エンジン停止時はARに頼らず、航空機モードへの変換によって安全な着陸が可能」とする国防総省等に対し、モード転換は12秒を要し、その間に約1600フィート(488メートル)の高度を失うと述べた。普天間の場周経路(じょうしゅう)※における飛行設定高度が330メートル※であることを考えると、普天間周辺で2つのエンジンが機能不全に陥った場合、高度が足りず市街地に墜落する可能性が高い。

※空中でエンジン停止したヘリコプターが、落下時の対向気流によりローターを回転させ、揚力を得て軟着陸すること。軍民ともに、ヘリコプターでは飛行認可要件とされる。

※資料3-11(313ページ)に抜粋訳。

※滑走路周辺に設定された離着陸用飛行経路。

※防衛省「普天間飛行場の危険性の除去に向けた取り組み」(07年11月)。

オスプレイは、05年9月に国防総省・試験評価局(DOT&E)の運用評価試験(OPEVAL)報告書※を受け、量産が決定された。報告書は、「飛行テストや工学的分析は、V-22は安全着陸のためのARができないことを示している」としたが、最終的にARは量産認可要件から外された※。軍と軍需産業の利益が優先されたことは明らかである。

※http://pogoarchives.org/m/dp/dp-V22-dote-092005.pdf

※米議会調査局(CRS)報告書「V-22オスプレイ・ティルトローター機:議会のための背景と問題点」(11年3月10日、RL31384)。

日本での訓練内容の詳細は明らかにされていないが、11年8月に米空軍が作成した「ニューメキシコ州キャノン空軍基地における低空飛行訓練実施のための環境評価書案」※から推定することができる。同案は、オスプレイの訓練には、山の谷間に機体を隠し、尾根越えをする「地形追随」等の低空飛行が含まれることを示すものであったが、地元住民の反対意見の前に、空軍は計画の見直しを迫られている※。

※www.cannon.af.mil/shared/media/document/AFD-110909-039.pdf
データシート8(126ページ)に訓練内容の抜粋訳。

※キャノン空軍基地HP(12年6月)。www.cannon.af.mil/library/environment.asp

沖縄の人々が配備に反対するのは、安全性への懸念からだけではない。その根底には、基地の縮小・撤去を求め続けてきた民意を無視し、「抑止力強化」のために過重な負担を要求する、日米政府への強い怒りがある。

データシート

8. オスプレイの機体情報と運用計画

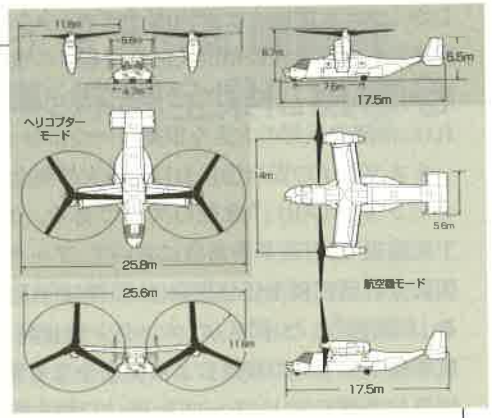
■機体情報 (MV:海兵隊仕様、CV:空軍仕様)

【性能】
最大航行速度:時速485km
海面上昇率(固定翼モード):975m/分
上昇限度:高度7,620m(片発時:3,139m)
ホバリング高度限界:1,646m

【最大重量】
垂直離陸時:23,859kg
短距離離陸時:25,855kg
短距離離陸時(自己展開):27,443kg

【燃料容量】
MV-22:6,513リットル
CV-22:7,667リットル

【エンジン】
型式:AE1107C(ロールスロイス・リバティ)
最大出力:4,586kw×2基



【乗員】コックピット(乗員席):
MV-22…2 / CV-22…3
キャビン(貨物室):乗員席1、隊員席24

ボーイング社「オスプレイ・ガイドブック2011/2012」(11年3月)をもとにピースデポ作成。

■低空飛行訓練実施における任務及び戦術要件

任務/戦術	定義
戦闘任務の立案	任務の目的、脅威予測、ルート選択、戦術、時期、地形を考慮にいれた、高度に詳細な事前任務計画の立案。
脅威シナリオの立案	低空飛行任務の航路で予期される脅威となる自然現象を述べ、脅威予測に基づいた適切な脅威対処を規定する、集中的かつ複合的な計画立案。
低空戦闘訓練	空軍指示書(AFI)11-2MC-130V3は、「低空飛行」を「地上高(AGL)3000フィート以下において実施される作戦」と定義している。乗員は、住民や軍事対空防衛による発見を回避するために、行動の制約された環境における侵入・撤収の模擬訓練(シミュレーション)を行うための、低高度(特に必要な場合には高高度)における戦術飛行を実施する。
地形追随/地形回避	航空機に搭載された地形追随レーダーの使用は、航空機が選択された高度で地形に追随して飛行し、立体的な障害物を避けることを可能にする。
模擬脅威下操縦訓練	乗員による、地上あるいは空中における航空機への現実的脅威に対応するために使用する手順を主眼とする。すべての操縦は、模擬脅威に反応して行われ、模擬脅威からの航空機の迅速な離脱を含む。
模擬空中投下の手順	パラシュート運搬システムまたは同等の手段による、現実的な人員もしくは物資を擬した運搬訓練。航空機は、航行中に空中投下速度への減速、貨物もしくは人員用扉の開放、空中投下、ドアの閉鎖、そして巡航速度へ復帰といった一連の模擬訓練を行う。
航空機編隊形成の手順	2機以上の低高度の航空機が、異なるルートから1つの編隊を形成する、模擬訓練もしくは現実的編隊形成手順。
空中給油(AR)	C-130航空機によるヘリコプターまたはティルトローター機への航空燃料の給油。C-130/CV-22の空中給油(AR)空路は、現行の訓練エリアの外側の適切な低空ルートの一部に、連邦航空局(FAA)と連携して設置される。

米空軍「ニューメキシコ州キャノン空軍基地における低空飛行訓練実施のための環境評価書案」(11年8月)をもとにピースデポ作成。

出典:ピースデポ『イアブック 核軍縮・平和 2012』(12年11月発刊)

■沖縄での運用計画

米軍作成の「環境レビュー」は、オスプレイ運用場所として、既存の69か所のヘリパッド(着陸帯)を示した(白○)。

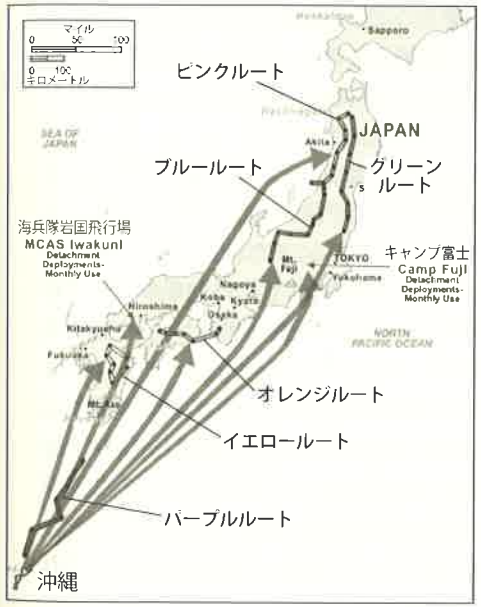
パッドは、本島中南部から北部及び伊江島に点在しており、本島全域が「飛行エリア」となる実態を示している。

北部訓練場では、96年のSACO[※]最終報告に基づき、「過半の返還」を前提とした、東村高江集落周辺への、ヘリパッド移設工事が実施されている。この図は移設前の状態である。

※日米両政府「沖縄に関する特別行動委員会」。



■日本各地での低空飛行訓練計画



「環境レビュー」は、6本の飛行訓練ルートを示した。米政府が公式文書で低空飛行訓練ルートを図示したのは初めてである。

これまで、厚木、岩国、三沢等の各基地所属機の低空飛行訓練が行われてきた。

過去の米軍機事故[※]の調査報告書等により8本のルートの存在が明らかになっている。しかし、「環境レビュー」には、中国地方の「ブラウンルート」や、東北・北海道の「北方ルート」、また、自衛隊と米軍が実質的に共同使用している飛行訓練エリアは示されていない。これらでもオスプレイの低空飛行訓練が行われる可能性がある。

※奈良県十津川村・林業ワイヤー切断事故(91年)や高知県・早明浦ダム墜落事故(94年)など。

米海軍・海兵隊「MV-22の海兵隊普天間飛行場配備及び日本における運用に関する最終環境レビュー」(12年4月)をもとにピースデポ作成。

D5.「武器輸出三原則」、「例外」を大幅拡大

野田内閣（民主党・国民新党）

11年12月27日、政府は「武器輸出三原則」※を大幅に緩和し、例外を拡大する官房長官談話※を発表した。

「三原則」は1967年に明らかにされたが、80年代以降、政府は次のような例外を導入し、後退させてきた。

※米軍向けの武器技術供与を許容（83年1月4日「内閣官房長官談話」）。

※米国との弾道ミサイル防衛システムの共同開発・生産は「三原則」の対象外とする。（04年12月10日「内閣官房長官談話」）。

12月27日の「談話」は、これらに加えて次のような「包括的な例外化措置」を講ずることを明らかにした。

(1)平和貢献・国際協力に伴う相手国への武器移転は、「目的外使用」と「第三国移転」の厳格な防止を前提として、行えるようにする。

(2)武器の共同開発、生産は、「安全保障面での協力関係があり」、「共同開発・生産が我が国の安全保障に資する場合」には行うことができる。また、生産された物品の当該事案の参加国への移転は、目的外使用や第三国移転について政府による事前同意を義務付けることを条件に可能とする。

このうち(1)については、少なくとも国会の事前承認事項とされるべきである。一方、(2)がミサイル防衛（MD）を念頭におくものであることは明らかだ。これは米国との共同開発と生産にとどまらず、米国とMDで協力関係にある国々への製品の輸出に道を開くものである。09年11月に公表された米「欧州MD新構想」には、現在日米が共同開発中の迎撃ミサイルSM3・BlockⅡAを欧州に配備する計画が含まれている。この構想が新たな米ロ対立の要因となっていることは周知のとおりである※。この例外化措置が、「国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念」（官房長官談話）に反することは明白である。

※用語の説明「武器輸出三原則」（224ページ）。

※「防衛装備品等の海外移転に関する基準についての内閣官房長官談話（11年12月27日）。www.kantei.go.jp/jp/tyokan/noda/__icsFiles/afieldfile/2012/03/13/20111227DANWA.pdf

※キーワードC3（94ページ）。

「三原則」緩和は、米国と日本産業界からの一貫した要求であった。07年の第2次「アーミテージ報告」※は、04年の弾道ミサイル防衛システム共同開発の例外化を評価しつつ、一層の「禁止条項の解除を」要求した。日本経団連が10年7月に発表した「新たな防衛計画の大綱に向けた提言」※は、「三原則」が防衛産業（約5,000社）の国際競争力の強化の障害となっているとの認識から、次のように述べている。

「（略）武器輸出および武器技術供与によって同盟国間の連携の強化や紛争の防止が可能となり、国際安全保障や平和維持に貢献する側面があることに注目して、欧米諸国などとの国際共同研究開発に積極的に取り組めるようにすべきである。（略）」

米国と産業界からの要求によって、憲法平和主義には大きな風穴が明けられた。この重大な政策転換が内閣の意思のみで行われたことは、日本の議会制民主主義が機能不全に陥っていることを如実に物語っている。

09年の国連総会では、法的拘束力のある武器移転基準を含む「武器貿易条約」（ATT）を交渉する会議を2012年に開催することが決定された。10年7月から12年2月までに4次にわたる準備委員会が開催され、多角的な議論が積み重ねられている※。ATTの規制対象として焦点化されているのは、国連憲章や国際人道法の侵害行為に使用される恐れのある通常兵器及び小型武器※である。「官房長官談話」からは、このような現在進行形の国際的努力への問題意識を読み取ることはできない。ATTを巡る議論が重要な局面を迎える中で行われた「三原則緩和」は、日本の平和主義への国際的な信頼を著しくそこなうであろう。

※「日米同盟：2020年へアジアをあるべき姿に」。本イアブック07年版・資料3－23（288ページ）に抜粋訳。

※www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/067/honbun.html

※ATT準備委員会。www.un.org/disarmament/convarms/ArmsTradeTreaty

※通常兵器とは大量破壊兵器以外の武器。小型武器とは一人で携帯・使用可能な小火器と数名で運搬・使用可能な軽兵器、爆薬及び爆発物を指す。

D6. 日本のMD（ミサイル防衛）、欠陥を露呈
―宇宙の軍事利用は拡大

2012年4月13日朝、北朝鮮北西部の黄海に面する鉄山（チョルサン）郡東倉里（トンチャンリ）の西海（ソヘ）発射場から発射された人工衛星搭載ロケットが、ソウルから165 km西方の海上に落下した。4月13日の「朝鮮中央通信」は、「地球観測衛星の軌道投入に失敗した」と短く報じた。

日本政府は米韓らとともにこれを「弾道ミサイルの発射」であると断定し、3月30日には自衛隊法第82条の3に基づき「弾道ミサイル等に対する破壊措置命令」を発令、PAC3※部隊を沖縄本島（那覇、知念）、石垣島、宮古島に配置する一方、SM-3搭載イージス艦※を日本海に1隻、東シナ海に2隻展開した※。政府自身が「我が国領域内に落下するケースは、通常は起こらない」※と認識する中で発せられた「破壊措置命令」は、この機会をとらえて日本のミサイル防衛システム※を国内的に宣伝する一方、国民や自治体への有事意識のかん養を担うとともに、政府の彼らへの情報伝達能力のシミュレーションを意図するものであった。

結果として露呈されたのが政府の「情報収集・伝達」能力の綻びであった。防衛省が米国の早期警戒衛星（SEW）情報を受け取った7時40分から、田中直紀防衛大臣（当時）が「発射と落下」を発表した6時23分まで40分以上が経過していた。政府が弾道ミサイルを含む緊急情報を電子メールで同報送信するために「国民保護法」※に基づいて整備中の「緊急情報ネットワークシステム」（Em-Net）に情報が流されたのは発射1時間後であった。市町村防災無線を通じて同時通報する「瞬時警報システム（J-ALERT）については、「日本国内に落下

※用語の説明「PAC3」（224ページ）。

※用語の説明「イージス・システム」（222ページ）。

※「北朝鮮による『人工衛星』と称するミサイル発射の発表に関する対応」（12年3月30日）。

※同上。

※データシート9（132ページ）。

※武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律。（平成16年法律第112号）。

の危険がない」ことから使われなかった。

このような政府の対応の遅れに対して政府部内での危機感が高まった。「日本も早期警戒衛星導入を急ぐべきだ」（渡辺周副防衛大臣）※との声さえあがった。政府は、「北朝鮮による『人工衛星』と称するミサイル発射事案に係る検証及び対応検討チーム」（防衛省）と北朝鮮ミサイル発射事案に係る政府危機管理対応検証チーム」（内閣府）の二つのチームを設置、今回の対処の検証と改善策を検討している。

政府の「危機管理能力」に関するこのような議論の一方で、北朝鮮の発射に関する対米追随的外交姿勢や、ミサイル防衛システムの実効性や信頼性に関する議論は全く起こらなかった。そのような中で、改良型SM-3の対米・欧輸出を念頭においた「武器輸出三原則」の緩和が行われた※。

他方、宇宙利用の目的を「安全保障目的」に拡大した宇宙基本法※の下で、宇宙の軍事利用が拡大している。焦点は、国が近い将来6機の常時運用を目指して整備している情報収集衛星である。宇宙航空研究開発機構（JAXA）は、11年9月23日に光学4号機、同12月13日レーダー3号機を打ち上げ軌道投入に成功した。これで日本が運用する情報収集衛星は4機になった※。情報収集衛星には光学式（超望遠デジタルカメラ搭載）とレーダー式（高感度レーダー搭載）の2種類があり、前者は主に昼間の高分解能写真撮影に適し、後者は分解能では劣るが夜間や曇天での撮影が可能である。国の目標はこれら2種類を一組として軌道上を周回させ、地球上の任意地点を毎日最低一回は観測できる体制である。現在は光学式3機、レーダー式1機の変則的体制であるが、14年までにレーダー式2機を打ち上げて常時6機（3組）体制を構築して所期の目標を達成することが目指されている。

政府は、同衛星は気象、農業、災害などの情報収集にも有用であると「両用性」を強調している。しかし、中国からは日本は米国への過度の依存からの脱却と独自のアジア監視網を手にしようとしている、との警戒の声が上がっている※。

※4月15日「産経新聞」。

※キーワードD5（128ページ）。

※平成20年5月28日法律第43号。

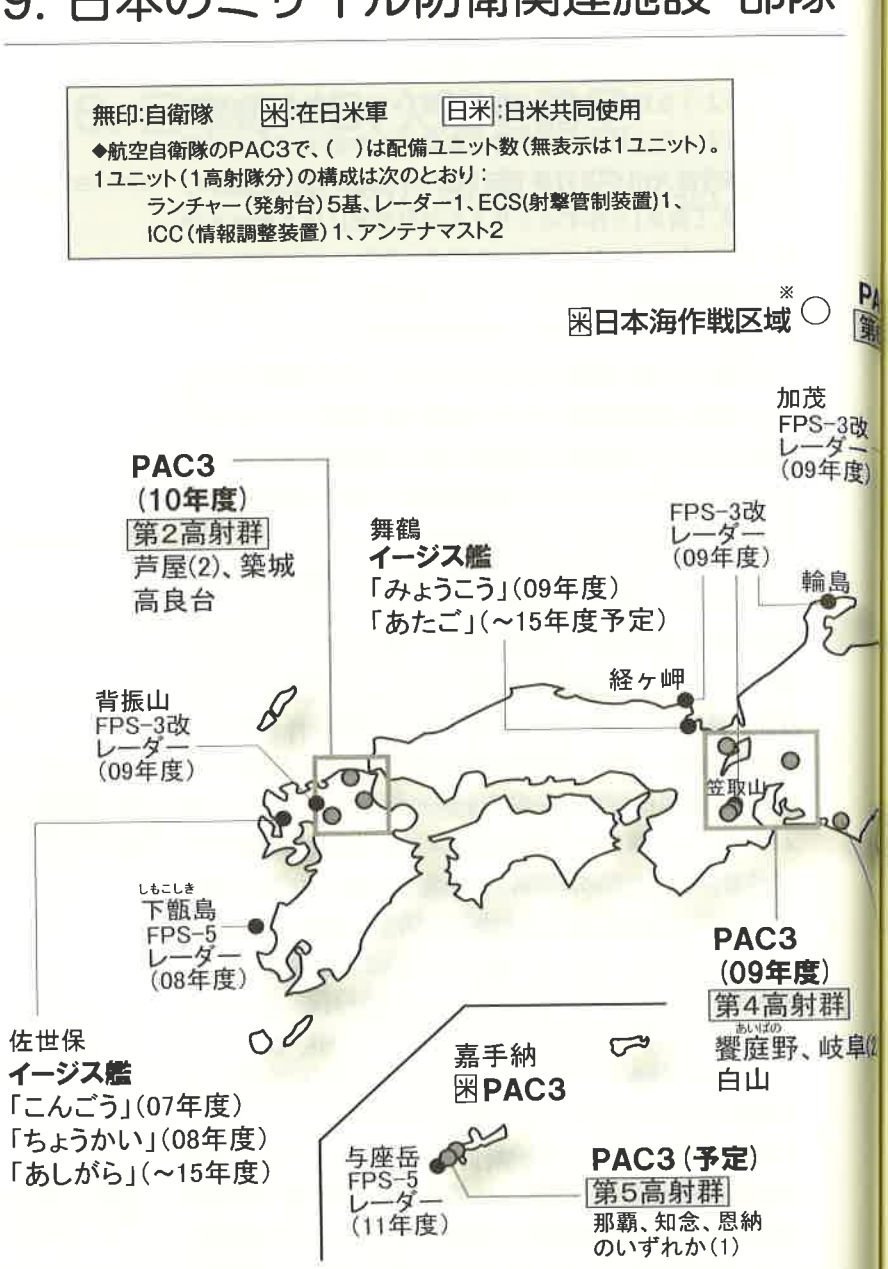
※情報収集衛星の打上げは通算7回だが、衛星の寿命（5年）のため運用数とは一致しない。

※11年10月8日「中国網日本語版」。

9. 日本のミサイル防衛関連施設・部隊

無印:自衛隊　米:在日米軍　日米:日米共同使用

◆航空自衛隊のPAC3で、(　)は配備ユニット数(無表示は1ユニット)。
1ユニット(1高射隊分)の構成は次のとおり:
ランチャー(発射台)5基、レーダー1、ECS(射撃管制装置)1、
ICC(情報調整装置)1、アンテナマスト2



注

※06年7月の北朝鮮のミサイル発射実験時の米イージス艦の行動をピースデポが分析した結果判明した、当時の作戦区域。命名はピースデポによる。(詳細はピースデポHP参照)

※※ 統合戦術地上ステーション。衛星からの早期警戒情報を受信する移動式施設。08年1月22日稼動開始。

今後の配備計画(自衛隊)

- **改良型パトリオットミサイル(PAC3)**
  航空自衛隊の第3高射群(青森)、第5高射群(沖縄)、第6高射群(青森、北海道)に追加配備。
- **スタンダードミサイル(SM3)**
  海上自衛隊のイージス艦「あたご」(舞鶴)、「あしがら」(佐世保)に搭載。

→用語の説明「PAC3」、「SM3」(224ページ)

以下の記載からのまとめ:
- 新「防衛大綱」(11年度以降「おおむね10年まで」)
- 「中期防衛力整備計画」(11～15年度):ともに10年12月閣議決定。
- 12年度防衛予算

D7. ジブチに戦後日本初の海外基地 ―自衛官らに治外法権的地位

2011年6月1日、日本政府はアフリカ東部・ジブチ共和国※において、戦後初の海外基地となる、自衛隊「活動拠点」の運用を開始した。09年3月以降の、ソマリア沖のアデン湾における海賊対処派遣部隊の活動長期化を見据えたものと説明された。日本政府は、ジブチ国際空港の北西地区、約12ヘクタールをジブチ政府から借り上げ、約47億円を投じて10数棟の施設※を建設した。米仏両軍を除けば、ジブチに基地を開設したのは日本のみである。

08年6月、ソマリア沖海賊行為防止のための、武力行使を含む「必要なあらゆる措置」を認める国連安保理決議1816※が全会一致で採択されて以来、国際的な取り組みがとられてきた。09年3月13日、麻生政権は、自衛隊法第82条の「海上警備行動」を発令し、自衛隊ソマリア沖派遣を開始した。明示的な法的根拠となる海賊対処法※が施行されたのは、派遣開始から4か月以上たった7月24日であった。同法には、国会承認なく無期限に自衛隊派遣を可能にするという重大な問題がある。しかも、同法第6条は「事態に応じ合理的に必要と判断される限度」における武器使用を許している。

派遣部隊は、「派遣海賊対処水上部隊」※と「派遣海賊対処航空隊」※から成り、ジブチ基地には航空隊が駐留している。日本政府は、これを「基地」とは称さず、「活動拠点」と呼んでいる。しかし常識的に言って、それは恒久的海外軍事基地である。11年9月23日付の米議会調査局(CRS)報告書「日米関係:議会にとっての論点」は、「第2次大戦以降、初の日本の海外基地である」と記した。また、ジブチ隣国の「ソマリランド・プレス」(10年4月29日付)は、「ジブチ基地は、第2次大戦以降、自衛隊を有しながらも、正規軍を持たず、戦争をせずにきた日本に新たな次元をもたらす」と論評した。

類似の事例として、陸上自衛隊イラク・サマーワ宿営地(04年1月～06年7月)があったが、それは時限的なものであり、本質的に異なる。同宿営地は、時限立法のイラク特措法に基づくものであった。それでも憲法との整合性から、宿営地設置の正当性や、武器使用基準などをめぐり、国会内外で議論が巻き起こった。一方、ジブチ基地は、「撤退期限」が存在しない恒久法である海賊対処法による派遣におけるものである。

09年4月3日、中曽根弘文外相(当時)とユスフ・ジブチ外務・国際協力相は、在ジブチ自衛隊等の法的地位に関する交換公文※(「地位協定」にあたる)に署名した。同公文第8項は、ジブチ国内での「すべての刑事裁判権」は日本に属するとして、自衛官等※に治外法権的地位を与えている。常々「不平等」が指摘される日米地位協定でさえ、公務外の事件については日本側が裁判権を有している。しかし、同公文には「公務中・公務外」の区分すら存在しない。

同公文は、国会承認を経ずに「行政取極め」として締結された。中曽根外相(当時)は国会答弁※で、同公文は、クウェートとの交換公文※と同じく、「法律事項とか財政事項を含む国際約束」もしくは「国家間一般の基本的な関係を法的に規定する、国際約束」でもない。したがって1974年のいわゆる「大平三原則」※には該当しないので国会承認は不要である、と説明した。しかし「大平三原則」の時代には、自衛隊の海外派遣や駐留というような事態は想定されていなかった。この説明の合理性には大きな疑問が残る。

ジブチ基地開設は、自衛隊のソマリア沖派遣とともに、法治主義の観点からも厳しく検証される必要がある。

<ソマリア沖・アデン湾への自衛隊派遣部隊>

部隊名	部隊構成	活動拠点	主要装備	備考
水上部隊 派遣海賊対処	・海上自衛隊(約400名) (別に海上保安庁ソマリア周辺海域派遣捜査隊:8名)	・ジブチ港(ジブチ) ・アデン港(イエメン) ・サラーラ港(オマーン)	護衛艦2隻 (各艦に哨戒ヘリ1～2機、特別機動船1～2隻を搭載。)	海上保安官8名は護衛艦に同乗し、海賊の逮捕、取り調べなどの司法警察業務を担う。
航空隊 派遣海賊対処	<統合部隊> ・海上自衛隊(約120名) ・陸上自衛隊(約70名)	米キャンプ・レモニエ ↓ 自衛隊基地(11/1運用開始)	P-3C哨戒機2機	陸自は中央即応集団を中心に派遣。基地管理業務やP-3Cの警戒等の業務を担う。

航空自衛隊:C-130輸送機、U-4多用途支援機がジブチへの人員や器材を空輸。
(防衛省統合幕僚監部ウェブサイト等をもとにピースデポ作成。)

※データシート10(137ページ)。

※P-3C哨戒機整備格納庫(1機収容)／駐機場(3機収容)／隊員宿舎(7棟、約280名収容)／食堂、風呂、ジム等の厚生施設(2棟)／事務所(2棟)／電源室等、その他関連施設。

※日本は共同提案国。

※「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」(09年6月24日成立)。

※2隻の護衛艦で民間船舶の航行を護衛。12年5月現在、第11次隊が活動。

※2機のP-3C哨戒機で監視・情報収集、他国軍等への情報提供。海外派遣における初の陸・海の統合部隊。12年5月現在、第9次隊が活動。

※資料3-12(314ページ)。

※自衛官、海上保安官、政府職員。

※09年4月15日、衆議院海賊対処・テロ防止特別委員会。

※「クウェート国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国とクウェート国政府との交換公文」(03年12月22日)。

※1974年2月20日の衆議院外務委員会で大平正芳外相が明らかにした政府統一見解。以下のいずれかに該当する条約等(交換公文を含む)は、国会承認を必要とするとした。① 法律事項を含む条約、② 財政事項を含む条約、③ 国家間の基本的な関係を規定する、批准が発効要件とされている条約。

データシート

10.ソマリア沖派遣自衛隊と海賊行為発生状況

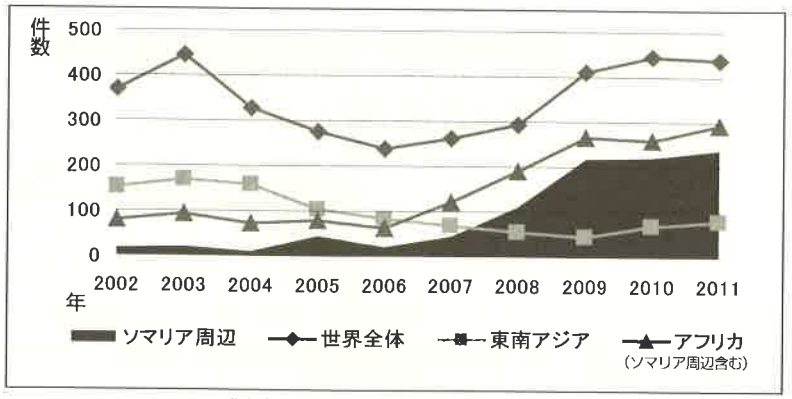
■海賊対処法に基づきソマリア沖に派遣された自衛隊艦船 (09.3.14~12.5.12)

次隊	延数	艦名	定係港	出港日	帰港日	派遣日数	人員概数
1	1	さざなみ	呉	09.3.14	09.8.16	126	400
	2	さみだれ	呉	09.3.14	09.8.16	126	
2	3	はるさめ	横須賀	09.7.6	09.11.29	147	420
	4	あまぎり	舞鶴	09.7.6	09.11.29	147	
3	5	たかなみ	横須賀	09.10.13	10.3.18	157	410
	6	はまぎり	大湊	09.10.13	10.3.18	157	
4	7	おおなみ	横須賀	10.1.29	10.7.2	155	430
	8	さわぎり	佐世保	10.1.29	10.7.2	155	
5	9	むらさめ	横須賀	10.5.10	10.10.15	159	420
	10	ゆうぎり	大湊	10.5.8	10.10.15	159	
6	11	まきなみ	大湊	10.8.23	11.1.18	149	420
	12	せとぎり	大湊	10.8.23	11.1.18	149	
7	13	きりさめ	佐世保	10.12.1	11.5.9	160	390
	14	ゆうだち	佐世保	10.12.1	11.5.9	160	
8	15	いなづま	呉	11.3.15	11.8.11	150	370
	16	さざなみ(#2)	呉	11.3.15	11.8.11	150	
9	17	さみだれ(#2)	呉	11.6.20	11.12.3	167	400
	18	うみぎり	呉	11.6.20	11.12.3	167	
10	19	たかなみ(#2)	横須賀	11.10.11	12.3.12	154	370
	20	おおなみ(#2)	横須賀	11.10.11	12.3.12	154	
11	21	むらさめ(#2)	横須賀	12.1.21	-	-	380
	22	はるさめ(#2)	横須賀	12.1.21	-	-	
12	23	いかづち	横須賀	12.5.11	-	-	400
	24	さわぎり(#2)	佐世保	12.5.12	-	-	

● 人員は、司令部要員を含む。この他、各次隊に海上保安官8名が同乗。
● #は、派遣回数の累計。

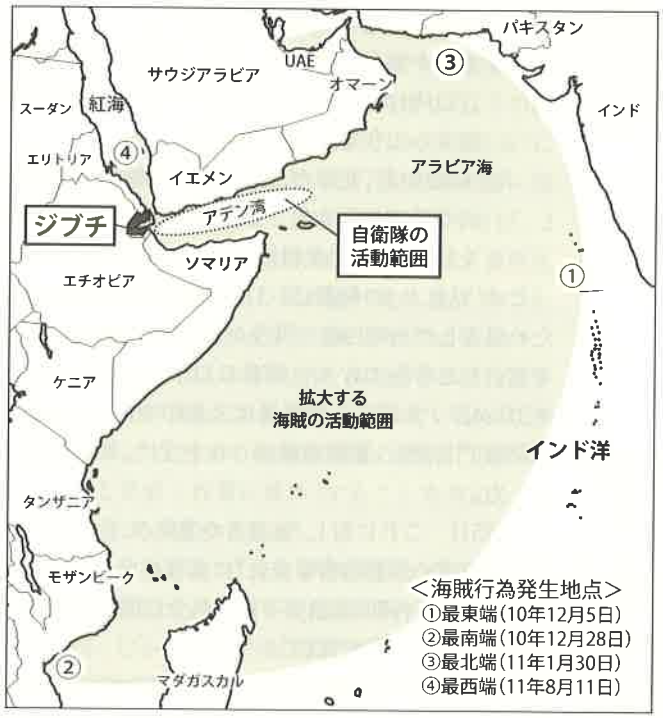
防衛省HPをもとにピースデポ作成。

■地域別海賊行為発生件数



国際海事局(IMB)2011年次報告書(12年1月)をもとにピースデポ作成。

■ソマリア周辺の海賊行為発生状況とジブチの位置関係



EU海上部隊「アタランタ作戦」報告書(11年12月20日)をもとにピースデポ作成。

D8. 地位協定「刑事裁判権」で運用見直し ——協定の改訂が必要

2011年、日米政府は、「日米地位協定」※の刑事裁判権（第17条）に関する運用見直しについて2つの合意を行った。地位協定は公務中の軍人、軍属の犯罪の第1次裁判権は米軍当局にあるとしている。

まず11月23日には、以下のような手順が合意された※。

①米側が、公務中に犯罪を犯した軍属を刑事訴追するか否か決定し、日本側に通告する。

②米側が刑事訴追しない場合、日本政府は、通告から30日以内に、米政府に日本側による裁判権の行使に同意するよう要請できる。

③米政府は、「犯罪が、死亡、生命を脅かす傷害又は永続的な障害を引き起こした場合」、要請に「好意的考慮」を払い、日本の裁判権行使を可能にする。

この「見直し」の契機は、11年1月12日、沖縄市で成人式のため帰省した当時19歳の男性が、米軍属が起こした交通事故で死亡した事件にあった。事件は以下の経緯をたどった。

＊3月24日　米軍が当該軍属は公務中であったとして「公務証明書」※を発行、那覇地検はこれを受け、軍属を不起訴処分にした。

＊4月25日　これに対し、被害者の遺族が、日本による裁判権の行使を求め那覇検察審査会※に審査を申し立てた。

＊4月25日　沖縄県議会が不起訴処分に関する抗議決議及び意見書を全会一致で採択※。

＊5月12日　米軍は運転免許停止5か年の処分としたことが被害者遺族に伝えられたことが明らかに。

※「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（1960年6月23日、条約第7号）。

※「日米地位協定における軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組みの合意」。www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/gunzoku_1111.html

※06年9月以降、米軍が裁判権主張の根拠として発行している。

※www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/senkan/sinsakai

※www.pref.okinawa.jp/site/gikai/24225.html

＊5月27日　検察審査会は、自動車運転過失致死容疑につき「起訴相当」と議決。検察官は再捜査を行い、3か月以内に起訴・不起訴の結論を出さねばならなくなった。日米政府は、検察審査会の検討期限から更に3か月間延長後の11月25日を期限に設定、地位協定の運用見直し協議を開始した。

＊11月23日　合同委員会合意。合意は1月12日の事件に遡及適用されることとなった。

＊11月25日　合同委員会合意を受け、那覇地検は、当該の米軍属を在宅起訴。

＊12年2月22日　那覇地裁は、同軍属に対し、禁錮1年6か月の実刑判決を言い渡した。

12月16日には、もうひとつの「運用見直し」が合意された。それは、軍人・軍属を問わず「公の催事での飲酒の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤は」いかなる場合も公務として扱わないというものであった※。

11月22日、日本政府は公務中の軍属の日本人に対する犯罪の米軍による処分状況を初めて米軍に照会した。その結果提供されたデータは、62件の事案（06年9月から10年末）について、軍法会議に付された事案はゼロ、懲戒処分35件、処分なし27件というものであった※。この現状に照らせば、2つの合意は一歩の前進であるとはいえよう。しかし「運用見直し」にとどまる限り、日本側の裁判権行使が、あくまでも米軍側の「好意的配慮」に依存することにかわりはない。

11年7月、米軍基地を抱える都道府県で構成する渉外知事会は、地位協定が50年以上にわたり見直されていないことを指摘、政府に対して、日本の刑事裁判権の厳格化を含め、「早急に抜本的な見直し作業に着手」することを求めた。これは同知事会の年来の要求である※。

09年9月の連立政権発足時には、「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起」するとの政権合意※がなされている。しかし改定交渉は未だ始まっていない。政府は、「事件・事故の防止など具体的問題につき最大限努力する」としているのみである※。

※「日米地位協定の刑事裁判権に関する規定における「公務」の範囲に関する日米合同委員会合意の改正」。www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/koumu_hani.html

※第179回国会、参議院法務委員会（11年11月22日）での井上哲士参議院議員（共産党）への答弁。

※渉外知事会「基地対策に関する要望書」（11年7月29日）。www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/455536.pdf

※三党連立政権合意書（09年9月9日）。www.dpj.or.jp/news/files/20090909goui.pdf

※「日米地位協定の改定に関する質問主意書」質問第52号（平成23年2月8日提出、照屋寛徳衆議院議員（社民党））への答弁書。

データシート

11.国内の基地騒音訴訟一覧 (12年3月現在)

日本各地の米軍・自衛隊基地における航空機騒音訴訟について、提訴・判決の概要をまとめた。基地騒音の違法性を認めながらも、原告住民が求めた夜間・早朝の飛行差し止めが認められたケースは未だ存在しない。

表の「W」は、「加重等価連続感覚騒音基準」(W値＝うるささ指数)であり、訴訟において騒音の程度を測る指標として用いられている。裁判所は、国に対し、その値に応じた賠償金の支払命令を下している。いずれも係争中か、新たな訴訟が準備されており、基地騒音訴訟は現在進行形の問題であることがわかる。

小松基地(米軍、自衛隊)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(月)	将来賠償
小松基地騒音差止等請求訴訟1、2次(提訴日:75・9・16、原告数:330人)				
地裁	91・3・13	×	80-85W 5000円、90-95W12000円	×
高裁	94・12・26	×	80-85W 5000円、90-95W12000円	×
小松基地騒音差止等請求訴訟3、4次(提訴日:95・12・25、原告数:1766人)				
地裁	02・3・6	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
高裁	07・4・16	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
小松基地騒音差止等請求訴訟5、6次(提訴日:08・12・24、原告数:2227人)				
地裁で係争中				

横田基地(米軍)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(月)	将来賠償
旧横田基地公害訴訟1、2次(提訴日:76・4・28、原告数:153人)				
地裁	81・7・13	×	85-90W 1000~2000円、95W以上5000円	×
高裁	87・7・15	×	75-80W2500円、95W以上15000円	×
最高裁	93・2・25	×	75-80W2500円、95W以上15000円	×
旧横田基地公害訴訟3次(提訴日:82・7・21、原告数:599人)				
地裁	89・3・15	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
高裁	94・3・30	×	75-80W 3000円、95W以上17000円	×
横田基地飛行差し止め訴訟(提訴日:94・12・12、原告数:359人)				
地裁	03・5・13	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
高裁	08・7・17	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
最高裁	09・4・10	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
新横田基地公害訴訟(提訴日:96・4・10、原告数:5945人)				
地裁	02・5・30	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
高裁	05・11・30	×	75-80W3000円、90-95W12000円	一部○
最高裁	07・5・29	×	75-80W3000円、90-95W12000円	×
新横田基地公害訴訟(分離された対米訴訟)				
地裁	97・3・14	×	-	-
高裁	98・12・25	×	-	-
最高裁	02・4・12	×	-	-
12年5月に新訴訟が提訴される見込み				

厚木基地(米軍、自衛隊)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(月)	将来賠償
第一次厚木爆音訴訟(提訴日:76・9・8、原告数、92人)				
地裁	82・10・20	×	80-85W3000円、85-90W4000円	×
高裁	86・4・9	×	×	×
最高裁	93・2・25	×	高裁判決を破棄、差し戻し	×
差戻審	95・12・26	×	80-85W5500円、90-95W13500円	×
第二次厚木爆音訴訟(提訴日:84・10・22、原告数、161人)				
地裁	92・12・21	×	80-85W5500円、90-95W13500円	×
高裁	99・7・23	×	80-85W5500円、90-95W13500円	×
第三次厚木爆音訴訟(提訴日:97・12・8、原告数、5047人)				
地裁	02・10・16	-	75-80W3000円、90-95W12000円	×
高裁	06・7・13	-	75-80W3000円、90-95W12000円	×
第四次厚木爆音訴訟(提訴日:07・12・17、原告数、7054人)				
地裁で係争中				

嘉手納基地(米軍)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(月)	将来賠償
嘉手納基地爆音訴訟(提訴日:82・2・26、原告数:906人)				
地裁	94・2・24	×	80-85W3000円、95W以上18000円	×
高裁	98・5・22	×	75-80W2000円、95W以上18000円	×
新嘉手納基地爆音訴訟(提訴日:00・3・27、原告数:5541人)				
地裁	05・2・17	×	85-90W9000円、95W以上18000円	×
高裁	09・2・27	×	75-80W3000円、95W以上18000円	×
最高裁	11・1・27	×	75-80W3000円、95W以上18000円	×
第三次嘉手納米軍基地爆音差止訴訟(提訴日:11・4・28、原告数:22058人)				
地裁で係争中				

普天間基地(米軍)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(日)	将来賠償
普天間爆音訴訟(提訴日:02・10・29、原告数:404人)				
地裁	08・6・26	×	75-80W100円、80-85W200円	×
高裁	10・7・29	×	75-80W200円、80-85W400円	×
最高裁	11・10・11	×	75-80W200円、80-85W400円	×
12年3月に新訴訟が提訴される見込み				

岩国基地(米軍)

岩国爆音訴訟(提訴日:09・3・23、原告数:654人)
地裁で係争中

注1) 過去の損害賠償額は、最低と最高のみを記している。
注2) 将来請求の「一部○」とは、結審日から判決日までの期間の損害賠償を新たに認めたということである。

データシート

12. 思いやり予算の動向

「日米地位協定」[1]の第24条は、在日米軍の駐留経費は基本的に米国が負担するものとしている。ただし、「施設及び区域」については、それが国有財産であれば無償で、私有財産の場合には日本政府が所有者に補償費を支払って、米国に提供する。

しかし、この原則にかかわらず、1978年から日本政府は第24条で規定されていない経費の負担を始めた。これが、いわゆる「思いやり予算」である。78年には、日本人基地従業員の福利費等62億円が計上された。翌79年には、米軍隊舎、家族住宅、環境関連施設などの「提供施設整備」が加えられた。

米国では地位協定のことには触れず、「ホスト・ネーション・サポート」(受け入れ国支援)という一般的概念で解釈されている。

当初日本政府は地位協定の拡大解釈によってこれらの支出を正当化していたが、1987年からは日米間で地位協定24条に関する特別協定を締結する方式に転換した。87年の特別協定では従業員の退職手当など8手当の負担、91年の特別協定では従業員の基本給など44種類の負担が列挙され、一方、電気・ガス・水道など光熱水料の一部負担も始まった。提供施設整備費については「特別協定」の枠外での負担が続いている。さらに、96年に改定された特別協定では、米軍の訓練移転経費も加わった。

01年の第4次改定では、施設・区域外の米軍住宅の光熱水料が対象から除外された。06年の第5次改定は、従来の協定がほぼ踏襲されたが、それまでの5年ごとの改定が2年に短縮された。08年の第6次改定においては、参議院で過半数を占めていた野党側(民主党、社民党、日本共産党など)が新協定に賛成しなかったため、3月末に旧協定が失効して1か月間の法的空白が生じた。2011年1月に署名され、4月に発効した第7次改定では、日本側の負担額は、2010年度の水準(1881億円)が5年間維持されるとしている。また、提供施設整備の水準は、各年度206億円を下回らない。

このような「手厚い」駐留経費負担は、他の米同盟国・友好国には例をみないものである。2003年における同盟国からの貢献を統計的に分析した米国防総省作成の03年版「共同防衛のための同盟国の貢献」[2]によれば、日本一国が拠出している金額(44億1134万ドル)[3]は、日本以外の米同盟国・友好国——ドイツ(15億6393万ドル)や韓国(8億4281万ドル)を含む——からの負担額をすべて足した金額よりも多かった。より重要なのは、直接財政支出全額は、全同盟国の総額の約80%を日本が占めている異常ぶりである。04年以降、米国はこの報告書を公表していない。

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定。
2 www.defense.gov/pubs/allied_contrib2004/allied2004.pdf
3 02年のホスト・ネーション・サポート(直接経費負担と間接経費負担の合計額)。含む経費の内容や期間が異なるため表やグラフの02年度の数字とは一致しない。

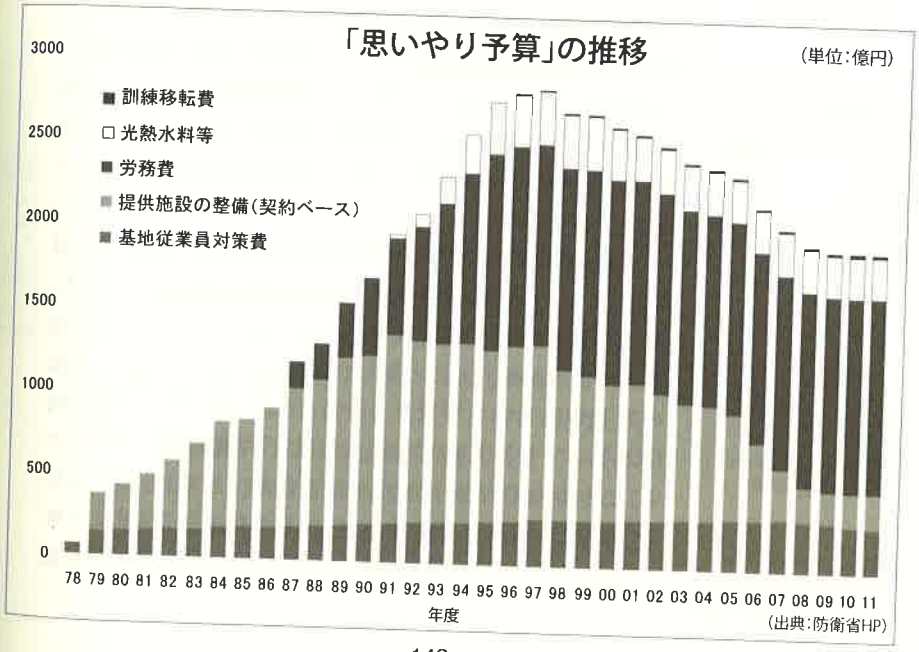
※契約ベース

(単位:億円)

	78年度	79年度	80年度	81年度	82年度	83年度	84年度	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度	90年度
訓練移転費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
光熱水料等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	209	322	459
提供施設の整備*	0	227	273	327	409	503	629	632	708	816	870	995	1004
基地従業員対策費	62	140	147	159	164	169	180	193	191	196	203	211	220
合計	62	366	420	486	573	672	808	825	899	1177	1281	1527	1683

91年度	92年度	93年度	94年度	95年度	96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度	02年度	03年度
0	0	0	0	0	3.5	3.5	4	4	4	4	4	4
27	81	161	230	305	310	319	316	316	298	264	263	259
564	669	833	1004	1173	1185	1186	1200	1223	1212	1201	1192	1154
1126	1085	1062	1062	1012	1035	1035	882	856	809	813	752	691
227	236	240	248	254	263	277	281	280	281	284	288	293
1944	2070	2296	2544	2743	2797	2820	2683	2678	2603	2567	2498	2400

04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度	11年度
4	4	4	5	5	6	5	4
258	249	248	253	253	249	249	249
1134	1138	1135	1150	1158	1160	1140	1131
680	633	463	301	204	188	195	210
296	298	300	308	305	293	279	268
2372	2322	2151	2017	1925	1897	1869	1862



D9. 問われる原子力空母の安全性 ——米では「退役論」も浮上

11年3月11日の大震災発生時、横須賀を母港とする米空母ジョージ・ワシントン(CVN73、以下「GW」)は、定期メンテナンス工事の最中であった。その後横須賀市内での放射能レベルが上昇したことを受けて、3月21日、米海軍は同艦に出港を命令した。乗組員3,100人と米・ピュージェットサウンドから派遣された専門作業員460人余を乗せての出港であった。出港後は九州・四国沖を航行しながら、航空燃料浄化装置の洗浄を含む重要なメンテナンス作業が継続された※。4月5日と12日には佐世保に寄港、部品の補給※が行われた。

※第7艦隊HP。www.c7f.navy.mil/news/2011/03-march/071.htm

※4月18日「星条旗新聞(太平洋)」(電子版)。

GWが横須賀に帰還したのは4月20日である。海軍は約1か月母港を離れていた理由を、福島第1原発の深刻な状況を考慮しての「予防的措置」であったと説明した※。一方では、メンテナンス中に艦上で放射性物質残留が検出されると「艦上で発生した放射能漏れの兆候と誤認され、確認作業や放射能除去が必要になるためだ」との踏み込んだ説明もなされた※。

※同上。

※ゲイリー・ラフヘッド米海軍作戦部長、11年3月24日「ブルームバーグ」。

福島原発事故の原因とプロセスの全貌は未だ明らかではない。しかし地震による炉心、使用済燃料、格納・圧力容器、配管の損傷、そして非常用電源の喪失などの事象の複合によって被害が拡大したと思われる。類似の事象は当然、空母の原子炉においても発生しうる。GWには、熱出力推定約60万キロワット(Kw)の加圧水型軽水炉2基が搭載されている。この出力の合計・120万Kwは福島第一原発1号機の熱出力・推定135万Kwに匹敵する。しかも空母原子炉には、ウラン235含有量4〜5%の原発燃料と異なり、ウラン235含有量93%以上の高濃縮ウラン※が燃料として用いられている。空母は、停泊中は原子炉を停止するとされるが、接岸後しばらくは地上の水供給装置による燃料の崩壊熱※除去作業が必要である。崩壊熱が発生している状況で横須賀が大規模地震あるいは津波に襲われ、地上電源が喪失すれば、福島を上回る惨事につながる可能性がある。

※用語の説明「濃縮ウランと劣化ウラン」(223ページ)。

※核分裂生成物が、放射線を発しながら別の安定物質に変わってゆく「崩壊」過程で発生する熱。

米国大使館は4月18日、「口上書」※を日本政府と自治体に提供し、このような懸念を否定した。「合衆国海軍の原子炉は、福島第一原子力発電所の原子炉と異なり、電力に依存することなく、原子炉の物理的構造と水自身の特性(比重差によって生じる自然対流)のみによって、炉心を冷却できる崩壊熱除去能力を有している」。しかし「崩壊熱除去能力」の構造や、作動原理、耐震性を裏付けるデータは開示されていない。このように、「口上書」は06年の「ファクトシート」※と軌を一にした、情報開示なく、検証も不可能な一方的「安全宣言」であった。

※11年4月18日、外務省プレスリリース。www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/4/0418_01.html

※「米国の原子力軍艦の安全性に関するファクトシート」(06年11月)。www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/kubo_jyoho_02.html

日本政府は、空母の原子炉には日本の法令は適用されないとしつつ、「接受国日本の法令を尊重しなければならないことは軍隊を派遣している国の一般国際法上の義務」であり、米国は日本国内基準に準じた「厳重な(安全性)審査が行われている」との見解である※。しかし、原子炉の安全審査の厳格化が進められている中で、国の審査の及ばない大型原子炉が横須賀の市街地のすぐ近くに設置されている現状を放置することは許されない。日本政府は「日米地位協定」※を見直し、国内法を適用するため米国と交渉するべきである。

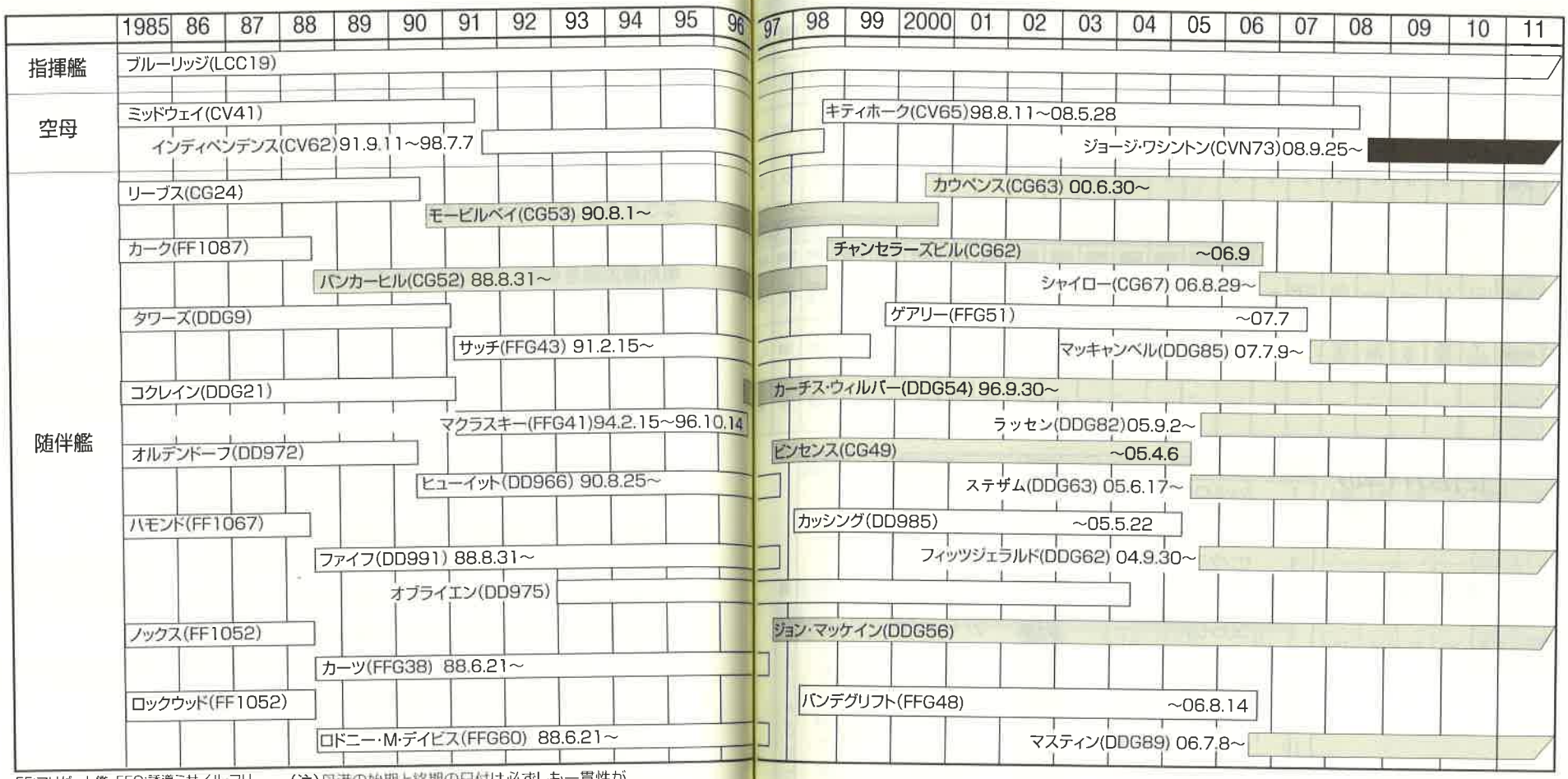
※田村智子参議院議員提出の質問主意書への答弁(11年12月16日、内閣参質179第55号)。

※キーワードD8(138ページ)。

一方、米国防総省と議会では、予算削減のために、16年開始予定のGWの大規模メンテナンス(燃料交換を含む)を中止し、同艦を早期退役させることによって空母(すべて原子力)を現在の11隻から10隻体制に移行することが検討されている※。この議論がただちに横須賀母港に影響するとは考えにくい。しかし、空母の配備計画が不動の与件ではなく、米国の事情で見直されうることを、国と自治体は認識するべきであろう。

※11年10月6日「ネイビー・タイムズ」。www.navytimes.com

13. 横須賀母港米艦船の変遷



FF:フリゲート艦、FFG:誘導ミサイル・フリゲート艦、DD:駆逐艦、DDG:誘導ミサイル駆逐艦、CG:誘導ミサイル巡洋艦

(注)母港の始期と終期の日付は必ずしも一貫性がない。実際に横須賀に来た日と離れた日が基本であるが、海軍が発表した母港日の場合もある。

14. 原子力艦の寄港状況

【1】通算記録

1964～2011年の寄港回数と延べ滞在日数。(入港から出港までの日数。同日出入港は1とカウント)

( )内は水上艦船・内数。他は原子力潜水艦。

年	64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	0	0	0	0	2	10	5	55	3	26	8	83	9	99	18 (5)	186 (32)	21	150	18 (3)	186 (15)	6	4
佐世保	1	3	6	36	4	35	1	14	4 (2)	24 (10)	1	3	1 (1)	6 (6)	0	0	3 (1)	17 (8)	1	3	0	0
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	3	3	0	0

年	75		76		77		78		79		80		81		82		83		84		85		86	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	8 (3)	52 (18)	8	61	4	26	7 (2)	60 (28)	8 (2)	48 (12)	8 (1)	45 (7)	6	32	20	132	23	178	25 (2)	81 (7)	30	172	32 (1)	169 (10)
佐世保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	6 (4)	33 (21)	1 (1)	3 (3)	5	24	7	39
沖縄	0	0	1	4	1	1	0	0	1	1	5 (2)	9 (4)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6

年	87		88		89		90		91		92		93		94		95		96		97	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	25	162	28	203	29 (1)	203 (1)	33	210	35	241	21	169	15	155	31 (6)	236 (36)	31	244	29 (3)	243 (12)	33 (1)	23 (1)
佐世保	7 (1)	45 (5)	6	35	2	2	1 (1)	3 (3)	6	15	11	23	10	29	15 (1)	52 (2)	6	32	7	49	23	14
沖縄	10	10	11	17	3	6	9	15	4	4	7	14	17	34	18 (2)	27 (6)	7	13	16	33	9	7

年	98		99		00		01		02		03		04		05		06		07		08		09	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	34	199	20	143	27	176	15	97	16	165	15 (1)	133 (1)	17	122	17	137	14	97	13	75	11 (12)	120 (48)	24 (7)	324 (217)
佐世保	13	90	8	41	14	51	17	44	21 (1)	78 (4)	23	51	18 (1)	36 (5)	15	48	17 (1)	63 (5)	12 (1)	54 (5)	13 (2)	61 (10)	11 (1)	34 (5)
沖縄	8	12	12	24	10	21	12	32	17	34	12	28	16	17	16	20	16	26	24	49	41	71	32	53

10		11		累計	
回数	日数	回数	日数	回数	日数
26 (6)	287 (184)	22 (5)	204 (119)	850 (60)	6575 (750)
11	29	12	45	341 (19)	1415 (92)
31	51	28	28	410 (4)	705 (10)

【2】2011年の記録

■横須賀(神奈川県)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	シャルロット	潜水艦	2/6～2/14	9
2	パサデナ	潜水艦	3/2～3/4	3
3	ジョージ・ワシントン	航空母艦	4/20～6/5	47
4	サンタフェ	潜水艦	5/20～5/26	7
5	ジョージ・ワシントン	航空母艦	6/8～6/12	5
6	ヒューストン	潜水艦	6/27～7/5	9
7	コロンビア	潜水艦	7/1～7/6	6
8	コロンビア	潜水艦	7/11～7/14	4
9	オハイオ	潜水艦	7/13～7/17	5
10	ジョージ・ワシントン	航空母艦	8/25～8/27	3
11	ジョージ・ワシントン	航空母艦	8/27～9/19	24
12	アルバカーキー	潜水艦	9/6～9/12	7
13	シャイアン	潜水艦	9/14～9/19	6
14	テキサス	潜水艦	9/16～9/16	1
15	テキサス	潜水艦	10/12～10/14	3
16	テキサス	潜水艦	10/28～10/28	1
17	オクラホマ・シティ	潜水艦	11/9～11/15	7
18	ジョージ・ワシントン	航空母艦	11/22～(翌年へ継続)	40
19	テキサス	潜水艦	11/22～11/29	8
20	テキサス	潜水艦	12/8～12/8	1
21	テキサス	潜水艦	12/9～12/9	1
22	ノース・カロライナ	潜水艦	12/21～12/27	7

■佐世保(長崎県)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	サンフランシスコ	潜水艦	1/18～1/25	8
2	パサデナ	潜水艦	2/18～2/26	9
3	サンタフェ	潜水艦	3/8～3/12	5
4	パサデナ	潜水艦	3/25～3/25	1
5	パサデナ	潜水艦	4/4～4/4	1
6	ジョージ・ワシントン	航空母艦	4/5～4/6	2
7	ジョージ・ワシントン	航空母艦	4/12～4/14	3
8	サンタフェ	潜水艦	4/15～4/18	4
9	ロナルド・レーガン	航空母艦	4/19～4/22	4
10	サンタフェ	潜水艦	6/28～7/2	5
11	バッファロー	潜水艦	12/12～12/12	1
12	バッファロー	潜水艦	12/14～12/15	2

14. 原子力艦の寄港状況(続き)

■沖縄・ホワイトビーチ　(沖縄県うるま市)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	パサデナ	潜水艦	1/14～1/14	1
2	パサデナ	潜水艦	1/24～1/24	1
3	バッファロー	潜水艦	1/24～1/24	1
4	ヒューストン	潜水艦	1/27～1/27	1
5	バッファロー	潜水艦	1/28～1/28	1
6	サンフランシスコ	潜水艦	1/28～1/28	1
7	シャルロット	潜水艦	2/3～2/3	1
8	パサデナ	潜水艦	2/3～2/3	1
9	シャルロット	潜水艦	3/1～3/1	1
10	パサデナ	潜水艦	3/7～3/7	1
11	パサデナ	潜水艦	3/11～3/11	1
12	サンタフェ	潜水艦	4/8～4/8	1
13	サンタフェ	潜水艦	4/12～4/12	1
14	シャイアン	潜水艦	4/13～4/13	1
15	ミシガン	潜水艦	4/27～4/27	1
16	ラ・ホヤ	潜水艦	5/19～5/19	1
17	ハンプトン	潜水艦	5/23～5/23	1
18	サンタフェ	潜水艦	6/11～6/11	1
19	ラ・ホヤ	潜水艦	6/20～6/20	1
20	オハイオ	潜水艦	7/7～7/7	1
21	ヒューストン	潜水艦	7/9～7/9	1
22	シャイアン	潜水艦	7/11～7/11	1
23	シャイアン	潜水艦	7/14～7/14	1
24	テキサス	潜水艦	7/25～7/25	1
25	コロンビア	潜水艦	9/2～9/2	1
26	コロンビア	潜水艦	9/6～9/6	1
27	オクラホマ・シティ	潜水艦	10/26～10/26	1
28	コネチカット	潜水艦	12/13～12/13	1

15. 民間港への米軍艦入港状況

11年1月～12月(民間チャーター船含む)

海上保安庁調べ

寄港地(港名)	艦船名	入港月日	出港月日
小樽	フィッツジェラルド※	2月5日	2月9日
苫小牧	グリッドレイ	2月5日	2月9日
苫小牧	トルトゥーガ	3月15日	3月16日
八戸	BRO ハワイ	3月6日	3月6日
八戸	トルトゥーガ	3月23日	3月28日
八戸	セーフガード	3月24日	3月28日
八戸	トランスパシフィック	9月29日	9月30日
八戸	BRO ハワイ	11月27日	11月27日
八戸	BRO ハワイ	12月17日	12月17日
大湊	トルトゥーガ	3月16日	3月18日
大湊	ディフェンダー	7月16日	7月18日
宮古	トルトゥーガ	3月28日	4月2日
宮古	セーフガード	3月28日	4月2日
大島(気仙沼)	トルトゥーガ	4月3日	4月7日
大島(気仙沼)	セーフガード	4月3日	4月7日
女川	セーフガード	11月21日	11月24日
秋田	ハーバーズフェリー	3月18日	3月20日
新潟	フォード	7月15日	7月18日
舞鶴	フォード	7月19日	7月23日
大阪	ブルーリッジ	5月13日	5月16日
宿毛	トルトゥーガ	1月26日	1月27日
呉	ラッセン※	6月24日	6月27日
呉	マスティン※	9月16日	9月20日
広	TSGT ジョン A. チャップマン	2月17日	2月21日
広	TSGT ジョン A. チャップマン	4月25日	5月1日
広	TSGT ジョン A. チャップマン	5月25日	5月30日
広	MV アメリカンターン	7月19日	7月25日
広	TSGT ジョン A. チャップマン	9月4日	9月10日
佐伯	トルトゥーガ	1月24日	1月25日
鹿児島	ガーディアン	10月28日	10月29日
鹿児島	パトリオット	10月28日	10月29日
		延べ寄港回数	31回

※イージス艦(3回)

D10. 岐路にたつ 日本の核燃料サイクル ―国民的議論の深化が必要

11年3月11日の福島第1原発事故を契機に日本の原子力政策が根底から問われる中、使用済み核燃料の再処理※とプルトニウムの再利用を柱とする核燃料サイクル※政策も深刻な見直しを迫られている。

同サイクルの中核的施設はいずれも福島事故以前に発生した技術的トラブルからの回復の見通しが全くたっていない。まず、日本原燃(株)※の六ヶ所再処理工場は06年3月に始まった「アクティブ試験」※の中で発生した、ガラス溶融炉※で沈殿が発生、堆積するというトラブルが解決されていない。12年10月とされていた同工場の竣工・稼働の再延長は不可避となっている。

一方、プルトニウムを燃料に用いる、(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)※の高速増殖実験炉「もんじゅ」は、試験運転中の10年8月、炉内中継装置が落下するという深刻な事故を起こして停止したままである(12年5月末現在)。落下物の回収作業自体は11年2月に開始され6月24日には完了した。しかし運転再開には「ストレステスト」※に合格することが必要である。11月20日に行われた政府・行政刷新会議の「提言型政策仕分け」においては、「もんじゅ」に批判が集中した。「提言」では「もんじゅ」による高速増殖炉の研究については「存続の是非を含め、従来の体制・計画を抜本的に見直し、再検証を行う」ものとされ、12年度中の出力試験再開を前提とする予算計上は「見送るべき」であるとされた※。

再処理で抽出されたプルトニウムをMOX燃料(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料)に加工し原発で使用するプルサーマル計画についても、12年5月現在、同燃料を使用していた原発※がすべて停止している。仮にこれらの原発を再稼働するとすれば、MOX燃料特有の危険性が改めて問題化するであろう。

政府は、核燃料サイクルを含む原発、エネルギー政策に関する抜本的見直し作業を開始した。11年5月17日の新成長戦略実現会議では、「革新的エネルギー・環境戦略」を12年半ばまでに策定することが決定された。同策定作業の「中間的整理」(7月29日)※には、原発への依存度低減のシナリオを描き、その中で核燃料サイクル政策の再検証を行ってゆくとの基本方針が示された※。一方9月27日、原子力委員会には「原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会」※が設置された。同小委は「総合評価に資するデータの整理」を目的に、再処理を行わない「直接処分」を含めた、使用済み核燃料の処理・処分の諸方式の経済性の試算・比較が行われた。11月10日に公表されたコスト試算結果※によれば、120万キロワット軽水炉(過去7年間に建設)をモデルとした場合の核燃料サイクルコストは、全量を再処理する場合が最高、全量直接処分が最低、現状(一部を中間処理の後再処理)のコストはその中間であるとされた※。

11年9月の内閣府の統計※によれば、日本は、10年末現在9.94トンのプルトニウムを国内保管している。うち6.73トンが核分裂性プルトニウム※である。これに海外(英、仏)に保管されているものを加えれば、日本の保有総量は44.96トン(うち核分裂性のものは30.10トン)になる。この保有量はNPT非核兵器国では第1位である。どのような将来の原発依存度を選択するにせよ、現行の核燃料サイクル政策を継続してゆけばこの量は増加の一途をたどる。プルトニウムの安全性、保安、核不拡散上の問題、再処理施設の安全性と環境影響そしてコスト等、あらゆる側面からの国民的議論を深める必要がある。

※用語の説明「使用済み核燃料再処理」(223ページ)。

※用語の説明「核燃料サイクル」(222ページ)。

※www.jnfl.co.jp

※使用済み核燃料を実際に用いた試験。

※高レベル放射性廃棄物とガラスを混ぜて溶融、固化してガラス固化体にする装置。

※www.jaea.go.jp/04/turuga/monju_site/index.html

※激甚な地震、津波や電源喪失等を想定して、発電所全体としての炉心の損傷や保管された使用済燃料の損傷に至る安全上の余裕を数値計算により評価する。11年7月、原子力安全・保安院によってすべての原子力発電所に義務づけられた。

※内閣府行政刷新会議「事業仕分け」ウェブサイト。

※九州電力玄海3号、四国電力伊方3号、東京電力福島第一3号、関西電力高浜3号。

※11年7月29日「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的整理(エネルギー・環境会議)。

※検討結果は「エネルギー・環境に関する選択肢」(12年6月29日)等として公表された。

※鈴木達次郎委員長(原子力委員会　委員長代理)と6名の有識者から構成。

※「核燃料サイクルコスト、事故リスクコストの試算について」(見解)。

※この結果は後に体系化され「核燃料サイクル政策の選択肢に関する検討結果について」(01年6月5日)として公表された。

※「我が国のプルトニウム管理状況」(平成23年9月20日、内閣府・原子力政策担当室)。

※プルトニウム239及び241。

D11. 憂慮される韓国の「再処理」路線と日韓原子力協力協定

2011年12月9日、国会はベトナム、ヨルダン、韓国、ロシアとの原子力協力協定※を承認した。ベトナムとヨルダンは原発の新規導入を目指している。韓国は原発の長い運転実績があり、海外への原子力輸出を志向している。ロシアはウラン濃縮技術、小型原子炉技術等を保有し、国内外で新規建設プロジェクトを展開している。原子力協力協定の目的は、これらの市場に日本の原子力産業が参入してゆくことにある。これで日本が署名もしくは交渉中の原子力協力協定は14件※となった。

※正式名称は「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と<国名>との間の協定」。各協定の発効日は次のとおりである。韓国：12年1月20日、ベトナム：同1月21日、ヨルダン：同2月7日、ロシア：同5月3日。

※他の相手国は次のとおり（発効年）。加（1960年、80年改定）、英（68年、98年改定）、仏（72年、90年改定）、豪（72年、82年改定）、中（86年）、米（68年、88年改定）、ユーラトム（欧州原子力共同体、2006年）、カザフスタン（11年）。南ア、インドと交渉中。

未だ収束の見込みの立たない11年3月11日の福島第1原発事故を受けて、国内の原子力発電の安全性の見直しこそが優先されるべきであるとして、拙速な協定締結には異論が強かった。しかし、11年8月5日に閣議決定された答弁書※において管直人首相は、「我が国の原子力技術への期待」は「引き続いて高い」とし、上記4協定は「外交交渉の積み重ねや培ってきた国家間の信頼を損なうことのないよう留意し、進めていく」とした。

※答弁第345号（11年8月5日）「衆議院議員小野寺五典君提出原子力協定締結に関する管内閣の姿勢に関する質問に対する答弁書」。

11年8月6日の広島、9日の長崎の平和記念式典において管首相は「原発に依存しない社会を目指す」と述べた。「原発に依存しない社会」を目指す日本が、他国に原発を輸出するという、常識的に説明のつかない二重規準を生み出している。その背景には、今後の市場拡大を見据えた原子力産業の強い圧力がある。12年1月30日、（社）日本原子力産業協会は声明※を発し、「福島事故の教訓を踏まえ、更に安全性を向上させた技術力を持って世界に貢献してゆく」と強調した。同時に声明は次のようにも述べた。「翻ってこのことは、日本経済の成長と、『ものづくり』を基礎とする日本の技術力・産業力の維持・向上にも繋がってゆく」。

※緊急声明「問題だらけのベトナム／ヨルダンへの原発輸出一拙速な原子力協定批准に抗議」11年11月30日、NPO「環境・持続社会」研究センター（JACSES）等。www.jacses.org/sdap/nuke/

ヨルダンにおける建設予定地については、水資源の不足、活断層の存在と地震リスク、周辺人口の多さ、テロの危険性など重大な問題が指摘されている。一方、ベトナムの建設予定地は、絶滅危惧種「アオウミガメ」の生息地に近接している。加えていずれの国においても使用済核燃料の処分方法は不明確である上、地元住民は原発建設に反対している。「協力協定」の締結は、これらの問題を顧みることなく実施されたのである。

一方、韓国との協定にはこれらと次元の異なる重大な問題がある。NPT加盟の非核兵器国であるヨルダン、ベトナムとの協定は「ウラン濃縮、使用済核燃料の再処理※、プルトニウムの転換※及び資材※の生産のための技術及び設備並びにプルトニウム」の移転は協定本文で明示的に禁止している。これに対して韓国との協定ではこの禁止条項は協定本文ではなく、付属の「合意議事録」に記載された。この背景には、日本と同様に原発依存路線をとる韓国が、「再処理」の選択肢を追求しており、濃縮・再処理が不要であるとの立場を示すような文言を協定書に書けない事情がある。事実、2014年に期間満了を迎える「米韓原子力協力協定」の改訂協議の中で、韓国は「再処理」に、「日米協定」※と同じように個別同意を必要としない「包括的事前同意」を与えるよう米国に求めている。米国内では再処理への「同意」には反対論が強いと伝えられる。今後の交渉の推移が注目される。

※用語の説明「使用済み核燃料再処理」（223ページ）。

※使用済核燃料から抽出・回収された硝酸プルトニウム溶液を、燃料として使用可能な酸化物等に転換すること。

※重水素及び重水並びに原子炉級黒鉛（協定「付属書A」、A部）。

※第3国における再処理と自国内での再処理を含む。

92年2月29日に発効した盧泰愚（ノ・テウ）大統領と金日成（キム・イルソン）国家主席による「朝鮮半島の非核化に関する南北朝鮮共同宣言」※は、核兵器の生産、保有に加え核燃料再処理とウラン濃縮施設を保有しない、としている。韓国がウラン濃縮や再処理を始めれば、同宣言を韓国の側からも反故にすることになり、朝鮮半島と北東アジアの非核化という目標を後退させる。

※基礎資料1-14（248ページ）に全訳。

E1.「非核兵器地帯」への支持、自治体首長に拡大

2011年8月3日、田上富久長崎市長は、松本剛明外務大臣(当時)に北東アジア非核兵器地帯化を支持する声明と自治体首長らの署名簿を提出し、日本政府として北東アジア非核兵器地帯条約を検討するよう要請した。署名は国内104名の自治体首長と、平和市長会議※、日本非核宣言自治体協議会※の2団体が賛同したものである。

※キーワードE3(166ページ)。
※キーワードE2(164ページ)。

声明は、まず北東アジア非核兵器地帯設立への努力は、行き詰まっている6か国協議に、「新しい積極的な次元」をもたらし、地域の非核化とともに、「核兵器のない世界」に向けた国際的気運を高める」ことに貢献するとする。

また声明は、北東アジア非核兵器地帯には、日本、韓国など核の傘に依存する国が含まれる予定であるが、非核地帯が確立すれば、これらの国に「核兵器に依存しない安全保障政策に移行する」道筋を提供することになるとしている。さらに声明は、非核地帯の現実的な一つの形として「3+3」の枠組みに言及した。すなわち、韓国、北朝鮮、日本の3か国が非核兵器地帯を形成し、近隣の3つの核兵器国(中国、ロシア、米国)がこれを支持し、核による攻撃や威嚇をしない消極的安全保証※を与えるという枠組みである。

※用語の説明「消極的安全保証」(223ページ)。

松本外相は、「日本は核軍縮・不拡散に最も熱心に取り組んできた。実現は容易でないが、目指すところは重なるので、多くの自治体から寄せられた声をしっかりと受け止めたい」と述べた※。一方、佐藤悟外務報道官は記者会見で「北東アジアにはさまざまな脅威が存在しており、米国の抑止力で安全を担保されている」とした上で「国際情勢の動向を勘案しながら検討する」と述べた※。これに対して田上市長は記者会見で「北東アジアの非核化が難しいのは分かっているが、被爆国として構想実現に向けた姿勢をしっかり示してほしい」と強調した。100人を超す自治体首長が連名で、北東アジア非核兵器地帯の実現を日本政府に要請したのは、初めてのことである。

※「NHK」11年8月3日。
※「中国新聞」11年8月4日。

この署名は09年3月、ピースデポを含む日韓4NGO※が呼びかけ、同年5月、ニューヨークでの2010年NPT再検討会議第3回準備委員会に向け国際的な世論を作るべく始まった。

※日本:ピースデポ、ピースボート、韓国:平和ネットワーク、参与連帯。

署名者は11年8月以降も増加を続けた。12年3月29日、田上長崎市長は289名の署名簿※を山口壮外務副大臣に手渡した。山口副大臣は、「核兵器のない世界へ向けての方法はいろいろあると思う。非核地帯化もその一つだと思うので検討したい」※と述べた。この時点において広島、長崎、沖縄など7県※では、10人を超える賛同が得られている。また広島市、長崎市をはじめとする県庁所在地11市※、及び京都市、川崎市、広島市という人口100万人を超える3つの市が含まれる。

※データシート16(158ページ)。
※「読売新聞」、12年3月30日。
※千葉県、神奈川県、長野県、広島県、長崎県、熊本県、沖縄県。
※水戸市、京都市、奈良市、鳥取市、広島市、高松市、高知市、長崎市、宮崎市、鹿児島市、那覇市。

そうした中、12年4月5日の参議員予算委員会で、岡田克也副総理は北東アジア非核兵器地帯を「是非実現したい」、「核なき世界に向かって極めて大きな一歩だ」とした上で同条約を「核を北朝鮮に諦めさせる手段としても活用することは可能」との見解を述べた※。これは、従来の政府見解からの大きな前進であった。このような考え方を支持する広範な世論を形成するために、自治体首長や国会議員への支持拡大をよりいっそう強めていく必要がある。

※資料3-14(318ページ)。

データシート

16. 北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名 12年4月1日現在

●署名文

北東アジアの非核兵器地帯化を支持します

私たちは、北東アジアに非核兵器地帯を設立するための努力を支持します。それは、「核兵器のない世界」に向けた国際的気運を高めるとともに、北東アジア地域の安定と平和を実現するための緊急で時宜を得たイニシャティブです。

北東アジア非核兵器地帯を設立するという目標を掲げることは、現在行われている韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、日本、中国、ロシア、米国による「6か国協議」に新しい積極的な次元をもたらすでしょう。6か国協議が掲げている「朝鮮半島の検証可能な非核化」(6か国共同声明。05年9月19日)という目標がより大きなビジョンの下に置かれるからです。

「核兵器のない世界」の実現は、核兵器保有国だけでなく、とりわけ安全保障を核の傘に依存している国を含む全ての国の責務です。そのためには、すべての国が核兵器に依存しない安全保障政策に移行する道を追求する責任があります。北東アジア非核兵器地帯は、日本、韓国など北東アジアの関係国にこのような道筋を提供することになります。

北東アジア非核兵器地帯の現実的な一つの形として「3+3」の枠組みがあります。それは韓国、北朝鮮、日本の3か国が中心となって非核兵器地帯を形成し、近隣核兵器国(中国、ロシア、米国)がこれを支持して安全の保証を与えるというものです。この形は1992年の「朝鮮半島の非核化南北共同宣言」と日本の非核三原則を基礎にできる利点があります。

私たちは、世界中の国政、地方政治にたずさわる政治家の皆さん、市民団体及び個人の皆さんが、北東アジア非核兵器地帯を支持し、その実現のためにともに力を出しあうことを呼びかけます。

(呼びかけ)日本:ピースデポ、ピースボート
韓国:平和ネットワーク、参与連帯

●自治体関係団体の賛同(2団体)

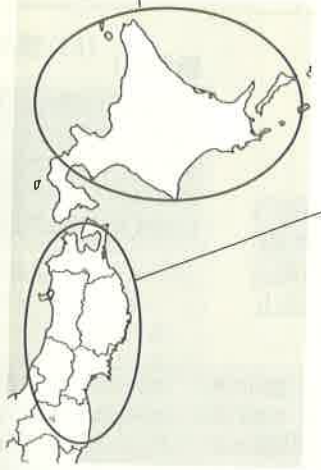
平和市長会議　　日本非核宣言自治体協議会

●自治体首長の賛同(289名)

(首長氏名は賛同した時点のもの。)

【北海道】(28)

安久津勝彦(足寄町長)
伊藤喜代志(比布町長)
蝦名大也(釧路市長)
清澤茂宏(芦別市長)
工藤壽樹(函館市長)
工藤　広(稚内市長)
小谷毎彦(北見市長)
小林康雄(士幌町長)
坂下一幸(様似市長)
佐々木智雄(剣淵町長)
佐藤多一(津別町長)
佐藤広高(釧路町長)
佐藤芳治(上川町長)
嶋　保(余市町長)
鈴木直道(夕張市長)
高橋定敏(留萌市長)
高橋貞光(せたな町長)
髙橋幹夫(美唄市長)
竹中　貢(上士幌町長)
田村光義(中札内村長)
中宮安一(七飯町長)
新村卓実(奥尻町長)
西川将人(旭川市長)
福島世二(倶知安町長)
伏見悦夫(大樹町長)
本間順司(古平町長)
村瀬　優(広尾町長)
米沢則寿(帯広市長)



【東北】(19)

秋田(4)

栗林次美(大仙市長)
齊藤滋宣(能代市長)
長谷部　誠(由利本荘市長)
横山忠長(にかほ市長)

岩手(3)

菅原正義(平泉町長)
髙橋敏彦(北上市長)
山本正徳(宮古市長)

山形(4)

内谷重治(長井市長)
佐藤　清(村山市長)
佐藤誠七(白鷹町長)
安部三十朗(米沢市長)

宮城(5)

伊藤拓哉(色麻町長)
大友喜助(角田市長)
齋藤邦男(亘理町長)
佐々木功悦(美里町長)
滝口　茂(柴田町長)

福島(3)

佐藤　力(国見町長)
鈴木義孝(三春町長)
高橋宣博(桑折町長)

データシート

16. 北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名(続き)

12年4月1日現在

(首長氏名は賛同した時点のもの。)

【近畿】(31)

京都(5)

太田貴美（与謝野町長）
門川大作（京都市長）
寺尾富爾（京丹波町長）
松山正治（福知山市長）
山崎善也（綾部市長）

滋賀(5)

泉　峰一（米原市長）
西澤久夫（東近江市長）
橋川　渉（草津市長）
藤澤直広（日野町長）
宮本和宏（守山市長）

兵庫(4)

酒井隆明（篠山市長）
嶋田雅義（福崎町長）
中川智子（宝塚市長）
山中　健（芦屋市長）

奈良(9)

岩﨑万勉（平群町長）
竹内幹郎（宇陀市長）
仲川げん（奈良市長）
西本安博（安堵町長）
東川　裕（御所市長）
平岡　仁（広陵町長）
森　宏範（三郷町長）
山下　真（生駒市長）
吉田誠克（大和高田市長）

大阪(5)

神谷　昇（泉大津市長）
竹内　脩（枚方市長）
田中誠太（八尾市長）
馬場好弘（寝屋川市長）
吉田友好（大阪狭山市長）

三重(1)

岩田昭人（尾鷲市長）

和歌山(2)

井本泰造（かつらぎ町長）
田嶋勝正（串本町長）





【中部】(48)

石川(1)

粟　貴章（野々市町長）

福井(1)

奈良俊幸（越前市長）

富山(3)

澤﨑義敬（魚津市長）
脇　四計夫（朝日町長）
堀内康男（黒部市長）

新潟(5)

上村清隆（湯沢町長）
篠田　昭（新潟市長）
関口芳史（十日町市長）
谷井靖夫（小千谷市長）
二階堂馨（新発田市長）

岐阜(5)

日置敏明（郡上市長）
藤原　勉（本巣市長）
堀　孝正（瑞穂市長）
水野光二（瑞浪市長）
室戸英夫（北方町長）

愛知(8)

石川英明（豊明市長）
江戸　満（扶桑町長）
大野紀明（稲沢市長）
片岡恵一（岩倉市長）
榊原純夫（半田市長）
田中志典（犬山市長）
林　郁夫（知立市長）
籾山芳輝（武豊町長）

【関東】(50)

群馬(5)

阿久津貞司（渋川市長）
岡野光利（富岡市長）
富岡賢治（高崎市長）
星野巳喜雄（沼田市長）
安樂岡一雄（館林市長）

栃木(2)

斎藤文夫（日光市長）
津久井富雄（大田原市長）

埼玉(3)

石津賢治（北本市長）
川合善明（川越市長）
久喜邦康（秩父市長）

東京(4)

小林正則（小平市長）
馬場一彦（東久留米市長）
邑上守正（武蔵野市長）
矢野　裕（狛江市長）

神奈川(12)

青木　健（真鶴町長）
阿部孝夫（川崎市長）
鈴木恒夫（藤沢市長）
大矢明夫（清川村長）
落合克宏（平塚市長）
加藤憲一（小田原市長）
加藤修平（南足柄市長）
中﨑久雄（大磯町長）
服部信明（茅ヶ崎市長）
平井竜一（逗子市長）
古谷義幸（秦野市長）
山口昇士（箱根町長）

茨城(7)

海野　徹（那珂市長）
高橋　靖（水戸市長）
中島　栄（美浦村長）
中山一生（龍ヶ崎市長）
保立一男（神栖市長）
村上達也（東海村長）
吉原英一（坂東市長）

千葉(17)

井崎義治（流山市長）
伊澤史夫（白井市長）
石井俊雄（長生村長）
岩田利雄（東庄町長）
太田　洋（いすみ市長）
金坂昌典（大網白里町長）
北村新司（八街市長）
小泉一成（成田市長）
齊藤　隆（横芝光町長）
佐渡　斉（四街道市長）
猿田寿男（勝浦市長）
椎名千収（山武市長）
菅澤英毅（多古町長）
根本　崇（野田市長）
水越勇雄（木更津市長）
蕨　和雄（佐倉市長）
山崎山洋（印西市長）

長野(14)

青木　悟（下諏訪町長）
足立正則（飯山市長）
井出玄明（北相木村長）
牛越　徹（大町市長）
太田紘熙（白馬村長）
熊谷元尋（高森町長）
近藤清一郎（千曲市長）
清水　澄（原村長）
白鳥　孝（伊那市長）
菅谷　昭（松本市長）
田上正男（上松町長）
田中勝巳（木曽町長）
藤巻　進（軽井沢町長）
牧野光郎（飯田市長）

山梨(5)

石田壽一（西桂町長）
志村　学（富士川町長）
角野幹男（昭和町長）
中込博文（南アルプス市長）
望月仁司（身延町長）

静岡(6)

栗原裕康（沼津市長）
齊藤　栄（熱海市長）
清水　泰（焼津市長）
鈴木　尚（富士市長）
須藤秀忠（富士宮市長）
豊岡武士（三島市長）

データシート

16. 北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名（続き）

12年4月1日現在

（首長氏名は賛同した時点のもの。）

【九州】（51）

佐賀（2）

江頭正則（吉野ヶ里町長）
谷口太一郎（嬉野市長）

長崎（13）

井上俊昭（新上五島町長）
奥村槇太郎（雲仙市長）
黒田成彦（平戸市長）
田上富久（長崎市長）
田中隆一（西海市長）
友広郁洋（松浦市長）
中尾郁子（五島市長）
葉山友昭（長与町長）
平瀬　研（時津町長）
藤原米幸（南島原市長）
古庄　剛（佐々町長）
松本　崇（大村市長）
宮本明雄（諫早市長）

熊本（10）

荒木義行（合志市長）
北里耕亮（小国町長）
田嶋章二（苓北町長）
田中信孝（人吉市長）
廣瀬親吾（水上村長）
前畑淳治（荒尾市長）
宮本勝彬（水俣市長）
元松茂樹（宇土市長）
森本完一（錦町長）
安田公寛（天草市長）

鹿児島（7）

荒木耕治（屋久島町長）
渋谷俊彦（出水市長）
隅元　新（伊佐市長）
長野　力（西之表市長）
前田終止（霧島市長）
元田信有（宇検村長）
森　博幸（鹿児島市長）

福岡（9）

有吉哲信（宮若市長）
釜井健介（豊前市長）
齊藤守史（飯塚市長）
篠﨑久義（粕屋町長）
松岡　賛（嘉麻市長）
三浦　正（篠栗町長）
三田村統之（八女市長）
南里辰己（志免町長）
八並康一（行橋市長）

大分（5）

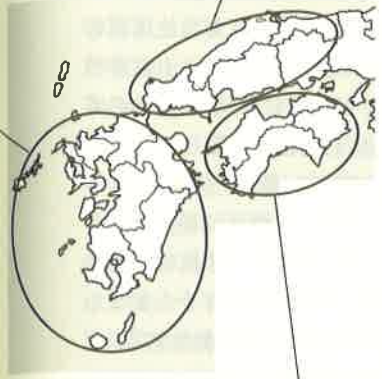
是永修治（宇佐市長）
坂本和昭（九重町長）
佐藤陽一（日田市長）
橋本祐輔（豊後大野市長）
吉本幸司（津久見市長）

宮崎（5）

黒木健二（日向市長）
首藤正治（延岡市長）
谷口義幸（日南市長）
戸敷　正（宮崎市長）
橋田和実（西都市長）

【沖縄】（15）

新垣邦男（北中城村長）
安里　猛（宜野湾市長）
石嶺傳實（読谷村長）
稲嶺　進（名護市長）
上間　明（西原町長）
翁長雄志（那覇市長）
川満栄長（竹富町長）
儀間光男（浦添市長）
島袋俊夫（うるま市長）
島袋義久（大宜味村長）
城間俊安（南風原町長）
東門美津子（沖縄市長）
中山義隆（石垣市長）
野国昌春（北谷町長）
浜田京介（中城村長）



【中国】（26）

島根（2）

近藤宏樹（安来市長）
田中増次（江津市長）

鳥取（3）

竹内　功（鳥取市長）
竹内敏朗（江府町長）
松本昭夫（北栄町長）

広島（15）

入山欣郎（大竹市長）
藏田義雄（東広島市長）
小坂政司（竹原市長）
眞野勝弘（廿日市市長）
滝口季彦（庄原市長）
竹下正彦（北広島町長）
羽田　皓（福山市長）
浜田一義（安芸高田市長）
平谷祐宏（尾道市長）
松井一實（広島市長）
三村裕史（熊野町長）
山岡寛次（海田町長）
山口寛昭（世羅町長）
吉田隆行（坂町長）
和多利義之（府中町長）

岡山（6）

井出紘一郎（真庭市長）
片岡聡一（総社市長）
黒田　晋（玉野市長）
高木直矢（笠岡市長）
武久顕也（瀬戸内市長）
西田　孝（勝央町長）

【四国】（21）

愛媛（4）

井原　巧（四国中央市長）
清水　裕（大洲市長）
清水雅文（愛南町長）
髙須賀　功（東温市長）

香川（7）

綾　宏（坂出市長）
新井哲二（丸亀市長）
大西秀人（高松市長）
大山茂樹（さぬき市長）
白川晴司（観音寺市長）
平岡政典（善通寺市長）
藤井秀城（東かがわ市長）

高知（9）

今西芳彦（本山町長）
岡﨑誠也（高知市長）
門脇槇夫（香美市長）
笹岡豊徳（須崎市長）
杉村章生（土佐清水市長）
田中　全（四万十市長）
戸梶眞幸（日高村長）
矢野富男（椿原町長）
吉岡珍正（越知町長）

徳島（1）

河野俊明（石井町長）

E2. 日本非核宣言自治体協議会、「北東アジア非核兵器地帯」を推進

日本非核宣言自治体協議会(以下、協議会)※は、「全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を行った自治体間の協力体制を確立すること」を目的に1984年に設立された非核宣言自治体※の協議組織である。12年4月1日現在、全国の非核宣言自治体数の18%にあたる282自治体が加盟している※。

協議会は非核自治体の活動に関する調査や情報発信、平和事業担当自治体職員の研修会開催※、原爆巡回展やミニミニ原爆展など、多方面にわたる活動を通じて非核自治体の取り組みを力強くバックアップしてきた。2008年から始まった「親子記者事業」は、会員自治体の小学生と保護者を記者として長崎へ招き、平和祈念式典や被爆者への取材を新聞として発刊することを続けている。また、長年、核保有国による核実験や核爆発を伴わない未臨界核実験の実施に対し、会長名での抗議や要請を続けてきた。2011年においては米国の24回目となる未臨界核実験に対し、10月14日に米国、及び日本政府に宛てた書簡※を提出している。更に11年5月23日、及び2012年1月6日、1月10日の3回、Zマシンによる新型核実験※への抗議声明を発している。

10年11月、市長が協議会副議長である藤沢市は、市制施行70周年記念事業として「平和の輪を広げる湘南・江の島会議」を開催した。そこでは神奈川県内全34自治体連名による「湘南・江の島 かながわ自治体平和アピール」※などが採択された。11年8月27日には、この流れを受けて「第1回ずし平和デー」が、市民と市で構成する実行委員会により開催されている。

※会長は長崎市の田上富久長崎市長。副会長は神奈川県藤沢市の海老根靖典市長、大阪府枚方市の竹内脩市長、広島市の松井一實市長、広島県廿日市市の眞野勝弘市長、那覇市の翁長雄志市長の5名(2011年12月31日現在)。
事務局:長崎市平和推進課
〒852-8117長崎市平野町7番8号(長崎原爆資料館内)/TEL:095-844-9923/FAX:095-846-5170/www.nucfreejapan.com/info@nucfreejapan.com

※非核宣言自治体とは、核兵器廃絶や「非核三原則」の堅持を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体をいう。米ソ冷戦のさなか、80年に英マンチェスター市が最初に非核兵器地帯であることの宣言を行い、その後世界的に広がった。

※データシート20(210ページ)。

※2011年度は、第1回が長崎市、第2回が神奈川県相模原市で開催された。

※書簡のURLは以下。www.nucfreejapan.com/kaku_1_31.htm

※キーワードC1(90ページ)。

※資料3-16(327ページ)。「かながわ自治体平和アピール」のURLは以下。
www.city.fujisawa.kanagawa.jp/content/000345473.pdf#search

いる。

2011年5月24日の第28回総会決議は、福島事態※に言及し次のように述べた。「今回の『東日本大震災』によりひき起こされた福島第1原子力発電所の事故により、放射線の脅威に国内外の関心が高まった。広島や長崎では66年前の放射線による後障害は今も続いており、多くの人々が生涯にわたり苦しんでいる。核兵器の攻撃による放射線は凄まじく、『核兵器の使用は決してゆるされない』という認識を深める契機になると考える。人間を放射線で攻撃する核兵器がいかに非人道的な兵器であるか、私たちはこれを機会にこれまで以上に強く訴えていきたい」。

協議会はこれまでも、年次総会や全国大会で採択された決議を通じて、北東アジア非核兵器地帯の実現をくり返し訴えてきた。第28回総会決議※においても、「核抑止力に依存しない安全保障の確立には、日本と韓国と北朝鮮の3カ国を非核地帯にする『北東アジア非核兵器地帯』※構想の実現が重要である。今後も、私たちは北朝鮮に核兵器の放棄を求めるとともに構想の実現を求めていく」と訴えた。決議は、国連事務総長、ジュネーブ軍縮局のほか、5つの核兵器国(米、英、ロ、仏、中)、インド、パキスタン、イスラエルの在日大使、国連北朝鮮代表部、そして日本政府に送付された。

上記総会決議を受け、日韓NGOが呼びかけている北東アジア非核兵器地帯を求める署名について、協議会として賛同の輪を広げることを推進し、多くの協議会会員自治体の首長が名を連ねている※。また、協議会作成のパンフレット「北東アジア非核兵器地帯の創設に向けて」は、11年末にリニューアルされている。

「北東アジア非核兵器地帯」の実現に向けて日本政府を動かしてゆくには、大きな世論が必要である。「核兵器のない世界」への国際的気運の中において、全自治体の80%以上を占める非核自治体が示すビジョンと行動はますます重要性を高めてゆくであろう。

※キーワードE9(178ページ)。

※協議会HPに全文。

※用語の説明「非核兵器地帯」(224ページ)。

※キーワードE1(156ページ)。データシート16(158ページ)。2012年4月1日現在、広島・長崎市長をはじめ289人の首長が署名している。

E3. 平和市長会議、加盟都市数5000を超える

国際NGO「平和市長会議」※は、2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた段階的行動計画「2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を提唱し、各国の自治体、NGO、市民との連携のもと、国際的な運動を展開している。

「2020ビジョン」への賛同は、加盟自治体のみにとどまらず、欧州議会、都市・自治体連合（UCLG）、全国市長会（日本）、日本非核宣言自治体協議会など、国内外の多くの自治体組織からも繰り返し表明されてきた。11年6月20日には、全米市長会議※が、その第79回年次総会において、2020年までの核兵器廃絶に向けた努力を大統領に求めるとともに、核兵器予算の大幅削減を議会に要請する決議を採択した※。同会議は、人口3万人以上を有する米国の都市（現在1,309）を対象とした超党派の会員制組織である。総会は、類似の決議を04年及び06年以後の毎年採択しているが、今回は従来の主張である「2020年ビジョンへの支持」に加え、政府の核兵器政策に対する批判を全面に打ち出すとともに、財政危機に対処するために、核兵器予算を民生ニーズに再配分することを強調する内容となった。決議の原動力には米国の平和市長会議参加自治体と草の根市民の運動があったと伝えられる。

平和市長会議が呼びかけ、一般市民の参加する署名活動もさらなる広がりを見せている。10年12月に開始された「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める市民署名に対する賛同は、12年6月1日現在で490,633筆にのぼる※。この「核兵器禁止条約」市民署名の前に取り組まれたCANT（「都市を攻撃目標にするな」）市民署名には、10年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議時点で約102万筆（07年2月からの累計）の賛同が寄せられ、その一部は現在、国連本部に常設展示されている。

平和市長会議の「顔」として、広島、長崎市長が国内外の主要会議に参加することも多い。11年10月12、13日には、平和市長会議を代表して田上富久長崎市長が、カザフスタンの首都アスタナで開催された「核兵器のない世界を目指す国際フォーラム」に出席した。カザフスタンのセミパラチンスク核実験場の閉鎖20周年を記念した催しである。同実験場では旧ソ連時代の約40年間に468回の核実験が行われ、現在まで多くの人々が放射能汚染の後遺症に苦しみ続けている。

11年9月16日、平和市長会議は、長らく目標としていた加盟都市数5000を達成した。12年4月1日現在、平和市長会議への加盟自治体数は153か国・地域の5,221都市である。地域別にみると、欧州の加盟都市が45か国2,351都市とその最大を占め、次がアジアの30か国1,583都市である。日本国内の加盟自治体数は、全市区町村数（1,742）の約65%にあたる1,139と、着実にその数を伸ばしている※。

加盟都市数の5000突破を記念し、平和市長会議は原爆被害の実相等に関するポスター（**写真**）を作成した。



出典：広島市HP



※広島市、長崎市が提案した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界の都市によって構成される。2011年末現在、会長は松井一實広島市長（11年4月10日の広島市長選挙を受け、秋葉忠利前市長より交代）。副会長は田上富久長崎市長を含む13市町。
事務局：広島市中区中富町1番5号（財）広島平和文化センター平和連帯推進課内／TEL：082-242-7821／FAX：082-242-7452／www.mayorsforpeace.org/jp/index.html

※www.usmayors.org

※「核兵器・核実験モニター」第380号（11年7月15日）に全訳。

※平和市長会議HPから、署名用紙のダウンロードならびにオンライン署名が可能。

※データシート21（219ページ）。

E4. 広島、長崎で新しい動き

2011年から12年にかけて、広島、長崎の両被爆地では、新しい動きが立ち上がった。

広島では、11年11月、核兵器廃絶や復興・平和構築などの課題について広島が果たすべき役割を示した「国際平和拠点ひろしま構想」※が広島県の湯崎英彦知事によって打ち出された。廃墟から復興した被爆都市の経験を生かし、「国際平和を進展させる拠点としての広島の役割の強化」を目指したものである。同構想の策定委員には、明石康・元国連事務次長(座長)、「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND)の共同議長を務めた川口順子元外相とギャレス・エバンズ元豪外相、08年に「核なき世界」の論考をウォール・ストリート・ジャーナル紙に発表したうちの一人であるウィリアム・ペリー元米国防長官ら、国内外の安全保障や国際政治の専門家、政治家らが名を連ねた。

※www.pref.hiroshima.lg.jp/site/peace/

構想は、広島が果たすべき役割として、①核兵器廃絶へのロードマップへの支援、②核テロの脅威の削減、③平和な国際社会構築のための人材育成、④核軍縮、紛争解決、平和構築のための研究集積、⑤持続可能な平和支援メカニズムの構築、の5つを挙げる。具体的な取り組みとしては、たとえば上記①に関しては、(1)政府間交渉を視野に入れ、多国間軍縮プロセスの開始に向けたラウンドテーブル(高官等が個人資格で参加するトラックツー)の広島開催の提案と支援、(2)核不拡散条約(NPT)再検討会議の最終文書や、ICNNDの報告書等に基づく、スコアカード(成績表)等による評価や採点、といった行動計画が挙げられた。スコアカードについては、

10年5月のNPT再検討会議最終文書で採択された64項目の行動計画に照らして各国の核軍縮や不拡散への取り組みを評価する作業が始動している。報道される限りでは、この評価は核兵器の保有国・事実上の保有国を対象とするものであるが、広島「ならでは」の取り組みとしては日本政府の核兵器依存政策に対しても被爆地の視点から分析・評価してゆくことが重要であろう。

一方、長崎においては、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)※の設立に向けた準備が着々と進められた。

※12年4月1日、RECNA(レクナ。センター長:梅林宏道)が発足した。www.recna.nagasaki-u.ac.jp

長崎大学(片峰茂学長)の前身である旧制長崎医科大学は、1945年8月9日の原爆投下における爆心地から至近にあり、多数の学生、教職員、医療職員、患者等が犠牲になったという歴史を持つ。そうした背景から、長崎大学は、核兵器のない世界の追求を「原爆被ばくを実体験したアカデミア」の責務であると長年位置付けてきた。そうした中で、センター発足への具体的後押しとなったのは、09年のオバマ米大統領によるプラハ演説に始まる核兵器のない世界への世界的潮流であり、また、被爆体験を語れる人々の高齢化という被爆地の切実な事情である。民間の研究所である長崎平和研究所※が10年3月に閉所したことも影響し、地域市民や自治体からも大学に平和研究施設の設置を求める声が高まっていった。

※鎌田定夫元長崎総合科学大学教授が1997年に設立。

こうして10年6月、長崎大学は同平和構築研究センター(仮称)設置検討委員会を招請し、学内外の専門家や県・市の関係者らが検討を開始した。議論の過程では、センターの役割や趣旨についての幅広い意見交換が行われたが、被爆地長崎として核兵器廃絶を冠した研究施設を設立することで意見がまとまり、11年7月27日、長崎大学核兵器廃絶研究センター(仮称)設置検討委員会答申に結実した。「核兵器廃絶」を名称に掲げる、世界でも例を見ない大学付属の研究センターはこうして生まれていった。

E5. 原爆症「集団訴訟」に区切り ——なお続く認定却下に新訴訟

2011年12月21日、大阪地裁は、原爆症認定集団訴訟(近畿第3次)に関し、原告5名のうち4名の原爆症認定却下処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡した。同判決は、国の主張を退け、「誘導放射化物質及び放射線降下物を体内に取り込んだことによる内部被曝の可能性がないかどうかを十分に考慮する必要がある」こと、及び「内部被曝による身体への影響には、一時的な外部被曝とは異なる性質が有り得る」ことを確認するものであった。

この判決をもって、03年4月開始以来、17地裁で306名が提訴した「集団訴訟」は、09年8月6日に日本原水爆被害者団体協議会(被団協)と政府の間で交わされた「確認書」※に従い、ひとつの大きな区切りを迎えた。

※「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」(2009年8月6日)。当時係争中の事案については、一審判決を最終判決とする等の条件の下で、原告側は集団訴訟を終結することを確認した。

「集団訴訟」の過程で浮き彫りになったのは、01年以来の国の原爆症認定基準※とその運用に、内部被ばくや残留放射線の影響を不当に過小評価するという根本的誤りがあったことである。06年5月の大阪地裁判決を皮切りに原告勝訴が続く中、国は「認定基準」を見直し、08年4月から「新しい審査の方針」※の運用を始めた。さらに、裁判の長期化により勝訴や解決を知らないまま人生を終えた原告も出る中、裁判の早期終結と全面解決を意図して交わされたのが09年8月の「確認書」であった。「確認書」に基づき「原爆症認定集団訴訟の原告を救済するための基金法」※が制定され、敗訴した原告を救済するための基金が設立された。

※「原爆症認定に関する審査の方針」(01年5月25日)。白血病、悪性腫瘍、副甲状腺機能亢進症を対象として「DS86」と呼ばれる放射線量の評価基準を用いて、「原因確率」を計算し、原因確率が「おおむね50%以上」である場合に原爆症と認定する。

※厚生労働省HP「原爆症認定」サイト。

※「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」(09年12月9日、法律第99号)。

このような成果を「集団訴訟」は生んだ。しかし、被爆者の救済には、なお多くの課題が残されている。特に問題なのは、「新しい審査の方針」の下にあっても依然として高い率での認定却下が続いていることである。11年の厚労省統計によれば、年間4,227件の申請に対して認定は1,966件、2,261件が却下されている。新方針では、7つの疾病※を「積極的に認定する」対象としているが7疾病のうち3疾病については、「放射線起因性が認められる」という条件が付けられている。これら3疾病については申請の9割が却下(却下984件、認定108件)されている。全却下件数の44%がこれら3疾病である。

※悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症、放射線白内障、並びに「放射線起因性が認められる」心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変。

このように認定却下が続く中で「新しい審査の方針」の下で認定を却下された被爆者が、新しい訴訟を起こしている。10年8月の大阪を皮切りに、長崎、広島、岡山、名古屋、札幌そして11年8月の熊本まで、新訴訟の原告は59名に上る。熊本の原告団は、「厚生労働省が、従来の認定審査の枠組みにこだわり、司法判断の水準に認定基準を改めることを頑なに拒んでいる結果、全国的に大量の切り捨てが発生して」いる※と国の姿勢を批判している。このように裁判を通じて国の施策の在り方を問う被爆者のたたかいは続いている。

※第2次熊本原爆症訴訟原告団・弁護団「提訴にあたって」(11年1月13日)。

他方、在外被爆者からは別の訴えがなされている。11年5月23日には、中国と台湾の被爆者15人が、旧厚生省「402号通達」※が03年3月に廃止されるまでの間、健康管理手当の受給が認められなかったために精神的苦痛を受けたとして、国に損害賠償を求める訴訟を、広島地裁に提訴した。これは、08年に始まった韓国、米国、ブラジル、カナダなどの在外被爆者約3千人が起こしている集団訴訟の一環であり、中国と台湾の被爆者が加わるのは初めてのことである。

※1974年7月に厚生省(当時)が出した通達。日本国を出国した在外被爆者は、既に取得した被爆者としての権利(原爆医療法、原爆特別措置法、被爆者援護法による被爆者健康手帳の交付・所持、医療費支給、手当支給等)を失権するとした。

11年3月末現在、国内で被爆者健康手帳を所持する被爆者は21万9410人、平均年齢は77.4歳である。10年間で7万人強の方々が亡くなっている。また海外で暮らす被爆者健康手帳の所持者は、08年3月末時点※で韓国、米国、ブラジルなどに計約4300人とされている。

※厚生労働省HP「在外被爆者対策」にデータがあるのは08年3月末の総数のみである。

E6. 非核特使、被爆の実相を伝える

「非核特使」は、10年8月に菅直人首相が広島・長崎の平和記念式典において、被爆者の方々に「日本を代表して、様々な国際的な場面で、核兵器使用の悲惨さや非人道性、平和の大切さを世界に発信していただけるようにしたい」として打ち出した制度であり、翌9月から事業が開始されたものである。各種国際会議や原爆展などの国際的な機会を通じて、自らの実体験に基づく被爆証言を実施すること等により、核兵器使用の惨禍の実相を広く国際社会に伝達し将来の世代に継承していくことを任務とする。

原爆展や証言会などを主催する市民団体や地方自治体の長が申請を行い、これを受けて、外務省軍縮不拡散・科学部長が被爆者らを委嘱する。委嘱は、当該活動を行っている期間だけである。非核特使は、核軍縮・不拡散政策に関する日本政府の立場を代表するものではないことが制度上明記されている。国籍条項はなく外国人被爆者でも委嘱が可能であり、また、被爆2世の委嘱実績もある。この非核特使制度は、実質的な予算措置を伴わないでスタートし、現在もそのままである。

外務省まとめによると、10年9月から11年5月までに計32人が委嘱されている。その内容は、国連軍縮フェローシップ、国連事務局総会部長の来日、報道関係者招聘事業など、政府が諸外国からの来賓を広島・長崎に招聘した際の証言活動や、「タイ・チェンマイにおける原爆展及び被爆者講話」「フランス・アングレットにおける『広島の夕べ』と現地学校等における被爆者講話」「ネパールにおける原爆写真パネル展」など諸外国での活動などが含まれる。海外在住被爆者によるビデオ・メッセージ提供などが含まれる※。

なかでも特徴的なものは、ピースボートによる「ヒバクシャ地球一周　証言の航海」の取り組みであり、11年には約4カ月の船旅の期間、計9名の特使が委嘱されている※。同「証言の航海」においては、タヒチの核実験被害者との証言交流、オーストラリアのウラン鉱山の先住民や長崎の高校生平和大使を交えた「グローバル・ヒバクシャフォーラム」の開催、コロンビアのサントス大統領との面会、アウシュビッツ訪問と生存者との交流といったプログラムが行われた。航海途中に東日本大震災と福島における原発事故が発生したため、その直後、ジュネーブ国連代表部で開かれた証言会（日本政府との共催）やイタリアやギリシャなどでの市民との交流会では、原爆被爆者として原発問題についてどう考えるかといった議論が活発に行われた。帰国した被爆者らは、「かつて放射能の人体実験を受けた日本が、放射能の問題で世界に心配をかけている」「原発に頼らない政策への転換が必要では」などと振り返っている※。

11年8月、広島・長崎の平和記念式典の機会に、非核特使と菅首相の懇談会が行われた。被爆者らは、非核特使として活動した手応えや意義深さを語り、制度の継続と、財政支援の検討について要請した。市民団体等が申請した際に、渡航費用などの財政支援は一切行われていない。海外での証言会において、現地日本大使館が職員を派遣したり、渋滞をさけるための現地交通の先導などの支援が行われる場合がある程度である。財政措置を確立し、意義や成果をさらに普及していくことが今後の課題である。



2011年3月14日スイス・ジュネーブ国連欧州本部にて／各国大使らを前にドイツの学生らと交流した体験を語る広島被爆者の平井昭三さん（左から2人目）。


2011年3月16日イタリア・ローマにて／原発をめぐる国民投票を前に被爆者を取材しようと集まったメディアに対し、原発を含めた核廃絶を訴える広島被爆者の壷井進さん（右）。

※外務省「非核特使委嘱実績」www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/tokushi/zisseki.html

※ピースボートのおりづるプロジェクト www.peaceboat.org/info/hibakusha/index.shtml

※朝日新聞・横浜版（11年4月19日）「「原発事故への思い、何度も問われた」被爆者ら、世界一周から帰国」

E7. PNND、中東非核兵器地帯支援の議員活動を強化

核軍縮・不拡散議員連盟

「核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)」※は、80か国800人以上の国会議員が参加する超党派の国際議員ネットワークである。核軍縮・不拡散に関する最新の情報・資料の相互提供や人的交流を通じて、議員活動を活性化することを目的としている。

PNNDはこれまで、核兵器禁止条約、非核兵器地帯、米戦術核の欧州配備、米ロ新戦略兵器削減条約、核兵器予算などのテーマで、各国・地域議会への働きかけ、議員署名活動、シンポジウム開催といった有志議員による取り組みを展開してきた。とりわけ、本イアブックの対象期間においては、2010年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議の成果を積極的に活用し、「核兵器のない世界」への具体的行動を各国政府に促すための取り組みが強化された。

そうした活動の一環として、11年6月7日、PNND共同代表7氏(当時)と評議員3氏※が、5核兵器国(米国、ロシア、フランス、英国、中国。「P5」)によるNPT再検討会議フォローアップ会議(6月30日～7月1日、パリ)※に向けた連名のメッセージを発した※。メッセージは2010年の全会一致の最終文書がP5に求めた7項目の核軍縮措置を想起するとともに、パリ会議が国際社会の期待に応える成果を上げるよう要請するものであった。

2010年最終文書は長らく足踏みしていた中東決議の履行についても一歩前進させた※。この気運をさらに高めるために、11年10月15、16日にスイスのベルンで開催されたPNND総会(「核兵器なき世界への枠組みを構築する:国会議員の役割」)※は、「中東非核・非大量破壊兵器地帯を支持する議員声明」※を採択し、中東地域をはじめ世界各国の議員に支持を呼びかけた。このほかにも、12年に予定されている地帯設立のための中東会議の開催に向け、PNNDは各国政府、NGO等との協力を続けている。

一方、PNNDの日本支部である「PNND日本」※(会長:河野太郎衆議院議員、会長代行:平岡秀夫衆議院議員、事務局長:稲見哲男衆議院議員)も、国際ネットワークやNGO※の支援を得ながら、さまざまな活動を行っている。12年4月現在、超党派56名の国会議員が参加している。

PNND日本の働きかけで、前述の「中東非核・非大量破壊兵器地帯を支持する議員声明」には11月25日現在で72名分の署名※が寄せられた。

また、ベルンでの総会ならびに評議委員会には、PNND日本から事務局長の稲見哲男衆議院議員と梅林宏道相談役(PNND東アジアコーディネーター)が参加し、稲見事務局長が「核エネルギー:フクシマからの教訓」と題する発表を行った※。

さらに、PNND日本の有志議員が力を入れてきた活動が、北東アジア非核兵器地帯の創設をめざした日韓国会議員の連帯強化である。09年以降、PNND日本とPNND韓国の国会議員有志は、両国を相互に訪問しつつ議論を重ねてきた。11年3月9日から10日には、ソウルにおいて、二者の共催による日韓議員フォーラムが開催された。日本からは稲見事務局長、大河原雅子参議院議員、川越孝洋衆議院議員らが参加し、「北東アジアの非核化を取り巻く情勢」「北東アジアにおける核燃料サイクル」等のテーマで議論した。

10年2月に東京で開かれた日韓議員フォーラムで採択された「北東アジア非核化のための日韓国会議員の共同声明」※は、その後両国で広く賛同が呼びかけられている。11年7月現在、署名者は日本の6党86人、韓国の3党7人にのぼっている。12年3月、PNND日本は、「『北東アジア非核兵器地帯』促進ワーキングチーム」を発足させた※。

※国際NGO「中堅国家構想」(MPI)の提唱で01年に始まった。www.pnnd.org
共同代表は、セイバー・チョードリー(バングラデシュ)、ディビッド・コルタート(ジンバブエ)、ロザリオ・グリーン(メキシコ)、セルゲイ・コレスニコフ(ロシア)、イ・ミギョン(韓国)、エド・マーキー(米国)、スー・ミラー(英国)、マリ・ニバック(ノルウェー)、ウタ・ザプフ(ドイツ)の9名。
グローバル・コーディネーター:アラン・ウェア(alyn@pnnd.org)、東アジアコーディネーター:梅林宏道(cxj15621@nifty.ne.jp)

※署名したPNND職務上評議員は次の3名。リチャード・バトラー大使(MPI議長)、ジョナサン・グラノフ(世界安全保障研究所(GSI)所長)、アラン・ウェア(PNNDグローバル・コーディネーター)。

※キーワードA6(58ページ)。

※「核兵器・核実験モニター」第380号(11年7月15日)に全訳。

※キーワードA3(52ページ)。

※www.gsinstitute.org/pnnd/Assembly2011/assembly.htmlに詳細。

※www.gsinstitute.org/pnnd/docs/MEWMDZ_2011-jp.pdfに日本語訳。

※PNND日本事務所:稲見哲男事務所〒100-8982東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館524号／TEL:03-3508-7623(直通)／FAX:03-3508-3253

※「PNNDサポートセンター」(ピースデポ気付)が支援活動を行っている。www.pnnd.jp

※www.pnnd.jp/middleeast_statement_Japan20111125.pdfに署名者一覧。

※www.gsinstitute.org/pnnd/Assembly2011/pres/Inami.pdfに発言全文(英語)。

※本イアブック2011年版・資料3-12(316ページ)。

※同チームの趣意書は、www.pnnd.jp/syui-sho.pdf。

E8.「核廃絶フォーラム」が発足
Nuclear Abolition Forum
―情報共有と議論の深化めざす

11月10月21日、新しいNGO国際共同プロジェクト「核廃絶フォーラム－核兵器なき世界を実現し持続するプロセスに関する対話」(NAF)※の発足集会がニューヨークで開催された。発足に関わったのは次の８つの国際NGOである。

※www.abolitionforum.org/site

- アルバート・シュバイツァー研究所 www.quinnipiac.edu/institutes-and-centers/albert-schweitzer-institute
- 世界安全保障研究所(GSI) www.gsinstitute.org
- 核拡散に反対する国際科学技術者ネットワーク(INESAP) www.inesap.org
- 反核法律家協会(IALANA) www.ialana.net
- 核戦争防止国際医師会議(IPPNW) www.ippnw.org
- 中堅国家構想(MPI) www.middlepowers.org
- 科学と世界に関するパグウォッシュ会議(パグウォッシュ会議) www.pugwash.org
- 世界未来評議会*(WFC) www.worldfuturecouncil.org (＊連絡事務所)

NAFの目的は、核兵器廃絶の重要な諸側面に関する論考や資料を、過去に公表されたものも含めテーマ別※に分類掲載されたウェブサイトを通して共有し、議論の多様化と深化に貢献することである。同時にテーマを絞った情報誌も定期的に刊行する。

※市民社会、運搬手段、軍縮の根拠、軍縮戦略、環境的側面、国際法、国内法的措置、核抑止、核エネルギー、核兵器禁止法、非核兵器地帯、段階と時間枠、政治的意志、防護措置、検証・遵守・履行

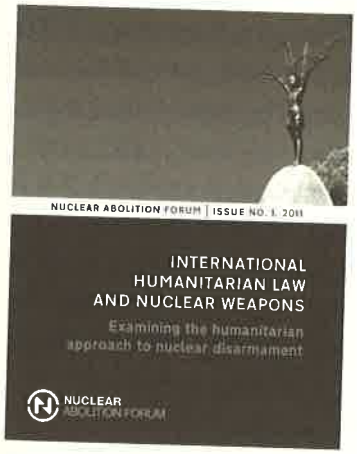
設立趣意書は、多様かつ中長期的な視野にたった取り組みを重視するNAFの方針を、次のように明らかにした。

「NAFは核兵器のない世界を実現するための特定のアプローチを支持・推奨するというよりは、むしろ多様な視点が持ち込まれることを目指す。そこには、核兵器廃絶が可能であるとは未だ信じていない、あるいは包括的なアプローチの利点に確信を持ってはいない人々の意見も含まれるであろう。また、ひたすら次のステップの是非を問うよりも、核兵器のない世界のための枠組みの論評に力点を置く」。

NAFは、多様な分野の専門家によって構成される運営・編集委員会によって運営される。委員会の構成は次のとおりである。ジョン・スケールズ・エイブリー（化学、パグウォッシュ・デンマーク)、ジョン・バローズ(国際法、IALANA)、デイビッド・T・アイブス(社会学、アルバート・シュバイツァー研究所)、ザンシ・ホール(反核運動家、IPPNW)、ユルゲン・シェフラン(物理学、INESAP)、アラン・ウェア(反核運動家、WFC)。事務局長はWFCのロブ・フォン・ライエットが務める。また、世界の専門家、運動家等70人が助言者に加わっている。日本からの助言者は、阿部信泰、川崎哲、中村桂子、梅林宏道の4氏である。

刊行物の創刊号は「国際人道法と核兵器―核軍縮への人道的アプローチ」※と題して2011年10月に発行された。同号には8氏の論考とともに、セルジオ・ドゥアルテ国連軍縮問題担当上級代表(当時)の発足集会における祝辞が再掲されている。なお、本イアブックの特別記事であるランディ・ライデル氏の「国連と人道アプローチによる核軍縮」の出典は同創刊号である。

※次のサイトからダウンロード。www.abolitionforum.org/site/wp-content/uploads/2012/01/NAF-First-issue.online-version.pdf



E9. 自治体、被爆者団体など相次ぎ「脱原発」を表明

2011年3月11日の東日本大震災によって誘発された福島第1原発事故は、核エネルギーに依存する日本社会のあり方を根本から再考する契機となった。広島市、長崎市の平和宣言をはじめ、これまで核兵器廃絶運動を担ってきたNGOからは、脱原発を求める声明や決議が相次いだ。

8月6日、松井一實広島市長は、平和宣言※で、「『核と人類は共存できない』との思いから脱原発を主張する人々、あるいは、原子力管理の一層の厳格化とともに、再生可能エネルギーの活用を訴える人々がいます」として、「日本政府は、このような現状を真摯に受け止め、国民の理解と信頼を得られるよう早急にエネルギー政策を見直し、具体的な対応策を講じていくべきです」と求めた。

※資料3-18(329ページ)。

8月9日、田上富久長崎市長は、平和宣言※を福島事態の衝撃から説き起こし、「より安全なエネルギーを基盤とする社会への転換を図るために、原子力にかわる再生可能エネルギーの開発を進めること」の必要性を強調した後、次のように続けた。

※同上。

> 「福島の原発事故が起きるまで、多くの人たちが原子力発電所の安全神話をいつのまにか信じていました。世界に2万発以上ある核兵器はどうでしょうか。核兵器の抑止力により世界は安全だと信じていないでしょうか。核兵器が使われることはないと思い込んでいないでしょうか。
>
> 1か所の原発の事故による放射線が社会にこれほど大きな混乱をひきおこしている今、核兵器で人びとを攻撃することが、いかに非人道的なことか、私たちははっきりと理解できるはずです。(略)」

これは、「非人道性」を共通の基礎として、「ヒロシマ」、「ナガサキ」と福島事態を、同時代的問題としてとらえる視点を明確に示すものであった。

4月21日、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)は、首相、経産相、厚労相、文科相および東京電力に対し、東日本大震災と原発事故災害の被災者対策等に関する要請を行なった(経産相には面接を断られたため郵送された)。

要請書※は、66年前に原爆投下によって被爆し、その後の「いのち、からだ、こころ、くらしの全面にわたる惨苦を今なお抱え、被爆者援護にかかわる要求運動の実践を重ねてきたものとして」、被災者に対して実施すべき施策を提案した。それは、原発事故被害者に健康管理手帳を交付し、被害者の生涯にわたる健康管理に国と東電が責任を持つことを求め、「エネルギー、電力政策を、原子力依存型から、再生可能エネルギーの研究、開発、利用に大転換すること」、そして、「このたびの原発事故の深刻さに学び、核兵器の廃絶をすすめること」である。

※www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/index.htmlの「更新情報」、11年4月21日付。

5月27日、日本弁護士連合会(日弁連)は、定期総会において、「東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に関する宣言」※を発した。そこでは、「今ほど、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする我々、弁護士が、その使命を果たすことが切実に求められているときはない」とし、「従来の枠にとらわれない特別立法の提案等積極的な政策及び立法提言を行い、その実現のために全力を挙げて取り組む」と表明した。その上で、政府および東京電力に対し、「今後のエネルギー政策については、持続可能性を基本原則とするものに抜本的に転換し、再生可能エネルギーの推進を政策の中核に据えること」を強く求めた。

※www.nichibenren.or.jp/activity/document/assembly_resolution/year/2011/2011_1.html

E10. 軍事費削減を求める第1回グローバル・アクション

2011年4月12日、軍事費に関する初のグローバル・アクション※(GDAMS1)が世界各地で実施された。国際平和ビューロー(IPB。本部:ジュネーブ)および、政策研究所(IPS。本部:ワシントンD.C.)の共同呼びかけで、世界宗教者平和会議、アメリカ・フレンズ奉仕団など100以上の組織、35か国以上の市民が参加した。

※http://demilitarize.org/easy-actions

呼びかけ文によれば、2009年、世界は1兆5000億ドル以上を軍事に費やした。全支出の約半分近くを占める米国を含め、グローバルな経済危機の最中でさえ、世界の軍事費は増加した。それに比べ、他の危機、例えば気候変動、地震、貧困、核拡散、および流行病の脅威に対処する予算は決定的に不足している。そこで、「グローバル・アクション」は、人々の関心を喚起するべく、ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)による世界の軍事費に関する年次報告の公表に合わせて行われた。

行動は、国連のミレニアム開発目標(MDGs)※が掲げる2015年までの世界の貧困撲滅という目標実現のために、軍事費の削減を訴える行動でもある。行動には、セルジオ・ドゥアルテ国連軍縮問題上級代表(当時)からも支持声明が寄せられた。上級代表は声明※で、MDGsの目標達成に必要な資金は年間600億ドルであるとし、「最近10年だけで見ても、世界の軍事費は1.5倍になり、現在、国連に報告されている軍事費の総計は、年に1兆2千億ドル以上である。年間軍事費の10分の1以下の額でも、ミレニアム開発目標の合意を達成するのに十分である」と訴えた。

※www.un.org/millenniumgoals

※www.un.org/disarmament/HomePage/HR/docs/2011/2011-04-12_Global_Day_of_Action_on_Military_Spending.pdf

4月12日、世界中の人々が、自国政府の軍事費を減らし、その貴重な資源を人間的な必要性を促進するために当てるよう求め、行動した。行動は、ホワイトハウスでの抗議、ニューヨークとジュネーブでの国連前行動、カンパラ(ウガンダの首都)での行進、ダッカでのデモ、ソウルでのフォーラムなど、多岐にわたる。

日本では、「軍事費についてのグローバル行動日のための沖縄ネットワーク」が、辺野古、高江、普天間などでアピールを行った。新基地建設反対の座り込みの場である辺野古テント村では、「『思いやり』は被災地へ』※と書いた横断幕を掲げた(**写真**)。沖縄ネットワークの声明は、「地震、津波、原発災害によって生じた未曾有の危機の中、2010年会計年度の最終日の3月31日、日本の国会で、引き続き、在日米軍駐留経費負担予算が承認されました。『思いやり予算』※と呼ばれるこの予算により、日本政府は、年間1881億円の税金を、在日米軍の労務費、光熱水料費、提供施設整備費、およびグアムへの訓練移転に関わる経費に、今後5年間支出することになったのです。これほどの国家的な危機の中で、思いやり予算を通過させたことは、日本政府が震災の救援や、破壊された共同体の復興に真剣に取り組むつもりがあるのかと、疑問を生じさせています。」とした。また声明は、辺野古、高江の新基地建設※中止を求めた。

※http://henoko.ti-da.net/e3370771.html

※データシート12(142ページ)。

※キーワードD3(122ページ)。

軍事費を削減し、貧困、社会開発、健康、環境などの社会的ニーズに再配分することはすべての地球市民の課題である。世界各国のNGO・市民と国連が連帯し、各国政府への軍事費削減を求める動きは、広がりを見せている。米国の財政赤字や欧州経済危機等、グローバル経済の綻びは、世界各地で顕在化している。持続可能な「グローバル社会」をめざすとき、「軍事力によらない安全保障体制の構築」は、喫緊の課題である。第2回は、2012年4月17日に行われた。



2011年4月12日、辺野古テント村。写真:「軍事費に関するグローバル・アクションデー(GDAMS)」HP。

E11. DU禁止の動き、さまざまな領域で拡大

劣化ウラン

11年4月27日、コスタリカ議会において、「ウラン兵器禁止法」が可決された。自国領土内における、劣化ウラン(DU)※兵器の使用、製造、移送、売買、貯蔵を禁ずる法律は、ベルギーが世界に先駆けて09年6月に発効させているが、コスタリカの「禁止法」は、それに続くものとなる。イラク戦争帰還兵を含む米国市民とコスタリカの平和団体「ピース・センター」等が07年以来連携して展開してきたロビー活動の成果である。同様の法案は、ニュージーランドやアイルランドでも検討されている。

※用語の説明「濃縮ウランと劣化ウラン」(223ページ)。

他の政府レベルでの活動としてはノルウェー政府の取り組みが注目される。同外務省は、09年度より、「ウラン兵器禁止を求める国際連合」(ICBUW)※の調査活動などに対して助成を行ってきているが、12年度は、約16万ポンド(約2千万円)の資金援助が行われることになった。特に、毒性戦争残存物(TRW)の観点から劣化ウラン問題を捉える調査研究のための費用にあてられる※。

※www.bandepleteduranium.org

※「毒性戦争残存物プロジェクト」HP。www.toxicremnantsofwar.info/

DUの危険性は、米軍が関与する場でも指摘された。11年11月4日には「軍事劣化ウランの科学・政策・政治」と題されたシンポジウムが、米軍放射線研究所(AFRRI)※で開かれ、同研究所のアレクサンドラ・ミラー研究員が、これまでの研究をまとめた二つの報告を行い、劣化ウランの危険性を指摘した。

※www.usuhs.mil/afrri/

イラク戦争に起因するDU被害に関する報道も継続してなされている。11年6月10日の「ルモンド」電子版は、イラク・ファルージャでの先天性異常増加について報じた※。慎重な書き方であるが、原因として、04年の米軍による猛攻で使用されたDU兵器などの影響が示唆された。12月30日の『ガーディアン』もこの問題を取り上げ、新たな調査の必要性を指摘した。なお広島では、12年2月25日、医療研修で来日中のファルージャ総合病院の医師三名を迎えて、「緊急報告会:イラク・ファルージャでは今?」が開かれた※。

※英訳がNGO「低レベル放射線キャンペーン」HPにある。http://bit.ly/mfOkHH

オーストラリアでは「オーストラリア・ウラン兵器禁止キャンペーン」(ACBUW)※が発足した。発足記念集会は、ICBUW国際行動デーにあたる11月6日にシドニーで開かれ、反核活動家として知られるヘレン・カルディコット医師が顧問に就任した。オーストラリア政府は、国連総会で今までに三度採択されている劣化ウラン兵器決議※に棄権票を投じている。その背景には、ウラン採掘が同国の重要産業であることや、米軍基地周辺における劣化ウラン弾の実弾演習による汚染被害問題への影響を避けたい政府の意向があるものと思われる。同キャンペーンは、こうしたオーストラリア政府の姿勢の転換を求めてゆく。

※NO DUヒロシマプロジェクト(ICBUWヒロシマ・オフィス)HP。http://icbuw-hiroshima.org/

※http://acbuw.org/

※「劣化ウランを含む兵器・砲弾の使用の影響に関する決議」。08年1月10日(62/30)、09年1月12日(63/54)及び11年1月13日(65/55)。

11月18日にはジュネーヴにおいて、ICBUWとオランダの反核平和団体IKV-パクス・クリスティ※との共催で、特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)※第4回再検討会議の関連企画として、ワークショップ※が開催された。対人地雷、クラスター爆弾に続き、劣化ウラン兵器を禁止することの重要性が強調された。

※www.ikvpaxchristi.nl/

※1983年発効。本体条約(加盟国103)と以下の個別通常兵器を規制する5つの附属議定書からなる。検出不可能な破片を利用する兵器、地雷・ブービートラップ等、焼夷兵器、失明をもたらすレーザー兵器、爆発性戦争残存物(ERW)。

※「ウラン兵器と戦争残存物への新アプローチ」。ICBUWのHPに報告。

11年5月22から28日、ブラジルのリオデジャネイロで開催された「第1回世界ウラン映画祭」※では、短編作品部門で、DU兵器問題をテーマとしたコスタリカのドキュメンタリー作品『ウラン238 —ペンタゴンの汚れたプール』(原題"Uranium 238 : Pentagon's Dirty Pool")が最優秀作品賞を受賞した。

※核産業の中心地でもあるリオデジャネイロで放射能問題についての国際世論を喚起することを目的とする。www.uraniumfilmfestival.org/index.php/en/the-festival/festival-2011

E12. 沖縄、韓国で枯葉剤遺棄が問題化

11年8月、沖縄の地元紙が一斉に在沖米軍基地における枯葉剤遺棄を報じた※。それらの報道によると、60～70年代に在沖米軍基地では猛毒のダイオキシンを含む枯葉剤が貯蔵・使用されており、たとえばキャンプ・シュワブの辺野古弾薬庫近くで枯葉剤が貯蔵されていたことや、普天間基地や嘉手納基地、北谷町のキャンプ・ハンビー地区などで枯葉剤が埋却されたことを元米軍人が証言したという。一連の報道は、11年4月12日に英字新聞『ジャパン・タイムス』に掲載されたジョン・ミッチェルの記事「沖縄におけるエージェント・オレンジの証拠」をきっかけとしている※。

※11年8月6日『沖縄タイムス』、11年8月7日『琉球新報』など。

※『ジャパン・フォーカス』(www.japanfocus.org/) にも多くの論文が掲載されている。

在沖米軍基地における枯葉剤遺棄が問題にされたのは、07年7月以来のことである※。そのときには、61～62年にかけて米軍北部訓練場などで枯葉剤が散布されていたという元米軍人の証言について、米側が「枯葉剤使用を裏付ける資料がなかった」と回答したことから、防衛施設庁と外務省は北部訓練場での土壌調査や水質調査を求めないということで事実上決着していた。外務省は、県軍用地転用促進・基地問題協議会や地元自治体及び市民団体の真相解明要求を受け、枯葉剤遺棄についての見解を米側に問い合わせた。しかし「枯葉剤の使用・貯蔵を裏付ける資料や記録はない」、「いくつか記事が出ているが疑義がある」との回答を得たことを明らかにした。その上で、現時点では沖縄に枯葉剤が持ち込まれていなかったという認識だと述べ※、今回も同様に、日本政府として追加調査をしない方針を示した。このような日本政府の方針に対して、11年10月以降、沖縄・生物多様性市民ネットワークなどの市民団体が真相究明や調査実施などを求めて要請活動を行っている※。

※07年7月8日『共同通信』。

※11年11月25日『沖縄タイムス』。

11年には在韓米軍基地でも枯葉剤遺棄が問題となった。5月19日に韓国のテレビ局・CBSが、78年に慶尚北道（キョンサンブクド）にあるキャンプ・キャロルで枯葉剤を大量に埋めたとする元米軍人の証言を報道したことが発端となった。日本政府の不作為とは対照的に、韓国政府はきわめて迅速に汚染調査を実施した。5月22日には韓米間で合同調査団の設置が合意され、報道から8日後の5月27日には枯葉剤遺棄に関する共同調査が開始された。韓米政府が迅速に動いた背景として、キャンプ・キャロル周辺地域で活動する市民団体を中心に約60個の市民団体が真相究明対策委員会を設置し、基地周辺での調査に踏み切ったことがある※。

※「沖縄・生物多様性市民ネットワーク」のホームページ参照。http://okinawabd ti-da.net/

韓米合同調査開始から約4か月後の9月9日、調査団は中間報告で基地内の地下水からごく微量の枯葉剤成分を検出したが、人体に影響が出るほどのものではないとの見解を示した。しかし、真相究明対策委員会が7月に基地周辺住民58名を対象に実施した健康被害調査では、白血病患者1名、再生不良性貧血患者1名が確認されており、その他、16名が癌や皮膚疾患、末梢神経痛を患い、62名が手足の痺れなど神経系疾患を訴えている。また、90年代には2名が白血病で死亡していたことも明らかとなり、枯葉剤との因果関係が疑われている※。

※12年1月18日『琉球朝日放送』

12月29日、韓米合同調査団は「地中に枯葉剤が遺棄されていたことを裏付ける証拠は発見されなかった」という最終報告を発表した。ただし、米軍は枯葉剤との関係を否定しているが、揮発性有機化合物については基地内の土壌・地下水から環境基準を超える数値が検出されている。真相究明対策委員会をはじめとする市民団体は、基地周辺住民に深刻な健康被害の例が数多く認められるにもかかわらず「枯葉剤の遺棄」の有無だけを問題にする韓米両政府の姿勢を批判するとともに、基地内の汚染についてより迅速で透明性のある調査方法の確立と正確な情報公開とを求め、韓米地位協定の改定を訴えている※。

※11年8月17日『聯合ニュース』。

※駐韓米軍枯葉剤等環境犯罪真相究明と現状回復を求める国民会議『米軍基地枯葉剤埋立事件―経過と問題点、私たちへの教訓』(2012年)

17. 米軍機・艦船による事故

2011年1月～12月（防衛省まとめ）

●米軍機による事故

（1）予防着陸（不時着）等

月　日	発生場所	概　要
2月9日	神奈川県平塚市（馬入ふれあい公園内サッカーコート）	米軍ヘリ（SH-60B）1機が機械上と思われる問題のため予防着陸。
2月15日	三重県南牟婁郡御浜町（海岸）	米軍ヘリ1機がエンジンパネルの緩みに気付いたため予防着陸。
3月31日	岩手県盛岡市（盛岡東警察署屋上ヘリポート）	米軍ヘリ（UH-60）1機が燃料不足のため予防着陸。
10月27日	調布飛行場	米軍ヘリ（UH-1N）1機が警告ランプが点灯したため予防着陸。
計		4件

（2）部品の落下等

月　日	発生場所	概　要
2月3日	神奈川県寒川町宮山	米軍ヘリ（SH-60F）からソノブイが落下
3月30日	嘉手納弾薬庫地区上空	米軍機（AV-8B）が嘉手納飛行場から離陸中、訓練用フレアを誤発射。
計		2件

（3）部品の遺失

月　日	発生場所	概　要
8月31日	嘉手納基地を離陸後、帰還するまでの間	米軍機（FA-18）が緊急事態用の外部燃料タンクに取り付けられていた金属部品とその固定具 2組を遺失し、1組は滑走路端で発見。
9月28日	普天間基地を離陸後、帰還するまでの間	米軍ヘリ（CH-46E）がグラスファイバー製のパネル及びアルミニウム金属製のファスナーを遺失。
10月27日	嘉手納基地を離陸後、帰還するまでの間	米軍機（F-15）が右フラップの中央ヒンジスライダーパネルを遺失。
計		3件

●米軍艦船による事故

月　日	発生場所	概　要
該当なし		
計		0件

防衛省注）本表は、米軍から通報を受けたこと等により防衛省が知り得たものである。

18. 米軍人による刑法犯検挙状況

（警察庁刑事局捜査第1課まとめ）

		総数	犯罪別の検挙状況（件数）					
			凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
全国総数	2011年	59	3	9	14	1	2	30
米軍基地等が存在する都県 2011年	青森	4	0	1	2	0	0	1
	警視庁	2	0	0	1	0	0	1
	神奈川	14	1	5	4	0	2	2
	静岡	1	0	0	1	0	0	0
	山口	1	0	0	0	0	0	1
	長崎	8	0	1	2	1	0	4
	熊本	1	0	0	0	0	0	1
	沖縄	28	2	2	4	0	0	20

警視庁注）上記資料は米軍人の犯罪で、軍属と家族は含まれない。

19. 自衛隊機・艦船の事故

11年1月～12月（防衛省まとめ）

1 自衛隊機による事故、予防着陸（不時着）、部品の落下等

＜陸上自衛隊＞

発生年月日	概要
2.21	航空学校所属のUH-1が、交流発電機の不具合が生じたため、三保飛行場に予防着陸。
2.28	飛行場内で除草作業中、尾脚ヨーク固定ボルトの止め部分のプレートを発見し、確認したところ航空学校所属のOH-1の部品と判明。
4.5	北部方面ヘリコプター隊所属のUH-1Hが岩手県釜石市「平田総合公園」～八戸飛行場の間で燃料フィラーキャップを脱落。
7.6	航空学校宇都宮校所属のOH-6Dが、エンジン過回転発生により、那珂川河川敷に予防着陸。
7.13	航空学校宇都宮校所属のOH-6Dが宇都宮飛行場周辺で計器飛行訓練用フードを落下。
7.31	特別輸送ヘリコプター隊所属のEC-225LPが霞目飛行場～木更津飛行場の間でテールフィン・スクリューを脱落。
8.2	航空学校宇都宮校所属のOH-6Dが動力伝達装置の不具合を示す注意灯が点灯したため、鳥山第1場外着陸場に予防着陸。
8.23	航空学校霞ヶ浦校のAH-64Dが30mmガン射撃後の安全点検において、無線機室ドアのラッチ部の脱落を発見。東富士演習場内の射座で発見・回収。

データシート

19. 自衛隊機、艦船の事故(続き)

11年1月～12月(防衛省まとめ)

＜海上自衛隊＞

年月日	概要
1.31	第221教育航空隊所属OH-6DA、鹿屋飛行場での訓練飛行終了後の点検において、航法灯の脱落を発見した。(捜索後、飛行場地区内にて発見)
4.29	護衛艦いなづま所属SH-60K、アデン湾での射撃訓練終了後の点検において74式車載7.62mm機関銃の部品の脱落を発見した。
5.3	第71航空隊所属US-2、八戸から岩国に至る経路での飛行終了後の点検において、HFアンテナ部品の脱落を発見した。
6.11	第3航空隊所属P-3C、三陸沖での捜索・救助のための飛行終了後の点検において、衝突防止灯の部品の脱落を発見した。
7.4	第21航空隊所属SH-60K、館山周辺空域での訓練飛行中において、ドアノブ部品が海面に落下したのを視認した。
7.4	第21航空隊所属SH-60J、館山周辺空域での射撃訓練終了後の点検において、74式車載7.62mm機関銃の部品の脱落を発見した。
8.4	第91航空隊所属UP-3D、岩国空港着陸後の地上滑走中において、HFアンテナ部品の脱落を発見した。
10.3	第51航空隊所属SH-60K、大島東方での射撃訓練終了後の点検において、74式車載7.62mm機関銃の部品の脱落を発見した。
12.13	第81航空隊所属EP-3、飛行終了後の点検において、機体上部に取り付けてあった部品の脱落を発見した。
12.22	第22航空隊所属SH-60K、大村周辺空域での訓練飛行終了後の点検において、機体上部に取り付けてあった部品の脱落を発見した。

＜航空自衛隊＞

年月日	概要
1.11	築城基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AGTS-26トウリール部ベント・ドアが脱落紛失しているのを発見した。
1.11	美保基地所属のT-400が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右主翼スタティック・ディスチャージャー2本の一部が脱落紛失しているのを発見した。
1.14	入間基地所属のU-125が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、タービンブレードの一部が欠損及び前縁部の打痕を発見した。
1.25	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左主翼上面ドア111R取り付けスクリュが脱落紛失しているのを発見した。
2.1	浜松基地所属のUH-60が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右側トループカーゴドア窓投棄ハンドル・ガードが脱落紛失しているのを発見した。
2.2	芦屋基地所属のT-4が、空域での訓練を終了し、2番機による外観点検において、左翼位置灯(赤色)カバーが脱落破損しているのを発見した。
2.3	小松基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、スピード・ブレーキ・シリンダ取り付けブランケット取り付けボルトの頭部及びワッシャが脱落紛失しているのを発見した。
2.7	小牧基地所属のKC-767が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右メイン・ランディング・ギア・ドアシールが脱落紛失しているのを発見した。(じ後、基地内で発見)

2.8	松島基地所属のF-2が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右主脚ブレーキ・ヒート・シールド取り付けキャップ・スクリュが脱落紛失しているのを発見した。
2.15	那覇基地所属のCH-47が、特別運行を終了し、着陸後の点検において、後部ローター・ヘッド・シュラウド・カバー・ピン・アセンブリの一部が脱落紛失しているのを発見した。
2.17	浜松基地所属のU-125が、空域での訓練中に意図しない火工品の海面への落下を視認した。
2.22	小松基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、スピード・ブレーキ・シリンダ取り付けブラケット取り付けボルトの頭部及びワッシャが脱落紛失しているのを発見した。
2.24	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右外翼ロック・ラグ・フィッテング取り付けスクリュの頭部が欠損し脱落紛失しているのを発見した。
3.2	百里基地所属のRF-4Eが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左インナースポイラー内フィードバック・スプリングの一部が脱落紛失しているのを発見した。
3.7	築城基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ノーズストラット・ダウンロック・スプリングの一部が折損しているのを発見した。
3.10	那覇基地所属のF-15が、対領空侵犯措置を終了し、着陸後の点検において、左ラダー上方ヒンジ取り付けボルト、ワッシャー及びナットが脱落紛失しているのを発見した。
3.14	百里基地所属のUH-60が、災害派遣を終了し、着陸後の点検において、機外燃料タンクの地上安全ピンが脱落紛失しているのを発見した(じ後、基地内で発見)
3.22	那覇基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア145L取り付けスクリュが脱落紛失しているの発見した。
3.29	新田原基地所属のU-125が、配属替え航空機等の空中輸送を終了し、着陸後の点検において、ウイングスタッド蝶部分が脱落紛失しているのを発見した。
4.14	新田原基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア109Lの取り付けスクリュが脱落紛失しているのを発見した。
4.15	築城基地所属のF-15が、飛行前の点検において、左エンジンCENCマウントボルト・ナットが脱落紛失しているのを発見した。
4.22	百里基地所属のRF-4Eが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右インナースポイラー内フィードバック・スプリングの一部が脱落紛失しているのを発見した。
4.25	岐阜基地所属のF-4EJが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア75Lのファスナーが脱落紛失しているのを発見した。
5.9	百里基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア175Lスクリュが脱落紛失しているのを発見した。
5.10	千歳基地所属のU-125が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右側フラップ後縁テフロンテープの一部が脱落紛失しているのを発見した。
5.17	入間基地所属のU-4が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、前脚ランヤード・アッシーのスナップフックが脱落紛失しているのを発見した。

19. 自衛隊機、艦船の事故(続き)

11年1月～12月(防衛省まとめ)

＜航空自衛隊(続き)＞

5.24	入間基地所属のU-4が、空輸任務を終了し、着陸後の点検において、右エンジンスラストリバーサー・エレクトリカルディスコネクトパネルのJ19コネクター・バックシェルが脱落紛失しているのを発見した。
5.27	築城基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AIM-9Lキャプティブ弾オプティカル・ドームの一部が脱落紛失しているのを発見した。
5.30	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右翼パイロン外側ランチャ・ノーズ・カバー・ロッキング・ピンのロックボール及び内部軸の一部が脱落紛失しているのを発見した。
6.3	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右上面スクリューが脱落紛失しているのを発見した。
6.6	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左垂直尾翼ボックス・スプライス・ストラップ下部内側に取り付けられた修理用ダブラーの一部が脱落紛失しているのを視認した。
6.9	新田原基地所属のF-4EJ改が、空域においてミサイル標的繰り出し中に標的が不時落下したのを視認した。
6.13	百里基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア190R後方パネル・スクリュが脱落紛失しているのを発見した。
6.14	百里基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア145R取り付けスクリュが脱落紛失しているのを発見した。
6.20	築城基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AIM-9Lキャプティブ弾オプティカル・ドームが脱落紛失しているのを発見した。
6.23	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア142R取り付けスクリュが脱落紛失しているのを発見した。
6.29	秋田基地所属のUH-60Jが、災害派遣に係る飛行後の点検において、テール・ギアボックス・カバー取り付けファスナーが脱落紛失しているのを発見した。
6.30	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右主脚インナー・ドア・ヒンジ部ジョーボルトが脱落紛失しているのを発見した。
7.15	那覇基地所属のCH-47が、空輸任務を終了し、着陸後の点検において、後部パイロン・クラウン・フェアリングのスタッド・グロメット一部が脱落紛失しているのを発見した。
8.6	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左翼スポイラー内フィードバック・スプリングが脱落紛失しているのを発見した。
8.10	春日基地所属のCH-47が、No.1エンジン・オイル・プレッシャー・トランスミッターの不具合により熊本空港に予防着陸した。
8.11	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AIM-9Lキャプティブ弾ドーム・オプティカル・ドームの一部が脱落紛失しているのを発見した。
8.22	新田原基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア102L取り付けスクリュが脱落紛失しているのを発見した。
8.29	百里基地所属のRF-4Eが、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左翼スポイラー内フィードバック・スプリングの一部が脱落紛失しているのを発見した。

8.30	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、左翼スポイラー内フィードバック・スプリングが脱落紛失しているのを発見した。
8.31	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右翼スポイラー内フィードバック・スプリングが脱落紛失しているのを発見した。
9.5	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右垂直尾翼アンチコリジョン・ライトのレンズが脱落紛失しているのを発見した。
9.20	美保基地所属のC-1が、空輸任務を終了し、着陸後の点検において、胴体下部衝突防止灯レンズ等が脱落紛失しているのを発見した。
10.6	岐阜基地所属のC-1が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右主脚扉後方ヒンジカバーの一部が脱落紛失しているのを発見した。
10.7	小松基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸直前に、左機外タンクが破裂し不時落下した。
10.28	新田原基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、ドア106Rが脱落紛失しているのを発見した。
11.1	新田原基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右主翼のパイロン・プリロード・パッドが脱落紛失しているのを発見した。
11.8	三沢基地所属のF-2が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、衝突防止灯レンズが一部破損しているのを発見した。
12.8	百里基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、AIM-9Lキャプティブ弾ドーム・オプティカル・レンズが脱落紛失しているのを発見した。
12.9	百里基地所属のF-15が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右垂直尾翼マスバランスの一部が欠損及び脱落紛失しているのを発見した。
12.15	小牧基地所属のC-130Hが、任務飛行を終了し、着陸後の点検において、No3エンジン下部点検用フェアリング上部ヒンジ後方整流用フェアリングが脱落紛失しているのを発見した。
12.15	百里基地所属のF-4EJ改が、空域での訓練を終了し、着陸後の点検において、右翼スポイラー内フィードバック・スプリングが脱落紛失しているのを発見した。

2 艦船による事故 ＜海上自衛隊＞

年月日	概要
6.20	仮屋磁気測定所沖において、磁気測定作業等を実施中の掃海艇「くろしま」の右舷に、漁船「住吉丸」が接触し、当該漁船が一部損傷した(へさきがへこむ程度)。
8.11	横須賀港内で、護衛艦の給油支援のために航行中の油船「YO-40」が、護岸付近の海中の岩に接触し、船体のペンキが剥離し、左プロペラが一部損傷した。

防衛省注) 上記の艦船事故とは「艦船事故調査及び報告等に関する訓令」第2条に規定する艦船事故に該当するものをいう。

F 核軍縮日誌（2011年1月1日～12月31日）

核：軍備と軍縮　11年1月～2月

1月

5日付　中国戦略核ミサイル部隊が内部文書で、核保有国との戦争では核先制使用も検討するとしていることが判明。

6日　ゲイツ米国防長官、12会計年度から5年間の国防予算を780億ドル削減し、陸軍・海兵隊を最大で約4万7千人縮小する計画を発表。

9日　イランのサレヒ原子力庁長官、燃料棒の自国製造が可能になったことを明らかに。同国ファルス通信。

19日　オバマ米大統領と胡中国国家主席がホワイトハウスで会談。共同声明で、6か国協議再開を関係国に呼びかける。

25日　オバマ米大統領、上下両院合同会議で一般教書演説。核を「最悪の兵器」と呼び、イラン制裁強化の成果を強調、北朝鮮に核開発中止を迫る考えを示す。

26日　ブリュッセルでNATOロシア理事会。欧州MD計画の協議でロシアは欧州で単一のMDを共同運用するよう求める。

2月

4日　韓国政府筋、3月に実施する米韓合同軍事演習「キー・リゾルブ」で、北朝鮮のWMD除去訓練を拡大する計画を明らかに。聯合ニュース。

5日　クリントン米国務長官とラブロフ・ロシア外相、新STARTの批准書を交換、同条約が発効。

14日　日豪政府、CDでのFMCT交渉入りを促すため、ジュネーブ国連本部で専門家会合を開催（～16日）。米英仏ロ印を含む45か国が参加。

18日　VOA、北朝鮮の平安北道東倉里付近の長距離ミサイル発射基地の発射台が完成していることが分かったと伝える。

23日　国連安保理北朝鮮制裁委、北朝鮮ウラン濃縮計画報告書の採択を中国の反対で見送る。

24日　ロシア国防省、新型原潜や最新鋭地対空ミサイルなどを導入する、軍近代化計画を明らかに。今後10年間で約53兆円。

25日　天野IAEA事務局長、イラン核問題の報告書を35の理事国に配布。同国のミサイル搭載核開発の可能性を「依然懸念している」とし、疑惑の解明を警告。

27日　北朝鮮、米韓合同軍事演習に対し「侵略者の無謀な挑発に、全面戦で対応する。核抑止力とミサイル攻撃戦で立ち向かうだろう」と警告する声明を発表。

その他の事項

6日　ゲイツ米国防長官、核兵器搭載可能な新長距離爆撃機の開発を「空軍の主要な新規投資分野」と位置付ける。

10日　北沢防衛相と韓国の金寛鎮防衛相がソウルで会談。日韓防衛協力などを議論。防衛協議の定例化で合意。

10日　ゲイツ米国防長官と中国の梁光烈国防相が北京で会談。軍事交流の強化で一致。

14日　ゲイツ米国防長官、ソウルで金寛鎮韓国国防相と会談。北朝鮮が韓国に提案している南北対話の実現は、北朝鮮の態度の変化が必要との認識で一致。

14日　米国防総省、12会計年度予算の詳細を発表。総額は約6710億ドルで、14年ぶりに減少に転じる。

28日　米韓合同軍事演習「キー・リゾルブ」（～3月10日）と、野外機動訓練「フォウルイーグル」（～4月30日）を韓国全域で実施。

核：軍備と軍縮　11年3月～5月

3月

3日付　ロゴジン・ロ駐NATO大使、同国の戦略核兵器を無力化するような欧州MD の形成を許さないとする声明を発表。

11日付　韓国政府筋、米韓が韓国のミサイル射程の上限を、300キロから北朝鮮のほぼ全域を収める800キロに引き上げる方針と明かす。

11日　ロシア、アフリカ非核兵器地帯議定書を批准。

17日　イスラエルのネタニヤフ首相、福島第1原発の事故を受け、同国初の原発建設計画の見直しを表明。

21日　ボリビアのモラレス大統領、イランと合意していた原子力開発計画について、福島原発事故を受け、見直す方針。

28、29日　米韓、核の傘やMDなどに関する初の「拡大抑止政策委員会」で、北朝鮮の核に対抗する抵止演習を11年後半に米国で実施することで合意。

31日　中国政府、2年ぶりの国防白書「2010年中国の国防」を発表。主要な目標に「国家の海洋権益を保護する」と明記。

4月

5日　米原子力空母ジョージ・ワシントン、佐世保に初めて入港。

7日　イスラエル軍、MDシステム「アイアンドーム」が、ガザから発射されたロケット弾を撃ち落としたと発表。実戦では初。

12日　シャープ在韓米軍司令官、「北朝鮮の能力を考えると、5年以内に米本土に到達するICBMの開発が可能だ」と述べる。

15日　米ミサイル防衛庁、ハワイ沖の太平洋上で、イージス艦による中距離弾道ミサイル迎撃実験に成功と発表。

16日付　韓米が、短距離弾道ミサイルに備える「韓国型ミサイル防衛」（KAMD）システムの15年までの構築に向け、研究を本格化させたことが明らかに。朝鮮日報。

18日　オバマ米大統領、北朝鮮への追加制裁として、同国から米国への、物品、サービス、技術の輸入を禁じる大統領令に署名。

30日　10か国「NPTフレンズ」外相会合、ベルリンで開催。声明発表。

5月

3日　ルーマニアのバセスク大統領、同国南部に米国MD施設を設置することで両国が合意したと発表。

11日　NNSA、2回目のZマシンを使った新型核実験に成功

その他の事項

5日　リビア政府軍、首都トリポリ近郊の反体制派を攻撃。少なくとも70人が死亡。

8日　韓国国防省、2030年を目標にした国防計画を発表。対北朝鮮を想定し、局地戦を重視した軍再編を目指す。

11日　東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0、最大震度7）と大津波が発生。福島第一原発が電源喪失。

13日　米海軍太平洋艦隊、原子力空母ロナルド・レーガンを大震災の被災者救援のため派遣。

27日　NATO大使級会合、リビアへの軍事活動に関するすべての指揮権を、多国籍軍（米英仏など）から引き継ぐことで合意。

1日　日本政府、震災の名称を「東日本大震災」とすることを閣議了解。

5日　秋葉広島市長、退任会見。3期12年間の成果として、平和市長会議の加盟都市数の増加などを述べる。

12日　IPBなど呼びかけの「軍事費に関する世界行動デー」。

17日　韓国教育科学技術省、使用済み核燃料再処理に関する米との共同研究を開始することで合意と発表。25年までに実用化施設の運用を目指す。

20日　潘国連事務総長、福島第一原発級の大事故に「我々はこれからも直面するだろう」と演説、原発の国際安全基準作りを急ぐべきとの考え示す。

1日　米オバマ政権、パキスタンで海軍特殊部隊によるアルカイダのオサマ・ビンラディン氏急襲作戦を実行、同氏を殺害。

したと発表。

11日　マカロフ・ロ軍参謀総長、択捉、国後両島への対艦ミサイル配備を11年後半から開始すると述べる。

14日　国連安保理北朝鮮制裁委員会・専門家パネルの報告書が、北朝鮮とイランによる第3国を経由したミサイル関連物資の密輸の疑いを指摘。

18日　メドベージェフ・ロ大統領、NATOが欧州MD計画で同国を対等な立場で参加させない場合、核攻撃能力を高め、新START脱退もあり得ると述べる。

24日　湯崎広島県知事、「国際平和拠点ひろしま構想」策定委員会の発足を発表。委員はペリー元米国防長官、エバンス元豪外相ら9名。座長は明石元国連事務次長。

24日　日本非核宣言自治体協議会の総会、長崎市で開催。核兵器の非人道性をこれまで以上に強く訴える決議を採択。

6月

1日　DOD、新STARTに基づき米ロが交換した2月時点の戦略核弾頭数などの情報を公表。ロ配備数は1537で、18年までの達成義務の1550を下回る。米配備数は1800。

3日　北沢防衛相、シンガポールでゲイツ米国防長官と会談。MDで共同開発中のミサイル「SM3ブロック2A」の、米から第三国への輸出を容認する考えを表明。

8日　イランのアッバシ原子力庁長官、ナタンズ核施設での20%濃縮ウランの製造を、IAEAの監督下で12年3月までにコム近郊施設に移し、製造能力を3倍にすると表明。

9日　インド、東部オリッサ州で核弾頭搭載可能な国産短距離ミサイル「プリトビ2」の発射実験に成功。

9日　IAEA定例理事会、シリアの核開発疑惑について国連安保理への付託を求める決議案を賛成多数で採択。中ロは反対。

15日　SCO(中ロと中央アジア4か国)、カザフスタンでの首脳会議で「アスタナ宣言」を採択。欧州MD拡大への反対を表明。

15日　チェコのボンドラ国防相、米の欧州MD計画から脱退する意向を表明。

24日　NSG総会、オランダ・ノールドヴェイクで開催(23日～)。ウラン濃縮と再処理技術の海外移転のガイドライン強化などを含むステートメントを採択。

28日　ロシア国防省、SLBM「ブラバ」の最新原潜「ユーリー・ドルゴルキー」からの発射実験成功と発表。

30日～7月1日　5核兵器国首脳、第1回NPT再検討会議フォローアップ会議をパリで開催。共同声明を発出。

9日付　日本経産省、米エネルギー省、モンゴル外務省が、使用済み核燃料等の初の国際貯蔵・処分施設をモンゴルに建設する計画を議論していることが判明。

14日　パキスタン上下両院、米軍によるビンラディン氏急襲作戦を「主権侵害」とし、無人機による攻撃は「国連憲章や国際法違反」とする決議を全会一致で採択。

19日　ASEAN国防相会議、ジャカルタで開催。南シナ海領有権問題で「(法的拘束力のある)行動規範の採択に向けて動く」との共同宣言。

4日　ゲイツ米国防長官、シンガポールに米新型艦艇「沿海域戦闘艦」(LCS)を配備することを明らかに。

8日　NATOとロシア、ブリュッセルでの国防相級会合でMD協力を協議。ラスムセンNATO事務総長、「12年5月までに共通の解決策が見つかることを期待する」と述べる。

6日　防衛省、普天間飛行場へのMV22オスプレイの配備を、県、宜野湾市、名護市、金武町などに正式に伝達。

15日　韓国軍、黄海の軍事境界線付近の「西海5島」の防衛態勢強化のため「西北島嶼防衛司令部」を発足。

17日　国連安保理、12月に任期が切れる潘基文事務総長の続投推薦決議案を全会一致で採択。

27日　サルコジ仏大統領、次世代原子炉開発などに10億ユーロを投資すると表明。

7月

1日付　サウジアラビアのファイサル王子、イランが核兵器を製造する場合には、同国も製造する可能性があると述べる。

14日　DOD、初の「サイバー戦略」を公表。サイバー空間を陸、海、空、宇宙空間に次ぐ第5の新たな戦場とする。

17日　ASEANバリ会合、東南アジア非核兵器地帯条約への5核兵器国の参加について、直接協議入りすることで原則合意。

19日　NNSA、10年12月1日と11年2月2日に未臨界核実験をネバダ州で実施していたと明らかに。

19日　台湾国防部、「国防報告書」を発表。対艦ミサイル東風21D(「空母キラー」)が2010年中に中国軍第二砲兵部隊に配備されたとする。

22日　韓国と北朝鮮の6か国協議首席代表、インドネシア・バリ島で会談。協議の早期再開に向け努力することで合意。

27～29日　国連軍縮会議、長野県松本市で開催。

28、29日　ボズワース米北朝鮮政策特別代表と北朝鮮の金第1外務次官ら、ワシントンで協議。

8月

3日　NDA、セラフィールドMOX燃料工場閉鎖の方針を発表。日本のプルサーマル計画の見通しが不透明になったため。

4日　米政府が日本本土への核配備計画を50年代に立案していたことが判明。

6日　広島平和記念式典。米ロ英仏イスラエル等の代表が参列。菅首相、「原発に依存しない社会をめざす」と表明。

9日　長崎平和祈念式典。米政府代表が初めて参列。

10～14日　中国軍初の空母ワリャーグ(旧ソ連製)、初の試験航行。

24日　北朝鮮の金総書記、東シベリアのソスノブイボルでメドベージェフ大統領と会談。6か国協議への無条件復帰と核・ミサイル実験の一時停止の用意を表明。

25日　ラパンDOD副報道官、リビアのカダフィ政権崩壊を受け、地対空ミサイルなどの拡散に強い懸念を表明。核物質は安全が確保されていると強調。

27日　ロシア、新型SLBMブラバの最新型原潜ユーリー・ドルゴルキーからの試射実験に成功。11年6月に続き2度目の成功。

9日　日米豪、南シナ海のブルネイ沖で共同訓練を実施。

11日　陳中国人民解放軍総参謀長とマレン米統合参謀本部議長、北京市内で会談。陳氏、南シナ海での米越・米比合同演習について「適切なタイミングではない」と批判。

15～21日　米・ベトナム両海軍、南シナ海ダナン沖で合同訓練を実施。米イージス艦2隻参加。

20日　自民党、報告書「日本再興」発表。外交・安全保障では、集団的自衛権行使を認める。核搭載艦船の寄港を容認し、非核三原則を「2.5原則」へと転換。

23日　ARF閣僚会合、バリで開催。「南シナ海における地域的な行動規範」の最終的な確立を奨励する議長声明。

2日　日本政府、閣議で平成23年版防衛白書を了承。中国の海洋活動を「高圧的」と表現。

3日　田上長崎市長が外務省で松本外相に、国内103自治体の首長らの北東アジア非核兵器地帯賛同署名を提出。

10日　北朝鮮、黄海のNLL付近に5発の砲撃。2発が韓国側に落下。韓国、5発応射。

16～26日　米韓合同演習「乙支(ウルチ)フリーダムガーディアン」実施。

20日　北朝鮮の金総書記、9年ぶりにロシアを訪問。

24日　米DOD、中国の軍事・安全保障に関する議会報告を公表。

核:軍備と軍縮　11年9月

9月

2日　天野IAEA事務局長、イラン核問題の報告書を理事会に配布。同国が8月末にコム近郊の施設に遠心分離機を設置と公表。

2日　イランのソルタニエIAEA担当大使、同国の核兵器開発疑惑に懸念を表明したIAEA報告書に「根拠のない指摘だ」と反論。

2日　トルコ、MDレーダー設置受け入れを正式発表。米政府は歓迎、ロ政府は不快感を表明。

3日　ロ戦略ミサイル部隊、ICBMトーポリRS－12Mの試射に成功。

14日　IAEA理事会、北朝鮮核問題を「国際的な核不拡散体制や平和と安定に対する深刻な脅威」とする議長総括。11月開催の中東非核化会議への支持表明相次ぐ。

15日　ジュネーブ軍縮会議、2011年会期が終了。

15日　米・ポーランド両政府、欧州MD計画で、09年の合意(18年までSM3ポーランド配備)が発効と発表。

17日　ロシア外務省、米・NATOのMD推進への憂慮を示す声明。

19日　北朝鮮の李外務次官、「すでに核兵器を作るための濃縮活動を停止し、6か国協議再開の準備をしている」と述べる。

21日　北京で6か国協議再開に向けた南北朝鮮代表会談。北朝鮮、未使用の核燃料棒の買い取りを韓国に求める。

21日　日豪など10か国グループ「不拡散・軍縮イニシャチブ(NPDI)」、ニューヨークで第3回外相会合。共同声明を発表。

22日　潘国連事務総長主催の「原子力安全及び核セキュリティに関するハイレベル会合」、ニューヨークで開催。野田首相、新興国への原子力協力推進を表明。

22日　防衛省、日米共同開発のSM3ブロック2Aは、米側開発分野でさらに検証が必要とし、開発期間の2年程度の延長を発表。

23日　第7回CTBT発効促進会議、ニューヨーク国連本部で開催。

26日　インド、核搭載可能な「アグニ2」地対地弾道ミサイルを発射、成功と発表。

28日　ヒューズ前英国駐北朝鮮大使、北朝鮮の「非核化」は「世界で核兵器がなくなるまでは放棄しないという意味」と述べる。

29日　ロシア国防省、バレンツ海で原潜トゥーラが新型SLBM「ライナー」の発射実験を行い、成功と発表。

その他の事項

1日　ロイター、米政府がMTCRの規制対象の無人偵察機グローバルホークの韓国への輸出を検討中と報じる。

4日　イラン原子力庁、南部ブシェールにある同国初の原子力発電所が電力供給を開始したと発表。

5日　中国紙「北京晩報」、南シナ海で同国と領有権を争う各国の軍事力と戦略を評価し、ベトナムに最も高い点をつける。

16日　平和市長会議の加盟都市が5千を超える。

23日　日本、情報収集衛星「光学4号機」を載せたH2Aロケットを打ち上げ。

26日　09年オバマ米大統領訪時、藪中外務事務次官がルース駐日大使に、大統領の広島訪問は時期尚早と伝えたことが判明。

核:軍備と軍縮　11年10月～11月

10月

5日　サパテロ・スペイン首相、南部ロタの米海軍基地に、MDで13年までに4隻のイージス艦が配備されることを明らかに。

6日　ロシア外務省、欧州MD計画でのスペイン政府の米イージス艦4隻の配備受け入れ表明に反発する声明を発表。

10日　米海軍が国防費削減を受け、原子力空母ジョージ・ワシントンの削減を検討していることが判明。9月末にパネッタ国防長官らが21年までの廃船案を協議。

12日　ロ国防省高官、クリル諸島(北方領土と千島列島)に対空ミサイル「ブクM1」やT80型戦車などを配備したと述べる。

12日　韓国政府当局者、北朝鮮軍が戦闘機や地対空ミサイルをNLL付近の基地へ移動したと公表。韓国軍は警戒態勢を強化。

13日　オーストリアなど3国、核軍縮交渉の前進のための決議案を国連総会第1委員会に提出。

14日　NATO、大使級協議で欧州配備の米戦術核削減の本格的な検討を、理事会の下の3つの小委員会で始めることを決定。

23日付　ストークス元米国防総省中国部長ら、報告書「中国の第2砲兵(戦略ミサイル部隊)の指導者ら」を発表。核戦略を積極方向へと修正し始めた兆しがあるとする。

24、25日　米朝協議、ジュネーブで開催。ボズワース米北朝鮮担当特別代表と後任のデービースIAEA担当大使、金桂冠北朝鮮第1外務次官が出席。

25日　NNSA、大型核爆弾B53（62年から配備）の最後の1発を解体したと発表。

28日　ロシア国防省、最新型原潜ユーリー・ドルゴルキーからのSLBMブラバ発射実験に成功と発表。同実験成功は3回目。

11月

2日　イスラエル、「ジェリコ3」とみられる弾道ミサイル実験。テルアビブ西方の地中海に着弾。イディオト・アハロノト紙。

7日　聯合ニュース、外交筋の話として、北朝鮮のウラン濃縮は、1～2個の核兵器を1年以内に製造可能な能力の70%の水準に達していると報じる。

8日　IAEA、イラン核問題に関する報告書を理事国に提示。

9日　米国防総省、対中国を念頭に置いた、海空統合作戦構想「エアシーバトル」導入のための専門部局を設けたと発表。

その他の事項

14日　野田首相、武器輸出三原則の見直しに前向きな考え示す。

20日　リビア国民評議会、前最高指導者カダフィ大佐の死亡を発表。

27日　日本の南西海域で、海自と米海軍が共同演習(～11月4日)。計約1万5千人、艦船約45隻が参加。

28日　パネッタ米国防長官と金寛鎮韓国国防相、定例安保協議。北朝鮮への米軍投入に関する「共同作戦計画」を年内策定の方針。韓国政府筋、在日米軍も候補と述べる。

29日　玄葉外相とクリシュナ印外相、外務省飯倉公館で会談。日印原子力協定の締結交渉を進展させることで一致。

9日　平和市長会議、スペイン国連協会「第32回平和賞」を受賞。松井広島市長がバルセロナでの授賞式に出席。

核:軍備と軍縮　11年11月～12月		その他の事項	
13日	聯合ニュース、イランの十数か所の核・ミサイル施設で、北朝鮮の技術者数百人が開発支援をしていると報じる。	12日	自衛隊、奄美大島で海上からの攻撃を想定した演習。新防衛大綱を踏まえ、初の離島での武力攻撃を想定。
15日	インド、東部オリッサ州で核搭載可能な中距離ミサイル「アグニ4」(射程3000キロ)の発射実験に成功。PTI通信。		
16日	オバマ米大統領とギラード豪首相がキャンベラで会談。豪に米海兵隊を最大2500人駐留させることなどを発表。		
18日	IAEA理事会、イラン核開発疑惑に「深刻な懸念」を表明し、疑惑解明を求める決議を賛成多数で採択。		
21日	米政府、イランの石油産業に対する包括的な経済制裁を発動。英、カナダ両政府も同様の制裁。		
21、22日	IAEAが「中東非核兵器地帯フォーラム」。	23日	防衛省、6隻の中国海軍艦が22日午前から23日未明にかけて沖縄本島と宮古島の間の海域を通過したと発表。
26日	国際赤十字・赤新月社代表者会議、ジュネーブで開催。核兵器廃絶決議を採択。		
29日～12月1日	アンマン(ヨルダン)で「核保安」国際会議。オランダ、ノルウェー政府が支援。		
12月			
1日	バーンズ米国務次官とイスラエルのアヤロン副外相、ワシントンで定例戦略対話。「イランは両国にとって中東地域における最大の挑戦」とする共同声明を発表。		
2日	国連総会、日本提出の核兵器廃絶決議を賛成169、反対1、棄権11で採択。		
3日	ベネズエラのカラカスで開催されたCELAC設立首脳会議、核廃絶の方途を議論する国際会議の緊急開催を呼びかける「核兵器全面廃絶に関する特別声明」を採択。		
4日	イランのファルス通信、同国が20％濃縮ウランを使った核燃料の製造に成功したと報じる		
12日	APLN、設立声明を発表。北東アジア非核兵器地帯に言及。		
15日付	ヘッカー・スタンフォード大国際安保協力センター所長、北朝鮮は核弾頭小型化の技術を保有していないと述べる。	15日	DODが内部文書でF35戦闘機の生産計画の再考を提言したことが判明。
23日	ロシア国防省、SLBMブラバ2発の発射実験に成功したと発表。	17日	北朝鮮の金正日総書記逝去。
23日	海自護衛艦「きりさめ」、中国軍ミサイル駆逐艦「瀋陽」と青島沖で合同訓練。		
31日	オバマ大統領、イランから原油を輸入する国の金融機関に米国独自の制裁を科す法案に署名。		

第4章

市民と自治体にできること

市民と自治体にできる9つのこと

考え方：市民の安全保障

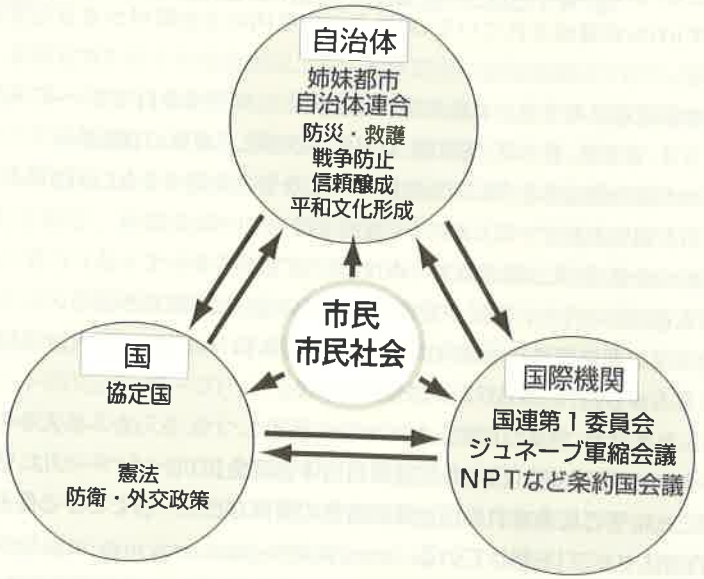
「安全保障は国の専管事項である」という誤解をとくために、まず基本的な考え方を簡単に述べておきたい。

市民が安全、安心に暮らすために、世界中の市民が努力している。1994年に国連は「人間の安全保障」という考え方を導入したが、それは、安全保障を「国家の論理」から「人間の論理」へと転換しようとする試みであった。この転換を遂げる主体は誰であろうか。

地球上の人間は、国際社会を構成している。国際社会に公正を高めなければ安全や安心を高めることはできないということが、いまや常識になっている。したがって、安全保障は国際社会全体を視野に入れて取り組むべき課題であり、それを構成している人間、つまり「地球市民」が「人間の安全保障」を実現する主人公にならなければならない。「人間の安全保障」とは私たち市民が主体となる「市民の安全保障」であるととらえ返したい。

地球市民は、居住地域では自治体の主権者であり、国の中では国家の主権者であり、さまざまな国際機関に非政府組織(NGO)としてますます強い発言権を獲得している。いま市民は、安全、安心の向上を求める主権者として、少なくとも「自治体」「国」「国際機関」の3つの機関に仕事を託している。そして、これら3つの機関はそれぞれ影響を及ぼしあうチャンネルをもっている。図に示すと201ページの三角形のようになる。図で明らかなように、自治体もまた安全保障を実現するために不可欠な当事者である。

市民主体と安全保障



国は普遍的な国際機関（通常「多国間」機関と呼ぶ）とは別に、少数の有志国家と公的協定を結んで行動をともにすることがあるので、図では国レベルに「協定国」を加えた。日米安保条約下における米国が例。

このような構図を頭に描きながら、市民と自治体ができる具体的な9つのアプローチを提案したい。

1. 非核宣言自治体を広げていく

もし、あなたの住む街がまだ「非核宣言」を行っていないならば、地域から平和と安全を求める取り組みをそこからスタートさせよう。以下は、日本における「非核宣言自治体」の広がりを示すいくつかのデータである(12年4月1日現在。データシート20(210ページ))。

◎国内の全自治体数(1,789)のうち、87.0%にあたる1,556の自治体が宣言を行っている。

◎岩手、宮城、秋田、山形、千葉、神奈川、富山、石川、山梨、三重、大阪、鳥取、

広島、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎の1府20県では、宣言率100％が達成されている（府県及び府県内の全市町村が宣言している）。

◎47都道府県のうち、41道府県が道府県として宣言を行っている（未宣言は、青森県、栃木県、東京都、新潟県、岐阜県、兵庫県の1都5県）。

◎19の政令指定都市（地方自治法により、政令で指定する人口50万以上の市と規定されている）はすべて宣言を行っている。

◎41の中核市（人口30万以上の市）はすべて宣言を行っている。

◎東京23区のうち、22区が宣言を行っている（未宣言は渋谷区）、

◎全国の非核宣言自治体内には、日本の総人口（約1億2600万人）の94.8％を占める約1億2000万人が居住している。

こうした状況を、貴重な財産として十分に活用しつつ、さらなる拡大をめざしていきたい。**後述する「日本非核宣言自治体協議会」のホームページは、各都道府県ごとにそこに含まれる自治体の宣言の有無などが一目でわかる便利な「宣言自治体マップ」を載せている。**（www.nucfreejapan.com/map/map.htm）

いわゆる「平成の大合併」による自治体数の減少、ならびに合併前の市町村の宣言失効の影響で非核自治体数は大きく減少したが、市民や自治体の努力により、現在、その数は再び増加傾向にある。12年4月1日現在の宣言率は、最も低くなった05年の67.1％より19.9ポイントも高い87.0％である。11年4月からの1年間において、新たに宣言を行った自治体の数は22自治体であった。地域での努力を継続し、すべての都道府県での宣言率100％を目指したい。

あなたの住む自治体に働きかける方法には、申し入れ、署名、請願などによる、地方議員、地方議会、首長への働きかけがある。また、議員選挙のテーマとすること、メディアを活用することなどが考えられる。

9つの提案

2. 日本非核宣言自治体協議会に加入する

非核宣言を行った自治体は、「日本非核宣言自治体協議会」（以下、「非核協」。**キーワードE2（164ページ）**）に参加することで、相互学習と協力を強め、各地での平和活動をより魅力あるものにできるだろう。

非核協は、国内非核自治体の拡大を追求するとともに、自治体間の「横の連携」を強化し、情報提供や人的交流の促進を図ることで自治体の平和活動の発展に寄与することをめざして設立された。12年4月1日現在、全国の非核自治体の18％を占める282の自治体が加入している。市町村合併の影響により、非核協の加入自治体数も一時減少したが、その後ふたたび数を伸ばした（**データシート20（211ページ）**）。しかしそれでもまだ少ないことが残念である。

非核協への加入を通じ、自治体がそれぞれに培ってきた平和事業の経験やノウハウを共有することで、新たなアイデアが生まれ、各地での動きを活発化することができる。非核協は、加入自治体が行った平和事業の詳細なデータを例年収集し、ホームページ上で公開している。**データシート22（220ページ）**に、非核宣言自治体の活動と事業を分類整理して紹介する。

また、非核協に加入することで、個々の地域における自治体間の連携を強化し、全国や世界各国に向けたアピールを共同で発信することも可能となる。こうした際に、自治体間の共通テーマになりうるものとして、「北東アジア非核兵器地帯」構想が挙げられるだろう。非核協はこれまでも、総会決議等の採択や普及パンフレットの作成等を通じて、同構想実現の必要性を繰り返し訴えてきた。非核協として初の代表団派遣となった10年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議においては、北東アジア非核兵器地帯をテーマとしたNGO主催会議で意見表明を行った。また、ピースデポなどNGOが呼びかけた北東アジア非核兵器地帯の実現を求める署名に対し、賛同が大きく広がっている（**データシート16（158〜163ページ）**）。非核協会員自治体で、すばらしい議会決議があがっている例も出てきた（以下の9節参照）。

こうした自治体間の取り組みに加え、非核協は、被爆地と全国の市民をつなぐ「ハブ」としての役割も担っている。非核協の現在の会長は長崎市長であり、事務局も長崎市に置かれている。08年に始まった「親子記者事業」は、こうした特長を最大限活かした取り組みの一つに挙げられる。

また、自治体ネットワークの利点を活かしつつ、被爆の実相を全国、全世界に

伝えることも非核協の重要な仕事である。希望する自治体への被爆アオギリや被爆クスノキの配布はそうした取り組みの一つである。09年からは、「ミニミニ原爆展」(自治体や市民団体を対象に、小規模な原爆展用の写真を寄贈)、「姉妹都市原爆展」(会員自治体の海外姉妹都市を対象に、原爆写真ポスターを送付)といった活動も行われている。前述のNPT派遣代表団もニューヨーク滞在中に多くの学校を訪問し、原爆展パネル等の寄贈を行った。また、会長の長崎市長らが出席した10年11月の英マンチェスター市非核都市宣言30周年記念行事に関連しては、長崎市とともに現地の博物館で原爆展を開催した。

非核協への参加を市民が働きかけるためには、担当課への直接の申し入れもできるが、議員、議会を通じての申し入れが有効である。その際、非核協が行う自治体担当者研修会や平和学習教材の提供など、非核協参加によって受けるメリットを具体的に説明できることが大切であろう。

3. 平和市長会議に加盟する

世界153か国・地域の5,221都市(12年4月1日現在)が加盟する平和市長会議(**キーワードE3(166ページ)**)に参加することで、志を同じくする世界の自治体やNGOとの協力関係を深め、自治体の国際的な情報収集・発信力を高めていくことができるだろう。

加盟自治体5千に向けて、平和市長会議は国内外の自治体に参加の呼びかけを強め、11年9月16日に目標を達成した。日本国内においては、全市区町村の65%を超える1,139へと急速に数を伸ばしてきた。また、加盟とは別に、2020年までの核兵器廃絶への具体的道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」への賛同署名に、国内全市区町村の66.6%にあたる1,166の自治体が支持するなど、平和市長会議の取り組みの国内自治体の認知度は格段に大きくなっている。

その一方で、平和市長会議に加盟している国内自治体のうち、前述の非核協に加盟している自治体は244で、全体の2割ほどである(**データシート21(214ページ)**)。また、65自治体が非核宣言自体を行っていない。

これらの情報を活用しながら、あなたの住む自治体や関係する自治体に対し、両方の組織に加盟するよう働きかけてゆこう。平和市長会議への加盟申請書や自治体首長宛の加盟呼びかけ文など、市民が自治体に参加を働きかける上で必要な書類は、平和市長会議の公式HPからダウンロードできる。

4. 「非核(平和)委員会」を各地につくる

「非核宣言」の理念を実現していくためには、市民と自治体が協力して、自治体の非核平和施策を協議する恒常的な「制度」をつくることが重要だ。具体的には、市民と自治体職員で構成する「非核(平和)委員会」や有識者委員会の設置があげられる。非核宣言自治体の担当課が事務局となることも考えられる。議会の支援も必要だ。

「委員会」の主な役割には、次のようなことが含まれるだろう。

①核軍縮・平和問題に関する幅広い市民教育の実施
②核をめぐる国内や国際動向に関する継続的な情報収集
③条例、議会決議、意見書、首長宣言など、自治体の施策の協議や提案
④自治体の平和事業の継続的なフォローアップ

「非核(平和)委員会」の活動にとって大事なことは継続性と専門的蓄積である。そのためには、専従する自治体職員や外部スタッフによる人的支援が欲しい。自治体自身が相応の財政負担をすることが前提だが、市民の協力を呼びかけ、参加意識を促進する方法もある。

実績のある先進例として、たとえば藤沢市(神奈川県)では、公募による市民と市で構成する「平和の輪をひろげる実行委員会」が自治体の担当課を事務局として定期的な協議を重ねつつ、市と協働で平和事業に取り組んでいる。10年11月には、市とともに「平和の輪をひろげる湘南・江の島会議」を共催した(**キーワードE2(164ページ)**)。また、逗子市(神奈川県)では、11年8月に「第1回ずし平和デー」が開催された。これも市民と市による協働により実現に至ったものである。さらに、長崎においては、市民と自治体による恒常的な組織として「核兵器廃絶地球市民集会長崎集会実行委員会」がある。同実行委員会は、長崎県、長崎市、財団法人長崎平和推進協会、そして一般市民により構成される。過去4回にわたる「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」の開催に加え、さまざまな学習会の開催やNPT再検討会議への代表団派遣なども行っている。

広島、長崎とは別に、東京都立第五福竜丸展示館、焼津市歴史民俗資料館、水戸市平和記念館、埼玉県平和資料館、川崎平和館など50以上の自治体に、平和博物館、資料館(室)がある(「平和のための博物館・市民ネットワーク」(2010年2月)作成の冊子より)。これらの拠点を活用して、委員会を発足させるのも一法である。

5.「条例づくり」に取り組む

「非核宣言」を活用し、継続的に、また具体的に発展させる方法の一つは、宣言に基づいた条例をつくることである。例として藤沢市では、「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」(82年6月22日)をベースに、「藤沢市平和基金条例」(89年3月31日)を制定することで、継続的、安定的な平和事業の推進のための財源確保をめざし、さらに、「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」(95年3月30日)によって、自治体と市民との協力のもと平和事業を行っていくことを条例で義務付けている※。

また、神奈川県大和市は、「平和都市宣言」(85年9月19日)に基づき、「次世代に戦争の記憶をつなげる条例」(02年9月27日)※※というユニークな条例を制定している。条例は、戦争を知らない世代に戦時体験を伝え、それをきっかけとして平和問題を考える機会を作るという事業の実施を市長に求めるものである。公募の市民及び市民団体で構成される大和市平和都市推進事業実行委員会と市が協力し、戦争体験の語り部の発掘、学校への派遣、ビデオ保存などが行われている。

条例づくりには、前項で述べた「非核(平和)委員会」が大きな役割を果たすだろう。

※藤沢市HP:www.city.fujisawa.kanagawa.jp/から条例名で検索できる。
※※大和市HP:www.city.yamato.lg.jp/web/kokusai/heiwa.html

6. 市民参加型で啓発活動を広げる

市民や自治体は協力してさまざまな啓発活動に取り組もう。前述の「非核(平和)委員会」があれば、そこの重要な仕事になるが、「委員会」がなくても催しごとに市民参加型を追求することが大切だ。それによって、コアとなる市民と職員との信頼関係を育てることができる。

啓発活動の企画には、時局の市民の関心を的確に把握することが大切であり、その意味でも市民参加が必要である。また、核・平和問題に詳しいNGOとの日頃の情報交換が必要であろう。そのような日常的な情報収集の一環として、自治体の担当者は、核・平和問題に関心を持つ多くのNGO、市民、専門家が参加する電子メール・リストサービス(「アボリション・ジャパンML」)に加入しておくことが役に立つだろう(**下の囲みに加入方法**)。

市民と自治体による参加啓発活動には、たとえば次のような機会が活用できる。

1. 広島、長崎の原爆資料館訪問。とりわけ、8月6日(広島)、8月9日(長崎)の原爆慰霊祭への参加や、そこで開催される諸行事への参加と組み合わせる。
2. 地元に住む被爆者の証言、原爆写真展、原爆を題材にした映画の上映などの機会を作り、被爆体験の次世代への継承に取り組む。前述の「ミニミニ原爆展」などの取り組みも活用できる。
3. ほぼ毎年春に開かれるNPTに関連する政府会議、毎年10月頃に開催される国連総会第1委員会(軍縮)の活用。それらと並行して開催される平和市長会議、その他のNGO行事への参加。このような機会に開かれるNGOの会議には、「若者フォーラム」などの企画が含まれているものも多く、高校生・大学生を派遣するチャンスともなる。また、国内で毎年開かれる「国連軍縮会議」への参加も考えられる(12年の開催地は静岡市)。
4. 日本赤十字社との協働。11年11月、国際赤十字・赤新月運動は、核兵器廃絶決議を採択した(**概観(21ページ)、キーワードA2(50ページ)**)。決議に従って、日本赤十字社も核兵器廃絶への「人道外交」を展開し始めている。全国各地に綿密なネットワークを有する日本赤十字社と協働し、地域で様々な取り組みを実施することもできるだろう。

★アボリション・ジャパンMLの登録方法
メールを受け取りたいアドレスから、
abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp
にメールをお送りください。本文は必要ありません。

7. 核実験や日本の核武装論など内外の事件に反応していく

多くの自治体が行ってきた核実験や未臨界核実験、さらにはZマシンを使った新型核実験(**キーワードC1(90ページ)**)などへの抗議文の送付は、重要であるとともに有効である。また、政治家の核武装発言や核兵器の使用を容認する

趣旨の発言、あるいは非核三原則の見直しを求める発言などがあったときに非核自治体として批判することも世論形成に大切である。

もちろん、抗議や批判だけではなくて、軍縮に前向きな貢献をした政府に激励のメッセージを送ることも大事だ。タイムリーかつ説得力をもってそうしたアクションをとるためには、背景にある事実情報を理解し、常に情報をアップデートしておくことが必要である。「非核(平和)委員会」がそのような役割を担うことができるだろう。また、自治体の担当部署と事情に精通したNGOとの連絡体制を日頃から緊密にしておくことを勧めたい。

8. 国際的発信を強める

地方自治体として非核化や平和のための取り組みをしたとき、それを当該自治体の市民に知らせるだけではなくて、海外の自治体や市民に知らせるようにしよう。地方議会が決議をあげたとき、首長が声明文や抗議文を出したとき、どんな小さな取り組みでも、それを海外発信することが大切だ。選挙で選ばれた議会や首長の取り組みは、それを支える多くの市民を代表している重みがあり、その重みは私たちが考えている以上に海外で高く評価される。海外の自治体や市民に賛同を広げるだけではなくて、日本そのものに対する国際的信頼を高める役割を果たしている。2010年NPT再検討会議には、多くの自治体が市民代表団を派遣した。このような活動も具体的な自治体の平和外交になる。

発信には、さまざまな手段と道筋が考えられる。姉妹都市がある場合には、まず姉妹都市に知らせよう。平和市長会議に参加している自治体のリストも利用可能だ。また、核兵器廃絶に関心がある世界中の市民団体が見ている電子メール・リストサービスの「アボリション・コーカス」(**下の囲みに加入方法**)に流すと、市民団体を通して広がって行くだろう。

多くの場合、英語での発信が必要となるが、海外発信の作業を市民団体と自治体が協力を強める契機とすることも可能であろう。

★アボリション・コーカス(英語)の登録方法

メールを受け取りたいアドレスから、
abolition-caucus-subscribe@yahoogroups.com
に

9. 「北東アジア非核兵器地帯」設立を共通のテーマとする

「北東アジア非核兵器地帯の早期設立を求める」という簡潔な要求を掲げた決議、意見書、宣言を出す非核自治体運動を起こそう。

北東アジア地域における緊張緩和が、この地に住むすべての人々の平和と安全に資することは間違いない。この地域に、核兵器に頼らない、協調的な安全保障の枠組みをつくっていく現実的な一歩として、「北東アジア非核兵器地帯」の設立は、極めて実現性のある構想だ。北朝鮮の核問題をめぐる6か国協議を前進させるためにも、実現に向けた一歩を踏み出すことが重要である。また、「核の傘」に依存する政策をとる日本や韓国から「北東アジア非核兵器地帯」の実現を求める動きが高まることは、昨今の「核兵器のない世界」に向けた国際気運に対する大きな追い風になる。そうした声がすでに各方面から出ていることにぜひ注目してほしい。

自治体による決議、宣言、意見の文例の一つとしては、日韓NGOが呼びかけた国際署名のテキストがあげられる(**データシート16(158ページ)**)。これには、2012年4月1日現在、289名の国内自治体首長が賛同している。

また2011年3月25日、秦野市議会(神奈川県)が、市民からの陳情を受けて「北東アジア地域に非核地帯設立を求める意見書」を採択しており、議会としての動きも出てきている。

北東アジアに姉妹都市があるときには、その制度の活動などが考えられる。中国、韓国の自治体と姉妹提携を結んでいる日本の自治体はそれぞれ344自治体、138自治体であり、米国を除き提携先として圧倒的に多い(財団法人自治体国際化協会調べ。12年3月31日現在。)。「北東アジア非核兵器地帯」実現に向けた相互理解促進のために、これらの姉妹自治体が、共同事業として両国の戦争体験・被爆体験を聞く機会を持ったり、両自治体の若者同士が現実の国際社会の課題について議論するフォーラムを開催したりすることも重要だ。

市民や自治体から日本政府への働きかけには、超党派「核軍縮・不拡散議員連盟」(PNND)など議員との協力も必要であろう(**キーワードE7(174ページ)**)。民主党の「核軍縮促進議員連盟」が「北東アジア非核兵器地帯」条約案を発表していることは大きな手がかりとなる。地元選出の議員がこれらの議員グループに参加しているかを、まずはチェックするところから始めてみよう。

20. 非核宣言自治体の現状

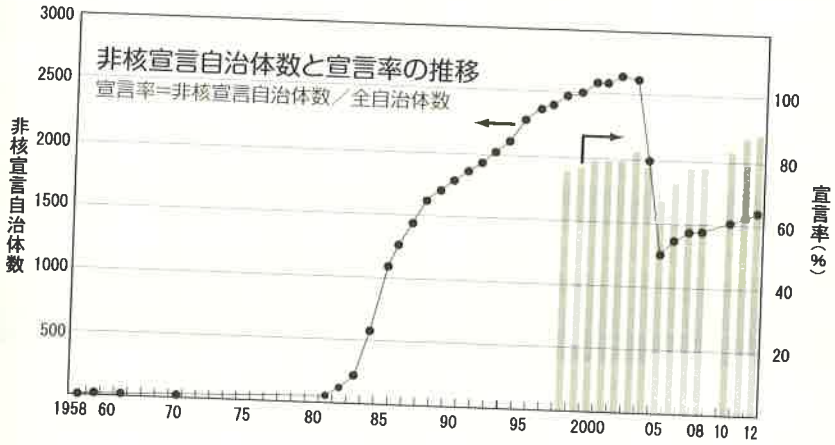
【1】都道府県別データ

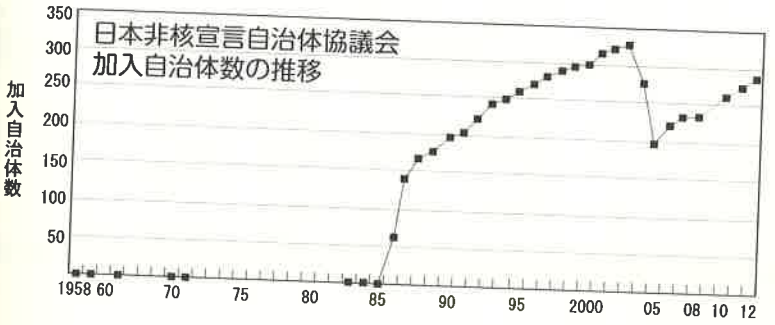
12年4月1日現在、出典：日本非核宣言自治体協議会

（宣言率、会員率は小数点以下を四捨五入した）

都道府県	全自治体数 A	非核宣言自治体数 B	宣言率 B/A	「協議会」会員数 C	会員率 C/B
北海道	180	106	59%	19	18%
青森県	41	27	66%	0	0%
岩手県	34	34	100%	3	9%
宮城県	36	36	100%	7	19%
秋田県	26	26	100%	4	15%
山形県	36	36	100%	4	11%
福島県	60	52	87%	3	6%
茨城県	45	39	87%	10	26%
栃木県	27	25	93%	2	8%
群馬県	36	33	92%	7	21%
埼玉県	64	52	81%	4	8%
千葉県	55	55	100%	11	20%
東京都	63	51	81%	18	35%
神奈川県	34	34	100%	11	32%
新潟県	31	27	87%	8	30%
富山県	16	16	100%	6	38%
石川県	20	20	100%	3	15%
福井県	18	10	56%	0	0%
山梨県	28	28	100%	9	32%
長野県	78	75	96%	7	9%
岐阜県	43	23	54%	3	13%
静岡県	36	28	78%	4	14%
愛知県	55	34	62%	11	32%
三重県	30	30	100%	7	23%
滋賀県	20	19	95%	3	16%
京都府	27	26	96%	2	8%
大阪府	44	44	100%	15	34%
兵庫県	42	37	88%	5	14%
奈良県	40	39	98%	3	8%
和歌山県	31	24	77%	3	13%
鳥取県	20	20	100%	1	5%
島根県	20	13	65%	2	15%
岡山県	28	26	93%	2	8%
広島県	24	24	100%	15	63%
山口県	20	18	90%	0	0%
徳島県	25	25	100%	3	12%
香川県	18	16	89%	1	6%
愛媛県	21	21	100%	1	5%
高知県	35	28	80%	6	21%
福岡県	61	61	100%	14	23%
佐賀県	21	21	100%	2	10%
長崎県	22	22	100%	15	68%
熊本県	46	46	100%	3	7%
大分県	19	19	100%	5	26%
宮崎県	27	27	100%	3	11%
鹿児島県	44	43	98%	1	2%
沖縄県	42	40	95%	16	40%
合計	1,789	1,556	87%	282	18%

【2】非核宣言自治体数の推移





20. 非核宣言自治体の現状

【3】都道府県別面積・人口データ

12年4月1日現在、出典：日本非核宣言自治体協議会

都道府県	全自治体数★	非核宣言自治体数★	全人口（人）	宣言自治体人口（人）	宣言自治体人口割合	総面積（km²）	宣言自治体面積（km²）	宣言自治体面積割合
北海道	179	105	5,498,916	4,662,255	84.8%	83,456.87	49,554.09	59.4%
青森	40	27	1,395,886	1,205,533	86.4%	9,644.54	7,472.37	77.5%
岩手	33	33	1,120,741	1,120,741	100.0%	15,278.89	15,278.89	100.0%
宮城	35	35	1,978,961	1,978,961	100.0%	7,285.76	7,285.76	100.0%
秋田	25	25	1,097,588	1,097,588	100.0%	11,636.25	11,636.25	100.0%
山形	35	35	1,168,752	1,168,752	100.0%	9,323.46	9,323.46	100.0%
福島	59	51	1,897,429	1,572,963	82.9%	13,782.76	12,765.35	92.6%
東北地方計	227	206	8,659,357	8,144,538	94.1%	66,951.66	63,762.08	95.2%
茨城	44	38	2,973,174	2,659,612	89.5%	6,095.72	5,226.74	85.7%
栃木	26	25	1,995,901	1,849,165	92.6%	6,408.28	6,123.45	95.6%
群馬	35	32	1,998,558	1,767,537	88.4%	6,362.33	5,818.33	91.4%
埼玉	63	51	7,140,929	6,567,621	92.0%	3,798.08	3,206.46	84.4%
千葉	54	54	6,161,921	6,161,921	100.0%	5,156.60	5,156.60	100.0%
東京	62	51	12,662,461	12,325,129	97.3%	2,187.65	1,726.28	78.9%
神奈川	33	33	8,906,590	8,906,590	100.0%	2,415.86	2,415.86	100.0%
関東地方計	317	284	41,839,534	40,237,575	96.2%	32,424.52	29,673.72	91.5%
新潟	30	27	2,378,853	2,310,076	97.1%	12,583.81	11,674.19	92.8%
富山	15	15	1,092,885	1,092,885	100.0%	4,247.61	4,247.61	100.0%
石川	19	19	1,160,206	1,160,206	100.0%	4,185.66	4,185.66	100.0%
福井	17	9	806,428	700,821	86.9%	4,189.83	2,788.64	66.6%
山梨	27	27	860,559	860,559	100.0%	4,465.37	4,465.37	100.0%
長野	77	74	2,153,802	2,012,492	93.4%	13,562.23	12,642.05	93.2%
岐阜	42	23	2,076,675	1,561,041	75.2%	10,621.17	4,597.20	43.3%
静岡	35	27	3,760,801	3,515,507	93.5%	7,780.42	6,722.03	86.4%
愛知	54	33	7,249,626	5,494,388	75.8%	5,165.04	2,988.42	57.9%
三重	29	29	1,844,293	1,844,293	100.0%	5,777.27	5,777.27	100.0%
中部地方計	345	283	23,384,128	20,552,268	87.9%	72,578.41	60,088.44	82.8%
滋賀	19	18	1,390,927	1,310,257	94.2%	4,017.36	3,839.97	95.6%
京都	26	25	2,547,225	2,510,551	98.6%	4,613.21	4,261.29	92.4%
大阪	43	43	8,681,623	8,681,623	100.0%	1,898.47	1,898.47	100.0%
兵庫	41	37	5,580,139	5,436,155	97.4%	8,396.13	7,003.51	83.4%
奈良	39	38	1,406,701	1,402,608	99.7%	3,691.09	3,018.74	81.8%
和歌山	30	23	1,025,613	802,668	78.3%	4,726.29	2,394.09	50.7%
近畿地方計	198	184	20,632,228	20,143,862	97.6%	27,342.55	22,416.07	82.0%
鳥取	19	19	592,213	592,213	100.0%	3,507.28	3,507.28	100.0%
島根	19	12	718,218	644,768	89.8%	6,707.95	4,997.75	74.5%
岡山	27	25	1,934,057	1,902,362	98.4%	7,113.21	6,729.70	94.6%
広島	23	23	2,852,728	2,852,728	100.0%	8,479.58	8,479.58	100.0%
山口	19	17	1,455,401	1,448,008	99.5%	6,113.95	5,963.07	97.5%
中国地方計	107	96	7,552,617	7,440,079	98.5%	31,921.97	29,677.38	93.0%
徳島	24	24	791,242	791,242	100.0%	4,146.67	4,146.67	100.0%
香川	17	15	1,009,794	964,351	95.5%	1,876.53	1,572.53	83.8%
愛媛	20	20	1,450,262	1,450,262	100.0%	5,678.18	5,678.18	100.0%
高知	34	27	766,426	682,559	89.1%	7,105.16	5,051.23	71.1%
四国地方計	95	86	4,017,724	3,888,414	96.8%	18,806.54	16,448.61	87.5%
福岡	60	60	5,043,494	5,043,494	100.0%	4,977.24	4,977.24	100.0%
佐賀	20	20	855,968	855,968	100.0%	2,439.65	2,439.65	100.0%
長崎	21	21	1,440,853	1,440,853	100.0%	4,105.33	4,105.33	100.0%
熊本	45	45	1,828,471	1,828,471	100.0%	7,404.73	7,404.73	100.0%
大分	18	18	1,201,901	1,201,901	100.0%	6,339.71	6,339.71	100.0%
宮崎	26	26	1,147,867	1,147,867	100.0%	7,735.99	7,735.99	100.0%
鹿児島	43	42	1,713,984	1,712,031	99.9%	9,188.78	9,085.71	98.9%
九州地方計	233	232	13,232,538	13,230,585	100.0%	42,191.43	42,088.36	99.8%
沖縄	41	39	1,413,583	1,403,461	99.3%	2,276.15	2,183.52	95.9%
全国合計	1742	1515	126,230,625	119,703,037	94.8%	377,950.10	315,892.27	83.6%

日本非核宣言自治体協議会のデータをもとにピースデポ作成。
★都道府県全体として宣言を行っているものを抜いているため、データシート20【1】の数値と異なる。

データシート

21. 日本国内の「平和市長会議」加盟自治体

下線は「日本非核宣言自治体協議会」の加盟自治体
※印は非核宣言を行っていない自治体
（ ）は、都道府県ごとの自治体数。

◆北海道 (86)
札幌市
赤平市
旭川市
芦別市※
網走市
石狩市
歌志内市
恵庭市
江別市
小樽市
帯広市
北広島市
北見市
釧路市
士別市
伊達市
苫小牧市
名寄市
登別市
根室市
函館市
美唄市
富良野市
室蘭市
留萌市
夕張市
稚内市
足寄町
厚真町※
池田町
今金町
浦河町
江差町
遠軽町
奥尻町※
置戸町
音更町
上川町
上士幌町
木古内町※
喜茂別町
釧路町
京極町
倶知安町
訓子府町※
黒松内町
剣淵町※
様似町
士幌町
清水町
知内町
新得町
新ひだか町
せたな町
大樹町
滝上町※
津別町
弟子屈町
洞爺湖町
苫前町※
豊浦町※
中川町
中頓別町
中富良野町
七飯町
仁木町
羽幌町
東神楽町※
比布町
広尾町
美深町
福島町※
古平町
別海町
本別町
幕別町
芽室町
妹背牛町
八雲町
湧別町※
余市町
蘭越町
初山別村※
占冠村
鶴居村
中札内村

◆青森県 (9)
青森市
黒石市
十和田市
五所川原市
八戸市
平川市
弘前市※
南部町
蓬田村

◆秋田県 (19)
秋田市
大館市
潟上市
北秋田市
仙北市
大仙市
にかほ市
能代市
湯沢市
由利本荘市
横手市
井川町
小坂町
五城目町
八郎潟町
八峰町
藤里町
三種町
東成瀬村

◆岩手県 (20)
盛岡市
一関市
奥州市
大船渡市
釜石市
北上市
久慈市
遠野市
二戸市
八幡平市
花巻市
宮古市
陸前高田市
金ヶ崎町
西和賀町
平泉町
洋野町
矢巾町
滝沢村
野田村

◆山形県 (14)
山形市
尾花沢市
酒田市
新庄市
鶴岡市
天童市
長井市
村山市
米沢市
大江町
金山町
白鷹町
庄内町
戸沢村

◆宮城県 (14)
石巻市
角田市
気仙沼市
多賀城市
仙台市
登米市
川崎町
色麻町
柴田町
大和町
富谷町
美里町
南三陸町
亘理町

◆福島県 (27)
会津若松市
いわき市
喜多方市
白河市
本宮市
南相馬市
二本松市
会津坂下町
会津美里町
猪苗代町
小野町
鏡石町
金山町
国見町※
桑折町
只見町
磐梯町※
三島町
三春町
南会津町
柳津町
矢吹町
矢祭町
大玉村
北塩原村
昭和村
湯川村
関川村

◆新潟県 (24)
新潟市
阿賀野市
糸魚川市
魚沼市
小千谷市
柏崎市
加茂市
五泉市
三条市
新発田市
上越市
胎内市
燕市
十日町市
長岡市
見附市
南魚沼市
妙高市
村上市
聖籠町
田上町
津南町
湯沢町

◆富山県 (11)
富山市
射水市
魚津市
小矢部市
黒部市
砺波市
滑川市
南砺市
朝日町
立山町
入善町

◆石川県 (5)
金沢市
珠洲市
七尾市
野々市市
内灘町

◆福井県 (13)
福井市
あわら市
越前市
大野市
小浜市
勝山市
坂井市
鯖江市
敦賀市
おおい町※
高浜町※
美浜町※
若狭町※

◆長野県 (54)
長野市
安曇野市※
飯田市
飯山市
伊那市
上田市
大町市
岡谷市
駒ヶ根市
小諸市
塩尻市
須坂市
諏訪市
千曲市
東御市※
松本市
上松町
池田町
木曽町※
小布施町
軽井沢町
小海町
佐久穂町※
下諏訪町
信濃町
高森町
長和町
南木曽町
富士見町
箕輪町
宮田村
山ノ内町
阿智村
生坂村
王滝村
大桑村
小川村
小谷村
川上村
木島平村
北相木村
中川村
栄村
下條村
高山村
豊丘村
野沢温泉村
白馬村
原村
松川村
南相木村
南牧村
南箕輪村
山形村

◆東京都 (36)
新宿区
足立区
板橋区
江戸川区
大田区
葛飾区
北区
世田谷区
中央区
千代田区
豊島区
練馬区
文京区
港区
目黒区
稲城市
青梅市
清瀬市
国立市
小金井市
国分寺市
小平市
多摩市
調布市
狛江市
西東京市
羽村市
東久留米市
東村山市
東大和市
府中市
町田市
三鷹市
武蔵野市
新島村※
檜原村※

◆神奈川県 (25)
横浜市
厚木市
綾瀬市
伊勢原市
海老名市
小田原市
鎌倉市
川崎市
相模原市
座間市
逗子市
茅ヶ崎市
秦野市
平塚市
藤沢市
三浦市
南足柄市
大和市
愛川町
大磯町
寒川町
開成町
箱根町
真鶴町
清川村

◆埼玉県 (42)
さいたま市
上尾市
入間市
桶川市
春日部市
加須市※
川口市
川越市
北本市
行田市
熊谷市
鴻巣市
坂戸市
草加市
秩父市
鶴ヶ島市※
所沢市
戸田市
新座市
蓮田市
羽生市
日高市
深谷市
富士見市
ふじみ野市
本庄市
八潮市
吉川市
和光市
蕨市

データシート

21. 日本国内の「平和市長会議」加盟自治体(続き)

小鹿野町
越生町※
杉戸町
長瀞町※
鳩山町
松伏町
美里町
皆野町
三芳町
毛呂山町※
横瀬町
寄居町

◆千葉県 (51)
千葉市
旭市
我孫子市
いすみ市
市川市
市原市
印西市
浦安市
柏市
勝浦市
香取市
鎌ヶ谷市
鴨川市
木更津市
君津市
佐倉市
山武市
白井市
匝瑳市
袖ヶ浦市
館山市
銚子市
東金市
富里市
流山市
習志野市
成田市
野田市
富津市
船橋市
松戸市
南房総市
茂原市
八街市
八千代市
四街道市
大多喜町
一宮町
大網白里町
御宿町
神崎町
栄町
酒々井町
芝山町
多古町
長南町
長柄町
東庄町
睦沢町
横芝光町
長生村

◆茨城県 (37)
水戸市
潮来市
稲敷市
小美玉市
牛久市
笠間市
鹿嶋市
神栖市
北茨城市
下妻市
筑西市
つくば市
つくばみらい市
土浦市
取手市
行方市※
坂東市
日立市
ひたちなか市
古河市※
桜川市※
那珂市
常陸太田市
鉾田市
守谷市
結城市
龍ヶ崎市
阿見町
茨城町
大洗町
河内町
五霞町
城里町※
大子町
利根町
東海村
美浦村

◆栃木県 (15)
宇都宮市
足利市
大田原市
鹿沼市
佐野市
下野市
栃木市※
那須烏山市
日光市
真岡市
市貝町
岩舟町
野木町
芳賀町
壬生町

◆群馬県 (20)
前橋市
安中市
伊勢崎市
太田市※
桐生市
渋川市
館林市
高崎市
富岡市
沼田市
藤岡市
みどり市
大泉町
神流町※
甘楽町
下仁田町
みなかみ町
片品村
川場村
昭和村

◆山梨県 (20)
甲府市
上野原市
大月市
甲斐市
甲州市
中央市
都留市
韮崎市
笛吹市
富士吉田市
北杜市
南アルプス市
山梨市
市川三郷町
西桂町
早川町
富士河口湖町
富士川町
鳴沢村
山中湖村

◆静岡県 (21)
静岡市
熱海市
伊豆市
伊豆の国市
伊東市
磐田市
掛川市
湖西市
御殿場市
島田市
下田市
沼津市
浜松市
袋井市
富士市
藤枝市
富士宮市
三島市
焼津市
函南町
長泉町

◆愛知県 (31)
安城市
犬山市
岩倉市
岡崎市
大府市※
尾張旭市
春日井市
蒲郡市※
北名古屋市
清須市
江南市
新城市※
田原市
知多市※
知立市
東海市※
常滑市
豊明市
豊川市
豊田市
豊橋市
半田市
みよし市
弥富市
蟹江町
武豊町
豊山町
東浦町
扶桑町
美浜町
飛島村

◆岐阜県 (25)
海津市※
各務原市
可児市
関市
郡上市
高山市※
多治見市
土岐市※
羽島市
飛騨市※
瑞浪市
瑞穂市
美濃市
本巣市
山県市
池田町
大野町
川辺町
北方町
神戸町※
坂祝町
富加町
七宗町

養老町
輪之内町※

◆三重県 (22)
津市
伊賀市
伊勢市
いなべ市
尾鷲市
亀山市
熊野市
桑名市
志摩市
鈴鹿市
鳥羽市
名張市
松阪市
四日市市
朝日町
大台町
川越町
木曽岬町
紀北町
菰野町
多気町
東員町

◆滋賀県 (19)
近江八幡市※
大津市
草津市
甲賀市
湖南市
高島市
長浜市
東近江市
彦根市
米原市
守山市
野洲市
栗東市
愛荘町
甲良町
多賀町
豊郷町
日野町
竜王町

◆京都府 (18)
京都市
綾部市※
宇治市
亀岡市
木津川市
京田辺市
京丹後市
城陽市
長岡京市
福知山市
向日市
宮津市
大山崎町
京丹波町
久御山町
精華町
与謝野町
和束町

◆大阪府 (36)
大阪市
和泉市
泉大津市
泉佐野市
大阪狭山市
貝塚市
柏原市
交野市
門真市
河内長野市
岸和田市
堺市
四條畷市
吹田市
摂津市
泉南市
高石市
大東市
豊中市
富田林市
寝屋川市
羽曳野市
阪南市
東大阪市
枚方市
藤井寺市
松原市
箕面市
守口市
八尾市
河南町
島本町
太子町
田尻町
岬町
千早赤阪村

◆奈良県 (26)
奈良市
生駒市
宇陀市
香芝市
橿原市
葛城市
五條市
御所市
桜井市
天理市
大和郡山市
大和高田市
安堵町
上牧町
斑鳩町
河合町
広陵町
三郷町
平群町
三宅町
吉野町
明日香村
上北山村
黒滝村
下北山村
十津川村

◆和歌山県 (28)
和歌山市
有田市
岩出市
海南市
御坊市
紀の川市
新宮市※
田辺市※
橋本市
有田川町
印南町
かつらぎ町
上富田町
串本町
九度山町
高野町※
古座川町
白浜町
すさみ町
太地町
那智勝浦町
日高町
日高川町※
広川町
美浜町
みなべ町
湯浅町
由良町

◆兵庫県 (30)
神戸市
相生市
明石市
赤穂市
芦屋市
尼崎市
淡路市
加古川市
加西市
篠山市
宍粟市
洲本市
高砂市
宝塚市
丹波市
西宮市
西脇市
姫路市
三木市
南あわじ市
市川町
稲美町
香美町
神河町※
上郡町
新温泉町
太子町
多可町※
播磨町
福崎町

◆岡山県 (15)
岡山市
浅口市
井原市
笠岡市
倉敷市
瀬戸内市
総社市
玉野市
津山市
新見市
備前市
真庭市
美作市
里庄町
西粟倉村

◆広島県 (23)
広島市
安芸高田市
江田島市
大竹市
尾道市
庄原市
呉市
竹原市
廿日市市
東広島市
福山市
府中市
三原市
三次市
安芸太田町
大崎上島町
海田町
北広島町
神石高原町
熊野町
坂町
世羅町
府中町

◆山口県 (19)
山口市
岩国市
宇部市
下松市
山陽小野田市
下関市
周南市
長門市
萩市
光市
防府市
美祢市
柳井市
阿武町※
上関町※
周防大島町
田布施町
平生町
和木町

◆鳥取県 (5)
鳥取市
倉吉市
境港市
米子市
北栄町

21. 日本国内の「平和市長会議」加盟自治体(続き)

◆島根県 (9)
松江市
出雲市
雲南市
大田市
江津市
浜田市
安来市※
邑南町
川本町※

◆徳島県 (8)
阿南市
阿波市
美馬市
三好市
石井町
神山町
牟岐町
佐那河内村

◆香川県 (10)
高松市
観音寺市
坂出市
さぬき市
善通寺市
東かがわ市
丸亀市
三豊市
多度津町
土庄町

◆愛媛県 (20)
松山市
今治市
伊予市
宇和島市
大洲市
西条市
四国中央市
西予市
東温市
新居浜市
八幡浜市
愛南町
伊方町
内子町
上島町
鬼北町
久万高原町
砥部町
松前町
松野町

◆高知県 (34)
高知市
安芸市
香美市
香南市
四万十市
宿毛市
須崎市
土佐市
土佐清水市
南国市
室戸市
いの町
大月町
越知町
大豊町
黒潮町
佐川町
四万十町※
田野町
土佐町
東洋町
津野町
中土佐町
奈半利町※
仁淀川町※
本山町
安田町
梼原町
馬路村
大川村
北川村
芸西村
三原村
日高村

◆福岡県 (51)
福岡市
朝倉市
飯塚市
糸島市
うきは市
大川市
小郡市
大野城市
大牟田市
春日市
嘉麻市
北九州市
久留米市
古賀市
田川市
太宰府市
筑後市
筑紫野市
中間市
直方市
福津市
豊前市
みやま市
宮若市
宗像市
柳川市
八女市
行橋市
芦屋町
糸田町
宇美町
大木町
岡垣町
上毛町
小竹町
遠賀町
粕屋町
川崎町
鞍手町
桂川町
篠栗町
志免町
須恵町
大刀洗町
築上町
筑前町
那珂川町
久山町
福智町
水巻町
東峰村

◆佐賀県 (10)
嬉野市
小城市
鹿島市
多久市
武雄市
鳥栖市
有田町
大町町
玄海町
吉野ヶ里町

◆長崎県 (20)
長崎市
壱岐市
諫早市
雲仙市
大村市
五島市
西海市
島原市
対馬市
平戸市
松浦市
南島原市
小値賀町
新上五島町
川棚町
佐々町
時津町
長与町
波佐見町

◆大分県 (18)
大分市
宇佐市
臼杵市
杵築市
国東市
佐伯市
竹田市
津久見市
中津市
日田市
豊後大野市
豊後高田市
別府市
由布市
玖珠町
九重町
日出町
姫島村

◆熊本県 (32)
熊本市
阿蘇市
天草市
荒尾市
宇城市
宇土市
上天草市
菊池市
合志市
玉名市
人吉市
水俣市
東彼杵町

八代市
山鹿市
あさぎり町
小国町
高森町
多良木町
錦町
氷川町
美里町
南小国町
御船町
湯前町
苓北町
産山村
球磨村
相良村
西原村
水上村
南阿蘇村
山江村

◆宮崎県 (16)
宮崎市
えびの市
串間市
小林市
西都市
日南市
延岡市
日向市
都城市
門川町
木城町
高原町
日之影町
椎葉村

西米良村
諸塚村

◆鹿児島県 (29)
鹿児島市
姶良市
阿久根市
奄美市
伊佐市※
出水市
いちき串
木野市
指宿市
鹿屋市
霧島市
志布志市
西之表市
曽於市
日置市
枕崎市
南九州市
南さつま市
天城町
喜界町
肝付町
錦江町
さつま町
龍郷町
知名町
南大隅町
屋久島町
和泊町
宇検村
大和村

◆沖縄県 (22)
那覇市
糸満市
沖縄市
石垣市
浦添市
うるま市
豊見城市
宜野湾市
名護市
南城市
宮古島市
竹富町
北谷町
南風原町
西原町
粟国村
伊江村
北中城村
渡名喜村
中城村
東村
読谷村

合計：1139 自治体

平和市長会議および日本非核宣言自治体協議会のデータは2012年4月1日現在。
宣言の有無については、一部ピースデポの調査によるアップデートを含む。

データシート

22. 非核宣言自治体の活動と事業

以下は、日本の非核宣言自治体がこれまでとり組んだ主要な活動や事業を分類整理したものである。すべてが網羅されているわけではない。他にユニークなとり組みをご存知の方は、ピースデポまでご一報いただければ幸いである。

1. 宣言や条例の制定

●宣言

(手続きにより3種類のものがある)

①首長提案、議会決議のもの、

②市民または議員提案・議会決議のもの、

③再度の宣言を議会が決議したもの。

(内容)核兵器の廃絶と恒久平和を訴える、非核港湾を訴える、放射性物質等の持ち込みや原子力関連施設の立地を拒否する、など。

●条例

(内容によりほぼ3種類に分類できる)

・非核平和条例(核兵器の通過などを具体的に禁止している。市民や市長の不断の努力を規定し、企画の段階からの市民参加を明文化している)

・平和条例(平和行政、予算化などを明記)

・平和基金条例(億単位の基金を制定し、利息による平和事業の実施、募金の拡大をめざす)

2. 首長・議長の抗議や要請行動

・核爆発実験に対する抗議文の持参・送付

・未臨界核実験に対する中止要請文、抗議の持参・送付

・北東アジア非核兵器地帯を求める自治体首長署名の持参

・NPT再検討会議への参加と要請

・他の自治体への非核宣言実施の依頼

3. 議会の決議など

・非核三原則の堅持を求める意見書

・北東アジア非核兵器地帯の設立を求める意見書

・ミサイル発射実験、核爆発実験に抗議する決議

・包括的核実験禁止条約(CTBT)の制定を求める意見書

・非核法の制定を求める意見書

・核兵器禁止の国際条約の制定を求める決議

・核兵器搭載艦船の入港を認めない港湾条例を求める決議

・プルトニウム輸送の情報公開を求める意見書

・高速増殖炉「もんじゅ」の安全管理に関する意見書

・核燃料再処理事故に関する意見書

・平和市長会議への加盟

4. 市民への情報発信

・宣言文の掲示(プレート、垂幕、碑など)

・図書館での平和関連図書コーナーの設置

・ホームページ、広報誌、ローカル誌、ケーブルテレビを使った情報発信

・市民キャンペーン(祭りなど市民の集まるところで広報活動)

・平和の映画ビデオや図書の貸出

5. 啓発プログラムの強化

・平和に関する各種講演会・セミナー、被爆体験・戦争体験を聞く会、戦時中の食事体験講座、原爆パネル・資料展(海外含む)、移動原爆展、映画会、朗読劇、コンサート、書道展、ミュージカルなど

・平和啓発ステッカーの公用車への貼り付け

・無料電車「平和号」の運行

・啓発用品の市民・公共施設への配布(パンフレット、カレンダー、花の種、文具、カードなど)

・平和副読本の作成、平和マップの作成、マンガの発行、日本国憲法の冊子作成と配布

・戦争体験の証言集・ビデオ・絵の作成

・国内ジャーナリスト研修

・被爆アオギリ・クスノキ二世植樹

・平和記念館の開設

・広報誌、市内ケーブルテレビ、FMラジオでの平和特集

・平和の灯火

6. 情報収集・管理

・平和資料館、展示室、資料コーナーの運営。企画展などの実施

・平和関連資料(海外のものも含む)の収集・貸出

7. フィールドワーク

・市民(子ども、若者、親子、留学生を含む)、自治体職員、議員の広島・長崎・沖縄への派遣

・戦跡、米軍基地、平和資料館・美術館・博物館などの見学ツアー

・他の非核自治体協議会や海外の姉妹都市との市民交流

・NPT再検討会議への派遣と報告会

8. 市民参加

・平和標語・作文コンクール、平和の絵、メッセージ募集

・折り鶴コーナーの設置、千羽鶴の作成

・平和基金の募金活動

・スポーツ大会の開催

・平和ボランティアの募集、育成、派遣

・平和へのメッセージの募集

9. 市民との協力事業、および支援

・市民団体・文化団体との共催事業(国際会議、平和のつどい、講演会、映画会、コンサート、原爆展、スポーツなど)

・小・中学校の平和学習への補助金

・市民団体への補助金の交付、事業費の一部負担

・市民団体への事業委託

・市民海外インターンシップ制度補助金

・平和行進の受け入れと激励

10. 被爆者支援

・見舞金、助成金等の支給

・栄養食品の支給

・被爆者団体への育成補助

11. 記念式典

・黙祷の実施、半旗の掲揚

・平和記念式、戦没者追悼式、慰霊祭

・平和の鐘の打鐘

・原爆死没者サイレンの吹鳴

用語の説明

●イージス・システム
洋上防空能力など艦船防御能力を備えた艦上戦闘システム。レーダーやソナーを利用して複数の目標に関する情報を同時に処理し、誘導ミサイルなどを用いてそれらを同時攻撃できる。近年では、弾道ミサイルに対する迎撃能力を備えたミサイルSM3が組み込まれるようになってきている。「イージス」はギリシャ神話の神の盾。

●核態勢見直し(NPR)(米)
(Nuclear Posture Review)
米議会が核政策の包括的な再検討のために作成を求める文書。米国防総省が作成する。これまで、1994年(クリントン政権)、2002年(ブッシュ政権、作成されたのが01年末なので01年NPRと呼ぶこともある)、そして10年(オバマ政権)の3回出されている。10年のNPRは資料2-2(264ページ)参照。

●オスロ・プロセス
クラスター弾の全面禁止条約締結を目指した条約案交渉プロセス。国連や赤十字委員会、NGO「クラスター弾連合(CMC)」などの働きかけが後押しとなり、2007年2月、ノルウェーなど49か国が「オスロ宣言」を採択して条約交渉が始まった。対人地雷禁止条約の成立プロセスをオタワ・プロセスというのと同じように、同志国家とNGOが国連システムの外でクラスター弾禁止条約を成立させたプロセスをこう呼ぶ。

●核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)
(Parliamentarians for Nuclear Non-proliferation and Disarmament)
国際NGO「中堅国家構想」(MPI)の提唱で2001年に創設された、核軍縮を目指す国際的な議員集団。12年5月現在、80か国から800人以上の議員が参加している。なかでも日本、ニュージーランド、ベルギー、カナダ、ドイツは多数の議員を送り出している。PNND日本は02年7月に結成され、現在は57人が参加。

●核燃料サイクル
ウラン鉱石の採掘から核燃料の製造までの過程、原子炉で核燃料を燃焼する過程、使用済み核燃料を再処理したり、処分したりする過程の全過程をさす。再処理過程を含むかどうかでサイクルの様相は大きく異なる。⇒使用済み核燃料再処理。

●カットオフ条約
兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)のこと。核兵器の材料となる高濃縮ウランやプルトニウムの生産を禁止することが目的。

●核供給国グループ(NSG)
核兵器に転用可能な物資、燃料、技術などの輸出規制を目的とする国際グループ。19+74年のインドによる核実験を受けて翌75年にできた。現在46か国が加盟。

●国連総会第1委員会
国連総会に付属する6つの委員会のうちのひとつで、主に、軍縮・国際安全保障問題を取り扱う。通常は、10月から4~5週間にわたって開催される。

●集団的自衛権
自国が攻撃を受けていなくても、同盟国が攻撃された場合にその同盟国に対して援助をし、共同で防衛する権利。国連憲章第51条は、国連加盟国に対して武力攻撃が行われた際、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、加盟国が個別的・集団的自衛権を行使する権利を認めている。しかし、日本政府は、集団的自衛権の行使は憲法上認められないとの立場をとっている。

●ジュネーブ軍縮会議(あるいは単に軍縮会議)(CD)
(Conference on Disarmament)
現在65か国で構成される、唯一の多国間の軍縮問題交渉機関。事務局長は国連総会によって指名されるが、厳密には国連の付属組織ではない。1960年の「10か国軍縮委員会」(東西5か国ずつで構成)を起源とし、CDの名前になったのは84年である。日本の加盟は69年。前身も含めると、NPTやCTBTなどがCDで作成・採択された。全会一致の決定方式をとっている。

●消極的安全保証(NSA)
(Negative Security Assurance)
非核兵器国に対して核兵器を使用しないと約束することによって、安全の保証を提供すること。核保有5か国(米・ロ・英・仏・中)は、国連安保理決議984(1995年4月11日採択)によって一方的にNSAを宣言しているが、非核兵器国側は、法的拘束力のあるNSAを求めている。非核地帯条約のNSA議定書に核保有国が署名・批准している場合には、地帯内の非核国に対してNSAは法的拘束力を持つ。

●使用済み核燃料再処理
原子炉で燃やした後の使用済み核燃料から、ウランやプルトニウムを分離、回収する作業のこと。使用価値のない核分裂生成物等が出てくるため、これらを高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物に分離した上で処分・埋設する。

●新アジェンダ連合(NAC)
(New Agenda Coalition)
ブラジル・エジプト・アイルランド・メキシコ・ニュージーランド・南アフリカ・スウェーデンの7か国から成る核軍縮推進派の国家連合(設立時はスロベニアを含む)。1998年に「核兵器のない世界へ:新アジェンダの必要性」という共同宣言を発したことから、この名で呼ばれている。

●戦略兵器削減条約(START)
(Strategic Arms Reduction Treaty)
米国とソ連(当時)が1991年7月に署名。94年12月に発効。2009年12月5日に期限満了をもって失効。初めての米ソ間の戦略核兵器削減条約であった。条約において運搬手段や核弾頭の数え方を厳密に定義し、その上限を定め削減を義務づけた。また条約には広範かつ複雑な監視・検証メカニズムが規定された。01年12月、米ロ両国はこれらの削減義務の履行完了を宣言。11年2月5日、新たなSTARTが発効した(キーワードB1 (70ページ))。

●弾道ミサイル防衛(BMD)システム
敵国などからの弾道ミサイルを迎撃するシステム。迎撃の起点(陸上、海上、空中、大気圏外)、迎撃対象の飛行段階(初期の噴射、中間、終末)、迎撃の手段(運動エネルギー、指向性エネルギー)などの組み合わせによって、様々な種類のシステムがある。

●日米安全保障協議委員会(SCC)
(Security Consultative Committee)
日米安保条約第4条を根拠とし、1960年に設置された。当初、日本側の構成員が外務大臣と防衛庁長官、米国側の構成員が駐日米大使と太平洋軍司令官であった。しかし、90年に米側の構成員が国務長官と国防長官に格上げされ、日本側は後に防衛庁長官ではなく防衛大臣となった。しばしば「2+2」(ツー・プラス・ツー)と呼ばれるようになった。

●濃縮ウランと劣化ウラン
天然ウランにはウラン238が約99.3%、ウラン235が約0.7%含まれている。ウラン235は核分裂性であり、核燃料や兵器に用いられる。ウラン235の割合を0.7%以上に高めたものを濃縮ウランという。ウラン235の含有量が20%より低いものを低濃縮ウラン(LEU)、高いものを高濃縮ウラン(HEU)、90%を超えるものを兵器級ウランと呼ぶ。軽水型発電炉の燃料は3~5%の低濃縮ウランである。一方、濃縮の結果、ウラン235含有量が天然ウランより減った残余を劣化ウランという。劣化ウランは、密度と硬度が高く、安価であることを利用して「ウラン弾」に用いられる。劣化ウランの放射能は天然ウランの約60%に減っているにすぎない。

●非核兵器地帯(NWFZ)

一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態を創り出すことを目的とした、国際法上の制度のことをいう。地帯内において、核兵器の開発・実験・製造・生産・取得・所有・貯蔵・輸送・配備などが禁止される。これに加え、地帯内において核兵器による攻撃やその威嚇を行わないとの核兵器国による約束(すなわち、消極的安全保証)を議定書の形で定めるのが通例である。

●武器輸出三原則

佐藤栄作内閣が1967年4月に打ち出した政策。①共産圏向けの場合、②国連決議により武器輸出が禁じられている場合、③国際紛争の当事国(あるいはそのおそれがある国)の場合、武器輸出を禁じるというもの。76年2月、三木武夫内閣はこれを拡大し、上記の対象国以外に対しても武器輸出を慎むこと、武器製造関連設備も武器に準ずる取り扱いにすることとした。しかし83年1月、対米武器技術供与を例外とする後退を示した。さらに2011年12月、官房長官談話により「包括的な例外措置」を講ずるとし、例外措置の大幅拡大に踏みきった。

●未臨界核実験とZマシン核実験

核分裂物質は、ある一定の条件が満たされると連鎖的な核分裂反応を起こす。この限界のことを「臨界」といい、臨界に達しない状態で行われる核実験のことを未臨界核実験という。地下核実験を行うことなく、備蓄核兵器を維持するために行われてきた。

2010年以降、米国は、強力なX線発生装置Zマシンで、核爆発に近い環境の中でのプルトニウム挙動を調べる新型核実験を始めている。現時点では、両者の関係は不明確であるが、目的は極めて似ており、相補的な関係にあると推測される。

●IAEA追加議定書

国際原子力機関(IAEA)と保障措置協定締結国との間で追加的に締結される議定書のことであり、既存の保障措置よりも強化された措置が盛り込まれている。原子力施設内の全ての建物や活動がIAEAに対する申告の対象になり、さらに、未申告の施設や活動に対しても、直前の通告による追加的な査察(いわゆる「抜き打ち」査察)が認められている。1997年5月のIAEA特別理事会でモデル追加議定書が採択されている。2012年2月20日現在、138か国が署名、115か国が批准済み。米国は09年1月6日になってようやく批准。

●NPT再検討会議

核不拡散条約(NPT)第8条3項に従って、NPTの運用状況を点検するために5年に一度NPT加盟国が開く会議。1975年から2010年までの計8回開かれている。再検討会議は、本会議に加えて、第1主要委員会(核軍縮関連)、第2主要委員会(保障措置・非核兵器地帯関連)、第3主要委員会(原子力平和利用関連)に分かれる。なお、最近では、再検討会議に先立つ3年の間、準備委員会が毎年開催されている。

●PAC3
(Patriot Advanced Capability 3)

改良型パトリオットミサイル。短・中距離弾道ミサイルを陸上から迎撃するシステムで、弾道ミサイルのターミナル(終末)段階において撃ち落とす。PAC3が防御できるのは、それが配備された地点の半径数10キロ程度とされる。

●SM3(Standard Missile 3)

イージス艦に搭載され、短・中距離弾道ミサイルを迎撃するミサイル。弾道ミサイルのミッドコース(中間飛行)段階において撃ち落とす。

●4年ごとの国防見直し(QDR)
(Quadrennial Defense Review)

米国防総省が議会からの要求によって4年ごとに提出する国防政策見直しのための文書。国防戦略や戦力構成、戦力の近代化、インフラ、予算などについて、包括的な再検討が行われる。1997年、2001年、06年と作成され、10年2月1日に発表されたQDRで4本目となる。

略語集

APLN	核不拡散・核軍縮アジア太平洋リーダーシップ・ネットワーク Asia Pacific Leadership Network for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament
ASAT	対衛星(兵器) Anti-Satellite (Weapons)
BMD	弾道ミサイル防衛 Ballsitic Missile Defense
BMDR	弾道ミサイル防衛見直し Ballistic Missile Defense Review
CANT	都市を攻撃目標にするな(プロジェクト) Cities Are Not Targets
CD	(ジュネーブ)軍縮会議 Conference on Disarmament
CPGS	通常型迅速グローバル・ストライク Conventional Prompt Global Strike
CTBT	包括的核実験禁止条約 Comprehensive Test Ban Treaty
CTBTO	包括的核実験禁止条約機関 Comprehensive Test Ban Treaty Organization
DOD	(米)国防総省 Department of Defense
DOE	(米)エネルギー省 Department of Energy
DPRK	朝鮮民主主義人民共和国 Democratic People's Republic of Korea
DU	劣化ウラン Depleted Uranium
EU	欧州連合 European Union
FMCT	兵器用核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約 Fissile Material Cut-off Treaty
GMD	地上配備中間飛行段階防衛 Ground-Based Midcourse Defense
GNEP	グローバル原子力パートナーシップ Global Nuclear Energy Partnership
GPS	全地球測位システム Global Positioning System
GSI	世界安全保障研究所 Global Security Institute
HEU	高濃縮ウラン Highly Enriched Uranium
IAEA	国際原子力機関 International Atomic Energy Agency Organization
ICAN	核兵器廃絶国際キャンペーン International Campaign to Abolish Nuclear Weapons
ICBM	大陸間弾道ミサイル Inter-Continental Ballistic Missile
ICBUW	ウラン兵器禁止を求める国際連合 International Coalition to Ban Uranium Weapons
ICJ	国際司法裁判所 International Court of Justice
ICNND	核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament
ICRC	赤十字国際委員会 International Committee of the Red Cross
IPU	列国議会同盟 Inter-Parliamentary Union
ISAF	国際治安支援部隊 International Security Assistance Force
IUEC	国際ウラン濃縮センター International Uranium Enrichment Center
LEP	寿命延長計画 Life Extension Program
LEU	低濃縮ウラン Low-Enriched Uranium

MD ミサイル防衛
Missile Defense

MDA (米)ミサイル防衛庁
Missile Defense Agency

MOX ウラン・プルトニウム混合酸化物
Mixed (uranium and plutonium) Oxide

MPI 中堅国家構想
Middle Powers Initiative

NAC 新アジェンダ連合
New Agenda Coalition

NAM 非同盟運動(諸国)
Non-Aligned Movement

NATO 北大西洋条約機構
North Atlantic Treaty Organization

NCND 肯定も否定もしない
Neither Confirm Nor Deny

NIE 国家情報評価
National Intelligence Estimate

NLL 北方限界線
Northern Limit Line

NNSA (米)国家核安全保障管理局
National Nuclear Security Agency

NPDI 不拡散・軍縮イニシャチブ
Non-Proliferation and Disarmament Initiative

NPR 核態勢見直し
Nuclear Posture Review

NPT 核不拡散条約
Nuclear Non-Proliferation Treaty/ Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

NRC NATOロシア理事会
NATO-Russia Council

NSA 消極的安全保証
Negative Security Assurance

NSG 核供給国グループ
Nuclear Suppliers Group

NTI 核脅威イニシャチブ
Nuclear Threat Initiative

NWC 核兵器禁止条約
Nuclear Weapons Convention

PAC3 改良型パトリオットミサイル3
Patriot Advanced Capability 3

PAROS 宇宙における軍備競争の防止
Prevention of Arms Race in Outer Space

PNND 核軍縮・不拡散議員連盟
Parliamentarians for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament

PSPD 参与連帯
People's Solidarity for Participatory Democracy

QDR 4年ごとの国防見直し
Quadrennial Defense Review

SACO 沖縄に関する特別行動委員会
Special Action Committee on Okinawa

SDSR (英)戦略防衛及び安全保障見直し
Strategic Defence and Security Review

SLBM 潜水艦発射弾道ミサイル
Submarine-Launched Ballistic Missile

SM3 スタンダード・ミサイル3
Standard Missile 3

SSMP 備蓄核兵器維持管理計画
Stockpile Stewardship and Management Plan

START 戦略兵器削減交渉(あるいは条約)
Strategic Arms Reduction Talks (Treaty)

UAE アラブ首長国連邦
United Arab Emirates

WHO 世界保健機構
World Health Organization

WMD 大量破壊兵器
Weapons of Mass Destruction

資料

1. 基礎資料
2. 特集資料
2010年NPT再検討会議合意の履行
3. その他の資料

(翻訳責任は、特に断りのない限りピースデポにある。)

資料 目次

1.基礎資料

1−1　核不拡散条約(NPT) 第4条1、第6条　230
1−2　国連憲章第7章 第39〜42条　230
1−3　国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見(1996年7月8日)　231
1−4　95年NPT再検討会議「中東決議」(95年5月11日)　232
1−5　国連軍縮委員会による非核兵器地帯に関する報告書(99年4月30日)　233
1−6　2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(00年5月19日)　236
1−7　キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言(07年1月4日)　238
1−8　潘基文国連事務総長の核軍縮5項目提案(08年10月24日)　241
1−9　オバマ米大統領・プラハ演説(09年4月5日)　243
1−10　日本国憲法 前文、第9条　245
1−11　日米安全保障条約 第5条、第6条　246
1−12　日本の核基本政策(68年1月30日)　246
1−13　日朝平壌宣言(02年9月17日)　247
1−14　朝鮮半島の非核化に関する共同宣言(92年2月19日)　248
1−15　9.19 6か国協議共同声明(05年9月19日)　248
1−16　核兵器・核軍縮年表(1945年〜2011年)　250

2.特集資料:2010年NPT(核不拡散条約)再検討会議合意の履行

2−1　2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」(10年5月28日)　252
2−2　米核態勢見直し(NPR)報告書(10年4月6日)　264
2−3　米ロ新START条約 前文(10年4月8日)　275
2−4　中東会議に関するファシリテーター報告(12年5月8日)　276
2−5　核兵器の人道的側面に関する16か国共同声明(12年5月2日)　278
2−6　オーストリアなどの国連総会決議案(11年10月25日)　280
2−7　国際赤十字・赤新月運動の核廃絶決議(11年11月26日)　281
2−8　APLN(アジア太平洋リーダーシップ・ネットワーク)設立声明(11年12月12日)　283
2−9　NPDI(不拡散・軍縮イニシャチブ)ベルリン声明(11年4月30日)　285
2−10　CELAC(ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体)核廃絶決議(11年12月3日)　289
2−11　中東非核・非大量破壊兵器を支持する議員声明(11年10月16日)　290

3.その他の資料

3−1　第66回国連総会・新アジェンダ連合決議(11年12月2日)　292
3−2　第66回国連総会・日本決議(11年12月2日)　295
3−3　米新国防戦略指針「合衆国のグローバルな指導力を持続する」(12年1月5日)　298
3−4　欧州戦術核ノン・ペーパー(11年4月14日)　301
3−5　「2010年中国の国防」(11年3月31日)　302
3−6　「大統領政策指令X」(11年8月10日)　304
3−7　IAEAイラン報告・付属文書(11年11月8日)　306
3−8　実験軽水炉の建設:北朝鮮外務省報道官(11年11月30日)　308
3−9　米朝2国間協議発表(12年2月29日)　309
3−10　「武器輸出三原則」緩和に関する官房長官談話(11年12月27日)　311
3−11　オスプレイの安全性に関するリボロ証言(09年6月23日)　313
3−12　日・ジブチ地位協定(交換公文)(09年4月3日)　314
3−13　北東アジア非核兵器地帯に関するハルペリン論文(11年12月19日)　314
3−14　北東アジア非核兵器地帯に関する岡田副総理国会答弁(12年4月5日)　318
3−15　モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5)(08年12月13日)　319
3−16　「湘南・江の島かながわ自治体平和アピール」(10年11月27日)　327
3−17　秦野市議会の北東アジア非核地帯を求める意見書(11年3月25日)　328
3−18　広島・長崎の2011年平和宣言(11年8月6日・9日)　329

※2012年版に掲載されていない旧版の資料一覧は、ピースデポのホームページに掲載。
www.peacedepot.org

1.基礎資料

資料1－1　核不拡散条約(NPT)　第4条1、第6条

採択　1968年7月1日
発効　1970年3月5日

第４条
1　この条約のいかなる規定も、無差別にかつ第一条及び第二条の規定に従つて平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

第６条
各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

資料1－2　国連憲章第7章　第39～42条

(国連広報センター訳)

第7章　平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動(抜粋)

第39条
安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第40条
事態の悪化を防ぐため、第39条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当時者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

第41条
安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第42条
安全保障理事会は、第41条に定める措置では不充分であろうと認め、又は不充分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。
(以下略)

資料1－3　国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見

(抜粋)
1996年7月8日

99.このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100.交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかわるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105.これらの理由により、裁判所は、(1)勧告的意見の要請に従うことを決定する。
(2)総会の諮問に次の方法で答える。(13票対1票)
A　核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。(全会一致)
B　核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。(11票対3票)
C　国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵

器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。(全会一致)

D　核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示的にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。(全会一致)

E　上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかかった自衛の極端な状況のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない。(7票対7票、裁判所長のキャスティング・ボート)

F　厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。(全会一致)

www.icj-cij.org/docket/files/93/7407.pdf

資料1－4　95年NPT再検討会議「中東決議」(全訳)

NPT/CONF.1995/32 (Part I)付属文書
1995年5月11日採択

核不拡散条約(NPT)の加盟国会議は、

NPTの目的及び諸条項を強調し、

条約第7条にしたがい、非核兵器地帯の設立が国際的な不拡散体制の強化に貢献することを認識し、

安全保障理事会が、1992年1月31日付の声明において、核及び他のすべての大量破壊兵器の拡散が国際の平和と安全に対する脅威であると確認したことを想起し、

また中東非核兵器地帯の設立を支持する全会一致採択の総会決議(最新は1994年12月15日付49/71)を想起し、

中東におけるIAEA保障措置の適用に関する、IAEA総会採択の関連決議(最新は1994年9月23日付GC(XXXVIII)/RES/21)を想起し、また、核不拡散が、とりわけ緊張した地域においてもたらす危険に留意し、

安保理決議687(1991)、特にその14節に留意し、

安保理決議984(1995)及び1995年5月11日に会議が採択した「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」決定の第8節に留意し、

1995年5月11日に会議が採択した他の諸決定に留意し、

1. 中東和平プロセスの目的及び目標を支持するとともに、この点における努力が、他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する。
2. 会議の主委員会Ⅲが、「条約未加盟国に対し、加盟によって核兵器あるいは核爆発装置を取得せず、すべての核活動にIAEA保障措置を受け入れるという国際的に法的拘束力のある誓約を受諾するよう求める」ことを会議に勧告したことを満足をもって留意する。
3. 中東において保障措置下に置かれていない核施設が引き続き存在していることに懸念をもって留意するとともに、これに関連し、保証措置下に置かれていない核施設を運転しているNPT未加盟国に対し包括的なIAEA保障措置の受諾を要求した主委員会Ⅲ報告の第6項第3節に盛り込まれた勧告を強調する。
4. NPTの普遍的加盟を早期に実現する重要性を強調し、未だそれを行っていないすべての中東諸国に対し、例外なく、可能な限り早期にNPTに加盟し、自国の核施設を包括的なIAEA保障措置の下に置くよう求める。
5. 中東におけるすべての加盟国に対し、とりわけ中東に効果的に検証可能な大量破壊兵器、すなわち核・化学・生物兵器、ならびにそれらの運搬システムが存在しない地帯を設立するために前進を図るべく、適切な場において実際的措置を講じるよう、また、この目的の達成を妨げるようないかなる措置をとることも控えるよう求める。
6. すべてのNPT加盟国、とりわけ核兵器国に対し、協力を拡大し、地域諸国による中東非核・非大量破壊兵器及び非運搬システム地帯の早期設立に向けた最大限の努力を行うことを求める。

www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/1995-NPT/pdf/Resolution_MiddleEast.pdf

資料1－5　国連軍縮委員会による非核兵器地帯に関する報告書(抜粋訳)

地域の関係国間の自由意志による体制に基づく非核兵器地帯の設立資料

国連軍縮委員会 1999年4月30日

A. 一般的概観

1. 近年の、とりわけ軍縮と不拡散の分野における国際関係の進展は、現存する非核兵器地帯を強化し、また、関係する地域国家間における自由意志による協定に基づき、そのような地帯の重要性に対するよりよい理解に向かって、新しい非核兵器地帯を設立する努力を増大させてきた。
2. 国連総会の第10回特別総会の最終文書は、関係する地域国家間における自由意志による合意あるいは協定に基づく非核兵器地帯の設立、これらの合意あるいは協定の完全な遵守、したがってその地帯が核兵器から真に自由であることの保証、そして核兵器国によるそうした地帯の尊重は、重要な軍縮のための手段を構成する、と述べた。

3～4. (略)

5. 非核兵器地帯はグローバルな戦略環境において次第に例外的なものではなくなってきた。現在までに、現存する非核兵器地帯を設立する諸条約に107カ国が署名または加盟している。南極大陸—南極条約にしたがって非武装化された—を加えて、非核兵器地帯は今や地球上の全人口の50パーセント以上をカバーしている。

B. 目標及び目的

6. 広く認識されてきたように、非核兵器地帯はその目標として、国際的な核不拡散体制の強化、核軍縮の達成、そして、核兵器の廃絶と、さらに大きく言えば、厳格で効果的な国際的管理の下における全般的で完全な軍縮という究極の目標を達成しようとするグ

ローバルな努力に対して、重要な貢献をしてきたし、現在もし続けている。

7. それぞれの非核兵器地帯は、関係する地域の特定の事情の産物であり、異なった地域における状況の多様性を強く反映している。その上、非核兵器地帯の設立はダイナミックな過程である。現存する非核兵器地帯の経験は、これらが静的な構造ではないということ、そしてまた、異なった地域の状況の多様性にも関わらず、関係する地域国家間における自由意志による協定に基づく非核兵器地帯の設立の実現可能性を強調している、ということを明白に示している。
8. 非核兵器地帯は、そのような地帯に属する諸国家の安全保障を強化するのに役立つ。
9. 非核兵器地帯は、地域の平和と安全保障を強化し、その延長上に国際的な平和と安全保障を強化するという最も重要な目的に貢献する重要な軍縮手段である。それらはまた、重要な地域的信頼構築の手段であると考えられる。

10 ～ 11. (略)

12. 非核兵器地帯は、核兵器の入手を慎み、国際原子力機関(IAEA)によって設立された保障措置にしたがって核エネルギーを平和目的のためだけに開発し使用するという、核不拡散条約加盟の非核兵器国の核不拡散義務をかなり強化し、増進する。

13. (略)

14. 非核兵器地帯条約の関連議定書への署名と批准によって、核兵器国はそうした地帯の地位を尊重し、そうした条約の加盟国に対して核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないという法的拘束力のある誓約に同意する。

15 ～ 17. (略)

C. 原則と指針

18. 以下に示される原則と指針は、非核兵器地帯の発展の現段階において一般に受け入れられている考え方の網羅的とは言えないリストにすぎないと見なすべきものであり、また、現在の慣行や入手可能な経験に基づいている。それは、非核兵器地帯を設立するプロセスがこれらの各原則や指針の調和的な履行の余地を与えるものになることを念頭に置いている。
19. 非核兵器地帯の設立は、目的の多様性と矛盾しない。国際的な不拡散体制の強化と地域的および世界的な平和と安全保障に対する非核兵器地帯の重要な貢献はあまねく認められてきている。
20. 非核兵器地帯は、当該地域の諸国家間で自由に締結された協定に基づいて設立されるべきである。
21. 非核兵器地帯を設立しようとするイニシャチブは、排他的に、関係する地域内の諸国から発するべきであり、その地域の全ての諸国によって追求されるべきである。

22 ～ 23. (略)

24. 非核兵器地帯の地位は、その地帯を設立した条約の全加盟国と地域外部の諸国とによって尊重されるべきである。地域外部の諸国には、そのような地帯が最大限の効果を発揮するためにその協力と支持が不可欠な全ての諸国、とりわけ、核兵器国と、もしあるならば、そこに領域を持つ国家、あるいは当該地帯内部にある領域に国際的に責任を負っている国家が含まれる。
25. 条約に対する関連議定書への核兵器国の署名と批准を促進するために、非核兵器地帯を設立するそれぞれの条約と関連議定書の交渉において、核兵器国との協議がなされるべきである。この議定書を通じて、核兵器国はそうした地帯の地位を尊重し、そうした条約の加盟国に対して核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないという法的拘束力のある誓約に同意する。

26. (略)
27. この地帯を設立するプロセスは、当該地域の関連する全ての諸特質を考慮に入れるべきである。
28. (略)
29. 非核兵器地帯を設立する条約の全加盟国の義務は明確に定義され、法的拘束力があるべきであり、加盟国はそのような合意を完全に遵守すべきである。
30. 非核兵器地帯に関連する諸協定は、国連海洋法条約を含む、国際法の諸原則と諸規則に一致したものであるべきである。
31. 国際的な航行のために使用される無害通航、群島航路帯通航もしくは海峡の通過通航の諸権利は完全に保障されているが、地帯の目的と目標を侵害することなく主権を行使する非核兵器地帯の加盟国は、その港湾や飛行場への外国艦船や航空機の寄港、外国の航空機による領空の通過、外国艦船による領海、国際的な航行に使用されている群島水域あるいは海峡の内部またはこれを通過する航行を許可するかどうかについて決定する自由を保持している。
32. (略)
33. 非核兵器地帯は、条約加盟国による、あらゆる目的のためのあらゆるタイプの核爆発装置の開発、製造、管理、保有、実験、配置及び輸送の効果的な禁止を提供すべきであり、そしてまた、条約加盟国が地帯内において他のあらゆる国家による核爆発装置の配置をも許可しないことを保証すべきである。
34. 非核兵器地帯は、条約加盟国によってなされた誓約の履行の効果的な検証を提供すべきであり、それはとりわけ、地帯内の全ての核関連活動に対する包括的なIAEA保障措置の適用を通してなされる。
35. (略)
36. 核兵器国は、彼らの側からは、関連議定書に署名し批准すると同時に非核兵器地帯に関する彼らの義務—非核兵器地帯の地位を厳格に遵守することを含む—を全て引き受けるべきであり、関連議定書に署名することを通じて、非核兵器地帯に属する諸国に対しては核兵器の使用もしくはその威嚇を行わないという拘束力のある法的義務に入るべきである。
37. 非核兵器地帯は平和目的のための核科学と核技術の利用を妨げるべきではない。(略)

D. 前にある道

38. 新しい非核兵器地帯を設立するために取られてきた多くのイニシャチブは、軍縮、軍備管理及び不拡散を促進する現行の国際的な努力におけるそうした地帯の重要性の明確な証拠である。
39. 全ての現存する非核兵器地帯はできる限り早急に発効すべきである。(略)
40. 中東や中央アジアのような国連総会の全会一致による決議が存在する地域における非核兵器地帯の設立は、あらゆる大量破壊兵器のない地帯の発展と同様に、奨励されるべきである。
41. それらの諸国の共通の目的を促進するために、非核兵器地帯条約の加盟国・署名国の間での協調と協同を確保するための精力的な努力がなされるべきである。非核兵器地帯の構成国はまた、他の地域の諸国と経験を共有し、さらなる非核兵器地帯を設立しよ

うとする諸国の努力を支援するために共に働くこともできる。

42 ～ 43.（略）

44. 公海自由の原則を含む国連海洋法条約の諸条項や他の適用可能な諸条約を侵害することなく、非核兵器地帯条約への加盟国・署名国間の政治的関係や協調は、全ての核兵器の廃絶という究極の目標の文脈で、とりわけ南半球とその隣接地域において、拡大され強化されることができる。

45. 国際社会は、他の大量破壊兵器と同様に全ての核兵器から世界全体を解放するという究極の目標、そして、さらに大きく言えば、厳格で効果的な国際的管理の下での全般的で完全な軍縮という究極の目標の実現に向けた努力の一つとして、地球中で非核兵器地帯の創造を促進し続けるべきである。そうすることで将来の世代がより安定的で平和な環境で生きることができるのである。

www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/54/42% 28SUPP% 29

資料1－6　2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(部分訳)

2000年5月19日、NPT/CONF. 2000/28

<第Ⅰ巻>
第1部
「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」
第2部
「会議の組織と作業」
<第Ⅱ巻>
第3部
「会議で出された文書」
<第Ⅲ巻>
第4部「概略の記録」

第1部の内容

（条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。）

■**「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」**

●第1、2条および前文第1節から3節ー(全11節)

●第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。ー(全56節)

●第4条および前文第6、7節
- ·NPTと核エネルギーの平和利用ー(全11節)
- ·核と放射線の安全性/放射性物質の安全な輸送/放射性廃棄物と責任ー(全16節)
- ·技術協力ー(全11節)
- ·核物質の平和利用への転換ー(全4節)

●第5条ー(全1節)

●第6条および前文第8 ～ 12節ー(全15節)

（核軍縮を論じた部分。第1 ～ 14節が過去5年間の評価。**最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。**）

●第7条および非核兵器国の安全保障ー(全16節)

（このうち、**第2節（消極的安全保証）と第6節（非核地帯）の2つを訳出する。**第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」（北朝鮮を含む）として全16項目含む。）

●第9条ー(全10節)

■**「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」**ー(全9節)

第6条関連

第15節

会議は、核不拡散条約（NPT）第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節（c）の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。
3. ジュネーブ軍縮会議（CD）において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。
6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。
7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、STARTⅡを早期に発効させ完全に履行し、STARTⅢを可能な限り早期に妥結すること。
8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関（IAEA）の三者構想の完成と履行。
9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつがなる諸措置をとること：
   - －核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
   - －核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
   - －一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
   - －核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
   - －核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策おける核兵器の役割を縮小すること。
   - －すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。
10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。
11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。
12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節（c）の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。
13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要

な、検証能力のさらなる開発。

第7条関連
第2節
本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

第6節
本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎しまた支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/2000-NPT/pdf/FD-Part1and2.pdf

資料1−7　キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言

核兵器のない世界を (抜粋訳)

ジョージ・P・シュルツ、ウィリアム・J・ペリー、ヘンリー・A・キッシンジャー、サム・ナン

『ウォール・ストリート・ジャーナル』
2007年1月4日

今日の核兵器はすさまじい危険を呈しているが、それは同時に歴史的な機会をもたらしている。米国の指導者たちは、世界を新段階へと導くよう求められている。すなわち、潜在的危険を孕む者達への核拡散を防止し、究極的には世界の脅威である核兵器の存在に終止符を打つための決定的な貢献として、核兵器依存の世界的な中止に向かう確固たるコンセンサスへと導くことである。

冷戦時代においては、核兵器は、抑止の手段として、国家安全保障の維持に不可欠なものであった。しかし冷戦の終焉によって、ソビエト連邦とアメリカ合衆国のあいだの相互抑止という教義は時代遅れのものになった。抑止は、他の国家による脅威という文脈においては、多くの国家にとって依然として十分な考慮に価するものとされているが、このような目的のために核兵器に依存することは、ますます危険になっており、その有効性は低減する一方である。

北朝鮮の最近の核実験や、(兵器級物質生産の可能性もある)イランのウラン濃縮計画の中止拒否などによって、世界がいま、新たな、そして危険な核時代のがけっぷちに立っているという事実が浮き彫りとなった。最も警戒を要することは、非国家のテロリスト集団が核兵器を手にする可能性が増大しているということである。今日、テロリストによって引き起こされる世界秩序に対する戦争においては、核兵器の使用は大規模な惨禍を招く究極的な手段である。そして、核兵器を手にした非国家のテロリスト集団は、概念上、抑止戦略の枠外にあり、そのことが解決困難な新しい安全保障上の課題を生み出している。

テロリストによる脅威を別としても、緊急に新たな行動を起こさなければ、アメリカ合衆国は新たな核時代へと突き進むことを余儀なくされるであろう。それは、冷戦時代の抑止よりもいっそう不安定で、心理的な混乱を生み、経済的コストの高いものである。核兵器を所持し得る敵が世界中でその数を増す中で、核兵器使用の危険性を劇的に増大させることなく、かつての米ソ間の「相互確証破壊(MAD)」を再現して成功するどうかは極めて疑わしい。

核兵器によって引き起こされる不測の事態や判断ミス、または無許可使用を回避する目的で、冷戦時代には段階的な保障措置が有効に働いていた。しかし、新たな核保有国はこうした長年の経験による利益を得ることはないだろう。アメリカ合衆国やソビエト連邦は、結果的には致命的とはならなかった数々の過ちから様々なことを学んだ。両国は、意図的にしろ、偶発的にしろ、核兵器が一発も使用されることのなきよう、冷戦時代に絶え間ない努力を積み重ねてきた。今後50年間、新たな核保有国にとって、そして世界にとって、冷戦時代のこのような幸運は望めるのだろうか。
(略)

核不拡散条約(NPT)が描くものは、全ての核兵器の廃絶である。この条約は、(a)1967年の時点で核兵器を保有していない国家が核兵器を取得しないことに合意すること、及び(b)核兵器を保有している国は、それを後々放棄することに合意することを定めている。リチャード・ニクソン米大統領以降の民主・共和両党の大統領は全員、この条約下の義務を再確認してきたが、非核兵器国は、核大国がどれほど条約の規定を誠実に遵守しているか、ますます懐疑的になってきた。

核不拡散を推進する強力な取り組みが進行中である。「協調的脅威削減(CTR)プログラム」、「地球的規模脅威削減イニシャチブ(GTRI)」、「拡散防止構想(PSI)」、そして国連原子力機関(IAEA)追加議定書などの取極めは、NPT違反や世界の安全を危機にさらすような行いを探知する強力な新しい手段を提供する革新的なアプローチである。これらの取極めは完全に履行されるべきものである。北朝鮮やイランによる核兵器拡散問題に対し、国連安全保障理事会の常任理事国に加え、ドイツ・日本を巻き込んだ交渉を行うことが極めて重要である。これらの手段を精力的に追求することを行わなければならない。

しかしながら、これらだけでは、危機に対応する十分な措置とはいえない。レーガン大統領とゴルバチョフ書記長は、20年前のレイキャビクの会談において、核兵器の完全廃棄という、より大きな目標の達成を目指した。彼らのビジョンは、核抑止教義を信奉する専門家の度肝を抜いたが、世界中の人々の期待を膨らませるものであった。最大数の核兵器を保有する両国の指導者たちが、最も破壊力のある武器を廃絶しようと、議論を始めたのであるから。

では、どのような手段がとられるべきだろうか。NPTにおいて取り交わされた約束や、レイキャビクで構想された可能性は結実することとなるのだろうか。堅実な段階を経て、めざす答えに行き着くためには、アメリカ合衆国が先導して最大限の努力を行うことが必要である、と私たちは確信している。

何よりもまず、核兵器を所持している国々の指導者たちが、核兵器なき世界を創造するという目標を、共同の事業に変えていく集中的な取り組みが必要である。このような共同事業は、核保有国の体質を変容させることなどを含むが、これらによって、北朝鮮やイランが核武装国となることを阻止しようという現在進行中の努力にいっそうの重みが加えられることとなるだろう。

合意を目指すべき計画とは、核による脅威のない世界を実現するための基礎作業となる、一連の合意された緊急措置で構成される。そのような措置には、次のようなものが挙げられる。

※冷戦態勢の核兵器配備を変え、警告の時間を増やし、これによって核兵器が偶発的に使用されたり、無許可で使用されたりする危険性を減らすこと。
※すべての核保有国が核戦力の実質的な削減を継続的に行うこと。
※前進配備のために設計された短射程核兵器を廃棄すること。
※上院と協力して超党派的な活動を始めること。たとえば、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准を達成するために信頼を深め定期的な審議の場を設けるという理解を得ること、当代の技術的な進歩を活用すること、他の重要な国家にもCTBTを批准するよう働きかけること。
※世界中のすべての兵器、兵器利用可能なプルトニウム、および高濃縮ウランの備蓄を対象にした安全基準値をできるだけ高く設定すること。
※ウラン濃縮過程を管理下に置くこと。その際、原子炉で使用されるウランが、まずは核供給国グループ（NSG）を通して、次に国際原子力機関（IAEA）やその他の国際的に管理された備蓄から、相応な値段で入手できるという保証が伴うべきである。また、発電用の原子炉で発生する使用済み燃料が原因となって生じる核拡散の問題に対応することも必要である。
※兵器製造に使用される核分裂性物質の生産を地球規模で中断させること。具体的には、民間レベルでの高濃縮ウランの使用を段階的に廃止してゆくこと、世界中の研究施設から発生する兵器利用可能なウランを除去すること、核分裂性物質を無害なものに変質させること。
※新たな核保有国の出現を許してしまうような、地域での対立や紛争の解決に向けた私たちの努力を倍加させること。核兵器のない世界という目標を達成するためには、いかなる国家や人々の安全をも脅かす可能性のあるあらゆる核関連行為を防止し、それらに立ち向かう、効果的な措置を講じる必要がある。

核兵器のない世界というビジョン、ならびにそのような目標の達成に向かう実際的な措置を再び世に訴えることは、アメリカの道徳的遺産と一致した力強いイニシャチブとなるであろうし、またそのようなものと受け止められるであろう。このような努力を積み重ねれば、次世代の安全保障に極めて前向きな影響を与えることができるであろう。大胆なビジョンなくては、これらの行動が正しいことも、緊急であることも理解されないだろう。逆に、行動なくては、このビジョンは、現実的であるとも実現可能性であるとも思われないことであろう。

私たちは、核兵器のない世界を実現するという目標を立て、その目的の達成に求められる行動を精力的に起こすことを支持する。その際、上記のような措置をとることからまず始めなければならないのである。

シュルツは1982～89年の米国務長官、ペリーは1994～97年の米国防長官、
キッシンジャーは1973～77年の米国務長官、ナンは元上院軍事委員会議長。
www.hoover.org/publications/digest/6731276.html

資料1－8　潘基文国連事務総長の核軍縮5項目提案

国連、そして核兵器のない世界における安全保障（抜粋訳）

イースト・ウェスト研究所主催シンポジウム
2008年10月24日、ニューヨーク国連本部

（前略）

国連事務総長としての私の優先課題の一つは、世界的な公益を促進し、国境を越えた難題への対応を促進することにある。**核兵器のない世界は、優先順位のトップに挙げられる世界的な公益**であり、今日の私の話の焦点もそこに置かれる。核兵器は比類なく危険なものであり、かつそれらを非合法化するいかなる条約も存在しない。したがって、私は主に核兵器について話をするが、同時に、我々はあらゆる大量破壊兵器のない世界に向けて努力していかなければならない。

（略）

こうした精神にたって、今日は**5つの提案**をしたい。

第1に、私はすべてのNPT締約国、とりわけ核兵器国に対し、核軍縮へと繋がる効果的な措置に関する交渉を行うという、条約に基づく義務を果たすことを強く求める。

各国は、相互に補強しあう別々の条約の枠組みに合意することにより、こうした目標を追求することも可能であるが、長年国連において提案されてきたように、**確固たる検証システムに裏打ちされた核兵器禁止条約の交渉を検討することも可能である。**コスタリカ及びマレーシアの要請を受け、私はすべての国連加盟国にこの条約の草案を配布した。これは良い出発点となるものである。

核保有国は、世界唯一の軍縮交渉の場であるジュネーブ軍縮会議（CD）において、その他の国々と共にこの問題に積極的に取り組むべきである。世界は、米国とロシア連邦のそれぞれが保有する核兵器の大幅かつ検証可能な削減を目指した2国間交渉の再開も歓迎するだろう。

各国政府はまた、検証に関する研究開発にさらなる努力を払うべきである。**核兵器国による検証問題の会議を開催するという英国の提案は、正しい方向に向かう具体的な一歩である。**

第2に、安保理常任理事国は、核軍縮プロセスにおける安全保障問題に関する協議を、たとえば軍事参謀委員会のような場で開始すべきである。これらの国々は、非核兵器国に対し、核兵器の使用あるいは使用の威嚇の対象としないことを明確に保証することができる。安保理はまた、核軍縮に関するサミットを呼びかけることもできるだろう。**NPT非締約国は自国の核兵器能力を凍結し、自国の核軍縮に対する誓約を行うべきである。**

私の**3番目の提案**は、**「法の支配」**に関するものである。核実験及び核分裂性物質の生産に関しては、一方的モラトリアムしかこれまで存在していない。**CTBTを発効させ、CDにおける核分裂性物質生産禁止条約の交渉を即時、無条件に開始するための新たな努力が必要である。**

私は、中央アジア及びアフリカ非核兵器地帯条約の発効を支持する。**核兵器国が、非核兵器地帯条約のすべての議定書を批准することを奨励する。また、私は非核兵器地帯を中東に設置するための努力を強く支持する。**さらに、私はすべてのNPT締約国に対し、IAEAとの保障措置協定を締結するよう、また、追加議定書の下で強化された保障措置を自発的に受け入れるよう要請する。**核燃料サイクルがエネルギーあるいは不拡散に関する問題に留まらないことを我々は忘れてはならない。その行く末は、軍縮の未来をも左右することになる。**

私の**4つ目の提案**は、**説明責任と透明性**に関するものである。核兵器国は目標に向かって自国が何を行っているかについての説明文書をしばしば配布しているが、そうした報告が一般の目に触れることはほとんどない。**核兵器国に対し、それらの資料を国連事務局に送付するよう求めるとともに、より広範囲に普及させることを奨励する。**核保有国は保有核兵器の規模、核分裂性物質の備蓄量、特定の軍縮面での達成について、公開している情報量を増やすこともできる。核**兵器の総数について公式の見積もりが存在しないという事実は、さらなる透明性が必要であることの証左である。**

5番目、そして最後の提案として、**多くの補完的措置が必要**であることを挙げたい。そうした措置には、**他の種類の大量破壊兵器の廃絶、大量破壊兵器を使ったテロを防止する新たな努力、通常兵器の生産及び取引の制限、ミサイル及び宇宙兵器を含む新型兵器の禁止**などが含まれる。国連総会が、「軍縮、不拡散、テロリストによる大量破壊兵器の使用に関する世界サミット」の開催を求めるブリクス委員会の勧告を受け入れることも可能である。

大量破壊兵器を使ったテロの問題は解決不可能との見方もある。**しかし、軍縮において現実的かつ検証可能な前進が図られれば、こうした脅威を根絶する能力も飛躍的に高まる。**特定の種類の兵器の保有自体を禁止する、基本的な世界規範が存在すれば、それらに関する管理強化を各国政府を促すことも格段に容易になるだろう。世界で最も恐ろしい兵器及びその材料が漸進的に廃絶されてゆけば、大量破壊兵器を使ったテロ攻撃の実行は困難になる。我々の努力が、テロの脅威を増大させる社会、経済、文化並びに政治状況にも向けられてゆけば、さらに望ましい。

(後略)

(強調はピースデポ)

www.ewi.info/system/files/WMD_Event.pdf

資料 1－9　オバマ米大統領・プラハ演説(抜粋訳)

(前略)

2009年4月5日、プラハ

20世紀に我々が自由をめざし闘ったように、21世紀において我々は、恐怖から解き放たれて生きるというすべての人々の権利をめざし共に闘わなければならない。核保有国として、核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動する道義的責任がある。我々だけではこの努力を成功に導くことはできない。しかし我々は先導できる。スタートを切ることができる。

そこで本日、私ははっきりと、信念を持って、アメリカは核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓約したい。私はナイーブな人間ではない。この目標は直ちに達成できるものではない、おそらく私の生きている間には。忍耐と粘り強さが必要である。しかし我々は今、世界は変わらないと我々にささやく声に惑わされてはならない。我々は主張し続けなければならない、「そう、我々にはできる」と。

では、進むべき道筋について説明しよう。第一に、米国は核兵器のない世界に向けた具体的措置を講じる。冷戦思考に終止符を打つべく、我が国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させ、他の国家にも同調するよう要請する。誤解のないよう言っておきたいが、核兵器が存在する限り、米国はいかなる敵をも抑止できる安全、安心で効果的な核兵器保有を継続する。また、チェコ共和国を含め、我々の同盟国に対する防衛を保証する。だが我々は米国の保有核兵器を削減する作業を開始する。

我々の弾頭と備蓄の削減に向けて、我々は今年、ロシアとの間で新たな戦略兵器削減条約を交渉する。メドベージェフ大統領と私はロンドンでこのプロセスを開始した。今年末までに、法的拘束力を有するとともに十分に大胆な新合意を達成する。これはさらなる削減への足場となるものであり、我々はこの努力にすべての核兵器国を参加させるべく努める。

核実験のグローバルな禁止を実現するために、私の政権は速やかに、かつ果敢に、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を追求する。50年以上にもわたる協議を経て、核兵器実験を禁止する時がついに来たのである。

また米国は、核兵器製造に必要な原料の生産禁止に向けて、核兵器としての使用を意図した核分裂性物質の生産を検証可能なかたちで禁止する新たな条約を追求する。我々がこれらの兵器の拡散防止を真剣に望むのであれば、それらの原料である兵器級物質の生産に終止符を打たなければならない。それが最初の一歩である。

第二に、我々は協力の礎である核不拡散条約(NPT)をともに強化してゆく。

核兵器を持つ国は軍縮に向かって進み、核兵器を持たない国はそれらを取得せず、すべての国は平和的核エネルギーへのアクセスを有する。この基本的取引は確固たるもので

ある。NPTを強化するために、我々はいくつかの原則を受け入れなければならない。国際査察を強化するためには、我々にはさらなる資源と権限が必要である。正当な理由なくルールを破り、条約からの脱退を試みる国家は現実的かつただちに報いを受けなければならない。

我々はまた、国際燃料バンクなど民生核協力のための新たな枠組みを構築すべきである。これにより各国は拡散の危険性を増大させることなく平和的核エネルギーにアクセスできる。これは、核兵器を放棄したすべての国、とりわけ平和目的の計画に着手しようとする発展途上国の権利でなければならない。ルールに従って行動している国家の権利を否定するようなアプローチは決して成功しない。核エネルギーは、気候変動とたたかい、あらゆる人々に平和利用の機会を与える我々の努力に資するように、活用されてゆくべきだ。

(略)

最後に、我々はテロリストが核兵器を絶対に入手しないようにしなければならない。これはグローバルな安全保障にとって最も緊急かつ危機的な脅威である。一発の核兵器を持つテロリストが一人いれば、甚大な破壊がもたらしうる。アルカイダは爆弾を追求し、使用することも辞さないと述べている。さらに、保安が確保されていない核物質が地球上のあちこちに存在していることを我々は知っている。我々の国民を守るために、我々は、遅滞なく、目的を定めて行動しなければならない。

私は本日、攻撃対象となりうる世界各地の核物質すべての保安を4年以内に確保するという新たな国際努力について発表したい。これらの機微物質の厳重管理をめざして我々は新たな基準を設け、ロシアとの協力を拡大し、新たなパートナーシップを追求する。

我々はまた、闇市場を解体し、輸送中の物質を検知・阻止し、こうした危険な取引を途絶させるための資金上の手段を講じる努力を強化しなければならない。こうした脅威は長期にわたるものであるから、我々は拡散防止構想(PSI)や核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシャチブといった努力を永続的な国際機構へと変えるべく力を合わせなければならない。我々は、来年中に核安全保障に関する世界サミットを米国主催で行うことで、その一歩を踏み出すべきである。

このような広範な課題に取り組むことができるのかと疑問に思う人もいるだろう。国家間の相違は抜き難くあるのだから、真の国際協力の可能性に異を唱える人もいるだろう。核兵器のない世界という議論を聞いて、達成不可能に思える目標を設定することの意義を疑う人もいるだろう。

しかし間違いのないように言っておきたい。我々は道がどこに向かっているかを知っている。国家あるいは人々が、相違点をもって自らが定義されると考えるならば、溝はさらに深まってゆく。我々が平和の追求を断念すれば、それは永遠に我々の手の届かないところに留まる。恐怖ではなく希望を選ぶ道を我々は知っている。協力の求めを非難し軽んじることは簡単だが、それは臆病者のすることだ。戦争はそのようにして始まる。そこで人類の前進は止まる。

我々の世界には立ち向かうべき暴力と不正義がある。我々は分断を受け入れるのではなく、自由な国家、自由な人々として協力して立ち向かってゆかなければならない。武器をとれと呼びかける方が、武器を捨てろと呼びかけるよりも人々の心を奮い立たせることを私は知っている。しかしだからこそ、平和と進歩を求める声をともに高めていかなければならないのである。(後略)

www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-prague-delivered

資料1－10　日本国憲法　前文、第9条

公布　1946年11月3日
施行　1947年5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

資料1－11　日米安全保障条約　第5条、第6条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

署名　1960年1月19日
発効　1960年6月23日

第5条（共同防衛）

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つた全ての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第6条（基地許与）

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

資料1－12　日本の核基本政策

1968年1月30日、佐藤榮作首相は、日本の核政策の柱として、以下の4点をあげた。以後、現在まで、この4項目が日本の核の基本政策とされている。

1. 非核三原則/2. 核軍縮への努力/3. 米国の「核の傘」への依存/4. 核エネルギーの平和利用

佐藤榮作首相による答弁

1968年1月30日、第58回衆議院本会議。大平正芳議員（自民）からの質問に対する答弁の抜粋。

御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思います。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる非核三原則※でございます。うそを言うなというやじが飛んでおりますが、さようなことはございません。この点ははっきりしております。（※1967年12月11日、衆・予算委の佐藤首相答弁に発する。）

第二は、核兵器による悲惨な体験を持つ日本国民は、核兵器の廃棄、絶滅を念願しております。しかし、現実問題としてはそれがすぐ実現できないために、当面は実行可能なところから、核軍縮の点にわれわれは力を注ぐつもりでございます。したがいまして、国際的な規制あるいは管理などについていろいろ意見を述べておる次第でございます。このこともなかなか容易なことではありませんから、粘り強く取り組んでいかねばならないのであります。

第三に、平和憲法のたてまえもありますが、私どもは、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、わが国の安全保障については、引き続いて日米安全保障条約に基づくアメリカの核抑止力に依存する。これが第三の決定であります。

第四に、核エネルギーの平和利用は、最重点国策として全力をあげてこれに取り組む、そして世界の科学技術の進歩に寄与し、みずからその実益を享受しつつ、国民の自信と国の威信を高め、平和への発言権を強める、以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。

資料1－13　日朝平壌宣言

日朝平壌宣言（抜粋）

2002年9月17日、平壌

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002年9月17日、平壌で出会い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなるとの共通の認識を確認した。

1.（略）
2.（略）
3.（略）
4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

日本国総理大臣　小泉純一郎
朝鮮民主主義人民共和国　国防委員会委員長　金正日

資料1－14　朝鮮半島の非核化に関する共同宣言(全訳)

1992年1月20日署名、2月19日発効

南と北は、朝鮮半島を非核化することにより核戦争の危険を除去し、我が国の平和と平和統一に有利な条件と環境をつくり、アジアと世界の平和と安全に資するため、次のように宣言する。

1. 南と北は、核兵器の実験、製造、生産、持ち込み、保有、貯蔵、配備、使用をしない。
2. 南と北は、核エネルギーを平和目的のみに利用する。
3. 南と北は、核再処理施設とウラン濃縮施設を保有しない。
4. 南と北は、朝鮮半島の非核化を検証するために、相手側が選定し双方が合意する対象に対して、南北核統制共同委員会が規定する手続きと方法で査察を実施する。
5. 南と北は、この共同宣言の履行のために、共同宣言の発効後1ヶ月以内に、南北核統制共同委員会を構成・運営する。
6. この共同宣言は、南と北がそれぞれ発効に必要な手続きを経て、その文書を交換した日から効力を発する。

南北高位級会談
南側代表団、主席代表
大韓民国
国務総理　鄭元植

北南高位級会談
北側代表団、団長
朝鮮民主主義人民共和国
政務院総理　延亨黙

資料1－15　9.19 6か国協議共同声明

第4回6か国協議に関する共同声明(全訳)

2005年9月19日、北京

第4回6か国協議は、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2005年7月26日から8月7日まで及び9月13日から19日まで開催された。

武大偉中華人民共和国外交部副部長、金桂冠朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本国外務省アジア大洋州局長、宋旻淳大韓民国外交通商部次官補、アレクサンドル・アレクセーエフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が会合の議長を務めた。

朝鮮半島及び東北アジア地域全体の平和と安定のため、6者は、相互尊重及び平等の精神の下、過去三回の会合についての共通の理解に基づいて、朝鮮半島の非核化に関する真剣かつ実務的な協議を行い、この文脈において、以下のとおり合意した。

1. 6者は、6か国協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを誓約した。

アメリカ合衆国は、朝鮮半島において核兵器を持っていないこと、及び、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていないことを確認した。

大韓民国(南朝鮮)は、その領域内に核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの誓約を再確認した。

1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである。

朝鮮民主主義人民共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言した。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。

2. 6者は、それらとの関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及びアメリカ合衆国は、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び二国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壌宣言に従って、不幸な過去及び懸案事項を解決することを基礎として、関係を正常化するための措置をとることを約束した。

3. 6者は、エネルギー、貿易及び投資の分野における経済的協力を、二国間又は多数国間で推進することを約束した。

中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国に対してエネルギー支援をする意向があることを述べた。大韓民国は、朝鮮民主主義人民共和国に対する200万キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案を再確認した。

4. 6者は、東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を誓約した。直接の当事者は、適当な別個の話合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。

6者は、東北アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した。

5. 6者は、「誓約対誓約、行動対行動」の原則に従い、前記の意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意した。

6. 6者は、第5回6か国協議を、北京において、2005年11月初旬の今後の協議を通じて決定される日に開催することに合意した。

(英文テキストを基礎に外務省仮訳を改訂)
www.fmprc.gov.cn/eng/zxxx/t212707.htm

資料1－16　核兵器・核軍縮年表(1945年～2011年)

1945年	7月16日	米国が世界最初の核実験(アラモゴルド)
	8月6日	広島に原爆投下
	8月9日	長崎に原爆投下
1949年	8月26日	ソ連が最初の核実験
1952年	10月3日	英国が最初の核実験
	11月1日	米国が最初の水爆実験
1953年	8月12日	ソ連が最初の水爆実験
1954年	1月21日	世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水
	3月1日	米国のビキニ環礁水爆実験。第五福竜丸被爆
1955年	7月9日	ラッセル・アインシュタイン宣言
1957年	7月29日	IAEA（国際原子力機関）憲章発効
	8月27日	ソ連、大陸間弾道弾試射に成功
	10月4日	ソ連、世界初の人工衛星(スプートニク1号)打ち上げ
1959年	6月9日	米、最初のポラリス弾道ミサイル原潜進水
	12月1日	南極条約署名
1960年	2月13日	フランスが最初の核実験
1961年	6月23日	南極条約発効
1962年	10月	キューバ危機
1963年	8月5日	部分的核実験禁止条約署名
	10月10日	部分的核実験禁止条約発効
1964年	10月16日	中国が最初の核実験
1967年	1月27日	宇宙条約署名
	2月14日	ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約署名
1968年	7月1日	核不拡散条約(NPT)署名
1969年	4月25日	ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約発効
1970年	3月5日	核不拡散条約(NPT)発効
1971年	2月11日	海底核兵器禁止条約署名
1972年	4月10日	生物兵器禁止条約(BWC)署名
	5月26日	米ソ、戦略核兵器制限交渉(SALT)Ⅰ諸条約署名
	5月26日	米ソ、対弾道弾ミサイルシステム制限条約(ABM条約)署名
1974年	5月18日	インドが地下核実験
	7月3日	米ソ、ABM条約議定書に署名 米ソ、地下核実験制限条約署名
1976年	5月28日	米ソ、平和目的核爆発条約署名
1977年	9月21日	核供給国グループ(NSG)設立
	10月3日	SALTⅠ失効
1978年	5月23日 ～6月30日	第1回国連軍縮特別総会
1979年	3月28日	米、スリーマイル島の原子力発電所事故
	6月18日	米ソ、SALTⅡ条約署名
	12月5日	月協定署名
1980年	3月3日	核物質の防護に関する条約署名
1982年	6月7日 ～7月10日	第2回国連軍縮特別総会
1983年	3月23日	レーガン米大統領、戦略防衛構想(SDI)発表
1985年	8月6日	南太平洋非核地帯条約署名
1986年	4月26日	チェルノブイリ原発事故
	10月11日 ～12日	米ソ、レイキャビク首脳会議
	12月11日	南太平洋非核兵器地帯条約発効
1987年	4月	ミサイル技術管理レジーム(MTCR)発足
	7月31日	米ソ、第1次戦略兵器削減条約(STARTⅠ)署名
	12月8日	米ソ、中距離核戦力(INF)条約署名
1990年	10月24日	ソ連、最後の地下核実験実施
1991年	11月26日	英、最後の地下核実験実施
1992年	1月20日	朝鮮半島非核化共同宣言署名
	5月23日	リスボン議定書署名
	9月23日	米、最後の地下核実験実施
1993年	1月3日	米ロ、STARTⅡ条約署名
	1月13日	化学兵器禁止条約(CWC)署名
	3月24日	南アフリカ政府、保有核兵器の廃棄を公表
1994年	7月25日	第1回ASEAN地域フォーラム(ARF)開催
	10月21日	米朝枠組み合意
	12月5日	STARTⅠ発効 リスボン議定書発効
	12月15日	最初の国連総会日本決議が採択
1995年	4月11日	非核兵器国の安全保証に関する安保理決議採択
	4月17日 ～5月12日	NPT再検討・延長会議開催
	5月11日	NPT無期限延長を決定
	9月5日	フランス、核実験を再開
	12月15日	東南アジア非核兵器地帯条約署名
1996年	1月17日	フランス、最後の地下核実験実施
	3月25日	英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名
	4月11日	アフリカ非核兵器地帯条約署名
	7月8日	核兵器の使用に関する国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見
	7月29日	中国、最後の地下核実験実施
	8月14日	キャンベラ委員会、報告書発表
	9月24日	包括的核実験禁止条約(CTBT)署名開始
1997年	3月21日	米ロ、STARTⅢの枠組みに合意
	3月27日	東南アジア非核兵器地帯条約発効
	5月14日	IAEAモデル追加議定書採択
	7月2日	米国が初の未臨界核実験
	9月26日	STARTⅡ条約議定書署名 ABM関係協定署名
	12月3日	対人地雷禁止条約署名
1998年	4月6日	英仏、核兵器国で初めてCTBT批准
	5月11・13日	インドが地下核実験を実施
	5月28・30日	パキスタンが地下核実験を実施
	6月9日	新アジェンダ声明
1999年	7月25日	東京フォーラム報告書発表
2000年	4月24日 ～5月19日	第6回NPT再検討会議開催
	6月13日	南北朝鮮首脳会談
2001年	9月11日	米同時多発テロ
	10月8日	米英、アフガニスタン空爆開始
	12月13日	米、ABM条約脱退通告
2002年	5月24日	モスクワ条約(SORT)署名
	6月13日	ABM条約失効
	9月17日	日朝平壌宣言
	12月17日	米、ミサイル防衛初期配備決定を発表
2003年	1月10日	北朝鮮、NPTからの脱退を宣言
	3月20日	米、イラク戦争開始
	6月1日	モスクワ条約(SORT)発効
2004年	10月1日	米、MD初期配備
2005年	4月26日 ～28日	初の非核地帯加盟国会議開催
	5月2日 ～27日	第7回NPT再検討会議開催
	9月19日	6か国協議、初の共同声明を発表
2006年	9月8日	中央アジア非核兵器地帯条約署名
	10月9日	北朝鮮が初の地下核実験を実施
2007年	1月4日	米4高官、「核兵器のない世界」投稿
	1月11日	中国が衛星破壊実験を実施
2008年	2月20日	米国が自国の衛星を撃墜
	9月6日	NSG総会、ガイドライン修正案採択
	10月10日	米印、核協力協定に署名
	12月3日 ～4日	クラスター弾に関する条約署名
2009年	3月21日	中央アジア非核兵器地帯条約発効
	4月5日	オバマ大統領、プラハ演説
	5月25日	北朝鮮が2度目の地下核実験
	7月15日	アフリカ非核兵器地帯条約発効
	12月6日	米印核協力協定が発効
	12月15日	核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)が最終報告発表
2010年	4月6日	米、核態勢見直し(NPR)発表
	4月8日	米ロ、新START条約に署名(プラハ)
	4月12・13日	核保安サミット(ワシントン)
	5月3日 ～28日	第8回NPT再検討会議開催
	4月6日	米、核態勢見直し(NPR)発表
	8月1日	クラスター弾禁止条約発効
	11月18日	米国、初のZマシン新型核実験
2011年	2月5日	米ロ、新START条約発効
	3月11日	東日本大震災、東京電力福島第1原発事故発生

2.特集資料：2010年NPT再検討会議合意の履行

資料 2−1　2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」

第1巻 第1部　結論ならびに今後の行動に向けた勧告(全訳)

2010年5月28日採択
NPT/CONF.2010/50(vol. I)

Ⅰ. 核軍縮

会議は、本条約第6条ならびに1995年の「核不拡散と核軍縮に向けた原則と目標」決定第3及び4(c)項の完全で、効果的、かつ速やかな履行を目指し、2000年再検討会議の最終文書で合意された実際的措置を基礎として、核兵器の完全廃棄への具体的措置を含む核軍縮に関する以下の行動計画に合意する。

A. 原則と目的

i. 会議は、条約の目的にしたがい、すべてにとって安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を達成することを決意する。
ii. 会議は、すべての加盟国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国の明確な約束を再確認する。
iii. 会議は、2000年NPT再検討会議の最終文書で合意された実際的措置が引き続き有効であることを再確認する。
iv. 会議は、核兵器国による核軍縮につながる重要措置が、国際の安定、平和、安全を促進し、また、すべてにとって強化され、減じない安全という原則に基づくべきであることを再確認する。
v. 会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。
vi. 会議は、NPTの普遍性の死活的重要性を確認するとともに、条約の非加盟国に対し、即時かつ無条件に非核兵器国として条約に加盟し、すべての核兵器の完全廃棄を達成することを誓約するよう求める。また、加盟国に対し条約の普遍的加盟を促進し、条約の普遍化の見通しに否定的影響を与えうるいかなる行動もとらないよう求める。

会議は以下を決定する。

＊行動1: すべての加盟国は、NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求することを誓約する。

＊行動2: すべての加盟国は、条約義務の履行に関して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することを誓約する。

B. 核兵器の軍縮

i. 会議は、国際の安定、平和、安全を促進する形で、また、すべてにとって安全が減じず、強化されるという原則に基づき、核兵器国が2000年NPT再検討会議の最終文書で合意された核軍縮につながる措置を履行することが早急に必要であることを再確認する。
ii. 会議は、核兵器国があらゆる種類の核兵器を削減、廃棄する必要性を強調するとともに、とりわけ最大の核保有国に対し、これに関する努力を率先して行うよう奨励する。
iii. 会議は、具体的な軍縮努力の実行をすべての核兵器国に求める。また会議は、核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。会議は、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案、とりわけ同提案が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したことに留意する。
iv. 会議は、核兵器国が核兵器の開発及び質的改良を抑制すること及び、高性能新型核兵器の開発を終了させることに対し、非核兵器国が抱く正統な関心を認識する。

会議は以下を決定する。

＊行動3: 保有核兵器の完全廃棄を達成するとの核兵器国による明確な約束の履行において、核兵器国は、一方的、二国間、地域的、また多国間の措置を通じ、配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減し、究極的に廃棄するため、いっそうの努力を行うことを誓約する。

＊行動4: ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、戦略兵器削減条約の早期発効ならびに完全履行を追求することを誓約する。両国は、保有核兵器のいっそうの削減を達成するための爾後の措置について議論を継続するよう奨励される。

＊行動5: 核兵器国は、国際の安定と平和や、減じられることなく強化された安全を促進する形で、2000年NPT再検討会議の最終文書に盛り込まれた核軍縮につながる措置について、確固たる前進を加速させることを誓約する。この実現に向け、核兵器国はとりわけ以下をめざし速やかに取り組むことが求められる。

a. 行動3で確認されたように、あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう。
b. 全面的な核軍縮プロセスの不可欠な一部として、種類や場所を問わずあらゆる核兵器の問題に対処する。
c. あらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減させる。
d. 核兵器の使用を防止し、究極的にその廃棄につながり、核戦争の危険を低下させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献しうる政策を検討する。
e. 国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器システムの作戦態勢をいっそう緩和することに対する非核兵器国の正統な関心を考慮する。
f. 核兵器の偶発的使用の危険性を低下させる。

g. 透明性をいっそう高め、相互の信頼を向上させる。
核兵器国は、上記の履行状況について、2014年の準備委員会に報告するよう求められる。2015年の再検討会議は、第6条の完全履行に向けた次なる措置を検討する。

＊**行動6**：すべての加盟国は、ジュネーブ軍縮会議が、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において核軍縮を扱う下部機関を、即時に設置すべきであることに合意する。

C. 安全の保証

i. 会議は、核兵器の完全廃棄が核兵器の使用あるいは使用の威嚇を防止する唯一の保証であることを再確認し認識するとともに、核不拡散体制を強化しうる、明確かつ法的拘束力のある安全の保証を核兵器国から供与されることに対する非核兵器国の正統な関心を再確認し認識する。
ii. 会議は、NPT加盟国である非核兵器国に対し、核兵器の使用や使用の威嚇を行わないという条件付あるいは無条件の安全の保証を供与するという、核兵器国による一方的宣言に留意するとした国連安保理決議984（1995）を想起する。また、非核兵器地帯においては安全の保証が条約に基づいて供与されることを認識し、各非核兵器地帯のために設定された関連議定書を想起する。

NPTの枠内における諸努力を毀損することなく、会議は以下を決定する。

＊**行動7**：すべての加盟国は、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において、ジュネーブ軍縮会議（CD）が核兵器の使用あるいは使用の威嚇から非核兵器国の安全を保証するための効果的な国際取極めに関する協議を即時開始すべきであることに合意する。また、制限を排し、法的拘束力のある国際条約を除外することなく、この問題のあらゆる側面を扱う勧告をより良いものにすることをめざした実質的な議論を行うことに合意する。再検討会議は、国連事務総長に対しCDの作業を支援するためのハイレベル会議を2010年9月に開催するよう求める。

＊**行動8**：すべての核兵器国は、安全の保証に関する既存の誓約を完全に尊重することを誓約する。条約加盟国である非核兵器国に安全の保証を供与していない核兵器国は、そうした行動をとるよう奨励される。

＊**行動9**：地域の関係諸国間の自由意志で合意された取極めに基づき、また、国連軍縮委員会の1999年指針にしたがい、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することが奨励される。すべての関連国は、非核兵器地帯条約ならびに関連議定書を批准するよう、また消極的安全保証を含む、すべての非核兵器地帯条約における法的拘束力のある関連議定書の発効に向けて系統的に協議し、協力するよう奨励される。関係国は、関連するいかなる留保をも見直すことが奨励される。

D. 核実験

i. 会議は、すべての核爆発実験ならびに他の核爆発の中止が、核兵器の開発と質的改良を抑制し、高性能新型核兵器の開発を終了させることにより、あらゆる側面において核軍縮と不拡散の有効な措置となることを認識する。
ii. 会議は、国際的な核軍縮・不拡散体制の中心要素である包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効の死活的重要性を再確認するとともに、CTBTの発効までの間、それぞれの核爆発実験モラトリアムを堅持するという核兵器国の決定を再確認する。

会議は以下を決定する。

＊**行動10**：すべての核兵器国は、核兵器国による肯定的な決定がCTBTの批准に向けた有益な効果を生むであろうこと、また、核兵器国が付属文書2の国家、とりわけNPTに参加しておらず、保障措置下にない核施設の運用を継続している国家の署名と批准を奨励するという特別の責任を有することに留意しつつ、CTBTを批准することを約束する。

＊**行動11**：CTBTの発効までの間、すべての加盟国は、核爆発実験あるいは他の核爆発、核兵器に関する新技術の利用及びCTBTの目標と目的を損ういかなる行動をも慎むことを誓約する。また、核兵器爆発実験に関するすべての既存のモラトリアムは継続されるべきである。

＊**行動12**：すべてのCTBT批准国は、CTBT発効促進会議ならびに2009年9月の同会議で全会一致で採択された措置の貢献を認識するとともに、CTBT早期発効への進展を2011年の会議において報告することを誓約する。

＊**行動13**：すべてのCTBT批准国は、国家、地域、世界レベルでCTBTの発効ならびに履行を促進することを約束する。

＊**行動14**：包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会は、同委員会の任務にしたがい、国際監視システム（IMS）の早期完成及び暫定運用を含め、CTBT検証体制を完全に確立することが奨励される。CTBTO準備委員会は、条約発効の暁には、効果的で信頼性があり、直接参加的で、差別的でない、世界を網羅した検証組織として機能し、CTBT遵守の確保主体となるべきである。

E. 核分裂性物質

i. 会議は、核兵器あるいは他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約を交渉し、妥結することが早急に必要であることを再確認する。

会議は以下を決定する。

＊**行動15**：すべての加盟国は、合意された、包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈

において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務にしたがい、核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉をCDが即時に開始すべきであることに合意する。また、これに関して、再検討会議は、CDの作業を支援するためのハイレベル会議を2010年9月に開催するよう国連事務総長に求める。

＊**行動16:** 核兵器国は、軍事的にもはや不要と各国が判断したすべての核分裂性物質について、国際原子力機関(IAEA)に適宜申告することを誓約するよう奨励される。また、これら物質が恒久的に軍事計画の外に置かれることを確保すべく、可能な限り早期に、当該物質をIAEAあるいは他の関連する国際検証及び平和目的への転換取極めの下に置くことが奨励される。

＊**行動17:** 行動16の文脈の中で、すべての加盟国は、それぞれの核兵器国で軍事的にもはや不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を確保するべく、IAEAの文脈において、適切かつ法的拘束力のある検証取極めの開発を援助するよう奨励される。

＊**行動18:** 核兵器あるいは他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産施設の解体あるいは平和利用への転換に向けたプロセスを開始していないすべての国家は、そのような行動を取るよう奨励される。

F. 核軍縮を支える他の措置

i. 会議は、核軍縮ならびに核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開と協調が不可欠であることを認識し、透明性向上と効果的な検証を通じた信頼を強化することの重要性を強調する。

会議は以下を決定する。

＊**行動19:** すべての加盟国は、信頼の増進、透明性の向上、核軍縮に関する効果的な検証能力の開発をめざした各国政府、国連、他の国際及び地域機構、そして市民社会による協力関係を支援してゆくことの重要性について合意する。

＊**行動20:** 加盟国は、強化された条約再検討プロセスの枠組みにおいて、本行動計画ならびに第6条、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の4 (c)項及び2000年再検討会議の最終文書で合意された実際的措置の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告を提出しなければならない。

＊**行動21:** すべての核兵器国は、信頼醸成措置として、報告の標準様式について可能な限り早期に合意するとともに、国家安全保障を損なわずに、標準化された情報を自発的に提供するという目的において、適切な報告提出の間隔を決定することが奨励される。国連事務総長は、核兵器国から提供される情報を含め、公衆からアクセス可能な情報集積サイトを確保するよう求められる。

＊**行動22:** すべての加盟国は、核兵器のない世界の実現を支持し、条約の目標を前進させるために、軍縮・不拡散教育に関する国連の研究に関する国連事務総長報告(A/57/124)に盛り込まれた勧告を履行することが奨励される。

II. 核不拡散

会議は、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」と題された1995年の再検討・延長会議の決定を想起し、再確認する。会議は、同原則の第1節ならびに条約第3条に関連する要素、とりわけ9－13節及び17－19節、そして第7条に関連した部分、とりわけ5－7節に留意する。会議は、1995年会議で採択された中東に関する決議を想起し、再確認する。会議は、2000年NPT再検討会議の成果についても想起し、再確認する。

＊**行動23:** 会議は、条約の普遍的支持の促進に向けたあらゆる努力を払い、条約の普遍化の見通しに否定的影響を与えうるいかなる行動も慎むよう、すべての加盟国に求める。

＊**行動24:** 会議は、第3条の規定にしたがい、加盟国のすべての平和的核活動におけるあらゆる原料物質または特殊核分裂性物質にIAEA包括的保障措置を適用するよう求めた過去の再検討会議の決定を支持する。

＊**行動25:** 会議は、18の条約加盟国が包括的保障措置協定を未だ発効させていないことに留意し、可能な限り早期に、さらなる遅滞なく、そうした行動を取るよう当該諸国に強く求める。

＊**行動26:** 会議は、条約の一体性や保障措置システムの権威を堅持するべく、あらゆる遵守問題に対応し、不拡散義務を遵守することの重要性を強調する。

＊**行動27:** 会議は、IAEA憲章や各加盟国の法的義務に完全に合致した形で、保障措置義務に関するすべての不遵守問題を解決することの重要性を強調する。これに関して、会議は、IAEAとの協力を拡大するよう加盟国に求める。

＊**行動28:** 会議は、追加議定書を未だ締結、発効させていないすべての国家に対し、可能な限り早期にそうした行動を取るよう、また、発効までの間、追加議定書を暫定的に履行するよう奨励する。

＊**行動29:** 会議は、IAEAに対し、包括的保障措置協定及び追加議定書の締結と発効を促進し、加盟国を支援することを奨励する。会議は、加盟国に対し、包括的保障措置協定の普遍性を促進しうる具体的措置についての検討を求める。

＊行動30：会議は、IAEAの諸資源確保の可能性を考慮しつつ、自発的申し出に基づく関連保障措置協定の下、可能な限りもっとも経済的かつ実際的な方法で、核兵器国の平和的核施設への保障措置の適用拡大を求める。また、核兵器の完全廃棄が達成された際には、包括的保障措置及び追加議定書が普遍的に適用されるべきことを強調する。

＊行動31：会議は、少量議定書を修正あるいは破棄していないすべての加盟国に対し、適宜、可能な限り早期に、そのような行動を取るよう奨励する。

＊行動32：会議は、IAEA保障措置は定期的に検討、評価されるべきであると勧告する。IAEA保障措置のさらなる有効性強化と能力向上を目的としてIAEAの政策機関が採択した決定は支持され、履行されるべきである。

＊行動33：会議は、すべての加盟国に対し、IAEAが条約第3条の求める保障措置適用の責務を効果的に果たせるよう、同機関に対するあらゆる政治的、技術的、財政的支援を確実に継続することを求める。

＊行動34：会議は、IAEA憲章の枠組みの中で、加盟国間やIAEAとの協力を通じ、高度な保障措置に向けた、強力で、柔軟性と適応性があり、対費用効果の高い国際技術基盤の開発をいっそう進めるよう、すべての加盟国に奨励する。

＊行動35：会議は、すべての加盟国に対し、自国の核関連輸出を、直接的にも間接的にも核兵器あるいは他の核爆発装置の開発を支援しておらず、また、当該輸出が条約第1、2、3条及び1995年再検討・延長会議で採択された「核不拡散と軍縮に関する原則と目標」決定に特に明記された条約の目標と目的に完全に合致したものとするよう強く求める。

＊行動36：会議は、加盟国に対し、自国の国家的輸出管理を確立させる上で、多国間で交渉され、合意された指針や了解事項を活用することを奨励する。

＊行動37：会議は、加盟国に対し、核輸出に関する決定を行う際には、受領国がIAEAの保障措置義務を履行しているか否かを考慮するよう奨励する。

＊行動38：会議は、すべての加盟国に対し、条約の目的を履行すべく行動するなかで、平和目的の核物質、装置、技術情報に対する完全なアクセスという、すべての国家、とりわけ発展途上国の正統な権利を守るよう求める。

＊行動39：加盟国は、条約第1条、2条、3条、4条にしたがい、核技術及び物質の移転ならびに加盟国間の国際協力を促進するよう奨励される。また、これに関して、条約と相反するいかなる不当な制限をも排除することが奨励される。

＊行動40：会議は、すべての加盟国に対し、核物質や施設の保安や物理的防護について、可

能な限り最も高い水準を維持することを奨励する。

＊行動41：会議は、すべての加盟国に対し、核物質及び核施設の物理的防護に関するIAEA勧告（INFCIR/225/Rev. 4 (Corrected)）ならびに他の関連国際条約を、可能な限り早期に適用するよう奨励する。

＊行動42：会議は、核物質防護条約の全加盟国に対し、同条約の改正を可能な限り早期に批准するよう要請するとともに、発効までの間、改正の目標と目的に合致した行動をとるよう奨励する。

＊行動43：会議は、すべての加盟国に対し、2004年のIAEA理事会で採択された改正「放射線源の安全とセキュリティに関するIAEA行動規範」ならびに「放射線源の輸出入ガイダンス」の原則を履行するよう強く求める。

＊行動44：会議は、すべての加盟国に対し、関連する国際法上の義務に合致した形で、自国領土全域における核物質の違法取引を探知し、抑止し、阻止するための能力を育成することを求める。また、このことにおける国際的な連携や能力育成の強化に取り組むべき立場にある国々が、それらに取り組むことを求める。会議はまた、加盟国に対し、関連国際法の義務に合致した形で、核兵器の拡散防止に向けた効果的な国内管理を確立するよう求める。

＊行動45：会議は、「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」に未だ加盟していないすべての加盟国が、可能な限り早期に同条約に加盟するよう奨励する。

＊行動46：会議は、IAEAに対し、核物質の計量及び管理にかかる国内システム、または地域レベルのシステムについて、それらの確立や維持を含めた核物質の国内法制による管理強化の面で加盟国に継続的な支援を行うよう奨励する。

III. 原子力の平和利用

会議は、NPTが、核エネルギーの平和利用を可能にする信頼と協力の枠組みをもたらすことによって、平和利用の発展を促進していることを再確認する。会議は、すべての加盟国に対し、条約の全条項に合致する形で行動し、以下を行うよう求める。

＊行動47：核エネルギーの平和利用や燃料サイクル政策に関する各国の政策や国際協力合意及び取極めを侵害することなく、核エネルギーの平和利用の分野における各国の選択や決定を尊重する。

＊行動48：核エネルギーの平和利用に向けた機器、物質、科学的・技術的情報の最大限の交換を促進し、それに参加する加盟国の権利を再確認することを約束する。

＊行動49：世界の発展途上地域の需要を考慮し、平和目的の核エネルギーのさらなる開発

に向けて他の加盟国や国際機関と協力する。

＊行動50：発展途上国の需要を特に考慮しつつ、条約加盟国である非核兵器国を優先的に扱う。

＊行動51：条約第1条、2条、3条、4条に従い、核技術の移転や加盟国間での国際協力を促進するとともに、これに関して条約に相反するいかなる制約も排除する。

＊行動52：IAEA内部における、同機関の技術協力計画の有用性や効率を向上させるための努力を継続する。

＊行動53：核エネルギーの平和利用に関して発展途上の加盟国を支援するというIAEAの技術協力計画を強化する。

＊行動54：技術協力活動へのIAEAの諸資源を十分に確保し、不確定要因の除去を確実にするためのあらゆる努力を払い、具体的な措置をとる。

＊行動55：IAEAの活動の支援として各国あるいは国家グループが既に誓約した拠出を歓迎しつつ、それをなすべき立場にあるすべての加盟国に対し、今後5年間にIAEA活動への予算外拠出として1億ドルを調達するイニシャチブに対する追加拠出を奨励する。

＊行動56：核エネルギー平和利用の発展に不可欠な特殊技能を有する労働力を訓練するための国内、二国間、国際努力を奨励する。

＊行動57：原子力発電を含む核エネルギーの開発にあたっては、核エネルギーの使用は、国内法及び各国の国際的義務にしたがい、保障措置ならびに適切かつ有効な水準の安全と保安に対する誓約と、それらの履行の継続が伴うものでなければならないことを確認する。

＊行動58：IAEAまたは地域機構の支援の下、差別的でなく透明性のある方法で、核燃料供給の保証のためのメカニズムを構築する可能性や、条約上の権利に影響を与えず、国家の燃料サイクル政策を阻害しない核燃料サイクルのバックエンド計画を含む、核燃料サイクルの多国間アプローチに関するさらなる議論を継続する。その一方で、IAEAの包括的保障措置の要求を含む、これらの問題をめぐる技術的、法的、財政的諸課題に取り組む。

＊行動59：「原子力安全条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」、「使用済燃料管理および放射性廃棄物管理の安全に関する条約」、「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」、「核物質防護条約（CPPNM）」の未加盟国は加盟を検討する。また、早期の発効を可能とするべく、CPPNMの改正を批准する。

＊行動60：原子力産業や民間部門との対話を通じたものを含め、核安全と保安の分野における最良慣行の適宜共有を促進する。

＊行動61：関係国に対し、技術的及び経済的に可能な限り、自由意志を原則として、民生用備蓄及び使用における高濃縮ウランを最小化するためのさらなる努力を奨励する。

＊行動62：安全、保安、環境保護に関する国際基準にしたがって放射性物質を輸送する。また、信頼を醸成するとともに、輸送上の安全、保安、緊急時対応に関する懸念に対処すべく、輸送国と沿岸国間の意思疎通を継続する。

＊行動63：関連する主要な国際諸条約で確立された原則に基づき、関連する国際条約の加盟国となり、もしくは適切な国内法を採択することによって民生用核に関する責任体制を実効化する。

＊行動64：会議は、すべての加盟国に対し、2009年9月18日のIAEA総会で全会一致採択された「運転中あるいは建設中の核施設に対する軍事攻撃あるいは攻撃の威嚇の禁止」に関する決定に従うことを求める。

Ⅳ. 中東、とりわけ1995年中東決議の履行

1. 会議は、1995年再検討・延長会議における中東に関する決議の重要性を再確認し、その目的と目標が2000年NPT再検討会議で再確認されたことを想起する。会議は、これら目的と目標が達成されるまで決議が有効であり続けることを強調する。NPTの寄託国（ロシア連邦、英国、アメリカ合衆国）により共同提案された同決議は、1995年会議の成果の重要な要素であり、1995年の条約の無投票の無期限延長の基礎の重要な要素でもある。加盟国は、個別あるいは協働して、その速やかな履行に向けたあらゆる必要な措置に着手するとの決意を新たにする。

2. 会議は、中東和平プロセスの目的と目標への支持を再確認し、この努力が、関連する他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する。

3. 会議は、2010再検討会議において、1995年の中東決議の完全な履行に向けた5つの核兵器国の誓約が再確認されたことに留意する。

4. 会議は、1995年の中東決議の履行に向けた進展がほとんど達成されていないことに遺憾の意を表明する。

5. 会議は、イスラエルによる条約加盟ならびに同国のすべての核施設をIAEAの包括的保障措置の下に置くことの重要性が2000年再検討会議で再確認されたことを想起する。会議は、条約の普遍性を達成することの緊急性と重要性を再確認する。会議は、条約の

普遍性を早期に達成すべく、中東における条約未加盟国に対し、非核兵器国として条約に加盟するよう求める。

6. 会議は、条約に基づく自国の義務と誓約がすべての加盟国によって厳格に遵守されることの必要性を強調する。会議は、地域のすべての加盟国に対し、1995年決議の目標の実現に貢献する関連措置ならびに信頼醸成措置を講じるよう強く求める。また、この目的の達成を阻むいかなる措置もとらないよう、すべての加盟国に求める。

7. 会議は、1995年決議の完全履行につながるプロセスの重要性を強調する。会議はこの目的に向けた以下の実際的措置を支持する。
   (a) 国連事務総長ならびに1995年中東決議の共同提案国は、地域国家との協議に基づき、中東の全国家の参加の下、中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に関する会議を2012年に開催する。これは、地域国家の自由意思による取極めに基づくものであり、また、核兵器国の全面的支援及び関与を得るものである。2012年会議は、1995年中東決議を委任された議題とする。
   (b) 地域国家との協議に基づき、国連事務総長並びに1995年中東決議の共同提案国はファシリテーター（調停人）を任命する。ファシリテーターは、地域国家との協議を行い、2012年会議の開催準備を通じて1995年決議の履行を支援するという任務を持つ。ファシリテーターはまた、2012年会議に参加した地域国家で合意された後継措置の履行も支援する。ファシリテーターは2015年再検討会議ならびにその準備委員会において報告を行う。
   (c) 国連事務総長ならびに1995年中東決議の共同提案国は、地域国家との協議に基づき、2012年会議の主催国を指名する。
   (d) 過去の実績やそこで得られた経験を踏まえ、非核・非大量破壊兵器及び運搬手段地帯のあり方に関して、IAEA、化学兵器禁止機関（OPCW）、及びその他の関連する国際組織に2012年会議に向けた背景文書の準備を要請することなど、決議の履行を支援することを目的とした追加的措置を講じる。
   (e) 欧州連合による2008年6月のフォローアップセミナーの主催の申し出を含め、決議の履行を支援することを目的としたあらゆる提案を検討する。

8. 会議は、核、化学、生物という、地域におけるすべての大量破壊兵器の全面的かつ完全な廃棄の達成につながる過程においては、内容的にも時期的にも並行した進展を維持することが求められることを強調する。

9. 会議は、条約のすべての加盟国、とりわけ核兵器国と地域国家が、決議の履行に向けて行った措置について、国連事務局を通じ、2015年再検討会議の議長ならびに再検討会議に先立って行われる準備委員会の議長に継続して報告すべきであることを再確認する。

10. 会議は、決議の履行に対する貢献として、市民社会が果たす役割の重要性をいっそう認識し、この点におけるあらゆる努力を奨励する。

他の地域的問題

1. 会議は、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）に対し、2005年9月の共同声明にしたがい、あらゆる核兵器ならびに現存する核計画の完全かつ検証可能な廃棄を含む、6か国協議に基づく誓約を履行するよう強く求める。また、DPRKに対し、NPTとIAEA保障措置協定の遵守に早期に復帰するよう強く求める。会議はまた、DPRK及びすべての加盟国に対し、関連するすべての核不拡散・核軍縮義務を完全に履行するよう求める。会議は、6か国協議への強固な支持を再確認するとともに、外交的手段を通じてこの事案が包含する諸問題に対する十分かつ包括的な解決を達成することを引き続き誓う。

www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50 (VOL.I)

ピースデポ注：最終文書の構成は次の通り。

第1巻
　第1部
　「1995年再検討・延長会議において採択された諸決定及び決議ならびに2000年再検討会議最終文書に照らした条約第8条3項に基く条約運用に関する評価」
　「結論ならびに今後の行動に向けた勧告」**（本イアブック所収の資料2-1）**
　第2部「会議の組織と作業」
第2巻
　第3部「会議で出された文書」
第3巻
　第4部「概略の記録と参加者名簿」

- **第1巻第1部の全訳は、ピースデポ・ブックレット「2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議―市民社会からの総括」（10年8月6日刊）に所収。**

資料 2−2　米核態勢見直し(NPR)報告書

核態勢見直し(NPR)報告書 要約(全訳)

2010年4月6日 国防総省

2009年4月のプラハでの演説において、オバマ大統領は21世紀における核の危険に焦点を当て、これら深刻で増大しつつある脅威に打ち勝つために、合衆国は核兵器のない世界の平和と安全を追求すると宣言した。大統領はこのような野心的な目標はすぐには—その言葉を借りれば、自らの生きている間には—達成できないであろうことを認めた。しかし大統領はこの目標に向けて、核兵器の数と合衆国の国家安全保障戦略における核兵器の役割の縮小を含む具体的な措置をとるとの決意を明らかにした。同時に大統領は、核兵器が存在する限り、合衆国は、潜在的敵国を抑止するとともに同盟国及び安全保障パートナーに合衆国の安全保障コミットメントが信頼しうるとの安心を提供するため、安全、安心で効果的な保有核兵器を維持すると誓約した。

2010「核態勢見直し(NPR)」は、核の危険を減少しつつ核兵器のない世界という目標を追求することと同時に、より広範な合衆国の安全保障上の利益を増進するための大統領の政策課題を促進する政権の方針の大枠を示すものである。NPRには、大統領の安全保障における優先課題と、2010「4年毎の国防見直し」(QDR)によって示された、それらを支える戦略目標が反映されている。

本NPR報告書は、国際安全保障環境の基本的な変化を述べた後、我々の核兵器政策及び態勢における5つの主要目標に焦点を当てる:

1. 核拡散及び核テロリズムを防止する。
2. 合衆国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を縮小する。
3. 縮小された核戦力によって戦略的抑止及び安定を維持する。
4. 地域的な抑止を強化し、同盟国及びパートナーに改めて安心を提供する。
5. 安全かつ安心で、効果的な保有核兵器を引き続き保持する。

NPRの一義的焦点は今後5年から10年の間にとるべき措置に置かれているが、同時に、より長期的な核戦略及び態勢に向かう道筋もまた考慮されている。合衆国と同盟国、パートナーの安全を確保しつつ核の危険の縮小に向けて前進しつづけるためには、今後の政権交代によっても揺るぐことのない取り組みが求められる。したがって将来にわたって持続可能なコンセンサスを形成することが緊要である。

変化した、今も変化しつつある、国際安全保障環境

冷戦終結後、国際安全保障環境は劇的に変化した。世界的核戦争の脅威は遠のいた。しかし、核攻撃の危険は高まった。

オバマ大統領が明らかにしたように、今日における最も差し迫った、極限的な危険は核テロリズムである。アルカイダとその同盟者の過激派たちは核兵器を欲している。一度彼らが核兵器を手に入れたならば、彼らはそれらを使うであろうと考えておかねばならない。世界中に存在する核物質は窃盗や強奪に対して脆弱であり、機微な機器や技術は核の闇市場をとおして入手可能である。その結果、テロリストが核兵器を作るために必要な物を手にする危険は深刻なレベルにまで高まっている。

もう一つの差し迫った脅威は核拡散である。米国及び同盟国とパートナー、そして幅広い国際社会と対立関係にある国家が新たに核兵器を入手する可能性がある。北朝鮮とイランは、核への野望を果たすために、不拡散義務に違反し、国連安全保障理事会の要求を無視して、ミサイルによる運搬能力を追求しつつ、彼らが作り出した国際的危機を外交的に解決するための諸努力に抵抗してきた。彼らの挑発的行動は、周辺地域に不安定をもたらし、近隣諸国が自ら核抑止力を選択するような圧力をうみだす。北朝鮮、イランその他による不拡散軌範の継続的な不履行は、核不拡散条約(NPT)を弱体化させ、合衆国及び国際社会の安全に悪影響をもたらすであろう。

核テロリズムと核拡散という喫緊の増大する脅威に直面する一方で、合衆国は現存する核兵器国、とりわけロシアと中国との戦略的関係の安定を確保するという、慣れ親しんだ課題に取り組まねばならない。ロシアは、合衆国と拮抗する核兵器能力を持つ唯一の国である。しかし、冷戦時に比して、米ロ関係は根本的に変化した。二国間の政策上の相違は依然として存在し、ロシアは強力な核戦力の近代化を継続している。しかし、ロシアと合衆国はもはや敵同志ではなく、軍事対決の可能性は劇的に減少した。両国は核テロリズムと核拡散防止を含む、共通の利益に資する分野における強力を強めている。

合衆国と中国は、相互依存を深めており、大量破壊兵器(WMD)の拡散と対テロリズムといったグローバルな安全保障課題への対処における共通の責任を拡大しつつある。その一方で、中国に隣接するアジア諸国と合衆国は、保有核兵器の量的・質的近代化を含む中国の軍近代化に引き続き懸念を抱いている。中国の保有核兵器数はロシア及び合衆国のそれに比べてはるかに少ない。しかし、核計画の速度と範囲、さらにはそれらの指針となる戦略やドクトリンといった、中国の核計画をとりまく透明性が欠如しているため、中国の将来の戦略的意図について疑問が持ち上がっている。

以上のような核の脅威における環境の変化によって、合衆国の核への関心と戦略目標の優先順位は変わった。今後数年間、我々は新しい核能力保有国の出現とテロリスト集団による核爆弾もしくは核爆弾製造用物質の入手の防止を最優先課題としなければならない。同時に我々はロシア、中国との戦略的関係の安定を維持するとともに、新たな核武装国の登場に対抗することによって、合衆国と同盟国及びパートナーを核の脅威もしくは脅迫から守るとともに彼ら自身の核抑止力追求の誘因を減少させなければならない。

米国の核兵器政策及び戦力態勢への影響

我々が、二極軍事対決の冷戦時代から引き継いだ膨大な保有核兵器は、核兵器を志向す

る、自滅的なテロリストや非友好的な国家体制による挑戦に対処するには適していない。従って、我々の核兵器政策と態勢は、核テロリズムと核拡散の防止という最優先課題に適したものへと再編されなければならない。

これは、我々の核抑止力が時代遅れであるということを意味しない。事実、核兵器が存在する限り、合衆国は安全、安心で、効果的な核戦力を維持しつづけるであろう。これら核戦力は潜在的敵国を抑止し、世界中の同盟国及びパートナーに改めて安心を提供するための不可欠な役割を引き続き果たすであろう。

しかし、合衆国の通常軍事能力の比類なき成長、ミサイル防衛における重要な進歩、そして冷戦時代の敵対関係の緩和を含む国際安全保障環境の根本的な変化の結果、上記の戦略目標は従来よりもはるかに少ないレベルの核戦力と、縮小された核兵器の役割によって達成することが可能である。したがって、我々は、伝統的な抑止及び安心の確保という目標を損なうことなく、最も差し迫った安全保障上の挑戦に合致するよう核兵器政策と核戦力態勢を形成することができる。

- 合衆国の核兵器の役割と数を縮小する—すなわち、核軍縮を前進させるというNPT第6条の下での義務に従う—ことによって、我々は不拡散レジームの再強化と世界中の核物質の保安を確立するための措置への参画をNPT加盟諸国に促しうる、より強い立場を確立することができる。
- 信頼性ある核抑止力の維持及びミサイル防衛、その他の通常軍事能力による地域的安全保障構造（アーキテクチャー）の強化によって、我々は世界中の核兵器を持たない同盟国、パートナーに対する安全保障公約を再確認するとともに、それら諸国が自らの核抑止力を必要としないことを確認することができる。
- 合衆国の核兵器の寿命を延長するための確固とした備蓄核兵器管理プログラムを遂行することによって、新しい核兵器の開発や核実験なしに安全、安心、かつ効果的な抑止力を確保することができる。
- 老朽化した核施設の近代化と人的資源への投資によって、技術的もしくは地政学的な突発事態に備えるために確保する核兵器の数を著しく減少させることが可能となり、退役核弾頭の解体を加速し、他国の核活動に関する知見を改善することが可能となる。
- ロシア及び中国との戦略的関係の安定化と透明性、相互信頼の向上によって、核兵器のない世界へと進むための条件整備と核拡散及び核テロリズムに対処するための基盤を強化することが可能となる。
- 国際問題における核兵器の重要性を減じ、核兵器廃絶へと段階的に進むことによって、核兵器保有国が存在する世界に住むことを宿命視する考えを逆転させ、将来の不確定さに備えるために自ら核オプションを手にしようと考える国々にとっての誘因を減少させることができる。

核拡散及び核テロリズムの防止

核兵器のない世界に向けた努力における不可欠の要素として、合衆国はグローバルな

核不拡散レジームの再建と強化のための国際的努力の拡大を主導する。そして2010NPRは、これを初めて 合衆国の核政策における最優先事項とする。我々が核の崖っぷちに近づいているとの危機感が高まっている。それは、今日の危険な傾向に歯止めをかけ、逆転させなければ、我々は、遠からず核武装国が着実に増加し、テロリストが核兵器を手にする世界に住むことになるだろうという危機感である。

核拡散と核テロリズムを防止するための合衆国のアプローチには、3つの要素がある。第1に、我々は北朝鮮とイランの核の野望を挫き、IAEA保障措置とその遵守を強化し、核の闇取引を阻止し、拡散リスクの拡大無しに核の平和利用を促進することによって、NPTを中心とする不拡散レジームの強化を追求する。第2に、我々は世界中のすべての脆弱な核物質の保安を4年以内に確立するとしたオバマ大統領のイニシャチブの履行を加速する。

そして第3に、我々は、新戦略兵器削減条約（新START）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准と発効、そして検証可能な核分裂性物質生産禁止条約の交渉を含む、軍備管理の努力を遂行する。これらは、不拡散レジームと核物質の世界的保安を強化するために必要な措置に対する広範な国際的支持を勝ちとるための我々の力を強化する手段である。

わが政府のイニシャチブには以下が含まれる：

- グローバル脅威削減イニシャチブ（GTRI）、国際核物質防護及び協力プログラムの加速を含む世界中の脆弱核物質の保安確立のためのオバマ大統領のイニシャチブを積極的に推進する。これにはエネルギー省の2011会計年予算における核不拡散プログラムへの27億ドル支出増（25%以上）が含まれる。
- 不法な拡散ネットワークを寸断し、核物質の密輸を阻止するための国家的及び国際的能力を向上させ、テロリストの核爆発デバイスに使用され、もしくは使用されようとしている核物質の出所を特定する能力を向上させる、核鑑識能力の拡大を継続する。
- 核兵器のない世界へと前進し続けることを支援する、検証技術の研究強化や透明化措置の開発を含む包括的研究開発プログラムを立ち上げる。
- 大量破壊兵器を入手したり使用したりしようとするテロリストの努力を、手助け、資金援助、もしくは専門知識や安全地帯の提供によって、支援もしくは幇助するすべての国家、テロリスト集団もしくは他の非国家主体に対して、合衆国は全面的に責任追求を行うとの誓約を再確認する。

合衆国の核兵器の役割を縮小する

過去数十年間にわたり、合衆国は国家安全保障及び軍事戦略における核兵器の役割を大幅に縮小してきた。しかし現段階においてさらになすべきこと、できること、がある。

核兵器が存在する限り継続する合衆国の核兵器の基本的役割とは、合衆国、同盟国及びパートナーに対する核攻撃を抑止することである。

冷戦期においては、米国はソ連及びワルシャワ条約機構の同盟国による大規模な通常攻撃に対する反撃に核兵器を使用する権利を留保していた。さらに、合衆国が国際諸条約に従い自らの化学・生物兵器(CBW)を放棄した後においては合衆国、同盟国及びパートナーに対するCBW攻撃を抑止するために核兵器を使う権利を留保していた。

冷戦終結後、戦略環境は根本的に変化した。合衆国の通常軍事力の圧倒的優位、ミサイル防衛能力のたえざる向上、CBWの効果を低減する能力の向上によって、非核—通常、化学、生物—攻撃の抑止における核兵器の役割は大幅に縮小された。合衆国は引き続き非核攻撃の抑止における核兵器の役割を縮小してゆくであろう。

さらに合衆国は、NPTに加盟し不拡散義務を遵守している非核兵器国に対して、核兵器の使用も使用の威嚇も行わないことを宣言することによって、長期わたって続けてきた「消極的安全保証」を強化する用意がある。

この安全保証の強化は、NPTを全面的に遵守することによって得られる安全保障上の利益を裏書きし、NPTに加盟する非核兵器国に対して、米国及び他の関係諸国とともに不拡散レジームの強化のために協働するよう促すことを意図するものである。

このように安全保証を強化するにあたって、合衆国は安全保証を提供される資格を有しながら化学生物兵器を合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対して使用する国は、通常兵器による熾烈な反撃を受ける可能性に直面するであろうこと、また国家指導者もしくは軍司令官を問わず、このような攻撃に責任を有するいかなる個人の責任も全面的に問われるであろうことを合衆国は断言する。生物兵器の破滅的な潜在能力とバイオ・テクノロジーの急速な進歩を考えたとき、生物兵器の脅威の進化と拡散、そしてその脅威に対する合衆国の対処能力が要求する場合には、合衆国は前記安全保証に必要な変更を加える権利を留保する。

合衆国の核兵器は、ごく限られた非常事態において、上記の安全保証の対象から除外される国——すなわち核兵器を保有する国、及び核不拡散義務を遵守しない国——による合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対する通常攻撃もしくは化学・生物兵器攻撃を抑止する役割を果たす可能性がある。したがって、合衆国は現段階においては、核攻撃の抑止を核兵器の唯一の目的とするという普遍的な政策を採用する用意はない。しかし、合衆国は、このような政策を安全に採用できるような条件を確立するために努力するであろう。

しかし、これは新しい安全保証の対象とならない国々に対して核兵器を使用するという我々の意思の高まりを意味するものではない。強調したいのは、合衆国は、合衆国もしくは同盟国及びパートナーの死活的な利益を守るという極限的な状況においてのみ核兵器を使用するであろうということである。過去65年以上つづいてきた核兵器不使用の記録をさらに更新することこそが、合衆国とすべての国にとっての利益である。

したがって、NPRの主要な結論には以下が含まれる:

- 合衆国は、核兵器の唯一の目的を合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対する核攻撃の抑止に限定することを目指しつつ、通常兵器能力の強化を継続し、非核攻撃の抑止における核兵器の役割を縮小しつづけるであろう。
- 合衆国は、合衆国もしくは同盟国及びパートナーの死活的な利益を守るという極限的な状況においてのみ核兵器の使用を考慮するであろう。
- 合衆国は、NPTに加盟し不拡散義務を遵守している非核兵器国に対しては、核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないであろう。

削減された核戦力レベルにおいて戦略的抑止と安定を維持する

冷戦終結以降、米国とロシアは作戦配備の戦略核兵器を約75%削減してきたが、いまだ両国とも抑止に必要とする以上の数の核兵器を保有している。政権は、大幅に削減された戦力レベルにおける安定性の確保に向けてロシアと協力することを誓約する。

新START

このプロセスの次の一歩は、すでに失効した1991年の第1次戦略兵器削減条約(START Ⅰ)を新たな検証可能な条約、すなわち新STARTに置き換えることである。NPR策定に向けた初期段階の作業は、この新START交渉における米国の立場を確立し、新条約が規定する削減に照らしていかなる戦力構成が可能であるかを検討することにあった。NPRは次のような結論に達した:

- 米国の戦略的運搬手段、すなわち大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、核搭載可能な重爆撃機をSTART Ⅰレベルから約50%削減し、また、条約上の削減義務を負う 戦略核弾頭をモスクワ条約レベルから約30%削減しても、安定した抑止を維持することは可能である。
- NPRの分析に基づき、米国は、新STARTの条約上の義務を負う戦略核弾頭数の上限を1550発、配備戦略運搬手段の上限を700基(機)とすること、また、配備及び非配備の戦略発射装置数の合計の上限を800基(機)とすることでロシアと合意した。
- ICBM、SLBM、核搭載可能な重爆撃機で構成される米国の核の三本柱は新STARTにおいても維持される。
- 安定性の増大をめざし、すべての米国のICBMには、一基に搭載される核弾頭数を一発とする「非多弾頭化」措置が講じられる。
- 米国の地域的抑止ならびに安全の再保証という目的への非核システムの寄与は、ミサイル防衛に対する制限を回避し、重爆撃機や長距離ミサイルシステムを通常兵器に使用する選択肢を維持することによって保持される。

大統領の決定時間を最大化する

NPRは、現在の米戦略部隊の警戒態勢——重爆撃機の常時警戒態勢は解除され、ほぼすべてのICBMが警戒態勢に置かれ、また、いかなる時にも相当数の戦略原子力潜水艦(SSBM)が海洋に出ている——が当面維持されるべきであると結論づけた。NPRはまた、事故、無認可の行動、誤認識などによる核発射の可能性をいっそう低下させるとともに、核兵器使用を許可するか否かの検討において大統領に与えられる時間を最大化するべく引き続き努力がなされるべきであると結論づけた。重要な措置には以下が含まれる:

- すべてのICBMならびにSLBMについて、「外洋に向けた標的設定」の実施を継続する。これにより、万一の無認可あるいは偶発的発射の際にミサイルは外洋に着弾する。また、ロシアにこの慣行に対する誓約を再確認するよう求める。
- 核危機における大統領の決定時間を最大化するよう米国の指揮統制システムをいっそう強化する。
- 生き残りの可能性 を強化し、即時発射の誘因をさらに低減するようなICBM基地の新しい様態を探求する。

戦略的安定性の強化

ロシアと中国が現在自国の核能力の近代化を行い、さらには両国がともに米国のミサイル防衛や通常軍備のミサイル計画を不安定化要因と主張している中、これら2国との戦略的安定性を維持することが今後の重要な課題である。

- 米国は、さらなる安定性、柔軟性、透明性を伴った戦略的関係を促進することをめざし、ロシア及び中国と戦略的安定性に関するハイレベルの二国間対話を追求してゆく。

米国にとって、ロシアとの戦略対話は、米国のミサイル防衛及び将来におけるいかなる米国の通常兵器搭載長距離弾道ミサイルシステムも、新たに浮上した地域的脅威への対処を目的に設計されたものであり、ロシアとの戦略バランスに影響を与えることを意図したものではないことを説明する機会となる。また、ロシアの側においては、近代化計画について説明し、現在の軍事ドクトリン(とりわけ核兵器の重要性をどのように位置づけているのか)を明確にし、国境から離れたロシア国内の少数の安全な施設に非戦略システムをまとめているといったような、同国の非戦略保有核兵器に対する西側諸国の懸念を緩和するためにとりうる諸措置について議論する機会となる。

他方、中国との戦略的安定性に関する対話の目的は、双方とって、相手側の核兵器ならびに他の戦略能力に関する戦略、政策、計画をめぐる見解を伝える場やメカニズムを提供することにある。このような対話のめざすところは、信頼性と透明性の向上、不信の低減にある。2010「弾道ミサイル防衛見直し」(MDR)報告が述べるように、「本政権にとって、米中関係における戦略的安定性を維持することは、他の主要国との戦略的安定性を維持することと同等に重要である」。

将来における核削減

大統領は、核兵器のさらなる削減の検討に向けて、新START後の軍備管理目標に関する見直しを命じた。新STARTのレベルを超えて米国が将来的な核戦力の削減を行う上では、いくつかの要素がその規模や速度に影響を与える。

第1に、いかなる将来的な核削減も、地域の潜在的な敵への抑止、ロシアや中国との戦略的安定性、米国の同盟国及びパートナーへの安心の提供を強化し続けるものでなければならない。これには、抑止に求められる能力に関する最新の評価、米国ならびに同盟国、パートナーにおける非核能力のさらなる強化、戦略及び非戦略兵器の焦点を絞った削減、そして同盟国及びパートナーとの緊密な協議が必要である。米国は、いかなる潜在的な敵

対者が計算したとしても、米国、あるいは同盟国及びパートナーに対する攻撃から期待される利益より、米国からの報復による耐え難いコストの方がはるかに勝るとの結論に達せしめるような能力を引き続き確保する。

第2に、備蓄核兵器維持プログラムの遂行ならびにNPRの勧告する核兵器インフラへの投資は、技術的あるいは地政学的突発事態に備えるために大量の非配備弾頭を維持するという米政策の転換をもたらし、備蓄核兵器の大幅な削減を可能にする。これらの投資は新START及びその後において、抑止を維持しつつ核兵器削減を促進する上で不可欠なものである。

第3に、ロシアの核戦力は、米国が自国の核戦力削減の幅及び速度を決定する上で引き続き重要な要素である。両国関係の改善を背景に、2国間における厳密な数字上の均衡の必要性は冷戦時代のように絶対的なものではない。しかし、核能力における大きな不均衡は、双方にとって、また、合衆国の同盟国及びパートナーとの間において懸念を生じさせるものであり、安定的かつ長期的な戦略関係の維持に貢献するものとはならないであろう。したがって、我々は合衆国がより低いレベルに移行する際には、ロシアも我々に同調することを重要視するであろう。

NPRの主要な勧告には以下が含まれる:

- 新STARTが予定しているレベル以下に将来的な核削減目標を定めるための、継続的な分析を実施するべきである。同時に、地域における潜在的な敵に対する抑止、ロシアと中国に対する戦略的安定性、我々の同盟国及びパートナーへの保証を強化してゆくべきである。
- ロシアとの間で新START後の交渉を行う際には、双方の側の非配備核兵器とならんで非戦略核兵器の問題を取り上げるべきである。
- 米核戦力の削減は、我々の同盟国及びパートナーへの安全の安全の保証における信頼性と有効性を維持する形で実施するべきである。米国は、新START後の交渉に向けたアプローチを確立するにあたって、同盟国及びパートナーと協議してゆくべきである。

地域的抑止を強化し、同盟国・パートナーに安全を再確認する

合衆国は、2国間及び地域的な安全保障関係を強化してゆくとともに、これらの関係を21世紀型の挑戦に適合させるべく同盟国及びパートナーと協力しあうことを全面的に公約する。このような安全保障関係は潜在的脅威を抑止する上で不可欠であり、また、それら脅威に隣接する諸国に対して、核兵器を求めることが自国の軍事的あるいは政治的利益を損なうものにしかならないこと知らしめ、また、合衆国の非核の同盟国及びパートナーに対しては自らが核抑止能力を持たずとも安全保障上の利益を確保できるとの保証を提供することによって、我々の不拡散上の目標にも寄与する。

米国の核兵器は、核兵器を保有し、あるいは保有を追求している地域国家による核攻撃あるいは核を背景とした脅しに対する拡大抑止を同盟国及びパートナーに提供する上で重要な役割を担ってきた。信頼性のある合衆国の「核の傘」は、「三本柱」の戦略軍、重要地

域に前方配備された非戦略核兵器、そして地域的紛争に応じて即時に前方配備可能な米国内の核兵器といった手段の組み合わせによって提供されてきた。

欧州においては、冷戦終結後、前方配備された米国の核兵器は劇的に削減された。しかし少数の核兵器が引き続き残されている。NATO加盟国に対する核攻撃の危険性はかつてなく低下した。しかし、合衆国の核兵器の存在は、NATOの非核加盟国が核計画に参加し、核兵器運搬能力を持つ特殊仕様の航空機を保有するというNATO特有の核分担(ニュークリア・シェアリング)取極めとの組み合わされることによって同盟国間の結束を強化するとともに、地域的脅威を感じている同盟国及びパートナーに対し安心を提供するものとなっている。NATO加盟国を防衛する上での核兵器の役割は、NATOの「戦略概念」見直しとの関係で本年議論されることになる。NATOの核態勢におけるいかなる変更も、加盟国間での徹底した再検討と決定を経てなされるべきである。

アジア及び中東——これらの地域にはNATOに類似した多国間の同盟構造は存在しない——については米国は二国間同盟及び安全保障関係を通じて、また、前方配備の軍事的プレセンスと安全の保証を通じて拡大抑止を維持してきた。冷戦が終焉を迎えたとき、米国は、海軍の洋上艦や一般目的用の潜水艦からの核兵器撤去を含め、太平洋地域に前方配備された核兵器を撤退させた。以来、合衆国は、危機への対処は中央の戦略戦力及び東アジアへの核システムの再配備能力に依存してきた。

核兵器は同盟国及びパートナーに対する合衆国による安全の保証の重要な構成要素であることが示されてきた一方で、米国は、通常戦力のプレセンス及び効果的な戦域弾道ミサイル防衛を含む、地域的な安全保障構造(アーキテクチャー)の強化をめざし、非核要素への依存を高めてきた。核兵器の役割が米国の国家安全保障戦略の中で縮小されるにしたがい、これら非核要素は抑止の分担においていっそう大きな位置を占めるようになろう。さらに、効果的な地域的抑止にとっては、非核戦力による抑止にとどまらず、非軍事的抑止、すなわち米国とその同盟国、パートナーとの間での強固で信頼性のある政治的関係の構築が欠くべからざる要素である。

非戦略核兵器

冷戦終結後、米国は非戦略(または「戦術」)核兵器を劇的に削減してきた。今日では、世界中の同盟国及びパートナーに対する拡大抑止の一環として、限定された数の核兵器が欧州に前方配備されているのと、海外配備が可能な少数の核兵器が米国内で保管されているのみである。ロシアははるかに多くの非戦略核戦力を維持しており、そのうち相当数はいくつかのNATO加盟国の領土近くに配備されている。

NPRは、米国のとるべき行動について以下のとおり結論づけた:

- 戦術戦闘爆撃機ならびに重爆撃機に搭載された前方配備の米核兵器の能力を維持するとともに、安全、保安、使用管理の改善などを伴ったB－61核弾頭の全面的寿命延長を進める。
- 海洋発射核巡航ミサイル(TLAM－N)を退役させる。
- 米国の前方軍事プレセンスを補完し、地域的抑止を強化する長距離攻撃能力の維持と開発を継続する。
- 米国の拡大抑止の信頼性及び有効性を確保する方策について、同盟国及びパートナーとの協議を継続し、適当な場合には拡大する。米国の拡大抑止におけるいかなる変更も同盟国及びパートナーとの緊密な協議なしには行われない。

安全、安心、かつ効果的な保有核兵器を維持する

合衆国は安全、安心、かつ効果的な保有核兵器を維持することを誓約する。1992年に核実験を中止して以降、我々は、弾頭をほぼ当初の設計仕様になるよう改修することによって弾頭の寿命を延長する備蓄兵器維持プログラムを通じて、核弾頭を維持し安全性と信頼性を認証してきた。30年後を見通して、NPRは、議会が命じた備蓄兵器管理プログラムならびに合衆国の不拡散目的に合致した形で既存の核弾頭の寿命を延長させるための最善の方策を検討し、次のような結論に達した:

- 合衆国は核実験を実施せず、包括的核実験禁止条約の批准と発効を遂行する。
- 米国は新型核弾頭を開発しない。寿命延長計画(LEP)は、これまでに実験された設計に基づく核部品のみを使用し、新たな軍事的任務を支援したり新たな能力を準備したりしない。
- 合衆国は、核弾頭の安全性、保安、信頼性を個別事例ごとに、議会が命じた備蓄管理プログラムに合致した形で確保するための選択肢について研究する。LEPにおいては全ての範囲のアプローチを考慮する。すなわち、既存の弾頭の改修、別の弾頭の核部品の再利用、及び核部品の交換、である。
- 核弾頭のLEPを工学的開発へと進行させるいかなる決定においても、合衆国が最優先で選択するのは改修あるいは再利用である。核部品の交換は備蓄兵器管理プログラムの重要目標がその他の手段では達成できない場合においてのみ、そして大統領による具体的な認可ならびに議会の承認が得られた場合にのみ実施される。

これらの結論に沿って、NPRは次の通り勧告する:

- 現在進行中の潜水艦発射弾頭W－76のLEP、ならびにB－61爆弾のLEPに関する研究及びそれに続く活動には満額の資金が提供されるべきである。
- ICBM用弾頭W－78のLEPに関する選択肢についての研究を開始するべきである。研究には、当該LEPの結果作られた弾頭をSLBMで使用することによって、弾頭の種類を減らす可能性の検討も含まれる。

安全、安心で、かつ効果的でありつづけるために、合衆国の備蓄核兵器は、国家安全保障に関する諸研究所と支援施設の複合体で構成される近代的な物的インフラや、核抑止維持に求められる専門的能力を持つ優秀な労働力に支えられなければならない。

人的資源もまた懸案である。国家安全保障に関する諸研究所では、次世代の、最も将来有望な科学者やエンジニアを引きつけ、確保することがますます困難になっている。備蓄兵器管理に関する明確な長期計画や、拡散及び核テロリズムの防止に関する政権の誓約は、挑戦的で有意義な研究開発活動に従事する機会を与えることによって、明日を担う科学者やエンジニアの獲得と確保を強化することに繋がる。

NPRは以下の結論に達した:

- 備蓄兵器維持にとって極めて重要であり、不拡散をめざす上での見識を提供する、科学、技術及び工学の基盤を強化する必要がある。
- 核兵器複合施設及び要員に対する投資の増額は、我々の保有核兵器の長期的な安全、保安と有効性を確保するために必須である。新たな施設は、国家核安全保障管理局が開発中の備蓄核兵器の維持及び管理計画の要求を支援できるよう規模を定めることになる。
- 建設後50年を経過した施設を更新するロスアラモス国立研究所における化学冶金研究施設更新計画およびテネシー州オークリッジのY-12プラントにおける新たなウラニウム処理施設の拡充のための資金の増額が必要である。

未来を見据える:核兵器のない世界に向けて

2010「核態勢の見直し」の勧告を遂行することにより、合衆国、同盟国、及びパートナーの安全保障は強化され、大統領の示した核兵器のない世界というビジョンに向けた大きな一歩がもたらされるであろう。

国際的な不安定や安全の欠如を拡大させるというリスクを犯すことなく、究極的に米国や他の国々による核兵器放棄を可能にするためには、極めて多くの条件が必要である。それらの条件の中には、核兵器拡散の阻止における成功、主たる関係国の計画や能力に関する透明性の飛躍的な向上、軍縮義務違反の探知を可能とする検証手段及び技術、それら違反を抑止するに十分な強さと信頼性を備えた執行手段、そして究極的には対立する国家を核兵器の取得や維持へと導くような地域的紛争の解決が含まれる。これらの条件が現在において存在しないのは明らかである。

しかし我々は、これらの条件を創出するために積極的に行動することができるし、しなければならない。我々は2010年NPRに示された実際的措置を実行することができる。これら実際的措置は世界におけるあらゆる核兵器の廃絶という究極的目標へと我々を導くのみならず、それ自身によって、グローバルな核不拡散レジームを再活性化させ、テロ集団による核兵器ならびに核物質取得に対してより高い防壁を築き、米国と国際の安全保障を強化する。

www.defense.gov/npr/

資料2-3　米ロ新START条約 前文

前文(全訳)

2010年4月8日、プラハにて署名

アメリカ合衆国及びロシア連邦(以下「当事国」という)は、

世界的な挑戦と脅威が、両国間の戦略的関係全般にわたる相互作用における新しい取り組みを求めていることを確信し、

よって相互の信頼、公開性及び予測可能性に基づく新しい戦略的関係を築くために努力し、

各々の核態勢を新しい関係に合致させることを願い、並びに核兵器の役割及び重要性をさらに縮小することを希求し、

1968年7月1日の核不拡散条約第6条の下における義務の完遂と、人類に対する核兵器の脅威の除去という歴史的目標の達成を誓約し、

核不拡散のために現在進められている世界的努力に対する強い支持を表明し、

保有核兵器の安全性及び保安を維持しつつ、核戦力の制限と削減のための段階的プロセスの継続を確かなものとし、同プロセスを新しく加速することを追求し、

安全保障の不可分性の原則に従い、戦略攻撃兵器の削減及び制限、並びに本条約が定めるその他の諸義務が両当事国の予測可能性、安定性、したがって安全保障を促進することを確信し、

戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器は相互に関連していること、及び戦略核兵器の削減に伴いこの相互関係の重要性が増大すること、並びに現在の戦略防衛兵器が両当事国の戦略攻撃兵器の適合性及び有効性を損なうものではないことを認識し、

通常能力ICBM及びSLBMが戦略的安定性に及ぼす影響に留意し、

21世紀という節目において、大幅かつ検証可能な保有核兵器の削減が、世界の状況に対して及ぼす積極的な影響を考慮し、

本条約の下において、現実に適合し、簡素化され、1991年7月1日の戦略攻撃兵器の削減及び制限に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦の間の条約(以下「START条約」という)に比してより低コストな遵守検証メカニズムを創出することを願い、

START条約が、ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、ロシア連邦、ウクライナ及びアメリカ合衆国によって履行されるとともに同条約が目指した削減水準が達成されたことを認識し、

1968年7月1日の核不拡散条約の下での非核兵器国としての、ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国及びウクライナによる核軍縮及び国際の平和の強化への貢献に深く感謝し、

2002年5月24日の戦略的攻撃能力の削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約の履行を歓迎し、

以下のとおり合意する。

www.state.gov/documents/organization/140035.pdf

資料2−4　中東会議に関するファシリテーター報告

中東会議ファシリテーター報告書(抜粋訳)

2012年5月8日、ウィーン

ヤッコ・ラーヤバ(フィンランド国務次官)

ファシリテーターの任命及び2012年会議の召集

1〜3(略)

4. ファシリテーターの任務とは、この問題に関して地域国家との協議を実施し、2012年会議の召集に向けた準備を行うことによって1995年決議の履行を支援することにある。また、ファシリテーターは、2012年会議の参加国で合意されるフォローアップ措置の履行においても支援を提供する。ファシリテーターは2015年再検討会議ならびにその準備委員会において報告を行うものとする。

5、6(略)

ファシリテーターによる協議

7. ファシリテーターは、地域の全国家、会議の召集者、核兵器国、関連する国際機関、市民社会、その他の関心ある人々を含むあらゆる関係者とともに、地域国家の首都をはじめ、ニューヨーク、ジュネーブ、ハーグ、ウィーン、ヘルシンキなどで100回を超える協議を行ってきた。これらの協議の焦点は地域国家であった。

8〜10(略)

11. 協議は、核、化学、生物兵器ならびにそれらの運搬手段のない地帯の設立に関する実質問題を幅広くカバーしてきた。話題は、とりわけ、地帯の範囲や限界、検証や遵守の問題、平和利用、安全及び保安、信頼醸成措置や関連する条約の枠組みなどに関する問題に及んだ。議論のなかでは、地域の安全保障環境全般や中東の近年の動向も話題に上った。

12(略)

13. 特筆すべきは、地域の全国家が地帯設立という目標を共有していることである。しかし一方で、この目標を達成するための方法や時間枠の問題をめぐり、各国の見解には相違が存在する。プロセスそのものの性質に関して、どこを強調するかが異なっている。いくつかの国は、地域の参加国による交渉や具体的措置を通して計画的な地帯設立を目指したいと考えている。また、より広範な問題に関する期限を限定しない自由な対話の必要性や、先に政治的環境を整える必要性を強調したいと考える国もあった。

14、15(略)

16. 地域の全国家の参加が、会議成功の前提条件であるとの認識が広くもたれている。多くの国がファシリテーターに会議参加の意向を告げているものの、いくつかの国家は現段階では態度を保留している。参加を拒否した地域国家は存在しない。

2012年会議に向けた準備

17(略)

18. 開催時期及び場所について、受入国であるフィンランドは、2012年のいずれの時期であってもヘルシンキにおいて開催する用意ができていると発表した。12月の可能性が協議中にしばしば言及されているので、それに従ってロジ計画が進行中である。

19. 重要な進展がみられた反面、会議の議題、様式、運営規則の確定のためにはさらに協議を強化する必要がある。すべての関係者の参加を確保すべく、議題については全員の支持を得られるものでなければならないことが協議の中で強調されてきた。会議は、本会議に加え、もし地域国家が望むならば、合意される議題に沿ったいくつかの小委員会あるいは作業グループで構成されることが提案されている。

20. 2010年NPT再検討会議の最終文書においては、1995年決議の履行を支援するための追加的措置に関する合意がなされている。その中には、IAEA、化学兵器禁止機構(OPCW)及びその他の関連国際機関に対し、過去の業務や得られた経験に基づき、核・大量破壊兵器ならびにその運搬手段のない地帯の様式に関して、2012年会議に向けた背景文書を準備するよう要請することが含まれる。ファシリテーターは、IAEA、OPCW、生物兵器条約履行支援ユニット、包括的核実験禁止条約機構準備委員会に当該文書の作成を要請した。文書は2012年9月末を期限としている。

21. 2010年NPT再検討会議の最終文書は、1995年決議の履行に貢献する上で市民社会の担う重要な役割を認識し、これに関するすべての努力を奨励した。(後略)

22. 実際的措置の一環として、2010年NPT再検討会議はまた、1995年決議の履行を支援するための他の全ての検討を支持した。その中には欧州連合(EU)が後継セミナーを主催するという申し出があった。そのセミナーは、国家及び市民社会の広範な参加を得て2008年6月に、継いで2011年7月に実施したものである。これに関しEUが提示するさまざまな可能性が検討されている。

23、24(略)

次なるステップ

25. 今回の第一回報告に続いて、ファシリテーターは地域国家との協議を継続してゆく所存であり、会議の運営面ならびに実質的な内容面での諸事項、会議の議題、様式、成果、後続措置などについて、彼らからより具体的な提案が得られることを期待する。これに向けた重要な準備作業がすでに各国政府において進められている。地域の全国家による会議参加を確保し、会議成功の見通しを最大限にするためには、これらの問題についての前進及び見解の収斂が得られなければならない

26〜28(略)

(訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA))

www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/NPT2015/PrepCom2012/

資料2－5　核兵器の人道的側面に関する16か国共同声明

核軍縮の人道的側面に関する共同声明(全訳)

2012年5月2日、一般討論演説

オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、バチカン、エジプト、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、南アフリカ、スイス

議長、
私は、オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、バチカン、エジプト、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、南アフリカおよびスイスを代表し、発言しています。我々は、2010年の核不拡散条約(NPT)再検討会議が、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念」を表明し、また、「すべての国家がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性」を再確認したことを歓迎いたします。

議長、
核兵器の人道的側面に関し、深刻な懸念が繰り返し表明されてきました。広島と長崎において、それらの使用の恐るべき結果が明らかになった時に、国際赤十字委員会(ICRC)は、それらの「殲滅的な」兵器の廃絶を求めるという立場を明らかにしました。
1945年の核兵器の使用の純然たる恐怖は、後にNPTの前文において、「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要であることを考慮し」と言及されることで反映されています。

もしこのような兵器が、意図的にであれ、偶発的にであれ、再び使用されることがあれば、甚大な人道的結果をもたらすことは避けられません。直接の犠牲者に加え、核爆発の恐ろしい影響から辛うじて生き延びた人々も、計り知れない苦しみを耐え忍ぶことになるでしょう。ICRCがすでに結論付けているように、国際的な緊急援助を提供する機関は、その責務を果たすことは不可能でしょう。たった一発の核兵器の放出する放射能であろうとも、極めて広い地域の人口、農業および天然資源に影響を及ぼし、また将来の世代にわたって脅威となることを、いくつかの研究はすでに示しています。さらにいくつかの研究は、「核兵器による限定された交戦」－それ自体言葉の矛盾です－であっても、10億人を超える人々に影響を与える世界的な飢饉を引き起こしかねない、環境と食糧生産に対する深刻かつ長期間にわたる影響を伴う地球規模の気候変動をもたらすと結論付けています。
議長、
核兵器は、人類の生存に対して脅威となる破壊的な能力を有しており、それらが存在し続ける限り、人類に対する脅威も存続します。これは、これらの兵器に付随すると目されている政治的な価値や威信とも相まって、拡散と国際的な義務に対する不遵守を促進するさらなる要因です。さらに、冷戦の終結後においてすら、核による絶滅の脅威が、21世紀における国際的な安全保障の状況の一部であり続けていることは、深刻な懸念です。

伝統的な安全保障上の問題に対処するうえでの、このような大量破壊の手段の有用性に対し、多くの国々ならびに市民社会の専門家により疑問が呈されてきています。さらに、核兵器は、貧困、保健、気候変動、テロリズムあるいは国際犯罪のような現在の問題に対処するうえで、役に立ちません。少なくとも、社会福祉、保健衛生、また教育のために利用できる資金が減少している時に、毎年核兵器の備蓄を維持し、近代化し、また拡大するために巨額の財源を使うことは、疑問に思えます。選択肢は明らかです。

議長、
人道上の深刻な懸念に加え、核兵器の使用は、重要な法的な問題をも提起します。核兵器は、その破壊的な能力のために、また、その制御不能な時間的、空間的な影響のために、独特のものです。国際人道法のすべての規則は、核兵器に対して完全に適用が可能です。とりわけ、それらの規則には、目標区別、均衡性および予防措置、ならびに過度の障害または無用の苦痛の禁止、また、広範な、長期の、重大な環境への損害の禁止が含まれます。最近、国際赤十字および赤新月運動代表者会議は、あらゆる核兵器の使用に起因する計り知れない人間の苦痛を強調するだけでなく、いかなる核兵器の使用であっても、国際人道法の規則といかに両立しうるかを思い描くことは困難であることを強調する決議を採択しました。

議長、
もっとも重要なことは、このような兵器が、いかなる状況の下においても二度と使用されないことです。これを保証する唯一の方法は、ＮＰＴ第6条の完全な履行を通じたものを含め、効果的な国際管理の下での、全面的、不可逆かつ検証可能な核兵器の廃絶であります。すべての国家は、核兵器を非合法化し、核兵器のない世界を実現するための努力を強めなければなりません。市民社会は、核兵器の著しい人道的結果および国際人道法の関与の必要性についての意識を高めるうえで、重要な役割を果たします。

2010年のNPTの行動計画およびそれ以前のNPTの成果の完全な実施は、この点についての重要なステップであります。この再検討の過程にとって、核兵器の人道的な影響が十分に取り上げられることが極めて重要です。我々はすべての加盟国、とりわけ核兵器国に対し、国際法および国際人道法の遵守に対する誓約に関し、よりいっそうの注意を払うことを求めます。これもまた、2015年の再検討会議の成果に適切に反映されるべきであります。御清聴感謝します。

(訳：長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA))

www.un.org/disarmament/WMD/Nuclear/NPT2015/PrepCom2012/statements/20120502/SwitzerlandOnBehalfOf.pdf

資料2－6　オーストリアなどの国連総会決議案

国連総会決議案：多国間軍縮交渉の前進(全訳)

提案国：オーストリア、メキシコ、ノルウェー
A/C.1/66/L.21/Rev.1
2011年10月13日提案、10月25日修正

総会は、

核兵器のいかなる使用もがもたらす、壊滅的な人道上の結果を深く憂慮し、

軍縮交渉の成功は世界の人民全ての死活的な利益であり、全ての国家には軍縮交渉に参加する権利があるとした第1回軍縮特別総会の宣言を想起し、

また、とりわけ世界的な経済・社会開発及び国際の平和と安定に対する脅威を管理する責任は、全ての国家によって分かち合われ、多国間的に実行されねばならず、世界における最も普遍的で最も多くの国家を代表する国際連合が中心的役割を果たさねばならないとした、国際連合ミレニアム宣言を想起し、

多国間主義が、普遍的規範及びそれらの適用範囲を拡大するとの展望をもった、軍縮及び不拡散分野における交渉の中核的かつ基本的原則であることを再確認し、

世界の安全保障の強化並びに国際の安定の促進における軍縮の重要性を認識し、

また、宇宙における軍備競争の防止が、国際の平和と安定に対する重大な危険を回避するものであることを認識し、

軍備管理及び軍縮のための国際文書に関する交渉を成功に導いてきた軍縮会議のこれまでの貢献を想起し、

第1回軍縮特別総会で表明されたように、多国間交渉のための単一の協議体が引き続き必要であることに留意し、

軍縮会議の停滞の継続を憂慮し、

軍縮会議における作業計画に関する合意を促進するために払われてきた全ての過去の努力を考慮に入れるとともに、この文脈において、軍縮会議における最新の合意を想起し、

軍縮及び不拡散の問題への政治的関心の拡大、並びに多国間軍縮の促進と核兵器のない世界への前進を奨励する国際的気運の高まりを認識し、

安全保障理事会の5つの常任理事国を含む加盟国による、多国間軍縮交渉の進展を確保するための継続的努力と並んで、多国間軍縮機関の再活性化に関する事務総長の強力な支持、さらには2010年の核不拡散条約再検討会議の行動計画を想起し、

また、2010年9月24日にニューヨークで開催された、軍縮会議の作業の再活性化と多国間軍縮協議の前進に関するハイレベル会合、及び総会決議65/93「2010年9月24日に開催された軍縮会議ハイレベル会合のフォローアップ：軍縮会議の作業の再活性化と、多国間軍縮交渉の前進」を想起し、

軍縮及び不拡散という課題を高い優先順位に置いた実質的前進の重要性を強調し、

多国間軍縮、不拡散及び軍備管理プロセスにおいて市民社会がなしうる貢献の重要性を認識し、

とりわけ軍縮に関する審議と勧告を行うという国連総会の任務並びに権限に関する、国際連合憲章第11条に留意し、

1. すべての軍縮会議加盟国に対して、2011年会期と2012年会期に挟まれた期間に、作業計画の採択と履行に関する未解決の相違点を克服するよう求めるとともに、軍縮会議に対して、2012年会期中に作業計画を採択、履行し、諸交渉の即時開始を可能とするよう求める。
2. 第1節に規定されたとおりに作業計画の決定がなされず、当該作業計画が履行されない場合には、多国間軍縮交渉を前進させるための代替策を第67回総会において審議することを決議する。代替策には以下が含まれる：
   (a) 核軍縮の優先問題に関する期限を設けない作業部会を設立する。優先問題にはとりわけ以下が包含される：核軍縮及び核兵器のない世界の実現、核兵器の使用もしくは使用の威嚇から非核兵器国の安全を保証するための効果的な国際取極め、核兵器もしくは他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく多国的で、国際的かつ効果的に検証可能な条約の交渉。併せて、宇宙における軍備競争の防止に関する期限を設けない作業部会を設立する。
   (b) 上記の期限を設けない作業部会の活動は、ジュネーブにおいて行われ、過去、現在及び将来に関するすべての関係ある見解や提案を勘案する。そして、勧告を作成し第68回総会に統合的報告書を提出することを目指す。第68回総会は、上記のいずれであれ、適切とみなされた課題に関する法的拘束力を持つ条約交渉の可能性を排除することなく、また軍縮会議における作業計画の採択と履行の状況を考慮に入れて、同作業部会の進捗を評価するとともに、それらへの委任事項の拡張に関する決定を行う。
3. 第67回総会の暫定議題に「多国間軍縮交渉の前進」を含める。

http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/N11/562/91/PDF/N1156291.pdf?OpenElement

資料2－7　国際赤十字・赤新月運動の核廃絶決議

国際赤十字・赤新月運動代表者会議 決議1「核兵器廃絶へ向かって進む」(全訳)

2011年11月26日、スイス・ジュネーブ

代表者会議は、

核兵器の破壊力が筆舌に尽くしがたい被害を及ぼし、時間的、空間的な効果が制御困難であり、その脅威が環境や将来の世代に及び、危険性が拡大してゆくことを深く憂慮し、

また、数万もの核弾頭の保有継続、それらの拡散及びそれらが再び使用される危険性が絶えず存在することを憂慮し、

核兵器のいかなる使用も、世界の広い範囲に対して、人道支援活動や食糧生産に深刻な影響を及ぼすことを懸念し、

核兵器の存在が、人類が戦時においてどこまでの苦痛を受忍し許容するのかという、深刻な問いを投げかけていることを確信し、

核軍縮のための新たな外交努力、とりわけ2009年の核不拡散・核軍縮に関する国連安保理サミット、2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議、並びに米ロ新戦略兵器削減条約(新START)における各国の誓約を歓迎し、

また、核不拡散及び核軍縮分野における具体的行動を通じて、核兵器のない世界へ向けた環境を醸成するため、上記諸会合においてなされた各国首脳による誓約を歓迎し、

1996年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見が、国際人道法の原則及び規則が核兵器に適用されることを確認し、核兵器の威嚇または使用は国際人道法の原則及び規則に一般に違反するであろうと結論付けたことを想起し、

被爆者の証言、広島・長崎で被爆者の救援にあたった日本赤十字社やICRCの経験、そして日本赤十字原爆病院で今もなお行われている治療から得られている知見を銘記し、

1948年、1952年、1957年、1965年、1969年、1977年、1981年の赤十字・赤新月国際会議及び2009年赤十字代表者会議における大量破壊兵器一般とりわけ核兵器禁止に関する決議、2010年4月にジュネーブで各国外交官に向けて行われたICRC総裁による核兵器に関する演説、並びに2010年11月に広島でノーベル賞受賞者に向けて行われた国際赤十字・赤新月社連盟会長による演説に留意し、

赤十字・赤新月運動は、核兵器のない世界へ向けた環境醸成のための努力において、歴史的かつ重要な役割を担うことを確信し、

1. いかなる核兵器の使用による結果も、計り知れない被害をもたらすことが予想されること、それに対する十分な人道援助能力が不在であること、そして核兵器使用を防止することが喫緊の課題であることを強調する。
2. 核兵器のいかなる使用も、国際人道法の、とりわけ区別性、予防措置及び均衡性の原則に合致するとみなすことは不可能であると判断する。
3. すべての国家に以下を要請する：
   －核兵器は、使用の合法性に対する見解に関わらず、二度と使われてはならないことを再確認すること。
   －現存する誓約と国際的義務に基づき、法的拘束力を持つ国際条約によって、核兵器の使用禁止と完全廃棄を目指す、誠実かつ緊急で断固たる交渉を追求し、合意すること。
4. すべての本運動構成団体に対し、人道外交の枠組みを活用して以下に取り組むことを求める：
   －核兵器の使用による破滅的な人道的結果及びそれにより生じる国際人道法上の問題、並びに核兵器の使用禁止と完全廃棄に向けた具体的行動の必要性に関して、一般大衆、科学者、医療従事者、政策決定者の意識を啓発する活動を、可能な限り行うこと。
   －政府及びその他の関係者との間で、人道法や国際人道法に関する絶え間ない対話を可能な限り行い、本決議で示された赤十字・赤新月運動の見解を広めること。

共同提出社：
赤十字国際委員会(ICRC)
オーストラリア赤十字社
オーストリア赤十字社
アゼルバイジャン赤十字社
ベルギー赤十字社
ブルガリア赤十字社
カナダ赤十字社
クック諸島赤十字社
チェコ赤十字社
デンマーク赤十字社
フィジー赤十字社
イラン赤新月社
日本赤十字社
ヨルダン赤十字社
キリバス赤十字社
レバノン赤十字社
マレーシア赤新月社
ミクロネシア赤十字社
モザンビーク赤十字社
オランダ赤十字社
ニュージーランド赤十字社
ノルウェー赤十字社
パラオ赤十字社
パプアニューギニア赤十字社
フィリピン赤十字社
サモア赤十字社
スウェーデン赤十字社
スイス赤十字社
トンガ赤十字社
トリニダード・トバゴ赤十字社
バヌアツ赤十字社

www.icrc.org/eng/resources/documents/resolution/council-delegates-resolution-1-2011.htm

資料2－8　APLN(アジア太平洋リーダーシップ・ネットワーク)設立声明

核不拡散・核軍縮アジア太平洋リーダーシップ・ネットワーク設立声明(抜粋訳)

2011年12月12日

1. 新ネットワークの必要性―我々は、核兵器がすべての国家と人々の生存に対する実在的脅威であることを確信しつつ、核兵器のない世界を支持するために結集した。南アジアから東アジア、そしてオーストラリアに至るアジア太平洋地域において、かつて高い指導的立場もしくは諮問的立場にあった者たちの集団として、我々はこの地域の内外において、核兵器を効果的に封じ込め、削減し、廃棄して、これら目的に資するような安全保障環境を創出するために努力する。

2～5　(略)

6. 新しい政策的気運の必要性―我々は、核兵器の脅威の無い世界を達成するための努力は、死活的な段階にあり、世界的にも地域的にも再活性化が強く求められていると信じる。最近まで事態は楽観できる状況にあった。冷戦時代の高名な政治家の多くが、現在の世界における核兵器の役割と有用性に疑義を呈し、多くの研究機関や有名人から構成される国際的委員会は核問題に焦点をあてた分析や提言を発し、さらに市民社会の運動も再興していた。また、オバマ米大統領はプラハ演説において、「核兵器のない世界」を実現するとの画期的な誓約を行った。その後にも重要な進展が続いた。すなわち、米国とロシアが配備戦略核を削減することに合意し、2010年NPT再検討会議はそれなりの成果を生んだ。またワシントンでは核保安サミットが開かれ、次の会議が2012年にソウルで開かれる。

7. しかしこれらの肯定的動きは、行き詰まりの危機に直面している。包括的核実験禁止条約の発効においてはわずかな進捗しか見られず、兵器用核分裂性物質のさらなる生産を

禁止する条約の交渉を開始し、将来の民生用原子力部門における核拡散リスクに対処し、NPT体制を抜本的に強化しようとする動きのすべては、ほとんど前進が見られていない。米ロ二国間のさらなる軍備削減交渉は停滞しており、NPTの中であれ外であれ、現存する核兵器保有国の間には究極的に核兵器の無い世界につながるような多国間交渉を真剣に開始しようという意志は見られない。

8. 我々は、核兵器世界が抱えるリスクに対処し、核兵器のない世界のビジョンを前進させるとするならば、政策決定者たちは次の5つの固有の、しかし相互に連関した政策を公約すべきであると信じる:

— **軍縮における行動**：2国間及び多国間プロセスを通して国家の軍備における核兵器の役割と重要性を劇的に減少させること。ここには、先行不使用の誓約、強固な消極的安全保証、拡大抑止を核の脅威の緊急事態に対する抑止手段に限定することの明確化が含まれる；核兵器の数を最小化すること；核兵器の配備上限数と警戒態勢を最小化すること；核兵器の全面的廃棄を達成すること。

— **不拡散における行動**：NPT 保障措置体制を強化すること；追加議定書を普遍化し実効性をもって履行すること；拡散抵抗性の高い技術の開発を含め、すべての原子力エネルギー民生利用の拡大における拡散の可能性を最小化すること；北朝鮮とイランによってもたらされている最近の拡散リスクに対応するため、国連安全保障理事会の行動を通じて効果的な国際的措置をとること。

— **不拡散と軍縮双方のための重要な礎石を築くこと**：包括的核実験禁止条約を発効させること；既存の備蓄に対処する実効性ある核分裂性物質カットオフ条約を交渉すること；核保安措置を世界的に強化すること；とりわけ北東アジア及び中東を含む緊張を抱えた地域における新たな非核兵器地帯の形成を奨励すること；パン・ギムン国連事務総長が5項目計画で提案したとおり、核兵器禁止条約の諸要素を将来の多国間交渉の基礎として検討、発展させること。

— **軍縮を阻害している地域的緊張と核兵器以外の要素に対処すること**：核兵器の非合法化、最小限化、そして廃絶の追求は、南アジア、朝鮮半島、中東のような核対決の潜在する地域における関係の強化、安定維持のための体制や対話及びプロセスを強化する確固たる努力がなければ達成できない。

— **核の脅威に関して大衆を教育し情報を提供すること**：一般大衆に対する持続的な教育と情報提供活動、とりわけ若い世代に対して核兵器及び関連技術がもたらす火急の危機について伝えてゆく活動、及び保有核兵器を維持するために、少なくとも年間1000億ドルが浪費されており、それらは発展途上国において他の目的に使うことが可能であることを人々に知らせること。

9. APLNの作業計画と優先課題—我々の当面の作業計画は、我々の地域のみならずより広い国際的文脈においてとりわけて重要な3つの分野に焦点を与えるものとなるであろう。

— **抑止**：核抑止に対する信頼は、依然として、アジア太平洋地域のみならず多くの国によって共有されていることから、軍備における核兵器への依存を低減し究極的に廃絶するためには説得力のある議論が必要である。APLNは、現在の世界的環境において、核抑止力が一体どのような文脈で信頼しうるものなのか、拡大抑止の適切な範

囲と制限、南アジアと北東アジアにおいて、認知された抑止の役割とはどのようなものなのかといった問題に取り組み、北東アジアにおける北朝鮮も含む非核兵器地帯の展望と実現可能性を探求する。

— **透明性その他の核軍縮の条件**：ドクトリンのみならず、備蓄核兵器の質及び量並びにそれらの一般的配備状況を含む能力をも対象とするきわだった透明性は、核軍縮の確固たる前進にとって必須の前提条件である。透明性は、相互の信用、信頼及び尊敬に基礎を置くものでなければならないが、アジア太平洋地域においてはしばしばそれらが欠如している。APLNはこれらの必要に応える道を探求する。

— **核燃料サイクル**：原子力エネルギーの民生利用が今後拡大すると見込まれるアジア太平洋地域にとって、濃縮及び再処理、全過程に対する燃料供給保証、使用済み燃料の管理、そして保安と安全を包含する原子力計画に対する、国際協調的アプローチの開発は重要課題である。APLNは、地域協力と高度な不拡散、保安、安全基準を目指すアジア原子力共同体構想の展望を探求する。

10～12 （略）

www.icrc.org/eng/resources/documents/resolution/council-delegates-resolution-1-2011.htm

資料2－9　NPDI(不拡散・軍縮イニシャチブ)ベルリン声明

外相による核軍縮・不拡散に関するベルリン声明(全訳)

2011年4月30日、ベルリン

1. 我々、オーストラリア、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の外相は、2010年9月22日のニューヨークにおける第1回会合で採択された共同声明に示された、核軍縮の実現及び国際的不拡散レジームの強化に向けて取り組むという共同の意志を再確認する。核兵器使用の可能性によって人類がさらされている危険並びに増大する拡散リスクに対処し、核兵器を削減し、核セキュリティを強化し、また、原子力安全を強化する必要性を認識しつつ、我々は、核リスクを低減し、核兵器のない世界への途上において明白な進展を達成することが喫緊の課題であると認識する。

2. 我々は、核軍縮を実現するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散レジームの礎石であり、かつ、原子力の平和的利用の発展の基盤である核不拡散条約(NPT)に自らの取り組みの基礎を置く。2010NPT再検討会議におけるコンセンサスによる成果は、NPTの3本柱を包含する行動計画とともに、中東非核・非大量破壊兵器地帯を目指すという、実践的な課題を設定した。我々は、すべてのNPT加盟国による誓約の履行を促進、支援するとともに、実践的な貢献及び提案を通じて更なる進展を提唱してゆく決意である。

3. 我々は、核兵器の使用又は核兵器の使用の威嚇を防止する唯一の保証である核兵器の完全な廃絶への新たな要求を歓迎し支持する。我々はまた、核兵器の数、並びに安全保障の戦略、概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割を、更に低減させる必要があることを認識する。我々は、最近の進展、とりわけ米ロ間の新START条約の発効及び核兵器削減プロセスを継続するとの両国による意思表明に勇気づけられ、この削減プロセスにすべての種類の核兵器が含まれる必要性を強調する。我々は、他のすべての核兵器保有国が、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を核軍縮プロセスに適用しつつ、これに続くことを強く希望する。

4. 我々は、NPTが規定するとおり、平和目的のための原子力の開発、利用は加盟国の権利であると認識する。我々は、福島第1原子力発電所の最近の出来事を踏まえ、原子力発電所の安全を最高レベルに引き上げ、また、原子力安全措置を強化するとの国際的な要求に賛同する。我々は、国及び地域のレベル並びに国際会議及び国際機関、特にIAEAで既に始まっている議論を支持する。我々は、天野IAEA事務局長による、本年6月20日から24日にウィーンで開催予定の原子力安全に関する閣僚会議への招待を歓迎する。

5. 今日のグローバルな安全保障上の課題は、これまで以上に協調的かつ多国間的な解決を必要としている、今こそ多国間的な取り組みを再活性化し、強化する時である。2010NPT再検討会議の行動計画に示されている多くの課題は、多国間的な取り組みの成功を通じてのみ履行できる。多国間軍縮機関は10年以上にわたり、国際的な安定を高め、開発を促進し、そして全てにとっての安全を向上する大きな潜在力を活用できないまま、効果的な多国間の軍備管理及び軍縮を通じて差し迫った安全保障上の挑戦に対処するという、国際社会の期待に応えてこなかった。2010年9月24日にニューヨークで国連事務総長が主催したハイレベル会合でのメッセージは明白である。国際社会はこれ以上の時間を失うことを受容しない。我々は、多国間軍縮機関の再活性化を一致して求める。

6. 昨年のNPT再検討会議において達成された積極的な行動計画に関するコンセンサスは、必要な政治的意志があれば、協調的かつ多国間的な軍縮と不拡散の取り組みが機能することを証明した。我々の目標は、そのような成果の気運を維持し、また、その履行を促進することである。この目標をもって、我々は、行動計画の主要な事項に関する行動のための以下の具体的な提案を採択した。

<提案1>NPT加盟国の間には、核兵器用核分裂性物質の生産は停止されなければならないとのコンセンサスがある。兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)は、将来における核軍備競争のリスクを低減し、非国家主体がそれらの物質を取得する危険を軽減するだろう。このような条約は、世界の脆弱な核物質を防護するために行われている取り組みを補完するであろう。それは核兵器のない世界への途上における必要不可欠な措置である。行動計画においてジュネーブ軍縮会議(CD)でのFMCT即時交渉を求めたNPT再検討会議から1年が経過し、それが履行されていないことに対し、我々は深く失望している。交渉の過程においてすべての国の安全保障上の要求に対処しなければならないことを認識しつつ、我々は、これ以上の遅延には理由がないことを強調する。
1月26日、潘基文国連事務総長は、FMCTのための信頼醸成に寄与し、CDが作業計画に

戻るための非公式プロセスの設置を求めた。我々は、現在の膠着状態を乗り越えるために集中的な取り組みを開始した。ジュネーブのCDの周辺において、日本と豪州は、交渉に向けた気運を醸成するため、FMCTの技術的な側面を検討する専門家による一連の議論を共催している。ウィーンにおいては、ドイツ主導の取り組みの中で、我々は、専門的科学者によって対処されるべき問題を列挙し、これら専門家による議論のための提案を含むFMCTの効果的検証に関する文書を作成した。FMCTの技術的側面を検討することを任務とする専門的科学者グループの設置は、交渉開始を促進し、貢献できるものと我々は考える。
これらのイニシャチブに基づき、我々は引き続き交渉の即時開始を求めてゆく。我々が優先するのは、FMCT交渉をCDにおいて行うことである。しかし、CDが2011年の実質会期でFMCT交渉の開始に合意できない場合、我々は、すでに議題162「2010年9月24日ハイレベル会合のフォローアップ:軍縮会議の作業の再活性化及び多国間軍縮交渉の前進」の下で本件を取り上げることになっている国連総会に対し、この問題に対処し、交渉開始のために前進する方法について検討することを求める。

<提案2>包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効は、多国間的課題におけるもう一つの重要な目標である。我々は、すべてのCTBT未署名・未批准国が署名・批准を行うよう求める。我々は、米国及びインドネシアによって表明された、条約の批准を確約するとの誓約を心強く思う。我々は、核実験の実効ある終結は、国家的及びグローバルな安全保障を弱めることなく、強化し、また、グローバルな不拡散・軍縮体制を著しく増強すると確信する。CTBTは15年前に署名開放され、署名・批准国は着実に増加してきた。我々は、CTBTの普遍化及びその早期発効促進に力を尽くす。様々な外交の機会を活用し、我々は、未署名・未批准国に対し、署名・批准を行い、発効のために必要な手続を速やかに完了するよう求めてゆく。我々は、効果的な監視・検証体制を整備するに当たり、包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会を支援することに力を尽くしており、また、同委員会がすでに達成した業績を評価する。

<提案3>2010年NPT再検討会議において、核兵器国は、核軍縮に向けた具体的な措置の進展を加速させること、また、NPT加盟国に対して報告を行うことを約束した。さらに、信頼醸成措置として、同会議は、核兵器国に対し、可及的速やかに報告の標準様式に合意することを促した。我々は、核兵器国が誓約を実現する上で使用し得る報告の標準様式案を作成している。我々は、核兵器国が6月のパリにおける会合において、我々の提案を検討するよう呼びかける。この案には、我々がすべての核兵器保有国が提供することを望む情報に関する我々の期待が反映されている。我々は、標準様式に基づく報告が、NPT再検討会議で採択された行動計画において奨励されているように、国際的な信頼を醸成し、更なる軍縮を可能にする環境作りに寄与するものと信じる。我々は、核軍縮プロセスにおいては、透明性と説明責任を高めることが重要であると認識している。

<提案4>我々は、効果的な不拡散体制はすべての国にとって共通の安全保障上の利益であることを強調する。我々は、国家の核不拡散義務の遵守を検証する上でのIAEAの重要な役割を認識する。我々は、2010年12月にアラブ首長国連邦において、また11年3月にメキシコにおいて、IAEA追加議定書が発効したことにより、我々の地域横断的イニ

シャチブに属するすべての国が、我々が不可欠な検証基準と考える包括的保障措置協定及び追加議定書を履行している事実を強調する。我々は、2010年NPT再検討会議の行動計画に従って、不拡散義務の違反を確実に阻止し、かつ探知するためにIAEAが必要とする追加的な権限を与えるため、すべての国に対し、追加議定書を締結し、発効させることを求める。我々は、それぞれの地域において、二国間及び多国間で、追加議定書の普遍的適用を引き続き提唱してゆく。我々は、追加議定書の締結及び履行における経験及び最良慣行をすべての関心国と共有することを提案し、また、法的及びその他の支援を提供する用意がある。

7. 我々は、9月の国連総会の期間中に開催する次回会合において、本日の提案の進展を確認する。我々のイニシャチブの2012年の外相会合は、トルコによって主催される。
我々は、2010年9月22日の我々の共同声明で特定した、2010年NPT再検討会議で採択された行動計画の他の主要事項について引き続き作業を進める。とりわけ、我々は、当該地域の関係国家間で自由意志により合意された協定に基づき、かつ、国連軍縮委員会の1999年のガイドラインに合致する、国際的に認知された非核兵器地帯の設立を促進する所存である。また、我々は、そのような地帯が地域及びグローバルな平和と安全を強化し、核不拡散レジームを補強し、核軍縮の実現に貢献すると確信する。この関連において、我々は2010年NPT再検討会議において合意された、2012年の特別会議開催に向けた要請に従い、中東における非核兵器・非大量破壊兵器地帯の創出を促進することの決定的重要性を強調する。
我々はまた、不拡散における重要な役割を担う、国家的輸出管理体制の強化を目的とした具体的な取り組みを進めてゆく。
我々は、教育が、市民の認識及び理解を深めることによって、更なる軍縮・不拡散の取り組みをグローバルに活性化してゆくための強力な手段であるとの信念に基づき、軍縮・不拡散教育を積極的に促進する。

8. 我々は、地域及びグループを越えて我々のイニシャチブに対して示された関心を、心強く思う。我々は、我々の取り組みに参加することを希望し、我々の提案を支持するすべての国家に感謝している。そのような幅広い取り組みによってのみ、必要な架け橋を構築し、また、相互に補完し合う核軍縮・不拡散という目的に向けた意味のある進展を達成することが出来るであろう。

（外務省仮訳に加筆修正）

www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/npdi/2nd1104/statement.html

資料2－10　CELAC(ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体)核廃絶決議

核兵器全廃に関する特別声明(全訳)

ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)首脳会議
2011年12月3日、ベネズエラ・カラカス

1. ラテンアメリカ及びカリブ諸国首脳は、2011年12月3日、ベネズエラ・ボリバル共和国のカラカスに集い、ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)首脳会議の名において、現在の核兵器の存在とそれらの使用もしくは使用の威嚇の可能性が引き起こす、人類に対する脅威への深い憂慮を再確認した。この考えに立ち、諸国首脳は、最優先課題としての完全で検証可能な核軍縮の重要性を再確認するとともに、核不拡散の重要性をあらためて表明した。

2. CELACの設立にあたり、諸国首脳は、ラテンアメリカおよびカリブ地域非核兵器地帯条約(トラテロルコ条約)によって、世界で初めて、多くの人々が居住する地域における非核兵器地帯を宣言したという名誉を確認した。諸国首脳は、この事実が当地域のアイデンティティを強化することを確信するとともに、国際的に承認された非核兵器地帯の設立は、不拡散体制のみならず、国際的・地域的な平和と安全保障を強化することを強調した。すべての非核兵器地帯の設立は、核軍縮達成に重要な貢献をなす。

3. 諸国首脳は、核保有国に対し、トラテロルコ条約の議定書に対する全ての留保を撤回するよう強く求めた。これは地域諸国に対する核兵器使用の可能性の除去に資する。

4. 諸国首脳は、核不拡散条約(NPT)の3本柱、すなわち、核軍縮、不拡散、平和的原子力協力の、完全かつバランスのとれた履行を呼びかけた。

5. 諸国首脳は、NPTが要請する国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置に基づく申告を行う義務を果たすことを再確認するとともに、すべての国家に対し、国際的義務に従い、すべての関係する保障措置を履行することを強く求めた。

6. 諸国首脳は、2010年5月にNPT再検討会議が開催され、最終文書が採択された後、その履行が停滞していることを強調した。これに対して、諸国首脳は、核保有国が、最優先課題である核軍縮を達成し、不可逆的、透明かつ検証可能なイニシャチブによる、核兵器の廃絶と禁止の完全な履行へ向けた進展の加速の必要性を再確認した。

7. 加えて、諸国首脳は、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効要件国に対し、署名並びに批准の手続きを加速させるよう強く求めた。諸国首脳はまた、核分裂性物質生産禁止条約の交渉開始を呼びかけた。

8. 諸国首脳は、全般的な核軍縮とともに、多国間による、透明かつ不可逆的で、検証可能な核兵器全廃を達成するための具体的諸提案の立案作業に、我々が積極的に参画すること

の重要性を強調した。

9. 諸国首脳は、CELACが、核軍縮、不拡散、核エネルギーの平和利用に関する諸課題、並びに2015年NPT再検討会議と2012、2013、2014年の準備作業における団結した立場の結集軸となるとの願いを再確認した。この目的のために、ラテンアメリカおよびカリブ地域非核兵器地帯条約機構（OPANAL）は、その所掌分野において、CELACと協力するであろう。

10. 諸国首脳は、可能な限り早期の核兵器廃絶のために、その方策と道筋を見出すための国際ハイレベル会議の招集に向けた強いコミットメントを表明した。この会議は、特定の時間枠を明記した、核兵器の完全廃棄を達成するための諸段階における行動計画に合意することを目指すものになろう。この行動計画は、核兵器の開発、生産、取得、実験、備蓄、運搬、使用または使用の威嚇を禁止するとともに、それらの破棄を規定するものとなるであろう。

（英文から訳出）

不通 ← www.celac.gob.ve/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=80&lang=es

資料2－11　中東非核・非大量破壊兵器を支持する議員声明

核兵器及び他の大量破壊兵器のない中東を支持する共同議員声明

2011年10月16日発表

我々は、中東及び他の地域の議員として、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の目標を支持します。

我々は、国連総会が推奨している非核兵器地帯設立の原理や指針と合致する、上記のような地帯の発展を援助するために国連が果たす役割を確信するものです。

我々は、中東地域における非核兵器地帯の設立が世界の平和と安全を大きく向上させることを強調してきた国連総会決議を歓迎します。そのような総会決議は、1980年以来、毎年全会一致で採択されてきました。

我々は、中東地域における係争中の諸問題の平和的解決と中東地域における国家及び地域の安全保障を高めるための適切な枠組みとして、包括的な和平交渉が重要であることを強調します。

我々は、中東地域におけるものを含め、全面的かつ完全な軍縮に関わるすべてのイニシアティブを歓迎します。また、我々は、通常兵器の軍備管理の進展、また核兵器を含む大量破壊兵器撤廃の進展が重要であることに注目します。

我々は、核軍縮のための5項目の提案、なかでも非核兵器地帯の設立、包括的核実験禁止条約の発効、核分裂性物質に関する条約の達成、核兵器禁止条約や協定のパッケージを通じた世界的な核兵器廃絶のための交渉などを含む提案を推進している国連事務総長のリーダーシップを称賛します。

我々は、中東地域の国家と協議し、中東地域の全ての国家が参加する非核兵器・非大量破壊兵器地帯設立に関する会議の招集を準備する任務をもったファシリテーターを、国連事務総長が指名したことを特に歓迎します。

我々は、全ての政府――特に中東地域及び核保有国の政府――に対し、非核兵器・非大量破壊兵器地帯の設立に向けた会議とそれに続く交渉への道を整えるために、国連ファシリテーターと誠実に協力することを求めます。

我々は、例えば全ての核施設をIAEAの保障措置の下に置くことや、化学兵器条約や生物兵器条約を完全遵守するなど、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯を達成する過程に役立つような暫定的な信頼醸成の措置を歓迎します。

我々は、地帯設立までの間、全ての中東国家に対し、核兵器を開発、生産、実験、あるいは取得しないよう、また、各国の領域あるいは管理下にある領域に核兵器や核爆発装置の設置を許可しないよう、奨励します。

我々は、議員と議会に対し、非核兵器・非大量破壊兵器地帯の設立を支援するため行動することを求めます。

日本の賛同議員 72人（2011年11月25日現在）

衆議院議員

阿部　知子	社民	比例・南関東	
網屋　信介	民主	比例・九州	
荒井　聰	民主	北海道3区	
池田　元久	民主	神奈川6区	
石毛　鍈子	民主	比例・東京	
泉　健太	民主	京都3区	
井戸　正枝	民主	兵庫1区	
稲見　哲男	民主	大阪5区	
生方　幸夫	民主	千葉6区	
漆原　良夫	公明	比例・北陸信越	
大西　健介	民主	愛知13区	
大山　昌宏	民主	比例・東海	
勝又恒一郎	民主	比例・南関東	
城井　崇	民主	福岡10区	
櫛渕　万里	民主	東京23区	
工藤　仁美	民主	比例・北海道	
熊谷　貞俊	民主	比例・近畿	
郡　和子	民主	宮城1区	
小林　正枝	民主	比例・東海	
近藤　昭一	民主	愛知3区	
坂口　岳洋	民主	山梨2区	
坂口　力	公明	比例・東海	
重野　安正	社民	大分2区	
階　猛	民主	岩手1区	
末松　義規	民主	東京19区	
首藤　信彦	民主	神奈川7区	
空本　誠喜	民主	広島4区	
高井　崇志	民主	比例・中国	
髙木　義明	民主	長崎1区	
高邑　勉	民主	比例・中国	
滝　実	民主	奈良2区	
辻元　清美	民主	大阪10区	
照屋　寛徳	社民	沖縄2区	
道休誠一郎	民主	比例・九州	
中川　秀直	自民	比例・中国	
中島　隆利	社民	比例・九州	
中屋　大介	民主	比例・九州	
橋本　べん	民主	比例・東海	
服部　良一	社民	比例・近畿	
平岡　秀夫	民主	山口2区	
平山　泰朗	民主	東京13区	
福田衣里子	民主	長崎2区	
皆吉　稲生	民主	比例・九州	
矢崎　公二	民主	長野4区	
谷田川　元	民主	千葉10区	
吉川　政重	民主	奈良3区	
和田　隆志	民主	広島7区	

参議院議員

相原久美子	民主	比例
石橋　通宏	民主	比例
糸数　慶子	無所属	沖縄
井上　哲士	共産	比例
江田　五月	民主	岡山
大河原雅子	民主	東京
大島九州男	民主	比例
大野　元裕	民主	埼玉
小川　敏夫	民主	東京
小熊　慎司	みんな	比例
加賀谷　健	民主	千葉
川口　順子	自民	比例
川田　龍平	みんな	東京
今野　東	民主	比例
武内　則男	民主	高知
ツルネンマルテイ	民主	比例
那谷屋正義	民主	比例
浜田　昌良	公明	比例
福島みずほ	社民	比例
藤田　幸久	民主	茨城
藤本　祐司	民主	静岡
前田　武志	民主	比例
松野　信夫	民主	熊本
横山　信一	公明	比例
吉川　沙織	民主	比例

3.その他の資料

資料 3－1　第66回国連総会・新アジェンダ連合決議

核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する

2011年12月2日採択、A/RES/66/40

提案国：ニュージーランド、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、南アフリカ、スウェーデン
共同提案国：オーストリア

総会は、

2010年12月8日の決議65/59を想起し、

核兵器使用の可能性によって人類がさらされている脅威を繰り返し憂慮し、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすとの、2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議が表明した深刻な懸念を想起し、

核軍縮と核不拡散は、相互に強化しあう過程であり、これら両方における緊急かつ後退しえない前進が求められていることを再確認し、

1995年のNPT再検討・延長会議で採択された、「条約再検討プロセスの強化」、「核不拡散及び核軍縮の原則と目的」及び「核不拡散条約の延長」と題された諸決定と中東決議※、ならびに2000年※と2010年※の再検討会議の最終文書を想起し、

とりわけ、NPT第6条※の下で誓約され、2010年再検討会議であらためて確認された誓約にしたがい、核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束を想起し、

包括的核実験禁止条約※の早期発効が、核軍縮及び核不拡散の目標への前進のために引き続き死活的に重要であることを認識し、最近のガーナ及びギニアによる同条約の批准を歓迎し、

非核兵器地帯の設立が世界及び地域の平和と安全を促進し、核不拡散レジームを強化し、そして核軍縮の目標実現に貢献するとの確信を再確認し、

2010年NPT再検討会議の最終文書が、地域の関係諸国間の自由意思で合意された取極めに基づく、非核兵器地帯の追加設立を奨励したことを想起しつつ、これが非核兵器地帯が現在、存在しない地域、とりわけ中東における非核兵器地帯設立のための協調した国際的努力の出発となることへの希望を表明し、

2010年NPT再検討会議が、1995年中東決議の全面履行のための具体的措置を合意したことに満足をもって留意し、

非核兵器地帯に関連した前進、とりわけロシアによるペリンダバ条約※議定書Ⅰ及びⅡの批准、米国によるペリンダバ及びラロトンガ条約※議定書への助言と同意を求めた上院提出、バンコク条約※議定書に関する東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国による協議、2010年4月30日のニューヨークにおける非核兵器地帯条約加盟国・署名国及びモンゴルによる第2回会議の開催※、を認識する。

戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の発効を歓迎するとともに、2010年NPT再検討会議が、両国に対して保有核兵器のさらなる削減を実現するための後継措置に関する協議継続を奨励したことを想起し、

2010年NPT再検討会議が、核兵器の全面廃棄が核兵器の使用あるいは使用の威嚇を防止するための唯一の絶対的保証であること、及び明確かつ法的拘束力を持つ安全の保証を核兵器国から受けることに関する非核兵器国の正統な関心を再確認し、認識したことを想起し、

ジュネーブ軍縮会議を含め、核軍縮問題に関する多国間交渉に向けた進展の欠如に深い失望の念を示すとともに、二国間及び地域的イニシャチブの意義を認識しつつも核軍縮における多国間主義の重要性を強調し、

2015年NPT再検討会議に向けた準備プロセスの第一回委員会が2012年5月に開催されること、そしてそれが、核軍縮につながる措置の具体的進展を加速させるという核兵器国の誓約を含め、2010年再検討会議で合意された行動計画※の誓約に対するすべての加盟国の履行状況を監視する基礎作業の第一歩となることに留意し、

1. NPTの各条項は加盟国をいかなる時もいかなる状況においても法的に拘束するものであり、すべての加盟国は、条約下の義務に対する厳格な遵守について全面的な責任を負わねばならないことを繰り返す。
2. 2010年NPT再検討会議が、核兵器の完全廃棄に向けた具体的措置を含む核軍縮、核不拡散及び原子力の平和利用、中東、とりわけ1995年中東決議の履行に関する後継措置に関する結論及び勧告を盛り込んだ実質的最終文書※を採択したことを歓迎する。
3. とりわけ、同再検討会議が、NPTの目的※に従い、すべてにとってのより安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を実現することを決議したという事実を歓迎する。
4. 2010年再検討会議において、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結末をもたらすことに対する深刻な懸念が表明されたこと、並びにすべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認したことを歓迎する。
5. 2000年NPT再検討会議の最終文書※が合意した、すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自らの保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を含む実際的措置が引く続き有効であることを再確認したことを歓迎する。
6. あらゆる種類の核兵器を、配備・非配備を問わず、一方的、二国間、地域的及び多国的措置を通じ、削減し究極的に廃棄するためいっそうの努力を行うことを核兵器国が誓約したことを想起するとともに、核兵器国による核兵器の開発及び質的改良の制限並びに最先端の新型核兵器の開発中止に対する非核兵器国の正統な関心を2010年NPT再検討会議が認識したことを強調し、この点に関して措置を講じるよう核兵器国に要請する。
7. すべての核兵器国が、2010年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画に従い、それぞれの核兵器国でもはや軍事的に不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を保証し、核軍縮に関連する適切な検証能力の開発を支援する、さらなる措置をとることを奨励する。
8. すべてのNPT加盟国に対して、1995年再検討・延長会議で採択された中東に関する決

議の完全履行に向けた努力を求める。また、2010年再検討会議が、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の設立に関する会議を、すべての地域国家の参加の下で2012年に開催することを含め、1995年決議の完全履行につながるプロセスにおける具体的措置に合意したことを認識する。さらに、国連事務総長及び1995年決議の共同提案国が、地域国家との緊密な協議及び協力の下、2012年会議の開催に向けたあらゆる準備を行うことを求めるとともに、この点に関し、最近におけるファシリテーターの任命及び受け入れ国政府の決定を歓迎する。

9. NPTが核軍縮及び核不拡散の実現において果たす中心的役割を引き続き強調し、すべての加盟国が、NPTの普遍化のためのいかなる努力も惜しまないよう求める。またこれに関連して、インド、イスラエル及びパキスタンが非核兵器国としてすみやかに、かつ無条件にNPTに加盟することを求める。

10. 朝鮮民主主義人民共和国に対して、平和的手段による朝鮮半島の非核化を達成するとの見地から、すべての核兵器と現存する核計画の放棄を約束した2005年9月の共同声明を含む6か国協議における誓約を履行し、早期にNPTとIAEA保障措置の遵守に復帰するよう要請するとともに、6か国協議への支持を再確認する。

11. ジュネーブ軍縮会議を含め、国際的な軍縮関連機関における障害を乗り越えるべく、すべての加盟国が協働することを奨励する。こうした障害は、多国間の文脈の中で核軍縮の目的を前進させようとの努力を妨害している。

12. 2010年再検討会議で合意された誓約の進捗状況を検討するために、2011年6月30日にパリで核兵器国が会合を開いたことに留意しつつ、2000年再検討会議最終文書に示された、核軍縮につながる措置の具体的進捗を加速させるという、2010年再検討会議における誓約を核兵器国が履行すること、並びに2015年再検討会議に先立って実質的な進捗の達成を確実にすべく速やかに取り組むことの重要性を強調する。

13. 2010年再検討会議の行動計画の行動5に示された通り、核軍縮につながる措置の具体的進捗の加速に向けて核兵器国が以下を誓約したことを想起する。

(a) 行動計画の行動3で確認されたように、あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう。

(b) 全面的な核軍縮プロセスの不可欠な一部として、種類や場所を問わずあらゆる核兵器の問題に対処する。

(c) あらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減させる。

(d) 核兵器の使用を防止し、究極的にその廃棄につながり、核戦争の危険を低下させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献しうる政策を検討する。

(e) 国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器システムの作戦態勢をいっそう緩和することに対する非核兵器国の正統な関心を考慮する。

(f) 核兵器の偶発的使用の危険性を低下させる。

(g) 透明性をいっそう高め、相互の信頼を向上させる。

14. 各再検討サイクルの間に加盟国がその履行状況を定期的に監視できるような形で、核兵器国がこれらの誓約を履行することを求める。また、この点に関連して、核兵器国がこれらの誓約の履行に関する定期報告を行うことを要請する。

15. いくつかの核兵器国が自国の保有核兵器、政策、軍縮努力に関する情報を公表したことを歓迎し、そのような行動を未だとっていない核兵器国に同様の情報開示を要請する。また、こうした報告の推進に向け、可能な限り早期に標準化された報告様式について核兵器国が合意することを奨励する。

16. 核兵器国が、上記に関連して、また、2010年再検討会議の成果に関連して、核政策の見直しの一環にあるものを含め、あらゆる軍事及び安全保障概念における核兵器の役割及び重要性の低減に向けた自国の努力について定期報告を行うことを求める。

17. すべてのNPT加盟国が、2010年再検討会議の行動計画のあらゆる要素について、誠実かつ時宜を得た形でそれらを履行し、よって条約のすべての柱において前進が図られることを求める。

18. 第67回国連総会の暫定議題に「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含めること、並びに現存する決議の履行を同会期において点検することを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。
www.un.org/en/ga/66/resolutions.shtml より決議番号で検索。

資料 3−2　第66回国連総会・日本決議

核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動

2011年12月2日採択、A/RES/66/45

提案国: アフガニスタン、アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、ブルキナ・ファソ、カンボジア、カナダ、チリ、コモロ、コスタリカ、コートジボアール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハイチ、ハンガリー、イラク、イタリア、**日本**、カザフスタン、ケニヤ、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マラウイ、マリ、メキシコ、ミクロネシア、モンテネグロ、ネパール、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、大韓民国、ルーマニア、セネガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スワジランド、スイス、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トンガ、ウクライナ、アメリカ合衆国、ザンビア

共同提案国: アンティグアバーブーダ、ベリーズ、ブルンジ、カメルーン、コロンビア、コンゴ、ジブチ、ドミニカ共和国、エリトリア、ガボン、グルジア、グアテマラ、ギニア、ホンジュラス、アイスランド、ヨルダン、キルギスタン、モザンビーク、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パプアニューギニア、パラグアイ、モルドバ共和国、セントクリストファー・ネイビス、セント・ルシア、サモア、サンマリノ、セルビア、タジキスタン、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウガンダ、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ

総会は、

すべての加盟国が、核兵器のない平和で安全な世界を達成するという見地から、核兵器の完全廃棄に向けたさらなる実際的かつ効果的な措置をとること、またこれに関連して団結した行動をとるとの加盟国の決意を確認し、

軍縮の過程における各加盟国の努力の究極の目標が、厳格かつ効果的な国際管理の下

に置かれた全面完全軍縮であることに留意し、

2010年12月8日の決議65/72を想起し、

核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、核戦争と核テロリズムを防止するためにあらゆる努力が払われるべきであることを確信しつつ、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含む、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認し、

国際の平和と安全の増進と核軍縮の促進は相互に強めあうものであることを再確認し、

また、核軍縮におけるさらなる前進が、核不拡散のための国際レジームの強化に貢献し、そのことがとりわけ国際の平和と安全のために不可欠であることを再確認し、

さらに、核不拡散条約(NPT)※が、国際的な核不拡散レジームにおける礎石として、また核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用という同条約の三本柱を追求するための不可欠な基礎として果たしている、死活的に重要な役割を再確認し、

1995年のNPT再検討・延長会議における決定及び決議※、並びに2000年※と2010年※の再検討会議における最終文書を想起し、

広島、長崎への原爆投下65周年にあたる2010年の5月3日から28日にかけて開催されたNPT再検討会議が成功裏に結果を生み出したことを歓迎し、同会議において採択された行動計画※の完全履行の必要性を再確認し、

事務総長の招集によって2010年9月24日に開催された、ジュネーブ軍縮会議の作業の再活性化と多国間軍縮交渉の前進に関するハイレベル会合、並びに2011年7月27日から29日にかけて開催されたハイレベル会合のフォローアップに関する国連総会本会議に留意し、

2011年2月5日の戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の発効を歓迎し、

また、フランス、英国、米国が全備蓄核弾頭に関する情報公開を最近行ったこと、並びにロシアが保有核兵器に関する情報を更新したことを、透明性向上と相互信頼の向上に資するものであるとして歓迎し、

拡散ネットワークの拡大を含めた大量破壊兵器、とりわけ核兵器の拡散の危険が増大していることに深い懸念を表明し、

加盟国の共通の目標である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和利用と並ぶ核保安の重要性を認識するとともに、2010年4月12日と13日に開催された核保安サミットを歓迎し、また、2012年にソウルで開催される核保安サミットに期待し、

また、朝鮮民主主義人民共和国に対し、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄と、あらゆる関連活動の即時中止を要請した2006年10月14日の国連安保理決議1718と2009年6月12日の決議1874を認識し、同国が発表したウラン濃縮計画及び軽水炉建設に懸念を表明し、また、同国がいかなる状況においても、NPTの下での核兵器国の地位を有し得ないことを宣言し、

1. NPT※のすべての加盟国が同条約の全条文に基づく義務を遵守することの重要性を再確認する。
2. また、NPTの普遍化の死活的重要性を再確認し、同条約に未だ加盟していない国連加盟国の全てに対し、即時かつ無条件に非核兵器国として同条約に加盟するとともに、同条約に加盟するまでの間、同条約の全ての条項を遵守し、同条約を支持するための実際的な措置をとるよう求める。
3. さらに、すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自らの保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認する。
4. 核兵器国に対して、一方的、二国間、地域的あるいは多国的措置を通して、配備・非配備を問わず、あらゆる種類の保有核兵器を削減し、究極的に廃棄するためにさらなる努力を払うよう求める。
5. 核軍縮及び不拡散の過程において、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用することの重要性を強調する。
6. 核軍縮並びに核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開性と協力が必要であることを認識し、透明性の向上と効果的な検証を通した信頼の増進が重要であることを確認し、2000年再検討会議の最終文書※に盛り込まれた、核軍縮につながる措置に関する具体的進捗を、国際の安定、平和、そして強化され、減じない安全を促進する形で加速することを2010年NPT再検討会議において核兵器国が誓約したこと、並びに2014年に開催される2015年NPT再検討会議に向けた準備委員会においてその着手状況を報告することが核兵器国に求められていることを強調するとともに、これに関連して、5核兵器国による2010年再検討会議の第一回フォローアップ会議が、5か国間の透明性及び信頼醸成措置として、2011年6月30日から7月1日にかけてパリで開催されたことを歓迎する。
7. ロシア及び米国が、戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の履行に現在取り組んでいることを歓迎し、保有核兵器のさらなる削減を達成するための後継措置に関する議論を継続することを奨励する。
8. 包括的核実験禁止条約※を未だ署名、批准していない全ての加盟国に対して、同条約の早期発効と普遍化の見地から、もっとも早い機会をとらえて同条約を署名、批准するよう求め、同条約発効までの間、核兵器の爆発実験もしくは他のすべての核爆発に関する現行のモラトリアムを継続することの重要性を強調するとともに、同条約遵守を保証するために重要な貢献をなすとみなされる検証体制の開発を継続することの重要性を再確認する。
9. 核分裂性物質生産禁止条約に関する交渉の即時開始と早期妥結の要求を繰り返し、そうした交渉が未だ開始されていないことを遺憾に思うとともに、すべての核兵器国及びNPT非加盟国に対して、同条約発効までの間、あらゆる核兵器もしくは核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを宣言し維持するよう求める。
10. 核兵器国に対し、いくつかの核兵器国がすでに取っている関連措置を歓迎しつつ、国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器の偶発的あるいは無許可の発射の危険性をさらに低下させるための措置をとるよう求める。
11. また、核兵器国に対してあらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減することに速やかに取り組むよう求める。
12. 核不拡散レジームを強化しうる、核兵器国からの明確かつ法的拘束力のある安全の保証に関する非核兵器国の正統な関心を認識し、各核兵器国が一方的に行った宣言に留意した1995年4月11日の安保理決議984を想起し、すべての核兵器国に対して、安全の保

証に関する現存する誓約を全面的に尊重するよう求める。

13. 地域の関係諸国の自由意志で合意された取極めに基づき、また国連軍縮委員会の1999年指針[※]に従い、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することを奨励するとともに、核兵器国が、消極的安全保証を盛り込んだ関連議定書に署名、批准することによって、そのような地帯の地位に関して、また、当該条約の加盟国に対して核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないという、法的拘束力のある個別の誓約を行うことができると認識する。

14. 全ての加盟国に対して、核兵器及びその運搬手段の拡散を防止並びに阻止するための努力を倍加するよう、また、核兵器を否認するために約束された諸義務を全面的に尊重し、遵守するよう求める。

15. 国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置協定を未だ締結、履行していない加盟国による締結、履行を含む、同協定の普遍化の重要性を強調するとともに、1997年5月15日にIAEA理事会が承認した、保障措置の適用のための加盟国・IAEA間の同協定のモデル追加議定書を未だ締結、発効していないすべての加盟国に対し、可能な限り早期に締結、発効するよう奨励した2010年再検討会議の後継行動、並びに2004年4月28日の決議1540を含む関連安保理決議の完全履行について強く再確認する。

16. 脆弱な核物質及び放射性物質の保安を確保するためのあらゆる努力を奨励するとともに、全ての加盟国に対して、必要に応じて能力育成分野を含めた援助の要請と提供を行いつつ、国際社会としての核保安の前進のために協働するよう要請する。

17. 全ての加盟国が、軍縮及び不拡散教育に関する国連事務総長による報告[※]に述べられた諸勧告を履行することによって、核兵器のない世界の実現を支え、各国が着手しているこの目的における努力に関する情報の自発的な交換を行うことを奨励する。

18. 核軍縮と核不拡散の促進において市民社会が果たす建設的役割を推賞し、さらに奨励し、全加盟国が市民社会と協力して軍縮及び不拡散教育を促進することを奨励する。これらは、とりわけ、核兵器使用の悲劇的結果に対する公衆の関心を喚起し、核軍縮及び不拡散促進のための国際的努力の気運を高めることに貢献する。

19. 第67回国連総会の暫定議題に「核兵器完全廃棄に向けた団結した行動」と題された項目を含めることを決定する。

(※印には参照するべき文書の名称等が記載されているが省略した。)
www.un.org/en/ga/66/resolutions.shtml より決議番号で検索。

資料 3−3　米新国防戦略指針「合衆国のグローバルな指導力を持続する」

合衆国のグローバルな指導力を持続する
21世紀の国防における優先課題(抜粋訳)

2012年1月5日、国防総省

緒言(略)

グローバルな安全保障における課題(略)

合衆国軍の基本的任務

合衆国の国益と「2010国家安全保障戦略」に上げられた目標を達成するために、統合軍の能力を再評価し、以下のミッションを成功裏に遂行するために選択的な追加投資を行うであろう:

●テロリズムと非正規戦闘に対処する

合衆国軍は、国家が有する他の能力と協調して行動し、アルカイダ及びその同調者がどこにいようとも、彼らに間断なく圧力をかけつづけなければならない。アルカイダを崩壊させ、解体して、アフガニスタンを再び彼らの隠れ家でなくするという我々の核心的目標を達成することは、引き続き我々の努力の中心である。アフガニスタン駐留軍の削減が進む一方で我々の対テロ活動の領域は拡大し、直接的軍事行動と治安部隊支援を統合したものとなるであろう。過去10年間の教訓を踏まえ、我々は対テロ、対非正規戦闘に最適化された能力を構築し、維持するであろう。また、我々は、ヒズボラに代表される他のテロ組織による脅威に対しても警戒を怠らない。

●侵略を抑止し撃破する

合衆国軍はいかなる潜在的敵国からの侵略をも抑止する能力を保有するであろう。信頼に足る抑止は、侵略者の目的達成の可能性を否定する能力と侵略者に受容しがたい代償わせる能力の両方によって可能となる。多様な地域に重要な国益を有する国家として、我が軍は、ある地域における大規模作戦に従事する一方で、もう一つの地域において侵略の機会を伺う者を抑止・撃破する能力を持たねばならない。我々が計画する軍は、一つの地域において、侵略能力を有する国家による侵略の目論見をすべての分野—陸、海、空、宇宙、サーバー空間—の統合的軍事行動の遂行によって拒否する能力を持つ。これには、領土及び住民の安全を確保する能力、常設軍による移行及び安定した統治を小規模かつ期間限定的に促進し、より長期にわたる必要がある場合には機動展開によって期間と延長能力が含まれる。合衆国軍は一つの地域において大規模作戦に従事している時であっても、もう一つの地域において侵略の機会を伺っている者の狙いを打ち砕き、あるいは受容しがたい代償を与える能力を確保するであろう。合衆国軍は、必要なときには必ず同盟国及び連合国の軍とともに行動を計画する。我々の陸上部隊は即応性を持ち、輸送、プレゼンス、事前集積にバランスのよく投資されることによって、複数の紛争地域に備えるために必要な機動性を維持する。

●接近阻止・領域拒否の挑戦に抗して戦力を投射する

潜在的な敵による攻撃を抑止し、彼らの目的達成を防止するため、合衆国は、我々の接近と作戦の自由が挑戦を受けている地域に対する戦力投射能力を維持しなければならない。これらの地域において洗練された能力を持つ敵は、我々の予測を混乱させるために電子、サイバー戦術、弾道ミサイル、巡航ミサイル、先進的な対空防衛、機雷などを含む非対称的な能力を使用するであろう。中国やイランのような国は我々の戦力投射能力に対抗するために非対称的手段を追求するであろう。一方高度な兵器及び技術の拡散は非国家主体にも広がっている。したがって、合衆国軍は接近阻止・領域拒否環境において効果的に作戦行動するための能力を確かなものとするための所要の投資を行うであろう。これには、潜水作戦能力の持続、新しいステルス爆撃機の開発、ミサイル防衛

の改良、宇宙配備された重要な能力の抗堪性と有効性の増強する「統合作戦アクセス構想」の実行が含まれる。

●大量破壊兵器に対抗する（略）
●サイバー空間及び宇宙において効果的な作戦を行う（略）

● 安全で防護され、効果的な核抑止力を維持する
核兵器が存在する限り、合衆国は安全で防護され、効果的な保有核兵器を維持する。我々は、いかなる状況においても受容しがたい打撃を敵に与えることができるよう、そして潜在的な敵を抑止し、同盟国や他の安全保障パートナーに合衆国の公約に依存できるとの保証を与えるために、核兵器を実戦配備するであろう。抑止の目標は、保有核兵器の数を削減するとともに合衆国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を縮小することによって、より小さな核戦力によって達成することが可能となる。

●本土を防衛し、文民機関を支援する
合衆国軍は、引き続き合衆国領土を国家及び非国家主体による直接的攻撃から防衛する。同時に我々はこの防衛が失敗した場合、もしく激甚な自然災害あるいは破局的事態においては、国内文民機関を支援する。本土防衛と文民機関支援においては、大規模ミサイル攻撃対処能力を含む、強力かつ確実な即応体制が軍に求められる。とりわけ、合衆国が国外での敵との紛争を抱えている時には、本土への脅威が最高度に達するものと思われる。

●安定化のためのプレゼンスを提供する
合衆国軍は、ローテーション配備、二国間及び多国間演習の実施を含むプレゼンスを絶え間なく維持する。これらの活動は抑止を強化し、同盟国及びパートナーの軍の対外防衛能力と国内防衛能力の向上に資するものであるとともに、同盟の結束を強化し米国の影響力を高める。予算が削減される中で、我々が同盟国及びパートナーの相互運用性と能力の向上の支援を維持するためには、革新的かつ創造的手法が求められる。しかしながら、削減された予算の下では、これら作戦の場所、頻度については思慮深い選択が必要となるであろう。

●安定化作戦と反乱鎮圧作戦を遂行する
イラクとアフガニスタンにおける戦争が終結した今、合衆国は不安定への対処にあたっては非軍事的手段と当事国の軍との協力を強調し、大規模な軍派遣という合衆国のコミットの需要を低下させる。だがその一方で、合衆国軍は、必要とあればどこにおいても、連合軍とともに限定的な反乱鎮圧作戦等を遂行する用意がある。したがって、合衆国軍は、過去10年以上にわたり、イラクとアフタニスタンでの反乱鎮圧作戦で培われた教訓と経験及び特殊能力を引き続き保持し、向上させてゆく。しかし、合衆国軍は大規模で長期的な安定化作戦には決して関与しない。

●人道支援、災害救援等の作戦を遂行する（略）
以上の任務は、将来の統合軍のあり方を広く規定するものである。しかしながら、軍全体の規模は、以下に示す任務の組み合わせの要請にしたがって決定されるであろう：対

テロ及び非正規戦闘、攻撃の抑止と撃破、安全で防護され、効果的な核抑止、そして本土防衛と文民機関への支援。

2020年の統合軍に向けて（略）
結語（略）

www.defense.gov/news/Defense_Strategic_Guidance.pdf

資料３−４　欧州戦術核ノン・ペーパー

戦術核兵器※に関する透明性向上と信頼醸成に関するノン・ペーパー（全訳）

ポーランド、ノルウェー、ドイツ、オランダ
（賛同）ベルギー、チェコ、ハンガリー、アイスランド、ルクセンブルグ、スロベニア
2011年4月14日

新START条約発効を受け、また「リスボン精神」に立って、我々ポーランド、ノルウェー、ドイツ及びオランダは、欧州の戦術核に関する透明性、相互の信用及び信頼を形成する方法に関する、NATOとロシアとの間のより系統的な対話に貢献することが期待される一連の具体的提案を熟議した。NATOとロシア連邦の戦略ドクトリンにおける戦術核兵器の役割に関して共通の理解を持つことは、これら兵器の更なる削減と究極的な廃絶のために必要とされる信頼醸成にとって重要である。

2010年4月のポーランド・ノルウェー提案を基礎とする本ノンペーパーの目的も同提案と同じく、NATOの「防衛・抑止態勢の見直し」及び新設された「NATO大量破壊兵器管理・軍縮委員会」に問題を提起することにある。より一般的には、ここに示す考え方はNATOにおける核兵器の役割と、より広範な軍縮課題におけるNATOの役割を巡る議論に貢献するものでなければならない。同盟国間の協議はNATOロシア理事会の枠組みへのロシアの関与を促進するであろう。

欧州には依然として相当数の戦術核兵器が配備されている。兵器の数、存在場所、指揮体制、作戦態勢及び貯蔵の保安状況に関する透明性を向上させる必要がある。透明性の欠如は不安定の原因となり、これらの兵器によってもたらされる拡散リスクを増大させる。我々は何よりもまず透明性と信頼醸成の重要性を強調する。それが具体的な削減の道を開くと我々は考える。この削減は一方的に追求されるものであってはならず、大西洋を超えた紐帯を弱体化するものであってはならない。NATO戦術核兵器をいかなる軍備管理プロセスの対象とするときにも、同盟内部の協議が行われなければならない。さらに当該プロセスは同盟内の安全保障の不可分性とNATOとロシア連邦の間の相互主義を基礎とするものでなくてはならない。

※このノンペーパーの目的において、戦術核兵器（TNWs）とは、
一般に短距離および/もしくは戦術核兵器と呼ばれるすべての核兵器のことを指す。

欧州戦術核兵器に関する透明性向上と信頼醸成に関する提案

1. 我々は、NATOロシア評議会を、欧州の戦術核兵器に関する透明性と信頼醸成の努力の一義的な枠組みとして活用することを奨励する。
2. NATO及びロシア連邦は、戦術核兵器に関する情報交換を行うべきである。情報交換は、その数の申告に始まり、引きつづいて存在場所、作戦態勢及び指揮体制、さらには弾頭の保安レベルにまで及ぶべきである。NATOロシア理事会「防衛透明性、戦略及び変革作業部会」がこのプロセスに関与するべきである。

   1991年から92年の「大統領核イニシャチブ」の履行に関する情報交換の場として1999年まで活用されたNATOロシア常設合同評議会の経験を活かすことができよう。
3. NATO及びロシア連邦は、保有する戦術核兵器に関する標準報告様式への合意を追求することができよう。
4. 信頼と信用を醸成する目的をもって、NATO及びロシア連邦は、自発性と誠実さを基礎として、戦術核兵器の如何なる移動の計画に関しても、NATOロシア評議会内において検討し、告知するべきである。
5. NATOとロシア連邦は、軍幹部による相互訪問を考慮するべきである。
6. 欧州戦術核兵器の漸進的な削減の条件及び要件に関する情報交換は、透明性を向上させるプロセスの一部として開始させることができよう。最初の段階においては、1991、2年の大統領イニシャチブの結果、撤去されあるいは保管状態とされた兵器の数を明らかにすることが有益であろう。
7. 我々は、戦術核兵器の役割に特別に焦点をあてた、NATOロシア理事会セミナーの開催を提案する。同セミナーは2012年第1四半期にポーランドで開催することができる。

www.fas.org/programs/ssp/nukes/nuclearweapons/nato-nonpaper041411.pdf

資料 3−5 「2010年中国の国防」

国務院新聞弁公室「2010年中国の国防」(抜粋訳)

2011年3月31日

Ⅱ. 国防政策

中国は本来的に防衛的な国防政策を追求する。中華人民共和国憲法と他の関連法規に従って、中国の軍隊は外国による侵略に抵抗し、国土を防衛し、社会的安定と人民の平和な労働全体を保証するという神聖な使命を引き受ける。国家の安全保障と発展の利益と両立する強化された国防と強い軍隊を建設することは、中国の近代化の戦略的課題であり、全ての諸民族の人々の共通の目標である。

本質的に防衛的な国防政策の追求は、中国の発展の道、その本源的な目的、その外交政策、その歴史的・文化的伝統によって決定付けられている。中国は確固として平和的発展の道を進み、国内において調和のある社会主義社会の建設に努力し、対外的には恒久平和と共栄を謳歌する調和のある世界の建設を促進する。中国は、世界平和に貢献するであろう自らの発展のための平和な国際環境を利用し、社会主義的近代化と改革開放を確固として前進させる。中国は確固として、平和のための独立した外交政策を追求し、平和的共存のための五原則を基礎として全ての諸国と友好的な協力を促進する。中国は、平和的手段を通じた紛争解決、戦争の問題に対する慎重さ、「攻撃された後にのみ攻撃する」という戦略を提唱することで、確固としてその良き文化的伝統と何よりも平和を価値とする信念を保持する。中国は決して覇権を求めず、どれほど経済が成長しても、現在も将来も、軍事的拡張のアプローチを採用しない。

台湾海峡の両岸は、中国人の国家の偉大な再生の過程において究極的に再統一することが定められている。敵対の歴史を終わらせるために手を携えて努力し、同胞同士の武力紛争の歴史を繰り返さないことは、海峡両岸の中国人民の責任である。両岸は未来に向けて積極的な姿勢をとり、対等な立場での協議を通じて、過去から引き継がれた問題と両岸関係の発展の中で現れた新しい問題の両方を段階的に解決するための好ましい条件を創り出す努力をすべきである。両岸は、中国が未だ再統一していない特別な状況の下における政治的な関係について実際的なやり方で 議論するだろう。両岸は、両岸関係をさらに安定させ軍事的安全保障に関する懸念を和らげるための諸手段を採用するためにともに行動することを目指して、適時に軍事問題について接触と情報交換を行い、相互信頼のための軍事的安全保障メカニズムについて議論することができる。両岸は、敵対状態を公式に終結させ、和平合意に達するために、一つの中国の原則の堅持を基礎として協議を行うべきである。

新たな時代における中国国防の目標と任務は、以下のように定義される。

—国家主権、安全保障及び国家発展の利益を保障する。中国の国防は、侵略から防衛し抵抗すること、中国の領土、内海、領海、領空の安全を防衛すること、海洋における権利と利益を保障すること、そして、宇宙、電磁波空間及びサイバー空間における安全保障上の利益を維持すること、を課せられている。それはまた、「台湾独立」を目指す分離主義勢力に反対してこれを封じ込めること、「東トルキスタンの独立」や「チベットの独立」を目指す分離主義勢力を取り締まること、そして、国家主権と領域保全を防衛すること、を課せられている。国防は、国家の発展と安全保障の戦略に従い、これに奉仕するものである。それは、国家的発展のために戦略的チャンスであるこの重要な時期を保障する。中国は新時代の積極防衛の軍事戦略を実行し、全人民による独立と自衛の原則を堅持し、軍隊の建設と国境、領海、領空の防衛の建設を強化し、国家の戦略能力を向上させる。中国は、核兵器の先行不使用政策を一貫して堅持し、自衛的な核戦略を忠実に守り、いかなる他国とも核軍備競争を決して行わない。

—社会的な調和と安定を維持する。中国軍は、人民に奉仕するという教義に忠誠を誓い、積極的に国家の経済的、社会的発展に参加し支援するとともに、法に従って国家の安全と社会の安定を保障する。(中略)中国軍は科学的な方法で、戦争以外の軍事作戦のための準備を組織し、非伝統的な安全保障上の脅威に対抗する予め設計された戦略的計画を完成し、緊急時対応のための特殊部隊の建設を強化し、対テロリズムと安定維持、緊急救助及び保安の防護のための能力を向上させる。(略)

—国防と軍隊の近代化を加速する。2020年までに機械化を達成し情報化で大躍進を遂げるという第一義的目標を念頭に置き、人民解放軍は 、情報技術における達成を大いに利用し、機械化と情報化の混合かつ統合された発展へとステップアップすることによって、機械化目標を基礎として維持し、また情報化目標を推進力として維持する。(略)

—世界の平和と安定を維持する。中国は相互信頼、互恵、平等、及び協力という新しい安全保障概念を一貫して掲げ、国際紛争及び地域的懸案事項の平和的手段による解決を主張し、武力行使や行使の威嚇の手段に意のままに訴えることに反対し、侵略や膨張の行為に反対し、いかなる形の覇権や力の政治にも反対する。(中略)中国は開放、実用主義及び協力の考え方を支持し、国際的な安全保障協力への参加を拡大し、大国及び近隣諸国との戦略的協調と協議を強化し、発展途上国との軍事交流と協力を強化し、国連の平和維持活動、海上航行の警護、国際的な対テロリズムにおける協力、及び災害救助活動に参加する。公正、適正、包括的かつバランスの取れたものであるという原則に従って、中国は効果的な軍縮と軍備管理を支持し、グローバルな戦略的安定を維持すべく努力する。

www.scio.gov.cn/ztk/xwfb/31/8/201104/t899555.htm

資料 3−6 「大統領政策指令X」

ロバート・S・ノリス、ハンス・M・クリステンセン
『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ』ウェブ版、2011年8月10日

宛先:国防長官、統合参謀本部議長、国務長官、国家情報長官
件名:核兵器使用計画の作成に当たっての大統領指針

大きく変化した地政学的状況——そこでは、合衆国はもはや大量のソ連の核兵器に直面していない——に基づいて、私は合衆国の核兵器使用政策についての一連の決定を行うに至った。その決定は 現行の政策と大きく異なっている。我々の安全保障政策における核兵器の役割を限定することによって、一連の段階を通じて核兵器の数を徐々に少なくしていくことによって、そして、最終的な核兵器の廃絶を要求している核不拡散条約第6条を履行するという我々の誓約を真に遵守することによって。

この大統領政策指令は、合衆国の核兵器がどのように使用されるかについての基準を定め、変更を実施する プロセスを確立するものである。

核兵器を保有する理由 私は、核兵器を保有する唯一の理由は、合衆国とその同盟国に対する核兵器の使用を抑止し、そのことによって以前からの安全保障上の誓約を守ることであると決定した。過去には、核兵器の有用性に対してはるかに広範囲にわたる理由が与えられていた。核兵器の役割が多かったために巨大な核兵器の備蓄と複雑な戦争計画が必要とされた。私が実施を命じようとしている新たな計画は、もし何者かが愚かにも合衆国を核兵器で攻撃した場合にも、大統領の手元に確実な報復の選択肢が存在していることを保証することに焦点を当てている。

対抗戦力に基づく核攻撃目標設定を放棄すること 私が実行しようとしているもっとも劇的な転換は、40年以上にわたって合衆国の戦争計画と戦力に関する支配的パラダイムであった「対抗戦力」を放棄することである。前政権は2004年、「合衆国の核戦力は、潜在的な敵の指導者がもっとも価値を置き、戦争後の世界で指導者自身の目的を達成するために頼るであろう、戦争遂行と支援のために決定的に重要な軍備と能力を破壊することができなければならず、また、そのように見られなければならない」と述べた。しかし、我々はもはやそのようなことを要求するつもりはない。核攻撃を計画する目的は、もはや敵の核戦力に対して優位を獲得したり、合衆国が受ける被害を軽減したりすることではなく、もっぱら核攻撃を抑止する確実な報復攻撃能力を提供することである。核兵器の役割を限定し、核兵器に対する要求を緩和して核兵器備蓄を劇的に削減することは、現在の標的設定政策を変更することなしにはできない。不可欠な措置は、敵の核戦力を攻撃目標とすることをやめ、現在合衆国の核戦力に攻撃準備を維持させている警戒態勢を緩和することである。

最小限抑止のための新たな攻撃目標 私が命令している転換は、対抗戦力から「対抗価値」(人口集中地を攻撃目標とすること)への転換ではなく、「インフラ」目標と特徴付けられる新たな標的群への転換である。インフラ目標とは、市民の付随的な犠牲者を最小化しつつ破壊することができる石油精錬所、鉄鋼所、アルミ工場、ニッケル工場、火力発電所及び輸送ハブなどの諸施設である。要するに、それらは現代社会におけるアキレス腱のような不可欠な構成要素である。それらの破壊はいかなる国でもその経済的、産業的基盤を壊滅させることになるだろう。

もしある国が愚かにも合衆国やその同盟国を核兵器で攻撃すれば、そのようなインフラに対する破壊的な攻撃に見舞われることを知ることは、他の抑止力と変わらぬ程度に、核攻撃を最初から阻止する抑止力として十分なはずである。

我々の宣言的政策と使用政策が一致していることを保証するため、そして、攻撃しようとする考えを持ついかなる者にも攻撃すれば何が起こるかを理解するよう警告するために、私はこの指令に署名したとき直ちにこれを公表する。

次の段階と見直し 統合戦略能力計画の核兵器に関する補足を準備する統合参謀本部に指示を与えるために、国防長官はこの大統領政策指令に基づいて戦力行使に関する指針を準備しなければならない。私は、これらの文書の起草に関して国家安全保障担当補佐官を通じてつねに知らされ、最終版を承認しなければならない。

http://thebulletin.org/web-edition/op-eds/presidential-policy-directive-new-nuclear-path

資料 3−7　IAEAイラン報告・付属文書

「イランの核計画における軍事的側面の可能性」(抜粋訳)

「NPT保障措置協定ならびに安保理決議の関連条項に対する
イラン・イスラム共和国の履行状況」(GOV/2011/65、2011年11月8日)に付属

A章　歴史的概観(略)／B章　情報の信頼性(略)
C章　核爆弾開発の指標
17. (略)
C. 1〜C. 4(18〜37)(略)

C. 5　雷管の開発

38. 安全でかつ高速作動する雷管、ならびに雷管の点火に適した機器の開発は、爆縮型核装置の開発計画において不可欠である。「疑惑のある研究の記録」には、02年から03年にかけてイランが行った、「起爆電橋線型雷管(EBW)」と呼ばれる高速作動雷管の開発に関連する多くの記録資料が含まれている。(略)

39. (略)

40. IAEAは、EBWのような雷管、ならびに高精度の同時性を持って多くの雷管に点火する機器の非核応用が稀には存在することを認識している。しかしながら、それらが核爆発装置に応用可能であり、また、そうした技術の民生及び通常兵器への応用は限られているという事実から、イランによるこれら雷管及び機器の開発は、とりわけ後述する多点点火システムとしての利用可能性との関連における懸念材料である。

C. 6　高性能爆薬の点火ならびに関連する実験

41. (略)

42. IAEAは、高性能爆薬を効果的かつ同時的に表面上で起爆させうる多点点火システムの設計概念に関する情報をイランがすでに入手していると指摘した、ある加盟国からの提供情報をイランと共有した。IAEAは、そのような設計概念の存在や、設計概念の開発国を独自に確認している。加えて、複数の核兵器国は、IAEAに対し、特定の多点点火概念がいくつかの既知の核爆発装置で使用されているとも報告している。イランは、08年5月にIAEAに提出した117ページに及ぶ文書の中で、この指摘は同国にとって理解しがたいものであり、当該提供情報が言及するようないかなる活動も行っていないと述べていた。

43. 前節と同じある加盟国がIAEAに提供した情報は、前述の多点点火概念は、少なくとも03年に一度、半球殻状の高性能爆薬に関する大規模実験において、イランによって使用されたと述べている。同情報によれば、その実験においては、高性能爆薬の半球殻の内表面は多数の光ファイバーケーブルによってモニターされ、起爆時の爆薬の発光が高速ストリーク・カメラによって記録された。留意すべきは、「疑惑のある研究の記録」によれば、同実験で使用された点火システム並びに爆薬の容積が、シャハブ3ミサイルの再突入体の格納室への新型ペイロードの組み込みを研究(プロジェクト111、下記C. 11参照)していた技術者たちに提供された新型ペイロードの容積と一致するとこ

とである。また、同じ加盟国から提供された追加情報は、前記の大規模高性能爆薬実験はイランのマリバン地域で実施されたと指摘している。

44. IAEAは、イランによる高性能爆薬点火システムの開発、及び関連する実験のモニタリングに使われる高速計測システムの開発が、外国人専門家による支援を受けたものであるという、確度高い徴候を入手している。当該専門家は、これらの技術に関する知識を有しているのみならず、ある加盟国の提供情報によれば、この技術をもって出身国の核兵器計画に自身のキャリアの多くを費やしてきた人物である。IAEAはこの外国人専門家による論文を読むとともに彼との面談を行った。IAEAは、この人物自身を含む3つの異なる情報ルートを通じて、この人物が96年頃から02年頃にかけて、イランに滞在したことを立証した。彼の滞在は、超分散ダイヤモンド(「UDD」あるいは「ナノダイヤモンド」)製造のための施設及び技術の開発に関するイラン支援が名目上の理由であったが、爆破物理学及びその応用に関する講義も行った。

45、46. (略)

C. 7　流体力学実験

47. 核兵器開発計画における必須の段階の一つは、コンピューター・シミュレーションを用いた爆縮装置の理論的設計が、実際に作動するか否かを判断することにある。そのために、核分裂性物質と核部品を模擬物質で代替した「流体力学実験」と呼ばれる高性能爆薬実験が行われる。

48. 複数の加盟国からIAEAに提供された情報(うちいくつかはIAEAが直接検証できた)は、イランがタングステンのような高密度材料を用いた模擬核爆発部品を製造していることを示している。(略)

49. 複数の加盟国からIAEAに提供された他の情報は、流体力学実験を行うための大型の爆薬閉じ込め容器をイランが建設したことを示している。この閉じ込め容器、あるいは爆発室は、2000年にパルチンに設置されたとされている。(略)

50〜51. (略)

C. 8　モデル構築ならびに計算

52. イランが08年と09年に実施したとの疑われているモデル構築研究に関連し、2つの加盟国がIAEAに提供した情報は、とりわけIAEAの懸念を生んでいる。(略)

53〜54. (略)

C. 9　中性子発生源

55. IAEAがある加盟国から得た情報によれば、イランは核物質を入れる部品用の容器に適した小型カプセルの製造に着手している。また、IAEAは別の加盟国から、中性子発生能力を評価するために、イランが同部品を用いた実験を行った可能性があるとの情報を得ている。この部品を爆縮型核装置の核コアの中心に置き、圧縮すれば、核分裂連鎖反応を開始させるに充分な中性子を爆発的に発生させることができる。実験が実施された場所は、実験後に除染が施されたとされている。カプセルの設計ならびに関連物質は、闇の核供給ネットワークによるイランへの提供が疑われている装置設計情報と一致している。

56. IAEAはまた、こうした技術分野に関する作業が04年以降も継続している可能性があ

り、さらに06年頃からは、汚染防止のために非核物質を利用することを含め、この中性子発生源の設計のさらなる実証のための4年計画に取り組んでいるとの情報を、ある加盟国から得ている。

57.（略）

C.10　実験の実施

58. IAEAは、核爆発装置の実験に有用と思われる予備実験をイランが計画、実施したかもしれないという情報を、ある加盟国から入手した。なかでもIAEAは、イランが、深い立抗の底部に設置された実験装置と点火点との間の長い距離を超えてEBW点火機構が十分に機能するか否かを確認するための実用試験を多数回行ったとの情報を得ている。（略）

C11. ミサイル運搬手段への組み込み

59.「疑惑のある研究の記録」には、02年から03年の間に、「プロジェクト111」と呼ばれる計画の下で、イランが実施した疑惑のある仕事に関する広範な情報が含まれている。その情報によれば、同プロジェクトは、シャハブ3ミサイルの再突入体に搭載される既存のペイロード格納室に、新型の球形ペイロードをいかに組み込むかを試験する、体系的かつ包括的な工学研究の計画であったと思われる。

60〜63.（略）

C.12　信管、作動、点火システム

64.「疑惑のある研究の記録」は、新型ペイロードをシャハブ3ミサイルの再突入体に組み込むことを目的とした「プロジェクト111」に参画した技術者グループによる研究の一環として、ペイロードが標的の上空で、あるいは再突入体が着地した際の衝撃によって作動する点火システムのプロトタイプ開発に関する追加作業が実施されたことを指摘している。（略）

65.（略）

www.iaea.org/newscenter/focus/iaeairan/bog112011-65.pdf

資料 3−8　実験軽水炉の建設：北朝鮮外務省報道官

朝鮮中央通信、2011年11月30日

11月30日、ピョンヤン（朝鮮中央通信）―朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）外務省報道官は本日、正統な平和目的の核活動に関する声明を発表した。

核エネルギーの平和利用は、国際法によって承認された主権国家の正統な権利である。同時にそれは、膨大な核エネルギー資源を保有する我が国が火急の電力問題を解決するための唯一の方法である。

我が国は、国外からの軽水炉提供の約束が実行される見込みがないことに鑑み、経済発展戦略に従い、軽水炉を独自に建設することを決意した。

試験用軽水炉の建設と、原料供給のための低濃縮ウランの製造は、我が国の自立的国家経済及び飛躍的な発展を遂げている最新科学技術の確固たる基盤の上に着実に進展している。

我が国は、一切恐れることも隠すこともなく、電力生産のための平和目的の核活動のあらゆる段階を国内外に向けて公表してきた。同時に我が国は、生起しうるいかなる懸念についても6か国協議をとおして議論するという柔軟な姿勢を明らかにするとともに、それらの活動が平和目的であることを、IAEAを通じて世界に証明することができる。（略）

我が国の平和的核活動の権利は、朝鮮半島の非核化を議題とする交渉の当初から、その前提として承認されてきた。それゆえに米国は、朝米枠組み合意の第1項において我が国に軽水炉を提供することを約束した。これと同じ理由から、6か国協議において採択された9.19共同声明の第1項には、我が国の平和的核エネルギー利用の権利の尊重と軽水炉提供の約束が明記された。

NPTに加入していない諸国は平和目的の核活動を実行している。これは動かしがたい事実である。

それにもかかわらず、我が国に敵対する諸国は、我が国の軽水炉建設とウラン濃縮活動を朝鮮半島の非核化を阻害するものと言い募っている。これは、核エネルギー平和利用に関する我が国の権利を不法だと見なし、権利行使を妨害することを意図するものである。

核エネルギー平和利用の権利は、我が国の主権と発展にとって死活的なものである。それゆえ譲歩、妥協の余地はない。（略）

9.19共同声明は、米国が我が国への核の威嚇と敵対的関係を終結させるとともに、朝鮮半島全体の永続的平和メカニズムを構築するとの基本的約束を定めている。

すべての関係国が、同時行動の原則にたって同声明に明記された自らの約束を履行して初めて、朝鮮半島非核化の展望は開かれる。

我が国には、6か国協議を無条件に再開し、同時行動の原則に立って9.19共同声明を段階的に履行する用意がある。

自らのなすべきことをなさず他国に一方的な要求を押し付けること、さらには我が国の平和的核活動を非合法化したり無期限に遅延させるような企みは、断固とした手痛い対抗措置に晒されるであろう。

（英語版より訳出）

www.kcna.co.jp/index-e.htm

資料 3−9　米朝2国間協議発表

「米朝2国間協議」

ビクトリア・ヌランド（米国務省報道官）
2012年2月29日

第3回米朝2国間ハイレベル協議の米代表団が、北京から帰国した。対話の環境を改善し、非核化に対するコミットメントを示すために、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）は、長距離ミサイル発射、核実験及びウラン濃縮活動を含む寧辺（ヨンビョン）での核活動に対するモラトリアムの履行に合意した。DPRKは、寧辺におけるウラン濃縮活動のモラ

トリアムを検証・監視し、さらに5メガワット原子炉及び関連施設の無能力化を確認するための、IAEA監視要員の受け入れにも合意した。

米国は、依然として広範囲の分野にわたりDPRKの姿勢に重大な懸念を持っている、しかし、本日の発表は、限定的とはいえ、これらのうちのいくつかに関する重要な前進を反映するものである。我々は、援助物資の運搬に際して求められる強力なモニタリング体制を含め、24万トンの栄養補助食品の援助という我々が提案したパッケージの実行に必要な実務的詳細を決定するため、DPRKとの会合をもつことに合意した。

北京における2月23～24日の議論の結果は以下のとおり要約できる：

- 米国は、DPRKに対する敵対的意図を有しておらず、主権と公平を相互に尊重する精神において、二国間関係を改善する措置を取る用意があることを再確認する。
- 米国は、2005年9月19日の共同声明に対するコミットメントを再確認する。
- 米国は、1953年の休戦協定を朝鮮半島の平和と安定の礎石であると認める。
- 米朝栄養補助食品援助チームは、継続する必要性に応えるための追加支援の見通しを持って、最初の24万トンの栄養補助食品を支援するとの米国の計画に関する実務的詳細を最終決定するため、近日中に会合を持つ。
- 米国は、文化、教育及びスポーツを含む幅広い分野で、人的交流を拡大する措置を取る用意がある。
- DPRKに対する米国の制裁は、国民の生活を対象にするものではない。

www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/02/184869.htm

「朝米協議の結果に関する北朝鮮外務省報道官声明」

朝鮮中央通信、2012年2月29日

朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）外務省報道官は29日、最近の朝米ハイレベル協議の結果に関する朝鮮中央通信（KCNA）からの質問に対し、次のように答えた：

DPRKおよび米国代表団は、2月23日及び24日、北京において3回目のハイレベル協議を持った。出席したのは、キム・ゲグァン第1外務次官を代表とするDPRK代表団、及びグリン・デービース北朝鮮政策特別代表ほかの米国代表団である。

協議は、2011年7月及び10月に持たれた2回のハイレベル協議を引き継ぎ、朝鮮半島の平和と安定、及び6か国協議の再開を確実にすることに関する問題と並んで、両国関係改善のための信頼醸成措置に関わる諸問題に関する真摯かつ深化した議論の場となった。

両国はともに、9.19共同声明に対するコミットメントを再確認し、平和条約の締結までの間は、1953年の休戦協定が朝鮮半島の平和及び安定の礎石であることを認めた。

両国は、朝米関係を改善する努力の一環として、信頼醸成をめざした多くの同時的行動をとることに合意した。

米国は、もはやDPRKに敵対的意図は有しておらず、主権と公平を相互に尊重する精神において両国関係を改善する措置を取る用意があることを再確認した。

米国は、さらに文化、教育及びスポーツを含む様々な分野で人的交流を拡大させることにも合意した。

米国は、追加的な食糧支援の見通しを持って、24万トンの栄養補助食品の援助を提供することを約束した。朝米両国は、近日中にその実務的詳細を最終決定するであろう。

米国は、DPRKに対する制裁は、市民生活を含む民生領域を対象としないことを明らかにした。

6か国協議が再開されれば、DPRKに対する制裁解除、及び軽水炉の提供に関する問題の議論が優先されることになるであろう。

朝米両国は、朝鮮半島の平和と安定を確立し、朝米関係を改善し、対話と交渉を通じて非核化を推進することが、相互の利益になることを確認した。

双方は、協議の継続に合意した。

DPRKは、米国の要求に応じて、かつ朝米ハイレベル協議の積極的環境を維持する観点から、生産的な対話が継続している間は、核実験、長距離ミサイル発射、寧辺におけるウラン濃縮を一時的に中止すること、並びに国際原子力機関（IAEA）によるウラン濃縮に関するモラトリアムの監視を受け入れることに合意した。

（英語版より訳出）

www.kcna.co.jp/index-e.htm

資料3－10　「武器輸出三原則」緩和に関する官房長官談話

「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話（抜粋）

2011年12月27日、藤村修官房長官

（略）

一. 政府は、これまで武器等の輸出については武器輸出三原則等によって慎重に対処してきたところである。

二. （略）

三. 新大綱においては、近年の防衛装備品をめぐる国際的な環境変化について、「平和への貢献や国際的な協力において、自衛隊が携行する重機等の装備品の活用や被災国等への装備品の供与を通じて、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている。」としており、政府は、こうした認識の下、平和国家としての基本理念を堅持しつつこのような大きな変化に対応するための方策について検討を行ってきた。

四. 今日の国際社会においては、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援、国際テロ・海賊問題への対処等を効果的に行うことが各国に求められており、我が国は、平和国家として、

国際紛争等を助長することを回避するとの基本理念を堅持しつつ、こうした平和貢献・国際協力への取組に、より積極的・効果的に取り組んでいく必要がある。同時に、国際社会の平和と安定を損なうおそれがある防衛装備品等の不正な流通及び拡散を防止するため、途上国等の輸出管理能力の強化に向けた支援などにも積極的に取り組んでいくべきである。また、我が国は、これまで米国との間で安全保障に資する防衛装備品等の共同研究・開発を行ってきたところであるが、国際社会が大きく変化しつつある中で、我が国の平和と安全や国際的な安全保障を確保していくためには、米国との連携を一層強化するとともに、我が国と安全保障面で協力関係にある米国以外の諸国とも連携していく必要があり、これらの国との間で防衛装備品等の国際共同開発・生産を進めていくことで、最新の防衛技術の獲得等を通じ、我が国防衛産業の生産・技術基盤を維持・高度化するとともに、コストの削減を図っていくべきである。

五. こうした観点から、政府としては、防衛装備品等の海外への移転については、平和貢献・国際協力に伴う案件及び我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件は、従来個別に行ってきた例外化措置における考え方を踏まえ、包括的に例外化措置を講じることとし、今後は、次の基準により処理するものとする。

(1) 平和貢献・国際協力に伴う案件については、防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとし、その際、相手国政府への防衛装備品等の供与は、我が国政府と相手国政府との間で取り決める枠組みにおいて、我が国政府による事前同意なく、①当該防衛装備品等が当該枠組みで定められた事業の実施以外の目的に使用されること（以下「目的外使用」という。）及び②当該防衛装備品等が第三国に移転されること（以下「第三国移転」という。）がないことが担保されるなど厳格な管理が行われることを前提として行うこととする。

(2) 我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件については、我が国との間で安全保障面での協力関係がありその国との共同開発・生産が我が国の安全保障に資する場合に実施することとし、当該案件への参加国による目的外使用や第三国移転について我が国政府による事前同意を義務付けるなど厳格な管理が行われることを前提として、防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとする。なお、我が国政府による事前同意は、当該移転が我が国の安全保障に資する場合や国際の平和及び安定に資する場合又は国際共同開発・生産における我が国の貢献が相対的に小さい場合であって、かつ、当該第三国が更なる移転を防ぐための十分な制度を有している場合でない限り、付与しないこととする。

(3) もとより、武器輸出三原則等については、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、上記以外の輸出については、引き続きこれに基づき慎重に対処する。

資料 3−11　オスプレイの安全性に関するリボロ証言

オスプレイの安全性に関するアーサー・R・リボロ氏の証言（部分訳）

米下院監視・政府改革委員会、2009年6月23日

1. 搭載重量の制約（略）

2. オートローテーション能力の欠如

オートローテーションとはヘリコプター版の「滑空」である。すべてのヘリコプターは、エンジンの故障時、あるいはローター駆動システムの故障やローター自身の不具合が発生した時に操縦者が意図的に行う、ローターへの動力供給の完全かつ不意の遮断が行われた時に、機体を安全に地上に誘導するため、同機能を有している。V22が安全にオートローテートできないことは、今ではメーカーも海兵隊も承知している。しかし、**V22が民生用輸送機であったならば、FAA（連邦航空局）が定める安全航行要件を満たしていない**ことを意味するこの事実は重要視されていない。それにもかかわらず、海兵隊指導部は、この問題にも、戦闘状況下でV22に乗り組む若者たちに強いられる問題に対しても何らの懸念も抱かずにいる。

FAAの安全航行要件は軍用機には適用されない。しかしながら、これまでは人が乗務する軍用機には同等の要件が課せられてきた。V22は、国防総省がこの政策を不適用とした最初の機種である。私には、このことはV22導入という大義名分の前で問題点に目をふさぎ、兵士たちの安全を冷酷に軽視するものであるように思える。批判に値する不適用方針をとった海兵隊指導部、それに受動的ながら同意した国防総省の調達担当者及び議会は、オートローテーション能力があったならば防ぎ得た、将来の戦闘における人命の損失に連帯責任を負わねばならない。重大かつ正当化不可能なリスクを意図的に無視することは、法的には注意義務違反にあたる。

V22の推進者たちは、同機は全エンジンが停止しても、航空機モードに変換することによって安全な着陸が可能であると主張している。しかし、これは自家撞着であり、事実を捻じ曲げた議論である。V22をヘリコプター・モードから航空機モードに切り替えるには12秒を要する。**両エンジンが停止もしくはエンジンの一台とドライブ・シャフトが故障したとすれば、V22は、操縦ミスがないという理想的な条件の下でも、約12秒間で1600フィート（約488メートル）高度を失う。つまり、高度1600フィート以下での全動力喪失は、破局的な機体損壊の結果を招く。**

加えて、航空機モードからヘリコプター・モードへの変換は大きな危険を伴う。同機の操縦マニュアルでは、ナセル（エンジン）の角度が60°以上※の時に不具合が生じた場合には、高度に関わらず変換を試みてはならないと指示（推奨ではない）している。つまり、マニュアルは、オートローテーションが安全に機能しないのを知りつつ、言外にパイロットには高度に関わらずオートローテーションに入るよう指示している。

（※ヘリモードの時は90°になる。）

3. 戦闘操縦性の欠如（略）

（強調はピースデポ。）

http://democrats.oversight.house.gov/images/stories/documents/20090623104701.pdf

資料 3－12　日･ジブチ地位協定(交換公文)

ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文(抜粋)

2009年4月3日、署名及び交換

1～3（略）

4　部隊、海上保安庁及び連絡事務所は、ジブチ共和国政府によって次の**特権及び免除**を与えられる。

(a) 施設並びに部隊、海上保安庁又は連絡事務所が使用する船舶及び航空機は、不可侵とする。ただし、ジブチ共和国政府の官吏は、日本国政府の権限のある代表者の同意を得てそれらに立ち入ることを許される。

(b) 部隊、海上保安庁及び連絡事務所並びにこれらの財産及び資産(所在地及び占有者のいかんを問わない。)は、**あらゆる形式の訴訟手続からの免除を享有する。**

(c) 施設、施設内にある用具類その他の資産及び部隊、海上保安庁又は連絡事務所の輸送手段は、捜索、徴発、差押え又は強制執行を免除される。

(d) 部隊、海上保安庁及び連絡事務所の公文書及び書類は、いずれの時及びいずれの場所においても不可侵とする。

(e) 部隊、海上保安庁及び連絡事務所の公用通信は、不可侵とする。

5～7（略）

8　日本国の権限のある当局は、ジブチ共和国の領域内において、ジブチ共和国の権限のある当局と協力して、日本国の法令によって与えられたすべての刑事裁判権及び懲戒上の権限をすべての要員について行使する権利を有する。

9 (a) 民間又は政府の財産の損害又は滅失に関する請求及び人の死亡又は傷害に関する請求は、当該請求の当事者間の協議を通じて友好的に解決する。

(b) 友好的な解決に達することができない場合には、その紛争は、両政府による協議及び交渉を通じて解決する。

10～21（略）

（強調はピースデポ。外務省HPに全文。）

資料 3－13　北東アジア非核兵器地帯に関するハルペリン論文

北東アジア非核兵器地帯に向けた一提案(抜粋訳)

モートン･H･ハルペリン、11年12月19日

著者紹介：1938年生まれの国際政治学者。60年代後半以降3つの米政権(ジョンソン政権、ニクソン政権、クリントン政権)で外交･安全保障政策に関する要職を務めた。今回の提案が貴重なのは、著者が米朝間の核協議がもっとも成功を収めた2000年10月の米朝共同コミュニケに至る時期の政策決定の中枢にいた人物であり、その著者が「スリー･プラス･スリー」をベースにした非核兵器地帯へのプロセスを提案しているからである。

（前略）

現在の行き詰まり

北朝鮮の核計画の廃棄をめぐる交渉が決裂し、計画凍結の誓約を北朝鮮が撤回した理由についての見解は、米韓と北朝鮮で大きく異なる。北朝鮮は、燃料や原子炉の供給の見返りとしてプルトニウム炉を解体するという合意を行い、それを遵守してきたと考えている。北朝鮮の言い分は、燃料供給を中止し、敵視しないという約束を撤回することによって合意を破棄したのは米国だというものだ。さらに、北朝鮮は、他の核計画の放棄を約束したわけではないと信じている。また、北朝鮮は朝鮮半島の非核化に向けた同国の誓約は究極的な目標に過ぎず、現時点における誓約ではないと考えている。(略)

他方、米国と韓国は、北朝鮮が核兵器計画のすべてを停止し、そのプロセスの検証を認めると誓約したと理解している。米韓両国は、ウラン濃縮計画を秘密裡に進めたことによって、北朝鮮がその合意を破ったと見なしている。両国は交渉に向かう用意があるとしているが、北朝鮮が寧辺(ヨンビョン)原子炉の解体を再開し、いかなる前提条件もなしに、また効果的な査察を伴う形で、他のすべての核計画を中止すると北朝鮮が合意することが交渉を始めるための必要条件である。(略)

6か国協議の再開に焦点を絞った外交努力ではこの行き詰まりを打開できないだろう。解決に至るためには、両者の対立を迂回する努力が不可欠である。北朝鮮は、少なくとも、核兵器がなくとも自国の安全保障上の必要性を満たせるという確信を得るまで、核兵器を放棄することはない。同国が過去10年の経過から得た教訓は、米国は意に沿わない政権を持つ国の体制転換を成し遂げるためには武力行使を憚らないということ、そして、自らには信憑性を伴う核攻撃の威嚇以外にそれを抑止する手立てはないことである。北朝鮮は、同国がきわめて重要であると考える、同国を敵視しないという米国の誓約が簡単に覆されることを経験的に知っている。北朝鮮は米国の通常兵器や核兵器による攻撃を恐れており、自国が通常兵器及び化学兵器による信頼性のある非核抑止力を有している世界有数の国の一つであり、そして唯一の小国であるという事実を理解していない。北朝鮮の戦力は、大ソウル地域に容易に到達し甚大な被害を与えることができるのである。他方、米国と韓国は、過去の合意において両国が行った誓約はもはや無効であると見なしており、そこに立ち返る意思はない。

この行き詰まりを打開するために、米国、韓国そして日本は、北朝鮮との関係に影響を及ぼすあらゆる未解決問題に対処するような一つの包括的合意の中味を検討する共同作業に着手すべきである。その上で、3か国は、正式な交渉は6か国協議の枠組みのなかで行われることを明確にしつつ、包括的なアプローチ自体とその提案内容について中国及びロシアの同意を求めるべきである。そして5か国が大枠での合意に達した後に、北朝鮮をプロセスに引き込むべきである。条約案に関する正式交渉はそれから始まる。最終的な文言に合意した後に、関係国は6か国協議の枠組みにおいて合意の履行に関する協議を行うことになる。

北東アジアの平和と安全に関する包括的条約

提案される包括的条約は6か国協議の参加国によって署名･批准されるものである。そ

の条項には一部の署名国の一部のみに義務を課すものも含まれるし、すべての加盟国を対象とした義務も含まれる。以下に論じるように、条約及びその個別要素を発効させるタイミングは柔軟に考えるべきである。核不拡散条約(NPT)で定められた他の核兵器国(NWS)(これらに対しては議定書の署名が追求されうる)や、モンゴルを含めた他の地域国家といった、6か国以外の国々についても条約への加盟を求めうるかもしれない。台湾を含める方法も検討されるかもしれないが、もし中国が反対するのであれば交渉決裂の危険を冒してまで求める必要はない。包括的な「北東アジア平和安全保障条約」は以下の要素を含むものとなるだろう。

1.戦争状態の終結

これが北朝鮮にとっての主たる目的であることは明白だ。条約のこの箇所が適用されるのは、休戦協定の当事国および韓国である。当該箇所は、朝鮮半島の究極的な統一を支持しつつ関係の正常化を定めるべきである。この合意は、南北間の国境を開き、非武装地帯から兵力を引くことを定めるべきである。海域を含む南北の領土紛争は解決されるか、あるいは両国は紛争の平和的解決を誓約することとする。

2.常設の安全保障協議体の創設

本条約により、6か国協議は、条約の諸条項の履行を監視し、今後、地域内で安全保障問題が起こった場合に対処する場を提供することを目的とする常設委員会と支援組織に改編されるべきである。6か国に加えて、地域の他の国々に対しても本条約の正式加盟国あるいはオブザーバーとして参加を求めることが可能かも知れない。

3.相互に敵視しない宣言

これは、ビル・クリントン米政権による同趣旨の声明を重視する北朝鮮にとって極めて重要な目標である。ジョージ・W・ブッシュ政権があっさりとそれを撤回し、バラク・オバマ政権がその方針を踏襲したことによって混乱が招かれた。信頼性あるものとするためには、この誓約を条約化し、条約加盟国すべての相互関係に影響を及ぼすものとなるべきである。

4.核及び他のエネルギー支援の提供

全ての条約加盟国は、核エネルギーを含め、必要とされるすべてのエネルギー源にアクセスする権利を有することが重視されるべきである。北朝鮮に対して課するいかなる規制も、条約に加盟する他の非核国に公平に適用される必要がある。核燃料サイクルの問題を扱う新たな多国間枠組みを立ち上げるべきである。北朝鮮は自国のエネルギー需要を満たすための確実な援助を求めるだろう。これについては、一般的誓約にとどまらず、おそらく別の協定として交渉する必要があるだろう。

5.制裁の終結/条約違反への対応

条約加盟国は、他のいずれの加盟国に対しても制裁の発動を差し控え、テロ支援国家リストから外すことを誓約する必要がある。加盟国は、条約に基づく誓約に違反したいずれの加盟国に対しても集団的に制裁を課す権利を留保する。

6.非核兵器地帯

最後に、本条約は北東アジア非核兵器地帯の設置に関する一章を含むものとなろう。この章の諸要素については次節で論じる。

非核兵器地帯の設立

(略)韓国、日本、北朝鮮は核兵器を製造しない、核実験を行わない、核兵器を配備しないこと、また領域内における核兵器の貯蔵を許可しない誓約をすることになる。将来において再処理を規制するか、3か国によって(最初は日本と韓国によって)査察される共通の再処理施設にする合意ができるかも知れない。(略)

北朝鮮に関しては、現存する備蓄核兵器や生産施設を、安全保障機関の権限の下で廃棄することを明記した条項が必要である。韓国と北朝鮮の両者は、核兵器や生産施設の完全解体前に朝鮮半島が統一された場合を想定し、統一政府が廃棄を目的として核兵器をいずれかの核兵器国に速やかに引き渡し、施設は国際監視の下で破壊されることに同意する誓約を行う必要があるだろう。(略)

米国、中国、ロシアの3か国は、地帯内に核兵器を貯蔵せず、またいかなる形においても非核兵器国の条約違反を支援しないことに合意することになる。中国が台湾を地帯内に含めることに同意するかどうか、また、中国が台湾に核兵器を貯蔵せず、その義務の受諾に関して台湾の事実上の政府と了解に至ることに同意するかどうかは、追求してみる価値があるだろう。

3つの条約加盟の核兵器国は、条約に加盟し順守する非核兵器国に対して核兵器による威嚇や使用をしないことに合意することになる。米政府による同様な意図は、最近の2010年核態勢見直し(NPR)における「クリーン消極的安全保証(NSA)」に含まれていること、米国だけではなくロシアと中国の過去に同様な誓約とも矛盾しないこと、に注意を喚起しておきたい。(略)

条約加盟国は、条約の諸条項を遵守している非核兵器加盟国が他の条約加盟国ないし他の核兵器国から核兵器使用の威嚇を受けた際には、協議し適切な行動をとることに合意する。米国の日本及び韓国に対する安全保障条約上の誓約は引き続き有効である。しかしこれらは提案されている条約におけるすべての義務と矛盾しないよう理解されるべきである。米国は、その同盟国に対し別の加盟国から核兵器による威嚇あるいは使用の形での条約違反があった場合のみ、当該同盟国の防衛のために核兵器の使用を検討することが認められる。(略)

移行期に関する選択肢(略)

日本と韓国のための米国の核抑止

(略)私は、米国による日本と韓国への誓約(訳注:核攻撃があったときの核報復)の維持が、非核兵器地帯条約に加盟する国々の義務に抵触するとは思わない。しかしながら、その誓約の解釈は変更されるべきであると考える。すなわち、米国は自国あるいは配備された自国の軍隊が核攻撃された場合と同じやり方で日本あるいは韓国に対する核攻撃に対処すると解釈すべきである。しかし、そうした対処がいかなる性質のものであるかについては、攻撃の状況に見合ったものであるべきであり、核兵器の使用が必須ではないことを

明確にすべきである。(後略)

(出典:『グローバルアジア』第6巻第4号、2011年冬)http://globalasia.org/print.php?c=e446

資料 3−14　北東アジア非核兵器地帯に関する岡田副総理国会答弁

第180回国会　2012年4月5日　参議院予算委員会議事録(抜粋)

○浜田昌良議員(公明党)　問題は、この北朝鮮問題で、北東アジア非核地帯条約、これについて野田総理はどのように思っておられますか。

○野田佳彦内閣総理大臣　(略)

○浜田昌良議員　野田総理、原稿を読んじゃ駄目ですよ、これは。(略)いつまでたっても実現できる環境がないといって、ずるずるずるずる来ているんですよ。岡田さん、岡田さんはこれ、2008年8月8日にまとめたじゃないですか、民主党の条約。実現したいと思いませんか。

○岡田克也副総理　まず、これは民主党というより議連なんですね。私は会長を務めておりました。おっしゃるとおり、2008年8月8日に東北アジア非核地帯構想の条約案を発表したところでございます。**これは是非実現したいと思います。**ただ、総理も言われたように、北朝鮮が非核化しないと、これはできないんですね。

したがって、北朝鮮が非核化してこの条約を結ぶ、そのことによってこの北東アジアから核がなくなると。そして、それが日本と韓国、北朝鮮の間で、3か国で条約が合意され、それを核保有国であるロシア、中国、アメリカが保障するという形ができれば、**これは核なき世界に向かって極めて大きな一歩だ**というふうに思っております。

○浜田昌良議員　**北朝鮮が非核化してからでないとできないと言っていると、いつまでたってもできない。**じゃなくて、**同時達成を目指すべき**なんですよ。(略)

○田中直紀防衛大臣　(略)

○浜田昌良議員　(略)今回、ミサイル事案が問題になっていますが、その先頭に人工衛星じゃなくて核弾頭が入っているかもしれないような状況なんですよ。そういうときに、非核化してからなんて、非核地帯できると思いますか。もう一度岡田さん、お願いします。

○岡田克也副総理　この非核地帯条約というのは、日本、韓国、北朝鮮が核を持たないということを前提として成り立つ条約ですから、先ほど答弁のように申し上げました。しかし、委員御指摘のように、**これは核を北朝鮮に諦めさせるための手段としても活用することは、私は可能だ**というふうに思っております。

○浜田昌良議員　今のような方針で外務省をもう一遍説得してくださいよ。

○岡田克也副総理　外交は総理大臣、外務大臣がしっかり行うべきだというのが私の持論でございます。しかし、もちろん私も閣僚の一人ですから、よく意見交換はしていきたいというふうに思います。

(後略)

(強調は編集部。質問者、答弁者の肩書きは通例的な表記に書き換えた。)

資料 3−15　モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5)

NPO法人ピースデポ
2008年12月13日

(以下の案は、多くの専門家や関心のある市民が継続的に議論してゆくためのたたき台となることを希望して作成、改訂されている。2004年7月4日の草案4から変更のある主要部分に下線を引いた。梅林宏道)

前文

この条約の締約国は、

北東アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、

また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、

日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、

現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力を持ち、人類の築いた文明を破壊しうる唯一の兵器であることを認識し、

また、核兵器の先制使用を含め、実際に核兵器が使用されるという新たな軍事的脅威が生まれつつあることを危惧し、

さらにまた、核兵器を用いるか通常兵器を用いるかを問わず、核兵器を保有する国からの武力攻撃の脅威が、核兵器の拡散の誘因となりうる国際社会の現実を直視しながら、

朝鮮半島においては「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」が1992年2月に発効し、日本においては、今日国是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを想起し、

さらに、この地域に関係する6か国が2005年9月に共同声明を発し、1992年南北共同声明の遵守と実行を再確認するとともに、「北東アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した」ことを想起し、

したがって、この地域に関係国の自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、

一方、過去の一時期においてこの地域で行われた侵略戦争と植民地支配から発生したさまざまな困難を直視し、

同時に未来に向かってそれらを克服するために積み重ねられてきた地域内諸国家の歴代の政府による努力を想起し、

それらの中における最良のものを継承しつつ、その基礎の上に地域諸国家の友好と平和的協力をさらにいっそう発展させることの重要性を痛感し、

非核兵器地帯の設立が、そのような地域的な協調的安全保障を築くために優先されるべき第一歩であると固く信じ、

その設立が、1997年に発効した「化学兵器の発展、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」、また1972年に発効した「細菌兵器及び毒素兵器の発展、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を初めとする、すでに存在する国際的軍縮・軍備管理条約への普遍的な加盟と遵守を、この地域において促進するであろうことを希求し、

その設立が、1970年発効の「核兵器の不拡散に関する条約」第6条に規定され、1996年7月8日に出された国際司法裁判所の「核兵器の使用と威嚇に関する合法性」に関する勧告

的意見によって再確認された核軍縮に関する義務の履行の促進に貢献するであろうことを信じ、

さらに、その設立は、その他多くの国際条約や国際機関の決議に具現されてきた、一日も早い核兵器の全面的禁止と完全廃棄を求める世界の人民の熱望を実現するための一つの追加的な貢献となることを確信し、

次のとおり協定した。

第1条　用語の定義

この条約及びその議定書の適用上、

(a)「北東アジア非核兵器地帯」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の領域で形成される地域を意味する。

(b)「領域」とは、領土、内水、領海、これらの海底及び地下、並びにこれらの上空を意味する。

(c)「地帯内国家」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を意味する。

(d)「近隣核兵器国」とは、NPT条約上の核兵器国のうち中華人民共和国、アメリカ合衆国及びロシア連邦を意味する。

(e)「締約国」とは、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」とを合わせた六か国のうち、本条約の規定にしたがって批准書を寄託した国家を意味する。

(f)「核爆発装置」とは、その使用目的を問わず、核エネルギーを放出することのできる、あらゆる核兵器またはその他の爆発装置を意味する。その中には、組み立てられていない形及び部分的に組み立てられた形における核兵器または爆発装置は含まれるが、それらの輸送または運搬手段がそれらと分離可能であり、かつそれらの不可分の一部をなしていない場合は、含まれない。

(g)当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。)「放射性物質」とは、国際原子力機関(IAEA)の勧告するクリアランス・レベルまたはイグゼンプション・レベルを超える放射性核種を含む物質を意味する。

(h)「放射性廃棄物」とは、IAEAの勧告するクリアランス・レベルを超える濃度または放射能をもった放射性核種を含む物質、あるいはそれで汚染された物質であり、いかなる利用価値も予想されない物質を意味する。

メモ

1. 第1条(b)　他の非核兵器地帯条約には領海の他に「群島水域」が領域として含まれているが、北東アジア非核兵器地帯には、「群島水域」は存在しないので削除した。

2. 第1条(c)　国名を列記するときには、必然的な理由のない場合は人口の大きい順に書いた。

3. 第1条(c)(d)(e)　この条約の一つの特徴は、(e)の締約国が、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」に大別されていることである。このモデル条約草案では、地帯内国家を南北朝鮮と日本の3か国としたが、モンゴルを加えて4か国にする案も検討に十分に値する。モンゴルを加えることによって発生する利害得失を、情報に基づいて冷静に考察することが重要である。

4. 第1条(f)　「核爆発装置」の定義は、基本的にはラロトンガ条約によった。

5. 第1条(g)(h)　「放射性物質」及び「放射性廃棄物」の定義は、バンコク条約によった。

(i)「核物質」とは、IAEA憲章第20条において定義され、IAEAによって折に触れて修正された、あらゆる原料物質、あるいは特殊核分裂性物質を意味する。

(j)「核施設」とは、発電用原子炉、研究用原子炉、臨界施設、再処理施設、核燃料加工施設、使用済み燃料貯蔵施設、核燃料廃棄物貯蔵施設、その他すべての相当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。

第2条　条約の適用

1. 別段の規定がない限り、この条約及び議定書は「北東アジア非核兵器地帯」に適用される。

2. 領土に関する争いがある場合、この条約のいかなる規定も、領有権の解釈に関する現状を変更するものではない。

3. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利の行使を害するものではなく、どのような形においても影響を与えるものではない。

4. 地帯内国家の領域内にある近隣核兵器国の管理下にある軍事施設もまた「北東アジア非核兵器地帯」の一部として条約の適用を受ける。

第3条　核爆発装置に関する基本的義務

1. 地帯内国家の義務

地帯内国家は、次のことを約束する。

(a)北東アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、発展、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。

(b)他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、地帯内国家の領域内において、本条1項(a)記載の行為を行うことを禁止する。

(c)自国の安全保障政策のすべての側面において、核兵器、またはその他の核爆発装置

メモ

6. 第1条(i)(j)　「核物質」及び「核施設」の定義は、ペリンダバ条約によった。

7. 第2条3項　「海洋の自由」の部分は、ペリンダバ条約によった。

8. 第3条1項(a)　ここに列記されている義務項目は、「南北共同宣言」に、研究と発展を加えたものである。

9. 第3条1項(c)　これは、他の非核兵器地帯条約にはない条項である。2000年NPT再検討会議の最終文書において、加盟国が「安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」ことに合意したことを受けて導入した。この条項は、いわゆる「核の傘」依存の放棄を意味する。核兵器保有国の核抑止力に依存することを禁止することによって、地域の緊張緩和をいっそう促進することができる。

10. 第3条2項(a)　この条項は、他の非核兵器地帯条約においては付属議定書に含まれている消極的安全保証の規定であるが、三つの核兵器国がこの地域に有する安全保障上の関与の深さを考慮し、条約本体に包含させることとした。また、6か国協議の2005年9月19日共同声明を踏まえて、通常兵器にまで安全保証の範囲を拡大した。その理由となる論理を前文に追加されている。

安全の保証を条約本体に入れることで、北朝鮮や日本の安心感が増加し、条約交渉へのインセンティブが増すというメリットが考えられる一方、米国が条約の成立についてより慎重になるというディメリットがあるであろう。

に依存することを完全に排除する。
(d)1945年の原子爆弾投下が都市や市民に与えた被害の実相を、現在及び将来の世代に伝達することを含め、核軍縮の緊急性に関する教育の世界的普及に努力する。

2. 近隣核兵器国の義務

近隣核兵器国は、次のことを約束する。
(a)核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わない。
(b)地帯内国家に対する本条1項の諸義務を尊重し、その履行の妨げとなるいかなる行為にも寄与しない。
(c)北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させない。
(d)核不拡散条約(NPT)第6条を含む国際合意にしたがい、核兵器完全廃棄への交渉を誠実に追求し、かつ合意を達成する。

第4条　原子力の非軍事的利用

1. 本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を非軍事的に利用する権利を害しない。
2. 地帯内国家は、核不拡散条約(NPT)第3条に定められた保障措置の下においてのみ、原子力の非軍事的利用を行うものとする。
3. IAEAとの間に包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない地帯内国家は、本条約発効後18か月以内にこれらを締結しなければならない。

メモ

11. 第3条2項(c)　6か国協議の経過を踏まえて、寄港などの禁止を採択した。
北東アジア非核兵器地帯に接する海域(黄海、東シナ海、日本海(東海)、太平洋)は、すべて公海を通じて不便無く接近可能である。朝鮮海峡(対馬海峡西水道)では、日本、韓国とも領海3海里、対馬海峡東水道、津軽海峡、大隅海峡、宗谷海峡(ラ・ペルーズ海峡)では日本が領海3海里を採用しているため、これらすべての海峡において公海である航路が存在する。
草案4で採用した事前協議方式も代替案として用意しておく。これは、現在、日本政府がとっている方法であり、これをすべての地帯内国家に適用することは可能であると考えられる。日米間に事前協議を義務づけない秘密合意があるとする主張があるが、日本政府は繰り返しこれを公式に否定している。
第3条2項(c)　近隣核兵器国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。
さらに、この条項を第3条2項からはずし、他の非核兵器地帯条約と同じように、第3条1項(e)として、次のように規定する、より保守的な案も可能である。
第3条1.(e)　地帯内国家は、その主権的権利の行使において、外国の船舶あるいは航空機による寄港、着陸、領空通過、あるいは無害通行、通過通行の権利に含まれない方法での領海の一時通過を許可するか否かを自ら決定する自由をもつ。
なお、当然のことながら、この条項が変化すれば、議定書の第3条もそれに従って変えなければならない。

4. 地帯内国家は、それぞれの国家の安定的で持続的なエネルギーの確保について、地帯内国家間の誠意を持った協力を発展させなければならない。

第5条　放射性物質の海洋投棄と空中放出

地帯内国家は、次のことを行わないことを約束する。
(a)北東アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄すること、また空中に放出すること。
(b)北東アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄、または空中に放出することを許可すること。

第6条　核施設への武力攻撃の禁止

締約国は、北東アジア非核兵器地帯内に存在する核施設に対して、いかなる方法であれ、武力攻撃を目的とする行動をとらないこと、そのような行動を支援しないこと、また奨励しないことを約束する。

第7条　北東アジア非核兵器地帯委員会の設立

本条約の履行を確保するために北東アジア非核兵器地帯条約委員会(以下、「委員会」と言う)を設立する。
(a)委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、外務大臣又はその代理によって代表され、代表代理及び随員を伴う。
(b)委員会の任務は、本条約の履行を監視し、その諸条項の遵守を確保することにある。また、そのことと関係して、必要な場合、本条約の前文に述べられた事項に関して協議を行う。
(c)委員会は、いずれかの締約国の要請によるか、あるいは第8条によって設立される執行委員会の要請により開催される。
(d)委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが達成できない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。
(e)委員会は、各会合の冒頭に議長及びその他の必要な役員を選出する。議長は、締約国の内、三つの地帯内国家から選出される。彼らの任期は、その次の会議で議長及びそ

メモ

12. 第4条4項　この条項は、1992年の「南北共同宣言」においては、ウラン濃縮施設や再処理施設が禁止されていたにもかかわらず、日本はすでにそれを持っている現状からくる、エネルギー政策上の不平等をどう解決してゆくかという重要な問題に関係している。この問題の具体的解決策を盛り込むことは極めて膨大な作業を必要とし、おそらくこの条約の範囲を超える課題であると考えられる。モデル条約は、この問題に協力して取り組むことを定めた。

13. 第7条、第8条及び第9条　「北東アジア非核兵器地帯委員会」「執行委員会」に関しては、バンコク条約の関係条項を参考にした。

14. 第7条(b)　「北東アジア非核兵器地帯委員会」の任務の中に、前文に記されている地域の平和と安全保障や核兵器の世界的な廃絶への関心を含めて条約の遵守について協議することを唱った。前文には、化学兵器、生物兵器への関心も記されている。

の他の役員が新たに選出されるまでとする。
(f) 委員会は、本部の所在地、委員会及び下部機関の財政、並びに運営に必要なその他の事項に関する規則及び手続きを決定する。

第8条　執行委員会の設立

1. 委員会の下部機関として執行委員会を設立する。
(a) 執行委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、高官一人をもってその代表とし、代表は、代表代理と随員を伴うことができる。
(b) 執行委員会は、その任務の効率的な遂行に必要とされるときに開催する。
(c) 執行委員会の議長には、構成員の内、委員会の議長を代表する者が就任する。締約国から執行委員会議長に宛てられたすべての提出物または通報は、他の執行委員会構成員に配布される。
(d) 執行委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが成立しない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。
2. 執行委員会の任務は次の通りとする。
(a) 第9条に掲げる本条約遵守を検証する管理制度の適切な運用を確保すること。
(b) 第9条2項(b)に掲げる「説明の要請」あるいは「事実調査団に関する要請」があった場合、それについて検討しかつ決定すること。
(c) 本条約の「管理制度に関する付属書」にしたがって、事実調査団を設置すること。
(d) 事実調査団の調査結果について検討しかつ決定して、委員会に報告すること。
(e) 適切かつ必要な場合に、委員会に対して委員会会合の招集を要請すること。
(f) 委員会からしかるべく授権を得た後、委員会のために、IAEAその他の国際機関との間で協定を締結すること。
(g) 委員会の委任するその他の任務を遂行すること。

第9条　管理制度の確立

1. 本条約に基づく締約国の義務遵守を検証するために管理制度を確立する。
2. 管理制度は、以下のものからなる。
(a) 第4条3項に規定するIAEAの保障措置制度
(b) 本条約の「管理制度に関する付属書」に規定された諸制度。それには、本条約の履行に影響すると考えられる事態に関する情報の報告と情報交換、本条約の遵守に関する疑念が生じたときにおける説明の要請、本条約の遵守に関する疑念が生じた事態を究明しかつ解決するための事実調査団に関する要請、執行委員会が違反を認定したときの改善措置、その他必要な事項が規定される。

メモ

15. 第7条(e)　「北東アジア非核兵器地帯委員会」の議長を締約国の中の地帯内国家から選ぶことによって、地帯内国家が運営の中心を担うべきものであることを示した。

16. 第8条2項(c)及び第9条2項(b)　「管理制度に関する付属書」の案は、未完である。

17. 第9条2項(b)　第7条(b)において、前文に書かれた内容も委員会の協議の対象となったことに関連して、この条項における「情報の報告と情報交換」には、前文の内容に関わる事項も含まれる。

第10条　署名、批准、寄託及び発効

1. 本条約は、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ロシア連邦、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国による署名のために開放される。
2. 本条約は、署名国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書はここに寄託国として指定される●●に寄託される。
3. 本条約は、すべての地帯内国家と少なくとも二つの近隣核兵器国が批准書を寄託した日に発効する。

第11条　留保の禁止

本条約には留保を付してはならない。

第12条　条約の改正

1. すべての締約国は、「管理制度に関する付属書」を含む本条約及びその議定書の改正を提案することができる。改正案は、執行委員会に提出され、執行委員会は改正案を討議するための委員会の会合を招集するよう速やかに委員会に要請するものとする。改正のための委員会はすべての締約国の出席をもって成立し、改正案の採択は、コンセンサスの決定によって行われる。
2. 採択された改正は、寄託国が締約国の5か国以上の受託書を受領した日から30日で発効する。

第13条　再検討会議

本条約の発効後10年に、本条約の運用を検討するため委員会の会合を開催する。委員会を構成する締約国すべてのコンセンサスがあれば、その後同一の目的を持った再検討会議を随時開催することができる。

第14条　紛争の解決

本条約の規定に起因するいかなる紛争も、紛争当事国である締約国の合意する平和的手段によって解決するものとする。紛争当事国が交渉、仲介、審査、調停などの平和的手段によって1か月以内に解決に達することができない場合には、いずれの紛争当事国も、他の紛争当事国の事前の同意を得て、当該紛争を仲裁裁判または国際司法裁判所に付託するものとする。

第15条　有効期間

本条約は無期限に効力を有する。

メモ

18. 第10条3項　発効の要件として、3つの地帯内国家の参加を掲げた。本条約のもっとも重要な義務を負う国だからである。米国だけが批准しないまま条約が発効する場面が想定されるが、そのときでも、すでに米国も署名している状況における規範的効果が期待できることと、国際圧力をかけて米国に批准を促すのにも、条約が発効した状況が有利であると考えられる。

19. 第11条、12条、13条、第14条及び第15条　「留保の禁止」「条約の改正」「再検討会議」「紛争解決」「有効期間」に関しては、バンコク条約を参考にした。脱退規定については今後の課題として、今回の草案には含めなかった。

20. 議定書　議定書に関しては、バンコク条約を参考にし、それを簡略化した。

北東アジア非核兵器地帯条約に対するモデル議定書(案)(草案5)

本議定書締約国は、
核兵器の全面的禁止と完全廃棄の達成に向けた努力に貢献し、それによって北東アジアを含む国際の平和と安全を確保することを希望し、●年●月●日に○○において署名された北東アジア非核兵器地帯条約に留意して、
次のとおり協定した。

第1条　北東アジア非核兵器地帯条約の尊重
議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯条約(以下「条約」という)を尊重し、条約締約国による条約への違反または議定書締約国による本議定書への違反となるいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

第2条　安全の保証
議定書締約国は、核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わないことを約束する。

第3条　寄港と通過
議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させない。

第4条　署名、批准、発効
1. 本議定書は、フランス共和国とグレートブリテン・北アイルランド連合王国による署名のために開放される。
2. 本議定書は批准されなければならない。批准書は条約寄託国に寄託される。
3. 本議定書は、各議定書締約国が批准書を寄託した日に発効する。

資料3－16　「湘南・江の島かながわ自治体平和アピール」

平和の輪をひろげる湘南・江の島会議
『湘南・江の島かながわ自治体平和アピール』

2010年(平成22年)11月27日

かながわは、開国以来日本の社会と経済をリードしてきた進取の気風に富んだ地域である。情緒あふれる古都や城下町、宿場町、港町としての歴史や山、川、海など豊かな自然にも恵まれた魅力にあふれている。そして、それぞれ特色ある歴史と風土に彩られている34の自治体におよそ900万人の人々が暮らしている。

今から30年前にイギリスのマンチェスター市が最初に非核宣言を行った。米ソ冷戦のさなか、核兵器の脅威をなくすため、自らのまちを非核兵器地帯と宣言した。その後、この宣言は世界中に広がり、日本では、現在、全自治体の約84%、1500を超える自治体が宣言を行っている。

かながわの34自治体は、それぞれのまちと世界の未来を展望し、まちの特色ある歴史を次代に残すために、平和への強い思いを込めて、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け非核平和宣言を行ってきた。そして、全国に先駆けて、平和を実現していくための様々な取り組みをNGOや市民と連携協力し、草の根からの活動として着実に実践してきた。

しかしながら、広島と長崎が被爆して65年、未だに核兵器の廃絶には至っていない。今こそ、地球と人類をはじめ生命あるものの未来のため、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けて、世界中の都市と都市、市民と市民が手を携えていかなければならない。

2009年4月のオバマ米国大統領のプラハ演説を契機に、本年5月、ニューヨーク国連本部で開催された核不拡散条約(NPT)再検討会議での成果や8月には潘基文国連事務総長が初めて長崎、広島を訪問するなど、核兵器廃絶に向けた機運と期待が世界中で高まっている。さらには、南半球のほとんどすべてに広がった非核兵器地帯は北半球にも広がりつつある。

湘南・江の島に集う34自治体は、このような「核兵器のない平和な世界」を求める機運を絶好の機会と捉え、この地から湘南・江の島平和アピールを発信し、世界中の国や地域、自治体、NGO、市民とともに、大きな平和の輪を幾重にもひろげ、広島、長崎と連携して、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を目指さなければならない。

核兵器廃絶は人類にとって最も喫緊で重要な課題である。私たちには、不幸にも被爆された方々が存命のうちに、同時に次世代を担う子どもたちのために、非核三原則を遵守し、一刻も早く核兵器のない未来を創造する責任がある。

ここ湘南・江の島に集うかながわの34自治体は、市民の生命と暮らしの安全を守る自治

体としての原点にたち、核兵器廃絶に向けた平和の取り組みをしている世界中の多くの人々とともに、2020年までの核兵器の廃絶を目指す。

そして34自治体が、核兵器のない平和な世界を目指して、これまでにも増して緊密に連携し、行動していくことを高らかに宣言し、湘南・江の島かながわ自治体平和アピールとする。

平和の輪をひろげる湘南・江の島会議神奈川県内自治体首長

神奈川県知事　松沢成文	秦野市長　古谷義幸	中井町長　尾上信一
横浜市長　林文子	厚木市長　小林常良	大井町長　間宮恒行
川崎市長　阿部孝夫	大和市長　大木哲	松田町長　島村俊介
相模原市長　加山俊夫	伊勢原市長　長塚幾子	山北町長　湯川裕司
横須賀市長　吉田雄人	海老名市長　内野優	開成町長　露木順一
平塚市長　大藏律子	座間市長　遠藤三紀夫	箱根町長　山口昇士
鎌倉市長　松尾崇	南足柄市長　沢長生	真鶴町長　青木健
藤沢市長　海老根靖典	綾瀬市長　笠間城治郎	湯河原町長　冨田幸宏
小田原市長　加藤憲一	葉山町長　森英二	愛川町長　山田登美夫
茅ヶ崎市長　服部信明	寒川町　長山上貞夫	清川村長　大矢明夫
逗子市長　平井竜一	大磯町長　三好正則	
三浦市長　吉田英男	二宮町長　坂本孝也	

www.city.fujisawa.kanagawa.jp/content/000345473.pdf

資料 3－17　秦野市議会の北東アジア非核地帯を求める意見書

北東アジア地域に非核地帯設立を求める意見書

本市は平和都市宣言や秦野市平和の日を制定するとともに、日本非核宣言自治体協議会と平和市長会議に参加し、恒久平和の構築に積極的に努めている。

しかし、核兵器廃絶への歩みは遅く、また、通常兵器の超高度化が進む中、私たちの平和の確保は武力に頼らない安全保障の構築しかなく、武器の使用は地球環境の汚染にも大きな悪影響を及ぼしている。こうした中、日本非核宣言自治体協議会の決議文や長崎平和宣言にも盛られた北東アジアの非核地帯化は、現実的で有効な安全保障体制であり、非核地帯の拡大は核兵器の有用性を低下させ、核兵器廃絶を促し、世界の安全保障に寄与するものである。

したがって、国においては、北東アジア地域での非核地帯化構想について、近隣諸国への具体的な働きかけを行うよう、求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月25日

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　外務大臣　防衛大臣　　様

秦野市議会議長 平 沢 信 子

www.city.hadano.kanagawa.jp/gikai/shise/shigikai/gitegian/documents/iintei2302.pdf

資料 3－18　広島・長崎の2011年平和宣言

■広島平和宣言

「66年前、あの時を迎えるまで、戦時中とはいえ、広島の市民はいつも通りに生活していました。かつて市内有数の繁華街であった、ここ平和記念公園の地にも、多くの家族が幸せに暮らす姿がありました。当時13歳だった男性は、打ち明けます。――「8月5日は、中学2年生の私にとっては久しぶりに一日ゆっくり休める日曜日でした。仲良しだった同級生を誘って、近くの川で時間の経つのも忘れて夕方まで、砂場でたわむれ、泳いだのですが、真夏の暑いその日が彼との出会いの最後だったのです。」

ところが、翌日の8月6日午前8時15分に、一発の原子爆弾でそれまでの生活が根底から破壊されてしまいます。当時16歳だった女性の言葉です。――「体重40キロの私の体は、爆風に7メートル吹き飛ばされ意識を失った。意識が戻ったとき、辺りは真っ暗で、音の無い、静かな世界に、私一人、この世に取り残されたように思った。私は、腰のところにボロ布をまとっているだけの裸体で、左腕の皮膚が5センチ間隔で破れクルクルッと巻いていた。右腕は白っぽくなっていた。顔に手をやると、右頬はガサガサしていて、左頬はねっとりしていた。」

原爆により街と暮らしが破壊し尽くされた中で、人々は、とまどい、傷つきながらもお互いに助け合おうとしました。――「突然、『助けて!』『おかあちゃん助けて!』泣き叫ぶたくさんの声が聞こえてきた。私は近くから聞こえる声に『助けてあげる』と呼びかけ、その方へ歩み寄ろうとしたが、体が重く、何とか動いて一人の幼い子供を助けた。両手の皮膚が無い私は、もう助けることはできない。…『ごめんなさい』…。」

それは、この平和記念公園の地のみならず、広島のいたるところに見られた情景です。助けようにも助けられなかった、あるいは、身内で自分一人だけ生き残ったことへの罪の意識をいまだに持ち続けている人も少なくありません。

被爆者は、様々な体験を通じて、原爆で犠牲となった方々の声や思いを胸に、核兵器のない世界を願い、毎日を懸命に生き抜いてきました。そして、被爆者をはじめとする広島市民は、国内外から心温まる多くの支援を受け、この街を蘇らせました。

その被爆者は、平均年齢77歳を超えながらも、今もって、街を蘇生させた力を振り絞り、核兵器廃絶と世界恒久平和を希求し続けています。このままで良いのでしょうか。決してそうではありません。今こそ私たちが、すべての被爆者からその体験や平和への思いをしっかり学び、次世代に、そして世界に伝えていかなければなりません。

私は、この平和宣言により、被爆者の体験や平和への思いを、この世界に生きる一人一人に伝えたいと考えています。そして、人々が集まる世界の都市が2020年までの核兵器廃絶を目指すよう、長崎市とともに平和市長会議の輪を広げることに力を注ぎます。さらに、各国、とりわけ臨界前核実験などを繰り返す米国を含めすべての核保有国には、核兵器廃

絶に向けた取組を強力に進めてほしいのです。そのため、世界の為政者たちが広島の地に集い核不拡散体制を議論するための国際会議の開催を目指します。

今年3月11日に東日本大震災が発生しました。その惨状は、66年前の広島の姿を彷彿させるものであり、とても心を痛めています。震災により亡くなられた多くの方々の御冥福を心からお祈りします。そして、広島は、一日も早い復興を願い、被災地の皆さんを応援しています。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故も起こり、今なお続いている放射線の脅威は、被災者をはじめ多くの人々を不安に陥れ、原子力発電に対する国民の信頼を根底から崩してしまいました。そして、「核と人類は共存できない」との思いから脱原発を主張する人々、あるいは、原子力管理の一層の厳格化とともに、再生可能エネルギーの活用を訴える人々がいます。

日本政府は、このような現状を真摯に受け止め、国民の理解と信頼を得られるよう早急にエネルギー政策を見直し、具体的な対応策を講じていくべきです。また、被爆者の高齢化は年々進んでいます。日本政府には、「黒い雨降雨地域」を早期に拡大するとともに、国の内外を問わず、きめ細かく温かい援護策を充実するよう強く求めます。

私たちは、原爆犠牲者の御霊に心から哀悼の誠を捧げるとともに、「原爆は二度とごめんだ」、「こんな思いをほかの誰にもさせてはならない」という思いを新たにし、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に全力を尽くすことを、ここに誓います。

平成23年(2011年)8月6日　広島市長　松井　一實

■長崎平和宣言

今年3月、東日本大震災に続く東京電力福島第一原子力発電所の事故に、私たちは愕然としました。爆発によりむきだしになった原子炉。周辺の町に住民の姿はありません。放射線を逃れて避難した人々が、いつになったら帰ることができるのかもわかりません。

「ノーモア・ヒバクシャ」を訴えてきた被爆国の私たちが、どうして再び放射線の恐怖に脅えることになってしまったのでしょうか。

自然への畏れを忘れていなかったか、人間の制御力を過信していなかったか、未来への責任から目をそらしていなかったか……、私たちはこれからどんな社会をつくろうとしているのか、根底から議論をし、選択をする時がきています。

たとえ長期間を要するとしても、より安全なエネルギーを基盤にする社会への転換を図るために、原子力にかわる再生可能エネルギーの開発を進めることが必要です。

福島の原発事故が起きるまで、多くの人たちが原子力発電所の安全神話をいつのまにか信じていました。

世界に2万発以上ある核兵器はどうでしょうか。

核兵器の抑止力により世界は安全だと信じていないでしょうか。核兵器が使われることはないと思い込んでいないでしょうか。1か所の原発の事故による放射線が社会にこれほど大きな混乱をひきおこしている今、核兵器で人びとを攻撃することが、いかに非人道的なことか、私たちははっきりと理解できるはずです。

世界の皆さん、考えてみてください。私たちが暮らす都市の上空でヒロシマ・ナガサキの数百倍も強大になった核兵器が炸裂する恐ろしさを。

人もモノも溶かしてしまうほどの強烈な熱線。建物をも吹き飛ばし押しつぶす凄まじい爆風。廃墟には数え切れないほどの黒焦げの死体が散乱するでしょう。生死のさかいでさまよう人々。傷を負った人々。生存者がいたとしても、強い放射能のために助けに行くこともできません。放射性物質は風に乗り、遠くへ運ばれ、地球は広く汚染されます。そして数十年にもわたり後障害に苦しむ人々を生むことになります。

そんな苦しみを未来の人たちに経験させることは絶対にできません。核兵器はいらない。核兵器を人類が保有する理由はなにもありません。

一昨年4月、アメリカのオバマ大統領は、チェコのプラハにおいて「核兵器のない世界」を目指すという演説をおこない、最強の核保有国が示した明確な目標に世界の期待は高まりました。アメリカとロシアの核兵器削減の条約成立など一定の成果はありましたが、その後大きな進展は見られず、新たな模擬核実験を実施するなど逆行する動きさえ見られます。

オバマ大統領、被爆地を、そして世界の人々を失望させることなく、「核兵器のない世界」の実現に向けたリーダーシップを発揮してください。

アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国など核保有国をはじめとする国際社会は、今こそ核兵器の全廃を目指す「核兵器禁止条約(NWC)」の締結に向けた努力を始める時です。日本政府には被爆国の政府として、こうした動きを強く推進していくことを求めます。

日本政府に憲法の不戦と平和の理念に基づく行動をとるよう繰り返し訴えます。「非核三原則」の法制化と、日本と韓国、北朝鮮を非核化する「北東アジア非核兵器地帯」の創設に取り組んでください。また、高齢化する被爆者の実態に即した援護の充実をはかってください。

長崎市は今年、国連や日本政府、広島市と連携して、ジュネーブの国連欧州本部に被爆の惨状を伝える資料を展示します。私たちは原子爆弾の破壊の凄まじさ、むごさを世界のたくさんの人々に知ってほしいと願っています。

「核兵器のない世界」を求める皆さん、あなたの街でも長崎市と協力して小さな原爆展を開催してください。世界の街角で被爆の写真パネルを展示してください。被爆地とともに手を取り合い、人間が人間らしく生きるために平和の輪をつなげていきましょう。

2011年(平成23年)8月9日　長崎市長　田上 富久

索引

＜凡例＞
・「特」は特別記事を指す。
・「デ」はデータシートを指す。
・「自」は第４章（市民と自治体にできること）を指す。
・太字は主に扱われている記事。

[ア行]
イギリス(英)　特1、A3、A6、**A7**、デ1、B1、B4、デ2、デ4、デ3、デ5、C7、D10、D11、E2、E7、自
イスラエル　**A3**、A7、B3、デ2、B5、B6、B7、デ3、デ5、D1、E2
イラク　特2、A3、デ3、D7、E11
イラン　特2、A1、A3、A9、B3、デ2、**B5**、B6、デ3、C3、D1
岩国　**D2**、デ11、デ19、デ21
インド　特1、特2、A1、A4、A7、A8、デ1、B3、デ2、B5、**B7**、デ3、デ5、D1、D11、E2
インドネシア　特1、A1、A8、デ1、**B3**、デ2、デ3
宇宙基本法　D6
宇宙における軍備競争の防止(PAROS)　A4、**A5**
ウラン濃縮　**B4**、**B5**、B6、D11
オーストラリア(豪)　特2、A1、A2、A8、デ1、デ2、デ3、デ5、D1、**D2**、D3、D11、E4、E6、E11
オーストリア　A1、A2、A4、**A5**、デ2、デ3、D1
沖縄　特2、デ6、D2、**D3**、D4、D6、デ9、D8、デ14、E1、デ16、E10、**E12**、デ18、デ20、デ21、デ22
オスプレイ　**D4**、**デ8**
オバマ大統領(政権)　特2、A8、B3、B5、B7、**C2**、C3、D3、E4
思いやり予算　D2、**デ12**、E10

[カ行]
海兵隊　特2、D2、**D3**、D4
生物・化学兵器　B6
核供給国グループ(NSG)　B7
核態勢の見直し　⇒NPR
拡大抑止　**特2**、A8、デ5、D2
核弾頭　A7、B1、C2、**デ5**、C5
核燃料サイクル　**D10**、E7
核の傘　特1、デ1、デ5、デ16、自
核不拡散条約　⇒NPT
核不拡散・核軍縮に関する国際委員会　⇒ICNND
核軍縮・不拡散議員連盟　⇒PNND
核分担政策　B2
核兵器禁止条約(NWC)　特1、**A1**、A2、A8、デ1、デ3、C5、D1、E3、E7
核兵器国　特1、A1、A3、A4、A5、**A6**、A7、デ1、B1、B3、B5、B6、デ3、デ5、C5、D1、D10、D11、デ16、E2、E7
核保安　A8
核抑止(力)　特1、**特2**、B3、デ3、デ5、E1、E2、E8
韓国　A8、デ2、B4、B5、デ3、デ5、デ6、C6、**D2**、デ12、**D11**、E1、デ16、E2、E5、E7、**E12**、自
北朝鮮　A1、A7、B3、デ2、**B4**、B6、デ3、デ5、デ6、C6、D1、D6、デ9、D11、E1、デ16、E2、自
宜野湾市　**D4**、デ16、デ21
グアム　特2、デ6、D2、D3、E10
クラスター弾　特1、E11
グローバル・ストライク　A7、**B1**
不拡散・軍縮イニシャチブ　⇒NPDI
原子力艦　デ13、**デ14**
原爆症　E5
国際人道法　**特1**、**A1**、A2、D5、E8
国際司法裁判所　特1、デ3、C7
国連安保理(決議)　B4、B5、B6、C7、D7
国連事務総長　特1、**A1**、A3、A4、B3、E2
コスタリカ　特1、A1、A9、デ1、デ3、E11
国家核安全保障管理局(NNSA)　**C1**、C2

[サ行]
再処理(工場)　B7、D10、**D11**、デ22
佐世保　デ6、デ9、D9、デ14
ジブチ　A3、デ1、**D7**、**デ10**
Zマシン核実験　**C1**、E2、**デ4**、自
重爆撃機　B1
ジュネーブ軍縮会議(CD)　特1、**A4**、A5、デ3、自
巡航ミサイル　A7、デ5
消極的安全保証(NSA)　A4、A5、A8、**デ1**、B3、デ3、C5、D1
シリア　A3、**B6**、デ3、C7
新START(条約)　A7、**B1**、C2、C3、デ5
新アジェンダ連合(NAC)　A9、デ3、**D1**
スイス　特1、**A1**、A2、A5、デ2、デ3、E6、E7
赤十字　特1、**A2**
接近阻止/領域拒否　**特2**、C5、D2
先行不使用　特1、A8、C5
戦術核(兵器)　B1、**B2**、デ5、E7
潜水艦発射弾道ミサイル　⇒SLBM
戦略攻撃兵器　B1
ソマリア　A3、デ1、C5、**D7**、**デ10**

[タ行]
大量破壊兵器(WMD)　特1、特2、A1、**A3**、デ1、B5、B6、デ3、D5、E7
対人地雷　特1、デ3、E11
大陸間弾道ミサイル　⇒ICBM
地位協定　D7、**D8**、デ12、D9、E12
済州島　**C6**
地球市民集会ナガサキ　自
中堅国家構想(MPI)　E7、E8
中国　特1、特2、A6、A7、A8、デ1、B1、B3、デ2、B4、B6、B7、デ3、デ5、**C5**、デ6、C6、C7、D1、D2、D6、E1、デ16、E5、E7、自、デ20
中東　特1、特2、A1、A3、A7、A8、デ1、デ2、B5、B6、デ3、C7、D1、**E7**
中東決議　A1、**A3**、デ1、D1、E7
通常兵器　特1、デ3、D5、E11
低空飛行訓練　D4、**デ8**
ドイツ(独)　A6、**B2**、B5、デ3、デ5、C7、D1、デ12、E6、E7
トライデント・システム　A7、デ5
トルコ　B2、デ2、デ3、C3、デ5、D1

[ナ行]
長崎　A1、A2、デ14、D11、E1、デ16、**E2**、E3、**E4**、E5、E6、E9、デ18、自、デ20、デ21、デ22
日本決議　デ3、**D1**
日本非核宣言自治体協議会　**E1**、デ16、**E2**、E3、自、**デ20**、デ21
濃縮ウラン　B4、D9、E11
ノルウェー　特1、A1、**A4**、B2、デ2、デ3、E7、E11

[ハ行]
パキスタン　特1、**A4**、A7、A8、B3、デ2、B6、B7、デ3、デ5、D1、E2
爆音訴訟　デ11
非核三原則　デ1、デ16、E2、自、デ22
非核自治体　E2、自、デ20、デ22
非核特使　**E6**
非核兵器地帯　特1、特2、A3、A8、A9、**デ1**、B7、デ3、D1、E1、**デ16**、E2、E7、E8、自、デ22
非核兵器国　特1、A1、A6、デ3、デ5、D1、D10、D11
非人道性　**A1**、**A2**、D1、E6、E9
被団協(日本被爆者団体協議会)　**E5**、E9
備蓄核兵器　B3、C1、**C2**
被爆者　E2、E5、**E6**、E9、自、デ22
広島　A2、C1、D11、E1、デ16、E2、**E3**、**E4**、E5、E6、E9、E11、自、デ20、デ21、デ22
ヒロシマ・ナガサキ議定書　自
福島第1原発　D9、E9
武器輸出三原則　**D5**、D6
普天間(飛行場)　**D3**、D4、デ11、E10、E12、デ17
普天間爆音訴訟　デ11
フランス(仏)　特1、A5、A6、A7、デ1、B1、B2、デ2、デ3、デ5、C7、D7、D10、D11、E2、E6、E7
プルトニウム　C1、デ5、D10、D11、デ22
米印核協力協定　A4
兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)　⇒FMCT
平和市長会議　E1、デ16、**E3**、自、**デ21**、デ22
防衛計画の大綱(または防衛大綱)　特2、デ5、D2、D5、デ9
包括的核実験禁止条約　⇒CTBT
法的拘束力　特1、A2、C3、D1、D5
北東アジア非核兵器地帯　特2、A8、デ1、**E1**、デ16、**E2**、E7、自、デ22
保障措置(協定)　A3、A8、B5、B6、B7

[マ行]
マレーシア(決議)　特1、A1、A8、デ1、デ3
ミサイル防衛　特2、B1、**C3**、C4、デ5、C6、D2、D5、D6、**デ9**
未臨界核実験　C1、**デ4**、E2、デ22
民主党(日)　デ1、デ12、自
民主党(米)　D3
メドベージェフ大統領　C3、C4

[ヤ行]
唯一の目的　特1
横須賀　デ6、デ9、D9、**デ13**、デ14、デ19
予算管理法(BCA)　C2

[ラ行]
リビア　A3、A9、デ1、**C7**
劣化ウラン　D9、**E11**
ロシア(ロ)　A6、A7、A8、B1、B2、デ1、デ2、B6、デ3、**C3**、**C4**、デ5、C7、D5、D11、デ16、**E2**、**E7**
6か国協議　**B4**、デ16、自

[アルファベット]
APLN　A8
ATT　D5
CELAC　A9
CTBT　A8、**B3**、**デ2**、デ3、C5、デ22
FMCT　**A4**、A5、A8、デ3、C5
IAEA　A3、B4、B5、**B6**、B7
ICBM　A7、B1、C3、C4、デ5
ICNND　特1、A8、E4
MOX　D10
NATO　B2、デ3、**C3**、C4、デ5、**C7**
NPDI　**A6**、デ3、D1
NPR　A3、B2、デ5
NPT　特1、**A1**、A2、A3、A4、A6、A7、A8、デ1、B5、B6、B7、デ3、デ5、D1、D10、D11、E1、E3、E4、E7、自、デ22
PAC3　D6、デ9
PNND　A2、A9、**E7**、自
SLBM　A7、B1、C4、デ5
SM3　C3、D5、D6、デ9

ピースデポ出版物のご案内

★ピースデポ出版物を購入ご希望の方は、事務所までご注文ください。(送料別)

TEL　045-563-5101
FAX　045-563-9907
E-mail office@peacedepot.org

【イアブック・バックナンバー】本書1998年から発刊しています。一般メディアでは入手できない情報が満載です。1998～2011年版(各1500円)もぜひお手元に！



●「核軍縮・平和2011」

監修:梅林宏道
共同編集長:
田巻一彦、湯浅一郎
A5判328ページ
1800円
★特集:2010年NPT再検討会議
★特別記事:福島事態と核兵器／2010年NPT再検討会議－珠玉の演説／核兵器の時代に終止符を
★47のキーワード、36点の一次資料



●「核軍縮・平和2009-10」

監修:梅林宏道
共同編集長:
田巻一彦、湯浅一郎
A5判320ページ
1800円
★特集:核兵器のない世界へ
★特別記事:今、核廃絶のために何をなすべきか(土山秀夫)／問題は未来なのだ。愚か者！（ダグラス・ロウチ）
★48のキーワード、42点の一次資料

【ピースデポ・ブックレット】



『2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議
—市民社会からの総括』

A5判、64ページ　500円
2010年
★講演録:「2010年NPT再検討会議を市民の立場から振り返る」
★資料:2010年NPT再検討会議 最終文書
(「第1巻第1部」全訳)
★解説:「最終文書をこう読む」梅林宏道

『米国・核態勢見直し(NPR)』

梅林宏道　暴露部分全訳　300円
A5判、64ページ　2002年
★ブッシュ政権の核政策を示した「核態勢見直し(Nuclear Posture Review、NPR)」の、非公開部分を含む全訳および梅林宏道による解説記事。

【情報誌】

『核兵器・核実験モニター』

主筆:梅林宏道
編集長:田巻一彦
★核軍縮、地域安全保障、国際的なNGO活動などのホットな情報、一次資料を満載。

毎月2回(1日、15日)発行。
年間購読料12,000円(学生割引あり)



「高文研」発行の本

(書店でお求めください。価格は本体価格です。)

●『ミサイル防衛—大いなる幻想』



デービッド・クリーガー、カラー・オン　編
梅林宏道、黒崎輝　訳
1400円
2002年

★ジョゼフ・ロートブラット、リチャード・フォーク、ダグラス・ロウチ、沈丁立、李三星、梅林宏道など、東西の軍事・軍縮専門家20人が、ミサイル防衛を検証、批判する。

●『検証「核抑止論」現代の「裸の王様」』

ロバート・D・グリーン　著
梅林宏道、阿部純子　訳
1500円
2000年



★核兵器の非合法性、非道徳性、非現実性を徹底的に検証し、「核抑止論」の催眠術的トリックを打ち破る、核問題の入門書。



●『新版 少女・十四歳の原爆体験記
—ヒロシマからフクシマへ』

橋爪文　著
1800円
2011年

★勤労動員先で被爆、たった一人で死の街を縦断、わが家へ向かって歩き始める…。それから半世紀、60歳を超えての英国留学はやがて「反核海外ひとり行脚」へと発展、訪れた国は30カ国以上。そしていま、フクシマと向き合って…。大幅加筆で、復刊。

●『情報公開法でとらえた在日米軍』

梅林宏道　著　2500円
1992年



★在日米軍と基地の実態に迫り、米国の世界戦略の中心に組み込まれた在日米軍の全貌を多くの資料によって明らかにする。

* このページの書籍は、ピースデポでもお取り扱いしています。

イアブック「核軍縮・平和2012」－市民と自治体のために－
2012年10月26日発行　初版 第1刷

監修●梅林宏道
企画・執筆●ピースデポ・イアブック刊行委員会
梅林宏道 / 嘉指信雄 / 茂垣達也 / 杉原浩司 / 田巻一彦 / 塚田晋一郎 / 中村桂子 / 林 公則 /
山口 響 / 湯浅一郎(刊行委員会代表) / 吉田 遼

執筆協力●有銘佑理 / 勝田忠広 / 川崎 哲
編集・製作●金マリア / 田巻一彦(共同編集長) / 塚田晋一郎 / 湯浅一郎(共同編集長)
製作協力●大久保賢一 / 小野まい子 / 加藤正姫 / 林田光弘 / 藪 玲子

発行●特定非営利活動法人ピースデポ
〒223-0062　神奈川県横浜市港北区日吉本町 1-30-27-4 日吉グリューネ 1F
TEL 045-563-5101　FAX 045-563-9907
E-mail office@peacedepot.org　HP www.peacedepot.org
郵便振替：00250-1-41182　加入者名：「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座：横浜銀行日吉支店（普）1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

発売元●株式会社高文研
〒101-0064　東京都千代田区猿楽町 2-1-8 三恵ビル 4F
TEL 03-3295-3415　郵便振替：00160-6-18956

印刷・製本●野崎印刷紙器株式会社

©Peace Depot 2012, Printed in Japan ISBN978-4-87498-496-3